

昭和五十七年九月九日

四日市市議会議定例會會議錄（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十七年九月九日(木)午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第一一九号 昭和五十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

第四 報告第二〇号 専決処分の報告について

第五 報告第二一号 専決処分の報告について

第六 議案第九九号 昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………説明

第七 議案第一〇〇号 昭和五十六年度四日市市水道事業決算認定について……………〃

第八 議案第一〇一号 昭和五十六年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定につ

いて……………〃

第九 議案第一〇二号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………〃

第一〇 議案第一〇三号 昭和五十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………〃

第一一 議案第一〇四号 昭和五十七年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………〃

第一二 議案第一〇五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正

について……………〃

第一三 議案第一〇六号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正

について……………〃

- 第一四 議案第一〇七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………説明
- 第一五 議案第一〇八号 四日市市応急診療所条例の一部改正について……………〃
- 第一六 議案第一〇九号 市道路線の認定について……………〃
- 第一七 議案第一一〇号 土地の処分について……………〃
- 第一八 議案第一一一号 土地の取得について……………〃
- 第一九 議案第一一二号 町及び字の区域の変更について……………〃
- 第二〇 議案第一一三号 工事請負契約の締結について……………〃
- 第二一 議案第一一四号 工事請負契約の締結について……………〃

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青 山 峯 男
 小 井 道 夫
 伊 藤 信 一
 伊 藤 雅 敏
 小 川 四 郎

大 谷 喜 武
 大 森 洋 正
 金 口 幸 善
 川 村 野 等
 川 野 村 善
 喜 野 也
 訓 覇 也
 粉 川 茂
 小 林 次
 後 藤 次
 後 藤 次
 坂 口 正
 佐 野 光
 高 井 三
 高 木 勲
 田 中 基
 谷 口 信
 中 村 夫
 谷 村 信
 田 中 基
 高 木 勲
 高 井 三
 高 木 勲
 田 中 基
 谷 村 信

○出席議事説明者

| | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|------|------|------|------|------|------|-------|-----|----|----|----|
| 建設部長 | 都市計画部長 | 環境部長 | 産業部長 | 福祉部長 | 市民部長 | 財政部長 | 総務部長 | 市長公室長 | 収入役 | 助役 | 助役 | 市長 |
| 加藤 | 三輪 | 坂倉 | 平井 | 片岡 | 藪田 | 阿南 | 毛利 | 岩山 | 宮田 | 樋口 | 内田 | 奥山 |
| 寛 | 喜代 | 哲 | 清 | 一 | 輝 | 道 | 義 | 利 | 照 | 忠 | 武 | |
| 嗣 | 司 | 男 | 三 | 三 | 裕 | 彦 | 弘 | 雄 | 一 | 泰 | 助 | |

○欠席議員（二名）

宇治田良市
渡辺一彦

山本
山中
山路口
山路口
山森
山森
水野
松島
前川
堀内
堀市
古野
平野
橋本
野呂
生川
永田
正巳
平蔵
平和
増蔵
行信
元一
新兵衛
弘士
辰男
良一郎
幹郎
真孝
安吉
信生
忠剛
勝一

| | |
|---------|------|
| 下水道部長 | 石井三夫 |
| 消防長 | 渡辺靖三 |
| 次長 | 河村昭郎 |
| 病院事務長 | 田中利夫 |
| 水道事業管理者 | 村山仁了 |
| 次長 | 奥村仁人 |
| 教育委員長 | 服部昌弘 |
| 次長 | 伊藤藤長 |
| 代表監査委員 | 吉田耕吉 |

○出席事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 川合一郎 |
| 議事課長 | 板崎大之丞 |
| 議事係長 | 山口克彦 |
| 主事 | 鈴木晴美 |
| 主事 | 鈴木隆 |

午前十時二分開会

○議長（青山峯男君） ただいまから、昭和五十七年九月、四日市市議定会定例会を開会いたします。
 ただいまの出席議員数は、四十名であります。
 なお、今定例会の議事説明者は、市長初め二十二名であります。

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。
 本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしく願います。

日程第一 会議録署名議員の指名について
 ○議長（青山峯男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において訓覇也男君及び渡辺一彦君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について
 ○議長（青山峯男君） 日程第二、会期の決定についてを議題といたします。
 おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から九月二十四日までの十六日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から九月二十四日までの十六日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一九号 昭和五十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、ないし日程第五 報告第二一号 専決処分の報告について

○議長（青山峯男君） 日程第三、報告第十九号昭和五十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、ないし日程第五、報告第二一号専決処分の報告についての三件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第十九号は、昭和五十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

報告第二十号及び第二十一号は、市有自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定並びに文化会館電気設備工事外二件の工事請負契約の変更を、それぞれ地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（青山峯男君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 いまの報告の十九号でございますけれども、五十六年度の四日市港開発事業団特定事業会計決算のとでございますが、この問題については、霞ヶ浦地先四十万坪の埋立てで、会計その他についてもすべて終了いたしておりますので、もうそろそろこういった報告がなくなってしまうんじゃないか、なくなってしまってもいいんじゃないかと思っております。ところが、毎年毎年出てまいりますので、どういうお考えか。どういうお考えかということ、これを残しておいて、将来またそういった埋立て事業を進める予定なのか。そういった点もわかりませんので、それともう一つは、法的にどうしても残しておかねばならぬかということもあるかと思えます。私はわかりませんが、そういった点がございしますので、できるなら、もう繁雑なことはやめていただきたい。ただ私たちが提出されましたも、ちょっと見て、大体まあ三千万ぐらいお金残っているな。その金利が二百万ぐらいある。その金利の二百万の半分は、こういったこの印刷物になってしまっておる。これは非常にむだなことだと思えます。そういう点もございしますので、ひとつどういうお考えか、お考えだけお聞きいたしたいと思います。以上です。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 四日市港開発事業団につきましては、ただいまご指摘のとおりでございます。現在事業は、一切実施をいたしております。法的に云々というご質問がございましたが、法的にもこれを存続しておかなければならないということもございません。したがって、現時点における経過といたしましては、たしか昨年でございますか、伊藤議員の方からもご質問がございましたときに、県と協議して廃止の方向に向かってということでお答えをしたわけでございますが、そのとおりでございます。本年になりまして二度県とも話し合いをいたしました。

近い将来、これを廃止したい、こういう方向で現在県と協議を続けておるのでございます。そのようなこととございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第六 議案第九十九号 昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二一 議案第一一四号 工事請負契約の締結について

○議長（青山峯男君） 日程第六、議案第九十九号昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二一、議案第百十四号工事請負契約の締結についての十六件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第九十九号は、昭和五十六年度の市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、六十一億一千九百八十七万五千三百二十三円で、予算額に比べ八千三百五十二万七千三百二十三円の増収となりました。これは、主として医療設備と機能をより一層充実したこと及び救急医療体制の確立等により、当院に対する患者の信頼が高まり、利用者数が増加したことなどによるものであります。収益的支出におきましては、決算額が六十億七千五百七十四万二千九百七十六円となり、六千六十四万一千二十四円の不用額が生じましたが、これは、エネルギー関係費等管理経費の節減に努めたこと、給与費等が予定額を下回っ

たことなどによるものであります。

以上収益的収支決算の結果、当年度におきましては、四千四百十三万二千三百四十七円の純利益を生じました。その結果、当期末累積欠損金は、二億一千四百六十五万六千三百九十八円となったのであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は、出資金、企業債、寄附金、負担金、長期貸付金返還金及び補助金で三億一千三百二十万一千三百三十三円となり、予算額に比べ二十二万四千六百六十七円の減となりました。これは、看護学院学生等の修学資金に係る一般会計繰入必要額等の減少によるものであります。

一方、支出の決算額は、建設改良費、償還金及び投資で八億五千二百九十七万九千九百六十六円となり、六百六十九万八千三十四円の不用額を生じました。これは、看護学院学生等修学資金等が予定額を下回ったことによるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額五億三千九百七十七万八千六百三十三円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益六十一億一千九百八十四万九千六百四十九円、費用六十億四千八百五十七万八千九百十五円、差引経常利益七千二百七十七万七百三十四円で、これに特別利益二万五千六百七十四円、特別損失二千七百十六万四千六十一円を加減して、四千四百十三万二千三百四十七円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金について、前年度未処理欠損金二億五千八百七十八万八千七百四十五円を当年度純利益で補てんしましたので、差引当年度未処理欠損金は、二億一千四百六十五万六千三百九十八円となりました。資本剰余金は、本年度において医療器具購入指定寄附金六百六十万円、看護学院学生等修学資金負担金一千二百七十六万二千円、自動車事故対策費補助金一千万円、及び医療施設等設備整備費補助金一千万円の計三千九百三十六万二千円の増加となり、前年度繰越額三億六千四十二万二千六百六十七円と合わせて三億九千九百七十八万四千六百六

七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金二億一千四百六十五万六千三百九十八円全額を翌年度へ繰り越しました。貸借対照表におきましては、資産総額七十八億一千二百十万七千三百六十八円、負債総額五億二千三百二十九万六千二百四十四円、資本総額七十二億八千八百八十一万一千六百六十四円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、昨年六月診療報酬が改正され、同時に薬価基準の大幅な引き下げが実施されたことから、経営的効果はほとんど期待できない状況にあります。地域住民の健康を守る中核病院としての機能が十分発揮できるよう診療体制の充実を図り、その期待に応えるため医療サービスの向上に一層の努力をいたす所存であります。

次に、議案第百号昭和五十六年度四日市市水道事業決算認定についてであります。まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、三十四億九千六百七十六万九百一十四円、予算額に比べ八千二百二十三万一千九百九十九円の減収となりましたが、これは事業収益の大宗を占める給水収益が、年間配水量の伸び悩みと民間企業の水需要の低下並びに受託工事収益における給水工事及び移設工事等の事業量が、当初予想を下回ったことなどによるものであります。

収益的支出につきましては、決算額が三十四億七千四百十三万五千五百六十六円となり、八千九百六十三万五千四百八十四円の不用額を生じましたが、その主な理由は、受託工事量の減少に伴い関連工事費に不用額が生じたこと、及び受水量、委託料等が予想を下回ったことなどが挙げられます。なお、特別利益、特別損失につきましては、固定資産売却損益及び水道料金、工事負担金等の過年度損益修正を経理いたしております。

資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は、九億五千三十四万一千六百三十円、予算額に比べ九百二十二万四千六百三十円の増収となりましたが、これは、工事負担金の増によるものであります。支出の決算額は十五億二千八百七十五万四千七十一円、四千六百三十四万五千九百二十九円の不用額を生じましたが、これは、配水管布設改良工事に係る路面復旧委託料及び材料費に不用額が生じたためであります。

資本的収入額が、資本的支出額に不足する額五億七千八百四十一万二千四百四十一円は、過年度分損益勘定留保資金三億一千三百万七千三百五十九円、当年度分損益勘定留保資金二億五千十八万四千八十二円及び当年度利益剰余金処分額一千五百二十二万一千円で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益三十四億九千六百四十四万二千八百七十六円、費用三十四億七千三百十万六千六百八十二円、差引経常利益二千三百三十三万六千九百九十四円となり、これに特別利益三十一万八千二百五十四円、特別損失百二万八千八百三十四円を加減して、二千二百六十二万五千三百八十五円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書につきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高四千九百九十三万八千九百五十三円に当年度純利益二千二百六十二万五千三百八十五円を加えて、七千二百五十六万四千三百三十八円が、当年度末処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高二億九千九百九十八万五千五百九十八円と、当年度発生高二億三千九百一十六万七千七百一十円で、翌年度繰越資本剰余金は、二十八億三千六百万二千三百八十八円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度末処分利益剰余金七千二百五十六万四千三百三十八円のうち、減債積立金として七千二百五十六万四千円を処分し、残額三百三十八円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額百四十五億四千四百七十五万三千三百二十四円、負債総額十三億四千四百九十八万五千八百七十八円、資本総額百三十一億九千六百八十八万九千四百四十六円となっております。

以上が水道事業決算の概要であります。今後の事業収支につきましては、料金収入の伸び悩みが懸念される中で、事業の拡充と老朽管の改良工事等を計画的に実施する必要があります。水道事業を取り巻く情勢は、依然として厳しいものがありますが、健全財政の確保と事業の円滑な運営を図り、公営企業の使命を達成すべく鋭意努力いたす所存であります。

議案第一号は、昭和五十六年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の六つの勘定を総合しますと、二億二千三十一万二千八百九十六円となり、予算額に比べ八千四百七十一万九千四百円の減収となりましたが、これは、共済事業の性格上、ある一定の基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度は、その基準より被害が少なく、保険金が収入減となったためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合の額一億八千四十二万二千四十九円で、予算額に比べ一億二千四百六十九万九千九百五十一円の不用額を生じましたが、収入と同様、被害が少なく、共済金の支出が減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計二億二百一十三万七千七百七十二円、事業費用合計一億八千四十二万二千四十九円、差引事業利益二千五百五十九万一千七百二十三円で、これに事業外収益合計一千八百二十九万九千二百二十四円を加えまして、三千九百八十九万八千四百四十七円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書における当年度未処分剰余金は、当年度純利益と同額であります。

剰余金処分並びに不足金処理計算書は、当年度未処分剰余金四十三万五千五百三十円を、関係法令に基づき事業勘定別に法定積立金及び特別積立金に積み立てようとするものであり、当年度未処理不足金四十四万九千六百八十三円は、家畜共済勘定の不足金で、法定積立金及び特別積立金をもって充当し、なお、六万一千三百五十七円は、繰越不足金

として処理しようとするものであります。

貸借対照表におきましては、資産合計二億四千四百五十二万四千六百七十円、負債合計一億三千七十一万九千六百九十七円、資本合計一億一千三百八十八万四千九百七十三円となりました。

決算の結果は以上であります。今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を実施してまいりたいと存じます。

以上が昭和五十六年度市立四日市病院事業、水道事業決算認定及び農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての概要であります。どうかよろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第二号は、本市一般会計補正予算第一号案であります。

今回補正の主なる内容は、国庫補助割当の決定もしくは見通しを得たもの、及び緊急に実施を要する単独事業費等のほか、過般の災害による災害復旧費、普通財産取得費の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は十九億三千八百八十五万円となり、補正後の予算総額は、五百一十一億二千七百四十五万円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、国庫補助金等の決定に基づき交通安全対策事業費を追加補正し、市内七カ所の集会所建設費補助金を追加いたしました。

第三款民生費は、身体障害者療護施設及び在宅老人デイ・サービス施設建設費に対する補助金並びに関連する債務負担行為を計上いたしました。

第四款衛生費は、本年十二月から発足予定の救急医療情報システムについて、このほど関係機関との協議が整いま

したので、その関係経費を新規に計上しております。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました地域米需給均衡化特別対策事業費等の新規計上と、マックイムシ防除事業費等の追加補正を行うとともに、転作促進特別対策事業、田麦生産団地育成対策事業並びに神前、保々地区における農林業同和対策事業等に対する補助金を計上いたしました。畜産業費では、県支出金の決定に伴う水田裏飼料作物生産対策事業費及び肉用牛自給飼料生産促進事業補助金を計上するとともに、乳牛育成事業、畜産環境保全対策事業に対する補助金を追加いたしました。農地費は、市単独土地改良工事費を追加いたしました。

第七款商工費は、諏訪新道発展会等に対する商業振興事業補助金を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業費の決定に基づき、高角町四号線外二線の新規を含む改良事業費と、市単独改良事業費の追加を行うとともに、住宅地地関連公共施設整備促進事業につきましては、松本貝家一号线改良事業費を新規採択により計上し、西村大長駅前線改良事業費を実施事業に合わせて減額補正いたしました。

河川費では、国庫補助事業費の決定に伴う十四川及び堀川改修事業費並びに市単独改良事業費を追加いたしました。都市計画費は、国庫補助事業費の決定に基づく西富田阿倉川線街路事業費及び小杉新町三号公園整備事業費の新規計上と、赤堀山城線橋梁整備事業費及び三滝緑地等の公園緑地整備事業費の追加補正を行うとともに、近鉄塩浜駅歩行者専用道路調査費等のほか指定寄附のありました街路植樹工事費等を追加し、土地区画整理事業特別会計への繰出金を減額いたしました。また、四日市市レジャー施設協会が実施します広場等施設整備事業に係る年金福祉事業団融資金について、同協会に対する債務負担行為を計上しております。

公共下水道費は、特別会計への繰出金を増額したものであり、都市下水道費では、国庫補助事業費の決定に伴う羽津等の各都市下水道新設改良事業費を追加補正し、塩浜都市下水道新設改良附帯事業費の予算の一部組替えを含む追

加補正と、市内一円の排水路改良工事費を増額いたしました。

住宅費は、市営住宅維持補修費及び施設整備費を追加し、一般公営住宅建設事業費につきましては、国庫補助事業費の決定と実施計画により追加補正いたしました。

第九款消防費のうち非常備消防費は、関係法令の改正に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金負担金の不足見込額と、過般の住宅火災にかかる消火活動等民間協力者に対する公務災害補償費を追加いたしました。水防費は、本年八月の豪雨等による防災対策経費並びに備蓄用水防資材購入費を計上いたしました。

第十一款災害復旧費は、本年七月、八月の豪雨及び台風十号による現年発生災害復旧費であります。

土木施設災害復旧費のうち、道路、河川の土木施設は、おおむね国の災害復旧基準に従い認定見込事業費の五〇パーセントの補助災害復旧費と市単独災害復旧費を計上し、公園施設については、市単独災害復旧費を本年度に完了するよう予算を計上いたしました。農林水産施設災害復旧費は、本年度割当見込額と地元立替金による施越工事分を含めた補助災害復旧費及び関連する債務負担行為のほか市単独災害復旧費を計上いたしました。その他公共公用施設災害復旧費についても、南部埋立処分場施設の市単独災害復旧費を計上いたしました。

第十四款諸支出金は、現市立四日市病院の用地取得費を計上したものでありまして、この財源には旧病院の土地売却収入を充当しております。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要をご説明申し上げますが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源のほか一般財源として市税及び財産収入を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第三百号公共下水道特別会計の補正は、国庫補助事業費の決定に伴い各排水区の下水管渠布設事業費及び高花

平浄化センター築造事業費を追加補正するとともに、日永浄化センター築造事業費につきましては、国庫補助事業の年度割当に基づく現年予算の増額と債務負担行為の変更を行いました。また市単独事業につきましても、各排水区下水管渠布設事業費、阿瀬知川ほかの雨水幹線整備工事費等を追加いたしました。歳入につきましては、国庫支出金、諸収入及び市債の特定財源のほか、前年度繰越金及び一般会計繰入金を計上いたしました。

議案第四百号土地区画整理事業特別会計の補正は、浜田第二土地区画整理事業につきましては、国庫補助事業費の決定及び保留地処分金の増収見込みに伴う建物移転費及び街路事業費を追加し、西浦土地区画整理事業につきましては、県立四日市工業高校の移転改築実施計画に合わせて建物移転費を減額補正いたしました。公債費におきましては、復興土地区画整理事業に係る清算徴収金の本年度収入が関係者のご協力により予想を上回る見通しを得ましたので、先に清算交付金財源として借入れました市債の一部を繰り上げて、償還するための元金償還金を追加いたしました。歳入では、保留地処分金、復興土地区画整理事業清算徴収金を追加し、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債を減額補正しております。

続いて、条例その他の各議案についてご説明申し上げます。

議案第五号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて扶助料等の引き上げを行うとしますものであります。

議案第六号は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例を、法律及び政令の改正に伴い題名を改めるとともに、新たに災害障害見舞金制度を設けようとするものであります。

議案第七号国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者世帯の保険料の軽減を図ろうとするものであります。

議案第八号応急診療所条例の一部改正案は、従来診療を行っていなかった振替休日にも診療を行うよう所要の改正をするものであります。

議案第九号は、天カ須賀二十八号線外三十七路線を市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第十号及び第十一号は、土地の処分及び取得についてでありまして、旧市立四日市病院跡地五千六十五平方メートルを、金額七億七千三百一十千円をもって野村不動産株式会社名古屋支店に売却しようとするものであり、この売却代金をもって現市立四日市病院用地一万七千二百二十八平方メートルを、四日市市土地開発公社から取得しようとするものであります。

議案第十二号は、小生町地内に住宅団地が造成されるのに伴い、関係する町及び字の区域の変更を地方自治法第二百六十条の規定に基づき行おうとするものであります。

議案第十三号及び第十四号は、工事請負契約の締結案でありまして、いずれも指名競争入札に付した結果、西橋北小学校改築工事につきましては、金額一億一千五百万円をもって株式会社堤組と、千歳町小生線道路改良工事につきましては、金額一億二千八百万円をもってピー・エス・コンクリート株式会社名古屋事務所と、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は保留いたします。

○議長（青山峯男君） この際、報告いたします。

監査委員から報告が十二件まいっております。すでにお手元に送付いたしておりますのでご了承願います。

○議長（青山峯男君） なお、この際市長から生川倉庫火災事故について発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 去る八月二十三日に発生いたしました生川倉庫の爆発火災につきましては、昨日開催されました総務委員協議会におきまして、助役からご報告申し上げましたが、この席をお借りして、その概要を報告させていただきます。

出火場所は、市内小古曾東二丁目二百四十二の一の生川倉庫株式会社の倉庫からで、消防本部の火災覚知は、八月二十三日午前三時十六分でございますが、爆発出火の関係やその発生時間につきましては、現在調査中でございます。出火建物の状況でございますが、敷地内には倉庫二棟、危険物倉庫、事務所があり、第一倉庫は鉄骨鉄板ぶき二階建て、一階が恒温倉庫となっており、建築延面積が三千四百五十九・二四平方メートル、第二倉庫は鉄骨スレートぶき平家建てで、九百七十六・五平方メートルでございます。

次に、倉庫の保管物品でございますが、合成樹脂類約千七百七十九トンが保管されており、この倉庫は、特殊可燃物保管倉庫として消防本部に届け出がなされております。

当火災による被害でございますが、損害額その他詳細については現在調査中で、まだ判明いたしておりませんが、概要といたしましては、負傷者が二十三名で、全員が軽傷。出火建物は、第一倉庫、第二倉庫が全焼、事務所が全壊、危険物倉庫が半壊、爆発による周辺建物の被害は、全壊が十五棟、半壊が十一棟、部分損壊が二百九十二棟で、合計三百十八棟となっております。

消防活動の状況につきましては、出火覚知と同時に消防隊が出動し、消防車両二十六台と二百七十三名の人員が出動し、八月二十三日十三時五十四分に鎮火いたしました。その後も再燃の危険があるため、八月二十九日まで警戒出動をいたしました。また当日午前六時に災害対策本部を設置し、内部、河原田の地区市民センターを通じて情報収集を行うとともに、被害調査、環境調査を実施いたしましたのであります。当火災の出火爆発の原因や被害を調査するため、八月二十四日から一日平均約三十名の消防職員を動員し、現在もなお警察と合同調査を続けており、また自治省消防庁におきましても、去る九月一日、四名の調査員が現地視察を行い、調査を実施中でございます。

なお、生川倉庫に対しましては、事故当日及び九月一日の二回、社長の来庁を求め、被害対策については十分な誠意をもって当たるよう申し入れを行ったところであります。

以上、生川倉庫火災の概要をご報告申し上げましたが、今後の対策といたしましては、第一段階として九月七日から市内倉庫の一斉立入検査を実施し、事故の未然防止の徹底を図るとともに、原因究明後、さらに具体的な対策を立て、類似災害の再発防止に努めたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいまのご報告に関しまして、お尋ねをしたいと思います。

爆発事故の恐ろしさを目の当たりに見たわけでございますけれども、三百十八棟ほどの被害が出ているわけござ

いますけれども、人身事故も含めまして、被害補償の問題がやはり大きな問題だと思っております。果たしてどういふ原因によるものか、いま調査をしていただいているところでございます。その結果いかんにもよろうかと思えますけれども、多数の被害者の補償という問題について、生川倉庫との間で市はどういふ役割を果たそうとしたいのか。果たして生川倉庫が支払い能力があるのかどうかという不安も、いろいろ巷間出ているようにございまして、倉庫業者としての生川倉庫、あるいは荷主の責任の問題とか、いろいろ生川倉庫の支払い能力とかかわりまして、その辺も明確にしてほしいという要望もございます。そうした中で、市がこの被害補償の問題の解決に今後どうかかわっていかれようとするのか。現地ではすでに住民を中心にその会も組織されておるようでございますけれども、そういう中において、市の方はどうかかわりをおきたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 現在の段階では、直接この被災者の方々と原因者といえますか、発生をいたしました生川倉庫との間にお話し合いが持たれておるのでございます。いま直ちに市が介入をするということとはできないというふうな思っておりますが、住民側の意向等は十分お聞きをいたし、さらにそれに対する生川倉庫の対応を見ながら今後対処をしてまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 小井議員が被害者の補償の問題についてお尋ねがありましたけれども、私は違った立場から、これは要望になると思えますけれども、申し上げておきたいことがございます。一つは、戦争でないのに戦争であるようなああいう状態が起こった。これは大変なことでございます。夜もゆっくり寝られないという、そういう環境が果たしていいかどうか。今後市の行政の中でみんなが安心していけるそういうことを、安全対策と申しますか、どう考えていくか。これは消防の方で倉庫を検査していらっちゃって、そういうことのないように方法を講じていらっしゃいますけれども、それ以上に安全対策というものをより一層考えていかねばなりません。その上にご承知のように石油コンビナートがございまして、もう石油コンビナートそのものがすでにいつ爆発するかわからないような危険な状態、言い換えれば四日市市住民が全部そういった危険な状態にある中で、さらに一層そういった問題をご検討していただきたいということが一つ。

もう一つは、いま原因を調査中でございますけれども、この前震の埠頭へばい煙が降って、本田技研の自動車に損傷ができました。その原因については、市の議会でも取り上げておりましたし、県の議会でも取り上げておりましたけれども、結局原因不明のままに終わっております。その原因不明のままに終わったのはよろしいけれども、わかればわからないで結構でございますけれども、やはりそれに対していろいろなうわさが出ております。いろいろなうわさが。うわさのことでございますから、これはここで申し上げる筋合いでございますが、今度の原因につきましても、恐らく原因不明のままに終わっていくんじゃないかと思えます。それでは困るわけなんです。どうしても原因を明らかにしながら、先ほどの損害補償といった問題も、原因がわからなかったら補償と考えられませんから、この原因につきましてはあらゆる方法を尽くして、本田技研の場合のように原因不明だという結果が出ないように、ご配慮をいただきたい。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 住民の方々が安心をして毎日暮らすことができるように、安全対策について十分検討せよというご提言でございました。大変ごもっともなご指摘であろうかというふうに思います。私どもは、過日の防災訓練等におきましても、地震災害等に対する対処の仕方、いろいろな検討をいたしておりますが、なおかつ、まずコンビナート各社におきまします安全対策が十二分になされておるかどうかというようなことについては、今後也十分な検討を続けて、改善すべきことは改善をしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。先ほどお話のありました原因究明については、徹底的な究明をいたすべく、すでに毎日三十名というような消防人員も投入をいたし、警察の方とも共同で作業をやらせていただいております。なお、中央から、自治省の方から調査に参られました調査員四名の中には、こういった災害にお詳しい学者先生もまじっておりますので、中央とも連絡をとりまして、原因を明確にできるだけだけしていきたい、かように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月十三日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時五十六分散会

昭和五十七年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十七年九月十三日(月)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青

村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山

幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯

善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○欠席議員(二名)

山 宇 渡 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古
 口 田 辺 本 中 路 口 野 島 川 内 市
 信 良 一 忠 安 真 幹 良 辰 弘 新 元
 生 市 彦 勝 一 剛 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一

平 橋 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜
 野 本 呂 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野
 行 增 平 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也
 信 藏 和 藏 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は、四十名であります。
 本日の議事は、一般質問であります。

午前十時二分開議

| | | | | |
|----|----|------|------|-------|
| 主事 | 主事 | 議事係長 | 議事課長 | 事務局局長 |
| 鈴木 | 玉田 | 山口 | 板崎 | 川合 |
| 木 | | | | |
| | 耕 | 克 | 大 | 一 |
| | | | 之 | |
| 隆 | 士 | 彦 | 丞 | 郎 |

○出席事務局職員

| | | | |
|----|---|----|---|
| 代表 | 次 | 教育 | 次 |
| 監査 | 長 | 委員 | 長 |
| 委員 | | 長 | |
| 吉 | 伊 | 服 | 奥 |
| 田 | 藤 | 部 | 村 |
| 耕 | 長 | 昌 | 仁 |
| 吉 | 爾 | 弘 | 人 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|----|-----|-------|------|--------|------|------|------|------|------|------|-------|-----|----|----|----|
| 水道事業管理者 | 病院事務長 | 次長 | 消防長 | 下水道部長 | 建設部長 | 都市計画部長 | 環境部長 | 産業部長 | 福祉部長 | 市民部長 | 財政部長 | 総務部長 | 市長公室長 | 収入役 | 助役 | 助役 | 市長 |
| 村山 | 田中 | 河村 | 渡辺 | 石井 | 奥山 | 内田 | 樋口 | 宮田 | 岩山 | 毛利 | 阿南 | 藪田 | 片岡 | 平井 | 坂倉 | 三輪 | 加藤 |
| | | 利昭 | 靖三 | 武助 | 忠泰 | 照一 | 利雄 | 義弘 | 道男 | 輝彦 | | 一裕 | 清三 | 哲三 | 喜司 | 寛代 | |
| 了夫 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 | 利昭 |

なお、教育長は病気のため今期定例会を本日から欠席いたしますので、ご了承をお願いします。
また、今期定例会の議事説明者として教育委員長の出席を追加要求いたしましたので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（青山峯男君） これより、一般質問を行います。

通告一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 おはようございます。台風一過、さわやかな一日になりましたけれども、当市の被害がそう大したと
なかつたので、喜んでおります。九月議会のトップバッターとして通告に従って質問させていただきます。

まず第一点は、市政の展望についてであります。世界の経済環境の停滞の中、自動車や先端技術産業製品を中心
としたアメリカやEC諸国との貿易摩擦、さらにアメリカの高金利から派生した円安は、金利低下に伴い円高に向か
うかと思われましたが、中東情勢の緊張などから一向に好転せず、石油製品の値上げや卸売物価への反映あるいは輸
出のかけりなどを初めとして、わが国経済も冷え切っている現況下にあります。国においては五十六年度二兆八千億
円、五十七年はさらに大きく六兆円もの歳入欠陥予想、県においても五十億円の不足等報道されており、規模こそ違
え当市においても同じような傾向にあるかと思われまます。ちまたの業者の方たちと話をいたしましたとしても、仕事がない、
不景気ですねと、特に住宅関連を中心にしてあちこちで聞かれます。石油関連産業を中心に活力のあつた四日市た
けに、現下の環境にはその先行きに大変な不安を覚えるものであります。一昨年の十二月議会で私は市の財源確保に

ついて市長に質問をいたしました。市長は、第二次産業、第三次産業がより活発になるように持つていくべきであり、
そのため行政サイドとしては地場産業に従来以上の前向きな取り組みと新規産業の誘致に積極的に取り組む必要があ
る、もう一つは、第三次産業の活力を図っていく上で根本的には人口の増加を図る必要があり、そのための住宅団地
の形成ということが大事であると申されました。その方針に沿って、今日まで内陸型産業の誘致に大変なご努力を願
い、YKK、シーケーディ、八千代工業と次々に立地が決定され、YKKは去る七日に起工式が行われるなど着々と
建設が進められていることはまことにご同慶にたえないところであります。市長初め関係各位に心から敬意を表す
るものであります。

さて、私がお尋ねしたいことは、さきに述べました石油関連産業の落ち込みから税収に多くを望めない今日、中電
四日市火力の四号機増設やLNGタンクヤードの建設による税収に大いに期待をかけることではあります。同時
に、この保々工業団地における期待はさらに厚いものがあると思います。待望の内陸型産業ということで、一日も早
くこれらの企業が稼働してほしいわけですが、これらの企業が軌道に乗ったとき、税収の面あるいは雇用の面、さ
らには下請企業の活性化に寄与してこれが導火線となってさらに当市のあらゆる方面に波及効果を持たらして活力を
生み出すことになるだろうと、心から期待をし念願するところではありますが、その期待度というのはどのようなもの
なのでしょう。お聞かせください。

次に、第三次産業の活性化のために人口の増加を図る必要があり、そのための住宅団地形成に力を入れたいとお
っしゃった点については、旧市立病院跡地の住宅地への転換あるいは中里住宅団地、さらには残っている病院跡地も野
村不動産に売却してマンション建設というように予定どおりに進められていることに賛意を表します。商業地域の活
性化のために市民や周辺地区の人たちを中央に引きつけるという面では、八月一日待望オープンした文化会館の利用

者がこの一カ月予想を上回る成績ということは、これも目的の一つであったかは別にして、十分にその役割を果たしていると言えましょう。しかし、気になりますのは、旧病院跡地の住宅あるいは中里住宅など関係者の努力のわりにはその売れ行きが余り芳しくないというふう聞いております。いかがでしょうか。公社あるいは公団の努力もさることながら、行政としてどのように対応なさるおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

次は、平山物産問題と新化製工場の建設についてであります。さきの全員協議会の席上で、平山物産とは四億三千六百万円で大体の合意ができた、代替地の問題なども含め、これをもとにして県と折衝をしているという報告がありました。この問題はいつの議会でもいろんな議員の方が取り上げて、それこそ市全体の問題として各人が等しく注視しているところでもあります。特に私ども常磐地区が直接その被害を受けるという立場から、西伊倉、伊倉を中心に周辺地区の代表の方々が悪臭公害反対協議会を結成して早くからその活動を続けてまいっております。今日まで金森議員あるいはその他の方々ともどもお手伝いをしてきた経過がありまして、あのかのときの報告は私にとってはまさに念願の朗報だったと言えます。ところが、あれから数カ月を経た今日、廃業などはどこ吹く風、相も変わらず黒い煙を出し悪臭は依然としておさまらない状況にあります。先日総務委員協議会で説明があったようでありまして、県との話し合い、あるいは平山物産との話し合いはその後どのように進展しているのでしょうか。長引けば長引くほどこじれてくるのではないかと大変心配しております。地元協議会の方々も市当局を信頼しているからこそ静かに見守っているのです。この際その後の経過と今後の対応について明確に決意を持ってご答弁をお願いしたいと思います。

一方、新化製工場の問題についてもその後いろいろと話題を聞いておりますけれども、その進展についてもお聞かせ願いたいと思います。

第三点は、道路整備の促進についてお尋ねします。ご承知のごとく、国道一号線、二十三号線、日水八郷線、東西道路では国道三百六十五号線、四日市土山線、千歳町小生線など各路線とも飽和状態にあり、それに伴って住宅地内の生活道路にも車が進入してくる状況であり、市民の足ばかりか、生活も脅かされていると思います。これらの状況を予測して東西交通路あるいは南北交通路の整備を図ろうと計画されているのが、北勢バイパスや四日市環状線、さらには三滝川左岸道路、千歳町小生線あるいは富田山城線というふうなように思います。国道や県道などについては、直接市がタッチするものではないと思いますが、それにしてもいずれの道路も遅々として整備の進まないことには立ちを覚えるものであります。特に四日市西部の団地開発に伴い四日市土山線、千歳町小生線の朝夕のラッシュは、ご存じのように目に余るものがあります。これの解消に計画された三滝川左岸道路の建設はどのような計画になっているのでしょうか、どのように進行しているのでしょうか。

また、千歳町小生線についても松本の県道西日野大井手線の交差点から西については今年度末に整備がなされるという計画ですが、その東については何ら進展のないまま、多分道路になるだろうと思われる地点に建物が増えつつあります。この東側の計画が順調に進まないことには川島から松本までのりっぱな道路ができて渋滞の解消にはならないと思います。県道西日野大井手線との交差点以東の今後のスケジュールについてお聞かせください。

なお、交差点から西の歩道にある植え込みや街路樹周辺の雑草については、住居のある近くについてはその方々が除草をしておられますが、そうでないところの雑草はどこで始末をすればいいのでしょうか、いまのままだとせつなくの植え込みや街路樹が枯れてしまうのではないかと気がしますので、善処方をお願いしたいと思います。

最後に、地域防災、特に水防に関してお尋ねします。

去る八月一日の十号台風、あるいはその前の集中豪雨などによる長崎や三重県での被害は大変でした。私どもも救

援カンパ活動をいたしました。また、まことにお気の毒で早期の復旧をされんことを念じるものであります。この災害と相前後して四日市の防災会議あるいは水防協議会発行の地域防災計画、水防計画の資料をいただき拝見いたしました。的確に危険箇所が把握されており、計画が進められておられるようですけれども、八月一日の十号台風のとき、私は金森議員と地元自治会の役員の方々と一緒に地区市民センターで待機しておりました。そのときに感じたことを若干お尋ねしておきたいと思えます。あの日の降雨量は大変なもので鹿化川、落合川、三滝川、さらにそれに関連する支派線など大変な増水で、あと二時間も降り続いたら大変な被害が出るんじゃないかというようなことで、その水位、降雨量に一喜一憂をして恐怖の中見て回ったものでした。この間の行政側の対応はやっぱりなもので、消防本部あるいは分団はもちろん、本庁の各部各課から派遣された職員の方は館長の指揮のもとにてきばきと事に当たっており、避難場所の準備あるいは受け入れも万全でありました。資料にあるごとく十分訓練されているというふうに感じました。ただ、待機中に聞くともなく聞いた行政四日市との無線交信の中で若干気になった部分がありました。どうも適切な表現ができないんですが、それはお役所仕事というのか、各課のなわ張りというのか、縦割り行政という中ではやむを得ないこともかもしれませんが、巡回中に発見したことが自分たちの所管と違うので、所管課に連絡して処理をしてほしいといったような内容の無線でした。このような非常事態のとき、そこは臨機応変に対応して十分な連携プレーをしてほしかったと思いたわけですが、いかがでしょう。

なお、当日の警戒体制は二日の午後三時過ぎに解除になり、ご苦労さんということで解散したわけですが、後始末だとかいろいろんことがあって、それぞれの方が帰られたのは四時半ごろだったと思います。一晩じゅうあちこち走り回って活躍をして四時半ごろに帰り、それでその日の出勤についての指示がなされてなかったようですが、正規の時間に出動したのか、あるいは時差出勤などの配慮があったのか、その辺が若干気になります。

なお、昨日の台風も含めまして今回の一連の災害は、特に急傾斜地の被害というのがずいぶん出ております。そういう意味で四日市の資料によりますれば、下野地区、四郷地区など市内十八カ所が急傾斜地の危険区域というふうに指定されております。それなりの補修も施されているようですが、その防備については今後に対して万全なのでしようか、お尋ねしたいと思います。

一方、河川関係については、海蔵川では四ツ谷橋から生桑井せきまでが危険度Aとなっております。十号台風のときまたまた野中橋を通りました。生桑井せきのところは特に右岸の方でオーバーフローをするんじゃないかと非常に心配しながら通ったわけですが、もちろんこの辺についてはご承知と思いますが、今後の対策はいかがでしょう。

また、私の地元の落合川、鹿化川においても同様で、落合川は大井手、松本付近で危険でしたし、鹿化川は新吉田橋付近から下流の濁流というのは恐ろしいくらいでありました。幸い大事に至らず、ほっとしたわけですが、現在小生町の北斜面で住宅関係の開発が進められておりますし、うわさによれば南斜面の方も開発されるというふうに聞いております。これらの開発された地域の排水についてはどのように流れるんでしょうか。もし落合川あるいは鹿化川に流されるんだとすると、この二つの河川はちよっとした大雨で非常に危険になるのではないかというふうに思われますが、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上で第一回の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第一点、第二点について私からお答えをいたします。

第三点、第四点については、それぞれ担当部長の方からお答えをさせていただきます。

まず、市財政の将来の展望に絡みまして保々の工業団地の三社の誘致、あるいは中電等の新しい建設について、将来どういうふうにいま期待をできるのかというご質問であったかと思いますが、本来的に言いますと、市という自治体が行っております政策というものが、来年度、再来年度直ちに市の財政に大きく貢献をしていくという事は非常に無理があると思っております。ある一定期間、最終的に工場誘致なり、あるいは商業開発なり、あるいは団地開発なりをやった場合にその効果が実際に出てまいりますには、ある一定期間がどうしても必要だというふうに思っておりますのでございますが、それはともかくといたしまして、保々の工業団地に立地をいたしました三社でございますが、最近の三社の業績調査の結果はいずれも非常に良好でございますまして、今日不況、不況だと言われる産業界の中にあつては、非常にいい方ではないだろうかというふうに思っております。そこでまず、税収面で影響が出てくると思いますのは、やはり三社の生産活動が行われればそれに伴いまして従業員というものが採用をされるわけでございますから、個人市民税が当然それだけふえてくるだろうと、ただ地元雇用が中心になるといふふうに考えられますし、またパートもその中に含まれるというようなことでございますから、市民所得の増加ということにつきましては、やはり冒頭に申し上げましたようにしばらく時間がかかるといふふうに思っております。

その次に、固定資産税、土地分につきましては、地目変更によりまして、家屋償却資産分については投資額ベースで見ると、ある程度の期待が、来年度以降に持てるというふうに思っております。現在、これら三社が本市に提出をいたしております最終計画案によりまして、三社からの税収入合わせまして大体一億五、六千万円ぐらい、個人市民税、固定資産税、法人市民税、これらを含めまして大体三社で一億五、六千万円ぐらいの収入になるうかというふうに思うところでございます。

ただ、吉田工業につきましては、いま私の方で計算の基礎にいたしておりますのは、吉田工業全体としての割り振

りから考えて計算をしたものでございますが、四日市YKKという別会社でスタートをされるようでございますので、若干の狂いは出てくるのではないだろうかというふうに思っております。

それから、中電の四号機あるいはLNG等についてでございますが、これは最終的にはやはり十五億ぐらい、ピーク時ではもうちょっと出るかと思うんですが、償却資産税が入っておりますので、ピークがあると思うんですが、十五億ぐらいは出てくるのではなからうかというふうに期待をしておりますのでございます。

ただ、この保々の工業団地におきます事業の規模でございますが、いずれも当初は百人以内でスタートをして、逐次雇用面では人をふやし拡張を図っていくというところでございまして、最終的には三社で大体千五百人から千八百人ぐらいの人員になるということをお願いいたしておりますのでございます。

それから、地元下請関係でございますけれども、これはいま地元の商工会議所の金属部会等とも連絡をとっておりますまして、シーケーディ、YKK、八千代工業はまだこれからでございますが、との話し合いをやらせてもらっておりますまして、铸件ダイキャスト製品の成形あるいは金属製品の旋盤、せん孔等の加工及び機械、自動車部品の部品組立というものが下請に出される見込みでございますので、地元の金属業界あるいは鉄鋼業界にとつてもある程度の期待をしてもらっていいんではないだろうか、かように考えておるところでございます。三社の雇用、あるいは税収、下請に対する期待度というのは以上のようなことでございます。

それから、四日市の経済的な活力を求める意味からいまして、やはり石油関係ばかりに頼らずに、まず第一番目に地場産業の振興ということと第三次産業の振興ということが当然考えられなければならないわけでございますが、地場産業の振興につきましては、萬古、お茶、製網、あるいはそうめんといったような古来からある四日市の産業の振興策をそれぞれ産地指定を受けておる萬古あるいは漁網等については振興策が確定をいたしておりますので、そ

いったものをさらに助成をしまっている、第三次産業については商業調査を今年度行っておりまして、これらの結論を待ちますとともに、本議会においてもいろいろご質問が出ていますようにございしますが、商店街の再編成ということも含めてその振興策を図ってまいらねばならないと思ひまして、いま業界の方々ご意見交換をさせていただいておる段階でございます。基本的にはやはり業界の皆さん方のお話を聞きましても、人口増加ということが四日市におきます一つの大きな商業振興の要因であるというお話でございますので、住宅団地、現在の段階では主として市街地におきます再開発というものを中心にしながらやっているわけでございますが、ご指摘のように旧市立病院の跡地について公団へ売却をいたしまして、公団では百十五戸の分譲住宅の建設に着手をいたしましたので、このうち五十七年の四月に四LDK三十六戸、三階建て五LDK十四戸、計五十戸が完成をいたしました。大体まだ六戸ぐらしか売れてないというような実態でございます。第二期分としてさらに四LDK四十五戸、三LDK二十戸はすでに完成をしておるわけでございますが、五十八年三月を目標に環境整備を行って売り出す予定であるというふう聞いております。一方、北側につきましては、野村不動産に売却をいたしましたので十四階建ての分譲住宅二百三十戸を計画いたしておるわけでございまして、場所的にいい場所でございますので、現在の段階では景気の冷え込みから特に住宅投資に対する一般消費者といえますが、国民といえますが、市民の投資に対するちゅうちょが出ておりますので、今年度はなかなか計画どおりに売れていくことは大変むずかしい段階であります。中里の団地にいたしましても百二十七戸のうち約その三分の一、四十六戸の宅地がすでに売却を終わっておるわけでございますが、残り八十一宅地ということでございますので、公社の方といたしましては、今後住宅金融公庫の融資付住宅あるいは民間金融機関の住宅ローンの併用と、あるいは市が融資制度を設けております持ち家促進資金融資制度等を活用などいたしましたして宅地の売却を進めると同時に、建て売り住宅といえますが、売り建て住宅といえますが、そういった新

たな方式によります住宅団地、住宅宅地の売却を進めてまいる予定をいたしております。今日の状況でございますから、売り出して直ちに全部売り切れるというまでには若干時間がかかるものと思わざるを得ませんけれども、今後私どもも知恵をしばって、開発をいたしました住宅宅地の処分が進むように努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、平山物産問題でございますが、長い間市民の皆様方に大変ご迷惑をおかけをいたしておるわけでございますが、去る五月、説明会におきまして、平山物産の廃業に伴う補償交渉の経過等についてご説明を申し上げましたが、当時まだ県の意向が非常に不明確でございまして、私どもはまずこの問題に対します県の取り組み方についてもう少し明確にしてもらわねばなかなか結論を得ることがむずかしいということで、県の環境部あるいは知事、副知事あるいは県議会等に種々お願いをいたしました。特に四日市選出の県議会の方々との話し合い、あるいは当市議会の議長さんにも大変お力添えをいただきました。特に四日市選出の県議会の方々との話し合い等々をやっていただきました結果、だんだんに県の方でもその姿勢が明確に打ち出されるようになってまいりました。平山物産の廃業に伴います処置の問題として、まず廃業補償といえますが、経費の最終的な確認、それからそれをどういうふうに関係者の間で負担をするかという問題がございます。平山との交渉がまだ若干残っておりますけれども、金額的にはおおむね最終段階でございます。私どもがこれらの県、市の負担あるいは関係者等の負担、関係者といえますのは、すでに設立は終わっておりますが、実際に活動をいたしますハイミール、あるいは魚津を発生いたします各種自治体等の問題があるわけでございます。これらの負担などもあわせて九月十八日に県で広域魚津処理対策推進協議会というのが持たれることになっておりまして、その討議結果をあわせて今月中に結論づけるように努力をいたしてまいりたいと、そしてこれらはいずれもお金の要ることでございますから、廃業に伴う補償経費等については十二月議会に予算をお

願いできるように段取りを進めてまいりたいと思っております。配分の中身じゃございませんが、十二月にはお互いに予算計上をしようと、こういうことについては県、市の間で話し合いがたいと思っています。

それから、平山物産廃止に伴いまして新化製場ができるまでの間の魚滓をどう処理するかという問題が一つあるわけでございます。新化製場ができるまではつたらかしにしておくわけにはまいりませんから、その間の処理の方法について、これも県、市の間で早急に話を詰めていくことにいたしております。いまその話をしておる最中でございます。

それから次に、新化製場の建設でございますが、これもすでに新聞等でご承知のとおり、公社の方です。測量に入っております。測量に入るといことは、化製場を建設いたしますにつきましてどういう建設のやり方を進めていくかということ、案を確立するために測量に入っているわけでございます。ただ住民の皆さん方、河原田、塩浜両地区の連合自治会によりましてすでに公害防止協定が締結をされておりますが、一部に依然強い反対意見を示しておられる方もあります。そこで、八月十日には河原田地区の貝塚町へ助役、関係部長が出向いている。説得をするという努力をいたしておりますが、一方桶町に対しては、三重県が中心になりまして協力要請をやっておりまして文書で協力要請をいたしましたし、さらに環境部次長それから当市の方から環境部の職員も出向きまして協力をお願いいたしております。まだ最終同意を得るまでには至っておりません。一部提訴をしたいというような動きもあるようございますが、私どもは極力お願いをして建設がスムーズにできるように進めてまいりたいというふうな思っております。皆さん方のご協力をぜひお願いを

いたしたいと思う次第でございます。

以上、第一点、第二点について私からの答えといたします。

○議長（青山峯男君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 第三点のご質問の四日市土山線のバイパスの関係でございますが、このバイパスは全体の計画といたしまして、名阪国道の桜インターチェンジから都市計画街路泊船線の三滝川にかかる計画の新橋、ちょうど緑水園まででございますが、この間、約延長五千三百メートルございまして、計画の幅員といたしましては二十五メートルの四車線を県営事業として計画をしておるわけでございます。そのうち第一期事業といたしまして柳橋より新橋までの間、約千五百メートルを暫定二車線で施行する予定でございます。事業の経緯及び計画でございますが、昭和五十五年より事業に着手いたしております。現在用地買収を行っております。場所は生桑神田地内でございます。事業費も相当大きいものでございまして、本年度の事業費といたしましては四千五百万円ということでございます。そういうことから今後地元の関係者のご協力を得、また四日市といたしましては四日市土山線バイパス期成同盟会をつくっておりますので、その方とともども、県、国の関係機関に強く働きかけて早期完成に努めたいというふうに考えております。

なお、市道の路肩の除草等につきましてでございますが、現在主要幹線の道路を主といたしまして、特に交差点の交通量の多いところを重点的に除草を行っておりますけれども、全市相当広大な地域でございますので、現在の予算では非常に完全にするということは非常にむずかしいでございますけれども、このような状況からいたしまして、道路愛護の観点から平素より地区自治会のご協力を得まして町の美化にも努め、住民の皆さん方が安心して通行しやすい

い道路環境の整備を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、質問の第四点でございますが、ご指摘の急傾斜指定区域は本市におきまして十八カ所あるわけでございます。これらの防備対策といたしまして、この急傾斜地防止法に基づきます事業として十二カ所を概成あるいは一部施行をしたわけでございますが、五十三年から五十七年度までに三億一千八百八十四万円の施行をいたしております。また、林野庁が実施いたしております森林法に基づく治山事業でございますけれども、この山地災害危険区域となっておりますのが十一カ所ございまして、そのうち四カ所を施行いたしておりますわけでございます。五十三年から五十七年までに七千二百四十八万円の事業量となっております。市といたしましても従来よりも事業の推進に傾注しておりますわけでございますが、今後も危険度の高い順位からこの実現に努力していききたいというふうに考えております。また、防災計画などによります危険個所の周知を市民各位に徹底いたしまして避難体制に遺憾のないよう努める所存でございます。

次に、海蔵川についてでございますが、海蔵川は近鉄から上流が重要水防区域になっておるわけでございますが、ご指摘の個所は未改修区域でございます。そのうち特に重要区域となっております場所でございます。現在この下流部におきまして、新海蔵橋の上流でございますが、この付近で河川の改修事業を行っております。その上流部の改修につきましても早期に完成するよう県に今後とも強く要望していききたいというふうに思っております。

次に、開発に伴う関連でございますが、大規模な宅地開発を行う場合、雨水排水につきましては下流の河川的能力によりましておのおの管理者、県の河川である場合は県と、市の場合には市ということ、その能力によりまして調整池を設置するよう指導をしておるわけでございます。小生町の北斜面の開発につきましては、放流先が落合川になっておるわけでございますが、この落合川はまだ未改修でございます。そういうことから調整池を設置さすようにいた

しております。また落合川の改修については、流下先の下流部が県の大井の川ということになっておりました、まだこの河川も未改修でございますので、三重県におきまして抜本的に整備されるよう要望しておるわけでございます。本年度より用地買収に入っておりますので、来年以降本格的に改修することになっておるわけでございます。そういうことからいたしましてこの状況を見きわめながら、下水道事業といたしまして落合川の下流にポンプ場を新設し、支派線の水路の整備に努めていくというふうに考えております。

一方、南側の関係でございますが、南側につきましては放流先が鹿化川ということになっております。鹿化川につきましては、災害関連事業といたしましてかなり改修はされておるわけでございますが、先ほど申し上げました大井の川区域が未改修でございますので、これにつきましても同じく調整池をつくるということにいたしております。今後も市内各所におきまして宅地開発が予想されるわけでございますが、放流先の河川的能力に合わせて調整池を設置するよう強く指導をしまいたいというふうに思っておりますので、この開発によりまして河川が危険化というふうなことはないように考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 質問の第三点目の道路整備の促進についての中で千歳町小生線関係についてお答えさせていただきます。思います。

千歳町小生線といたしましては、松本の県道交差点から西へ川島地内の土山線までの約二・三キロメートルを昭和四十八年から着手しまして、来年度には暫定的に供用できるよう努力いたしてまいったところでございます。ご指摘の県道以東の整備の問題でございますが、とりあえず交通の流れといたしましては、昭和五十二年から着手しており

ます堀木日永線の整備によりましてバイパスとしての機能を果たしており、県道松本交差点からこの日永線との間に
ついては二車線が確保されておりまして、一応交通対応ができるものと判断いたしております。

なお、ネック個所でございます泊鰯線との交差部につきましては、現在拡幅工事中でございます。今後赤堀地域以
東の国道一号线までの整備が重要でございますが、この区間につきましては事業手法等を現在検討中でございます。

また、植樹帯の除草につきましては、民間の方々の協力をいただきながら除草し、美しい町づくりに努めてまいり
たいと思っておりますので、ご了承のほどを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 第四点の地域防災、特に水防に関してのうち台風十号、集中豪雨時の本部の連携の問題、
また深夜まで従事した職員の健康管理はどうなっているかというご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

災害発生時におきます対応につきましては、地域防災計画によりまして災害対策本部を設置いたしましたのでございませ
を組織的に実施できるよう所管業務を定めまして、各部局間の連携をとりながら対応しているところでございます。
ご質問の中で防災無線を傍受され、ご指摘がございましたが、防災無線は災害対策本部を中継基地といたしまして外
部の無線塔載車と特定の部局とは直接通話できるシステムになっておりますが、各部局間の連携の必要上、情報連絡
をする場合には本部を通じまして連絡を行うこととしていただいております。

なお、非常体制が長期間に及ぶと判断される場合には一部職員の自宅待機等の体制、交代制等によりまして職員の
健康管理に留意しております。しかし、一部の部局で職員の勤務が長時間にわたったことは事実でございます。これ
ら職員の翌日の勤務につきましては、画一的ではなく各所属長におきまして必要に応じた対応をいたしておるのでご

ざいですが、今後ともこういった面につきましては十分配慮してまいりたいと存じますので、よろしく願ひいたし
ます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 懇切なご答弁ありがとうございました。

第一点の財政の展望ですが、よくわかったわけですが、特に住宅の売却の問題については、現在のような消費の冷
え込みの中では大変に問題があるかと思いますが、何しろ優秀な頭脳のブレンをお持ちの当局でございます。ど
うか知恵をしばって売れますようにお願いしたいと思います。

それから、平山物産の問題につきましては、いつもいつもそういうことでお願いをしているわけですので、ただい
まの答弁が本当にびしっと実現されることを心からお願いしたいと思います。

三滝川左岸道路、これにつきましては年間の予算が県の場合五千万円というふう聞いていますので、ただい
先ほども四千五百万円ということですが、一応十年計画ということならこの程度しかしようがないのかもしれない
が、四日市選出の県議の方などを使って、できるだけたくさん予算をとってきてもらって早期にできるように願ひ
したいと思います。

千歳町小生線についても、一応わかりました。

先ほどの総務部長のお答えの中で、無線連絡のことですが、きのうも市民センターにおりました感じがあつ
たわけですが、水深の測量に行かれた方が建設管理課の方に水深についての報告をしておりました。これは建設部長
の方をお願いする方がいいのかと思うんですが、その報告の仕方が、たとえば一号线のところ、三滝川あるいは海蔵

川の一号線のところで七十センチ、海蔵川の場合、それから中倉橋で四メートル、四ツ谷橋で一・五メートルという報告をされるわけです。それで、上流の四ツ谷橋のところで一・五メートルのものが、中倉橋で何で四メートルかというふうになつておつたんですが、けた下四メートルということで、水深と、それから一方では水深じゃなくてけたまでの長さが何メートルというような報告がなされていきましたけれども、その辺についてはびしっと統一されて、水深なら水深でいかれるべきであり、けた下何メートルならそういうふうな報告をされるべきじゃないかなというふうに感じましたので、付言して私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時七分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 通告いたしました順に従いまして数点についてお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

まず、四日市市文化会館に関連してでございますが、このたび八月オープンした四日市市文化会館は、私どもが期待しておりましたとおり非常にりっぱな施設であり、市民からも喜ばれた施設でございます。さて、いろいろの催し物が連日にわたって四日市市民にとって各種の文化の活動というものがこの会館を拠点としますます発展していること、望んでおつたものが非常に日の目を見て喜んでおり、建設に当たられました関係者の方々にまず敬意を表

したいと思えます。だがしかし、その裏側に、いまだにまだ、特に今回指摘いたしたいのは寄付金の問題でございます。いろいろとうわきになつている事実を申し上げて、ご回答いただきたいと思えますが、寄付金活動に対して各諸団体が非常にハッスルをされましたことによつて、実際には自主的には言いながら、隣接地とか自治会とか、そういうことの方から見れば半強制的というふうな苦情を聞いてまいりました。いまでもどうしたらよいかということをいろいろとご相談を受けるわけですが、すっきりしない面も見受けられます。さらに、私としても後半になつて耳にした話ですが、十万円以上の大口寄付者に対しては銘板を展示するとか埋められるとかいうふうなことを私も聞きました。このことが、何か寄付金集めの旋風として吹き荒れたような感じがいたします。りっぱな文化会館が竣工に当たつてすっきりしたい、これからの四日市の文化の発展のために寄与したいと思つておりますが、まだ一、二の自治会では集めた結果が十万円にならないために持つてみえない自治会もあるようにも聞いております。今後この問題に当たつて行政側としてどのようにお考えなのか。寄付金というものは、いわゆる自主的に納められるというふうに思つておりますが、何かこの銘板を刻まれて十万円以上という線を出されたという趣旨をひとつ理解しかねますので、ご説明をいただきたいというふうに思います。

次に、四日市の住みよさと魅力について数点お伺いしたいというふうに思います。

近鉄四日市駅東側にあります映画館跡地、現在のグランドとかシネマ、ここを利用して大規模な商業ビルの建設に乗り出すということの一部のニュースで知りました。それによりますと、鉄筋三階建てで延べ約一万平方米程度の商業ビルを建設する考えで若者やニューファミリー層をねらつてファッションブルな商業施設にして、東西を有名商店街五十店をテナントとして出店させようというふうな内容のようでございます。私どもは四日市工業高校跡地の諸計画をお聞きしたところでございますし、さらに最近では駅西開発商業組合も構想を決められたようにマスコミ

で知りました。東西両方とも四日市市の中心地、一等地でございます。この春まとめていただいた報告書では、教育、文化、国際交流の機能を最大限に持たせるA案というものと、駅東地区と一体化した都市型商業地域の形成をねらったB案とであったように記憶をいたしております。その後種々ご検討を願っていることと思いますが、前段で申し上げたように近鉄のこの計画というものは主としてどのように指導をして、駅西、東との共通面というものを指導されているのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

特に、私もはしょっちゃう通りです。近鉄百貨店と現映画館の間の道路というものは交通渋滞も激しく、いつも渋滞しているような状態でありますし、最近では少々整理されてきましたが、放置自転車というものが非常に多く見受けられたところでございます。余りにも四日市市の表玄関としてきびしく感じますし、広場も駐車場も必要に思いますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたしたいと思います。

二点目に、人々が長期間にわたってその地域に定住できるというには、そこには就業という場が確保されなければならぬと思います。四日市の場合も現情勢の中では就業という確保が非常にむずかしく、仮に就業の場が確保されたとしても、それだけでは市民をその地に定着させるということは非常に困難なものがございます。就業を核としながら地域において生きがいを持って、文化的で快適な生活を送られる条件というものが整っていなければならぬと思います。保々に新しく企業の進出が、最終段階でありますが出てまいりました。その近郊も含めて、四日市においてどのような町づくりをお考えですか、お尋ねをいたしたいと思います。

三番目に、自分たちの住む家、これを考えてみたときに、やはり自分なりに住みよさというものについていろいろ考えるのであります。通勤や買い物、それに便利かどうか、また夜は静かかどうか、日当たりはよいか、公園は近いか、近所の人たちはよさそうかどうか、いろんなことを評価をしながら自分の居住地というものを決めるものでござ

います。また、中にはその根本的な本人の経済的条件の中でできるだけよいものを探しますのでございます。こうした中で、先ほど伊藤議員の方からも指摘いたしましたように、住宅がたくさんできてまいりまして、やはり子供を育てるために関する条件というものが幾分欠けているように見受けられます。今日の住宅事情ではむずかしいこととございますが、環境が子供に与える影響というものは非常に大きいと思えます。子供たちにとって遊びは単なる暇つぶしじゃなくして、生活そのものであるというふうに私は考えております。遊びが子供にとって、学校の教育にまさるとも劣らない大切なものだと思います。最近スポーツ広場、ゲートボール広場等々、スポーツに対する住民の意識が拡大しつつあります。体力の増進とあわせて住民同士の連帯を深めつつあると思えますので、それと同じく子供としての遊び場を計画の中に十分検討をいたしたいと思います。いかがなものでございましょうか。

四点目として、交通の面から考えてみました。われわれの生活において、また進歩のためにも不可欠なもので、その機能発展というものが基本的にわれわれの幸福に寄与するはずのものであることはだれしも疑わぬものでございます。しかし、近年の自動車交通に伴う公害や混雑現象というものは、人々に真に交通の発展とは何か、交通の発展そのものを率直に望ましいものとして受け入れてよいのだろうかというふうに疑問に思っておるものでございます。市内の道路網を見ても、計画にはありますが、なかなか進まない状態、先ほどお聞きいたしましたのが、非常に現情勢下ではむずかしい状態であろうかと思えますが、そこで考えてみたいのは、自動車を自由に使えない人々、つまり自動車を持っていない方々は当然でございますが、低所得者、運転の不自由なお年寄り、身障者、免許を持っていない未青年者等々にい以上に交通の自由を束縛されることよってより深刻なものとなってくると思えます。道路をつくるということは莫大な投資が必要であります、基幹となるべき道路について積極的に取り組んでほしいと望むものでございます。このままで進みますと道路建設に対する住民の反対、低経済成長下における財源不足等によ

って十分な道路はつくり得ず道路混雑というものはますます広がっていくと思います。市長のお考えはいかがなものでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、大きく三点目の財政の見通しでございますが、先ほど伊藤議員から市財政の展望についてお尋ねをいたしました。まだまだ市長として、行政側としてはつきり物が言えないという段階であろうかと思いますが、現状は非常に苦しい段階に来ておるといふふうに思います。日本の経済が第二次石油危機以後景気低迷から脱し切れない。各地域経済は、差はあれども長期の停滞に見舞われているはずでございます。市域における産業活動の鈍化、雇用を初めとして地域住民の生活に真剣な影響を与えるばかりでなく、企業からの税収が伸び悩み地方自治体の財政が悪化するという結果を、いま現状は招いていると思えます。五十七年度もほぼ折り返し地点に参りました。また、来年度の予算編成時期も目の前に控えており、さらに第三次総合計画立案ということを抑えて、最近の不況の浸透で昨年度に引き続いて税収の鈍化で依然として厳しい状況に置かれているというふうに私は思います。その中であって、加藤市政はこれまで常に市民の福祉優先の考え方を貫いて財政面でも可能な限り経常経費の節減を図られ、積極的な財政運営を進められたことと思えますが、国の財政事情の悪化から、遺憾ながら国庫支出金等の削減も予想されます。これまでに増して財政の合理的な運用が強く要求されますし、財政の見通しのほか事務改善、合理化、あらゆる施策についての後ろ倒し、そういうこともいろいろ頭の中には脳裏の中に刻み込まれていると思えますが、率直にお考えをお尋ねいたしたいというふうに思います。確かに、民間企業に活力を与えなければなりませんから、民間には非常に限度があるかと思えます。その面についての現在の状況を率直にお聞きさせていただければ、ありがたいというふうに思います。

第四点目として、公共事業の取り組みについてお尋ねいたします。現在の公共事業は、いわゆる談合によって落札者を決めるということがほぼ半ば恒常的のように行われているというふうに思っております。そのため自由で公正な入札が疎外され、行政当局と業者との癒着を生ずると、入札制度の本来の機能が失われ、多くの弊害が表面化しているというふうに思います。それ以降、談合だとか不正入札防止について行政当局もいろいろと検討されて幾つかの施策を講じられておるといふふうに思いますが、まだまだ万全は期しがないと思えます。最近の新聞を見ておると、土木、建築など公共仕事をめぐる汚職事件は後を絶たないようです。事件は工事入札の業者指名、入札予定価格の漏洩に絡んだ贈収賄ということが通例でございますが、最近では施行業者間で習慣化していた入札に当たって談合にも摘発の手が及ぶようになっております。談合の法律論議、これは別といたしましても、その効果を考えれば利点はあるというふうに私も認めます。現状のままでは談合は今後もより巧妙な形で続けられるように見受けられます。市としても改善策として談合をしにくくする入札指名業者数の増大、価格漏れを防ぐための設計業者に対する秘密保持、そのほか設計業者と建設業者の関連など、それらの検討をされておると思いますが、ひとつここで四日市として英断を持って今後取り得る範囲内のことについてお考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

以上をもちまして一回目の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず、文化会館の建設にまつわりまして寄付金の問題でご質問ございました。ご承知のように、文化会館を建設するに当たりましてその財源をどこに求めるかということが大変な問題であったことは事実でございますし、総工事費の中で大体五億ぐらいをご寄付でお願いをしたらということによってスタートをして今日に至っておりますが、文化会館

の竣工ということを機にいたしまして、この寄付金につきまして市民の皆様方から大変積極的なご熱意のご披露がございました。大変多額のご寄贈を今日までいただいておりますことに対しましてまずもって厚く御礼を申し上げますと思っております。今日まで九月十三日現在で三億三千二百万円というご寄付をいただいております。

なお、さらに昨日もある団体からご寄付をいただきましたし、関係者の方でまだご努力をいただいておりますようにお聞きをしたわけでございますが、私は五億という当初の予定に対して三億三千万という金額をご寄贈いただきまして、いま皆さん方に、決して私はご寄付を無理なこととお願いをしてないつもりでございますから、どうぞそのようにお考えおきをいただきたいというお話を申し上げておるわけでございます。大変役員の方が非常にご熱心でいらっしゃるということについては深く敬意を表したいと思っておりますが、こうしたご寄付をいただいた方々に対しましては、一応感謝状を差し上げ、記念品も差し上げておりますけれども、何か、そういう市民の方々のご寄贈でできたんだということを後々まで残しておきたいというような気持ちもありませんが、団体としては十万円以上、個人としては五万円以上ご寄付をいただいた方のお名前を銅板で残して長く顕彰をしたいというふうに思っております。ですから、そういう面です。あるいはそのことが一つの強制というわけではありませんが、熱心に、せっかく寄付をするならというような、ご熱意の余りそういうふうな受け取られたというようなことがあったかと思っておりますが、そういう意味で私どもは取り扱っておりますつもりはございません。強制的にならないようにしていただきたいということを何遍もご連絡を申し上げておるところでございますので、どうぞそういった点について誤解がありましたらそれを解いていただくようにぜひお願いをいたしたいというふうに思う次第でございます。いま申し上げますように、なお善意によるご心配をいただいておりますということをご報告を申し上げます。この問題についての私の答弁とさせていただきます。

それから、四日市を住みよい魅力のある町にするということについて四点にわたってお話やご質問がございましたが、まず第一点目の近鉄ビルの改修でございますが、駅東の映画館等を利用いたしまして、こをもう少し整備をしたいということは、あるいは整備をしてほしいということは、この地域の皆さん方から強くご要望がかねてから出されておりました。近鉄に対しましてその旨地区の方々から申し入れをされておるところでございます。私どもが考えてみましても、どうもあの映画館の態様というのは駅の前にはふさわしい形ではないというふうに思っております。そこで、近鉄に対しても、あそこは何かしなきゃいけませんよということをかねてから申し入れてございます。そこで、駅の東と西と両方をうまくつないでいくことが必要ではないかと思っておりますが、特に工業高校跡地の活用の問題も含めまして東西をどうやってつないでいくか、そして西あるいは東の商店街をこの動線計画と一体的に整備をすることが必要であるということは、駅西の開発についての研究を依頼いたしました都市計画協会の方でもはっきりそういうことを打ち出されておるわけでございます。広場計画として東、西の広場計画は現在固まっております。そこで、今後とも十分この点については近鉄とも協議を重ねてまいる予定にいたしております。そこで、駅東の近鉄ビルにつきましては、近鉄不動産の方で一つの考え方を持っております。その考え方については地元の方に意向を尋ねに入ったという事実がございます。私どもはその中身について若干承知をいたしておりますが、いずれもこれを商店街化することでありまして、これは当然四日市のいまやっております商業調査、近代化の計画あるいは工業高校跡地の利用計画との整合性を図る必要がある、そして四日市全体の商業の振興ということ踏まえまして決定をしなければならぬというふうに思っております。しかも、これを商店街化することでありまして、その大きさからいたしまして当然に商調協の審議を得る必要があるというふうに思いますし、また議会におきます都市再開発特別委員会のご意見も拝聴をしなければならぬと、か

ようなことを考えておるわけでございまして、まだ近鉄側から正式な意思表示があったわけではございませんので、その辺を踏まえながら今後近鉄と十分協議をして指導してまいりたいというふうに考えておる段階でございまして。

なお、自動車及び自転車駐車場につきましては、近鉄用地を含めました駅東西の整備計画の中で考えていく所存でございまして、ご理解を賜りたいというふうに思うところでございまして。

次に、人口定着ということに絡みまして町づくりを今後どのように進めていくかということで、大変大きな問題でございまして、私はやはり四日市の特性というもので言えば、四日市市というのは商工業の町であるということからしかも、その中に伝統的な文化というものもあるわけでございますから、そういったものを生かしつつ、人間居住という総合的な観点に立って全体の町づくりを進めていくべきであると、そこには住み、働き、学び、憩いという、言葉で言えば、住み、働く、学ぶ、憩うというようなものが、人間活動というものが機能的に充実をされるような方向で考えていくべきではないだろうか、そういった面におきまして一番四日市で落っこちておると思われますのは、いまの学ぶということに対しての高等教育機関あるいは研究機関等の不足でありますし、憩うということについては各種の施設等が不十分な点があるかというふうに考えておりますが、やはり県なり国なりの構想といえますか、計画というものがあるかというふうに思っておりますが、やはり県なり国なりの構想といえますか、計画というものの中間に四日市の希望を取り入れさせていただくことが必要ではないかと、町づくりというのは四日市市だけの力ですべてが完結をするものではない、やはり、たとえば東海環状都市帯構想というような構想の中に四日市をはっきり位置づけていくということも必要でございましょうし、基幹道路、特に四日市を南北に横断をいたしております国道一号线、二十三号線が今日のような状態でございますので、バイパスをというご希望がありますし、またつくらねばならないというようなことを考えれば、そういった国の所管する行政面について四日市市として希望を取り入れさせていただきます。

していくというようなこともきわめて重要な問題になってまいりますし、臨海部と内陸部をつなぐ幹線道路の整備ということも当然必要ではないかというふうに思うのでございます。保々の工業団地ができましたし、あるいはそこには住宅団地もあるわけでございますから、ここに住み、働く方々をできるだけ四日市の中心部に出てきやすいような整備をしていく必要があるのではないだろうか、かようなことを考えながら次の計画づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、子供を育てるという意味において、環境的に子供が自由潤達に遊べる場所というのがないというご指摘がございまして、事実、子供が親にびったりひつついている乳児の間は別でございますが、満一歳を過ぎて歩けるようになってまいりますと、どうしても二人遊び、あるいはもうちょっと大きくなれば集団的な遊びということが子供の育成にとってきわめて重要なことであることは間違いのないというふうに思うのでございまして、ちびっこ広場でありますとか公園の整備でありますとかということにも力を入れていかねばならないことですが、これは市いたしましたしは子供広場の設置について地域の皆さん方をお願いをいたしまして用地の確保をしていただき、そしてその事業費に対して一定の補助をするということで進めてまいりまして、五十七年度は千百万円という予算を計上させていただきます。

なお、スポーツ広場については一小学校区一カ所ということで進めておるわけでございますが、子供広場は現在二百二十九カ所になっております。来年度以降についてもできるだけこういった施設が充実をされるような努力を重ねてまいる所存でございまして、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

三番目の財政の見通しについてでございますが、ご指摘のありましたように、今日行政体といえますか、国、県、市、町、村を問わず財政的に厳しい環境にあることはご指摘のとおりでございまして、その中で第三次総合計画の策

定作業をいま進めておる段階でございますが、五十七年度の本市の財政状況が、一体全国的に見てどの辺になっておるのかということを通じて普通交付税の交付状況で調べてみますと、だんだんに四日市は下がってまいりまして、五十七年度の財政力指数というのは〇・九七四ということで、五十六年度の三十七位から五十八位まで下がっております。実は五十五年度は四十一位でございました。それが五十六年度は三十七位になったわけですが、五十七年度は五十八位ということでございます。位置の前後を、その年その年の景気の好不況によりまして変動をしているというのが実態でございますし、現在の見通しでは恐らくこれぐらいのところをここ三年ぐらいいは続けていくんではないだろうか、というふうに思っておるところでございます。したがって、こういった厳しい中にあります企業の新しい誘致等を行いながら四日市の力の大きくなるのを期待いたしておるわけでございます。そういった期待を含みながら第三次の総合計画の基本計画の素案を近くまとめ上げるつもりでございますので、この点についてまた議会での議論を賜りたいというふうに思っておる次第でございます。もちろん新しい計画の中では行政機構の改革といいますが、役割分担あるいは事務の外部委託等々に当たりまして十分検討を加えておるわけでございます。

なお、行政の簡素化、効率化を図っていくということが財政の健全化にとってきわめて必要なことでございますし、そのための努力をこれから年度末にかけて私どももやってみたいと、かように考えておる段階でございます。一方、積極的には、国や県に対して石油交付金の増額、あるいは税源の再配分、あるいは地方交付税の充実、そして特に超過負担の解消ということに力を入れてまいりたい、いま一つ、私どもは絶えず国に対して言っておりますことは、重油関税の地元還元でございますが、なかなかこの点については大蔵省がうんと言ってくれないというような実情にあることをひとつご承知おきを賜りたいと思うところでございます。さらに、私どもが内陸部開発等について一層の努力を進めてまいりまして、多様化する財政需要に長期的な観点に立って対応していかねばならないかという

ふうに考えておる次第でございます。どうぞそういったような事情にありますことをご承知おきを賜りまして、格段のご協力をお願い申し上げます。

第四点については、助役の方から答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 公共工事の取り組み、特に入札の問題でございますが、これにつきましては議会の方からもかねがねいろいろ強いご要請もあり、この入札の改善、検討については鋭意努力をしておったのでございます。ご承知のように本年当初より指名業者数の定数の拡大を図りますとともに、六月十五日から入札結果等の公表を行います。まして、入札執行に取り組んでおるのでございます。この入札に際しましての談合等不正なことが行われるかどうかという事実認定については、ただいま指摘のように私ども非常にこの点はむずかしいということでございますけれども、これに対しては、私どももいたしましてこういう行為が行われない環境づくりの工夫をしておるのでございます。去る八月でございますが、建設業界並びに登録業者に対しましては、公共工事の入札にかかる疑惑等を招くことのないような注意を喚起する文書で、これを市長名で要請をいたしております。その後におきまして、入札回数制限あるいは最低入札価格の発表等を行うなどいたしまして入札改善の合理化に努めておりまして、ご指摘の、いわゆる設計業者と建設業者等の設計業務の発注に当たっての守秘義務というような、こういう点につきましては、これは当然のことでございます。契約上そのように取り決めておるのでございます。

設計業者と建設業者の関連につきましては、国等の取り扱いに準じまして今後よく研究をしてみたいと考えてございます。

なお、公共工事の入札等についての改善につきましては、さらに私どもといたしましては努力をいたしまして問題の起きないようにしてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございます。まず、四日市市文化会館の件につきましては、趣旨はよくわかりました。だが、われわれとしては、この四日市市を本当に歴史のある、今年度が市制施行以来八十五年というふうになっておりますが、やはり四日市の歴史を見る限りにおいてそういうふうな銘板で築かれて、こういう方々のとうとうと寄付によって建てられたということは、いわゆる行く末までも知らしていかなければならないと思いますが、一例を見た場合に、市民ホールの方がどのような結論になっておるか知りません。あれがもし解体されると、あのできた当時を見たときにあれはりっぱなものであったと、旧市民病院もりっぱなものだと私たちは思っておりますが、解体されてしまった、いわゆる四日市のふるさとというものが、行く末までも教えていくという、現物がなくなっていくように思いますので、どうかこの文化会館については、将来子々孫々にわたるまでこの地に定住して、りっぱなものとして四日市の歴史を語るようにしていただきたいというふうに考えます。

二番目以降につきましては、確かにむずかしい時世になってまいりました。加藤市政としても行政の対応というのは非常にむずかしくなっておりますので、このときこそ加藤市政としての腕の見せどころじゃないかというふうに思います。どうかそういう点について十分ご論議をいただき、これからの進むべき方向性について明確に打ち出していただきたいというふうに思います。その中で特に一点、子供の広場についてでございますが、教育委員長に少しお尋ねをいたしたいと思いますが、いま北浜田にあります中部幼稚園、中部幼稚園のあの建てられた後の広場とい

うものは、遊び場というものはどの程度おありでございますか、実際いま現在の入園者が二十一名というふうに聞いております。その子たちが本当に十分に遊べる、遊んでもらえるような場所が確保されているかどうか、その点をお尋ねしておきたいと思えます。

そのように子供広場もいろいろと計画されてやってみえると思えますが、いわゆる地域の事情とか、そういうことでいろいろ問題がありますので、今後とも十分検討をいただきたいというふうに思います。

あとの面につきましては、ひとつ積極的な取り組みを望みまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） 中部幼稚園の面積がどれくらいあるのかというふうなご質問でございます。いま手元にあります資料によりますと、四百五平米ということでございます。これはそれぞれの幼稚園の中では非常に少ない部類に属しておるわけでございますが、現在のところ園児の数も、ただいまご指摘のように余り多くございません。そういう関係で何とか活用をさせていただいておるといふ状況でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時二分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀内弘士君。

○堀内弘土君 通告の順序に従って質問をさせていただきます。

まず第一番目は、地場産業である萬古業界の発展策についてであります。この問題については、過去に他の議員が質問をなされておるわけですが、最近の同業界の深刻な不況の状況を見るにつけ、また聞き及ぶに至っては、この地区に生まれ育った私にとって黙って見ておれないら立ちを痛感するのであります。仄聞するところによりますと、ここ二、三年の間に廃業のやむなきに至った業者が製造業で八件、卸売業で一件と伺っておりますが、この痛手は特に製造業に大きいと聞き及んでおります。ちなみに萬古陶磁器工業協同組合の本年七月末現在の生産額を調べてみますと、輸出が八億百三十五万四千円、前年度比九七〇%、内地向けが六億四百七十八万五千円、前年度比九七〇%、平均数量で前年比九〇%、金額で前年比九七〇%と、いずれも前年度を下回っておりますが、現在もお不況のまま横ばいの状況が続いているとのことでありあります。同組合の五十七年度の事業計画のトップに挙げられている項目の中に、産・学・官共同研究を力点とするということが掲げられておりますが、いわゆる産地と学術専門家と役所が連携を密にして先端技術、これをファイナンスセラムックス、高級焼き物と言っておられますが、これに対するノーハウ技術情報の吸収を図り、来るべき時代に備えるための素養の充実を期するという涙ぐましい決意を新たにいたしましたのであります。すなわち、これは県市がタイアップをして、たとえば県の窯業試験場がありますが、これの専門職員等を先進地の海外などへ派遣してその技術を習得させ、指導に当たらせるなどの積極策を要望しておるわけでありあります。四日市萬古は過去の伝統の上にあぐらをかいて座っておれないことを業界自体の方々が叫んでおられるわけでありあります。また、業界からは熱心な若手の陶芸作家協会への補助金の増額とか、輸出陶磁器の意匠手数料の補助金の交付等の陳情が今回提出されておりますが、これらの要望については地場産業全体からの見地に立って考えますればほんのささいな要

望と考えます。ぜひともご配慮をお願いしたいと思っております。

産振法、すなわち産地中小企業対策臨時措置法という長い名前の法律がありますが、私はなぜこの法律が産振法と呼ぶのかと調べてみましたところ、その第一条に産業の振興を図ることを目的とするということになっており、産振法と略されているようでありますが、この産振法の枠内の範囲にとどまらず、元文元年以来実に二百四十数年の伝統を持つこの四日市の萬古業界の真の発展のために、四日市萬古独自の技術開発のおくれにいまどう対処するのか、世代の交代による若者の育成にどう取り組んでいくのか、また消費者のニーズにどのように早期にこれをキャッチするのか、まことにむずかしい当面の問題ではあります。市長にご所見があればお伺いしたいと思います。

次に、第二点目は空き缶対策についてお伺いをいたします。現在全国的に問題化している空き缶対策について、環境庁はキャンペーン中と聞いておりますが、全国七八〇%の都市が何らかの形で空き缶対策を実施していると言われております。関東地方の知事会議では資源化への再利用を検討中とも伺っております。空き缶対策については条例を制定しておるのが、町田市、京都市、三鷹市等ごくわずかの市であります。市直営でこの事業を行っているところは十三市あると聞いております。そこで、空き缶対策について考えられることは、まず第一番目にモラルの向上であります。自動車からのポイ捨て等はもちろん道交法違反になるわけでありあります。第二番目にボランティア活動、第三番目にはデポジット制度、これは、ご承知の預かり金をとって空き缶返却時に金を返す方式でありまして、アメリカでは七一・三%の市が実施しておると聞いております。業者がこれを引き取りを拒否した場合には最高五十ドルの違反金を取るのかということも聞きました。第四番目には、分別収集の推進、これは人口百万以下の都市では可能とのこと、日本では川口市が実施しているとのことでありあります。最後は課徴金制度、すなわち罰則の強化ということになりそうですが、中部圏においても空き缶公害の追放ということで統一キャンペーンがなされており、四日市市におい

てもこれに沿って民間団体等々と協力の上、自治会にも要望をされてご尽力をされておられることは存じておりますが、その成果等現状についてお尋ねをしたいと同時に、本市においてその成果いかんによっては将来条例制定等に踏み切るご意思があるのかどうか、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

最後になりましたが、最後は、山手中学校の屋内運動場の早期建設についてであります。この件につきましては、私が五十四年九月議会においてご要望を申し上げて、すでに三カ年が経過をいたしております。その間に当局のご努力によって、風が吹くと屋根のトタンが外れて音が激しいので、卒業式の校長訓示も聞こえないぐらやかましかった状態は、一応修理が完了いたしております。また、演壇の下の床が外れてスキ間のあいていたのも応急修理をしていただいたわけですが、何しろ昭和三十四年に建設された旧規模の屋内運動場でありまして、現在では、市民ホールではありませんが、応急措置では追いつかない現状に來ておるのであります。これについては本年三月に地元からの陳情も採択されておりますし、地元関係住民は一日も早くその建設を心待ちしておるわけですが、新しい規模の屋内運動場は現在の建物に比べて面積も広くなり、敷地の拡張も必要になってまいります。そこで、その見直し、及び現在の計画等について確認の意味において再度お尋ねをするものであります。

私が前回五十四年九月に質問の際、前の教育長は五十七年総合計画の中で必ず実現に努力をすると答弁をなされております。この五カ年計画というものは、第一次が昭和四十九年から五十三年まで、第二次が五十四年から五十八年までとなっておりますが、承るところによりますと、この第二次計画は五十七年度で見直しを一応行つて、第三次計画を五十八年から六十二年までで実施すると、そういうように検討中であるということをお伺いしておりますが、そうならば第二次計画は五十四年から五十七年までの四年間ということになって、山手中学校の屋内運動場はすでに完成されていなければならないことになるわけですが、その点についてもあわせてご答弁をお願いしたいと思います。

あります。この件に関しては、本日は教育長がご病気とかでご欠席になっておりますので、これは予算面にも大いに絡んでくる問題でありますので、市長の方からご答弁をいただければありがたいと存じます。

これで私の第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私から第一点と第三点についてお答えを申し上げます、第二点につきましては環境部長の方からお答えをさせていただきます。

まず地場産業につきまして、特に萬古の振興策についてお尋ねがあつたわけですが、ご指摘のありましたとおり、最近生産あるいは売り上げ等大体九十数%というのが実情であるようでございますし、その中で輸出が五三%ぐらいということがございます。萬古業界に限らず、地場産業というのは大資本ではございませんので、技術、資本等いろいろと問題がありますが、特に萬古におきましては商品のグレードアップ、品質、デザインの開発あるいは技術の向上ということが最も必要であろうかというふうに思っております。ただ一般的な不況の影響を強くこうむっておることは間違いありませんし、他の産地の方々の折衝を通じましても国内的にはオーバードラダクションである、それから輸出という問題になりますと、円安で本来ならば輸出が伸びていくのが本當のいままでの状況なんですが、ここへ来て輸出先の国の不況というのが非常に強まっておりますので、輸出もなかなか伸び悩んでおるので、日本の陶磁器の産地の実態ではないだろうかというふうに思っております。輸出もなかなか伸び悩んでおるので、私もはそういう事象を乗り越えて、さらに発展をするように助成をしてまいらねばならないかと、かようなふうに思っておりますのでございます。業界自体ですすでに伝統産業の指定を受けずと同時に、産地の指定を

受けて国、県の助成も得て中・長期的な観点に立った新商品、新技術の開発、さらに人材の養成等の事業を実施いたしておるわけでございます。そこで、市としては、こういった事業の円滑な推進に努めておるわけでございますが、その母体となるのは四日市萬古焼デザイン開発協議会、萬古陶磁器振興会、四日市萬古陶芸協会といったような団体がその母体となっておりますので、その母体の助成に努めておるところでございます。先ほど指摘のありましたように、従来の製造方法あるいは商品のシェア等を守っておったんでは、他の産地同様な状態に立ち至ってしまうであろうということで、三重県窯業試験場というものを中心にいたしましたし、ニューセラミックスの研究、デザイン開発の機能が図られるように県の方にも強く働きかけをやっておるところでございます。さらに、産地のイメージアップ、販路の拡張ということについては見本市あるいは商品展示即売会等に助成をして、これを行っておるでございます。

過日、四日市市におきまして見本市が開催されました。この見本市は、福井、それから常滑、四日市、多治見、京都と日を追いまして、そういう形で陶磁器の産地が順番に見本市を開催いたしておるのでございますが、本市におきます見本市のあり方について日陶連の会長、あるいは大阪、東京の陶商卸売組合の理事長、あるいは名古屋の理事長等がご出席になられました種々お話を承ったのでございますが、総じて見本市のあり方としては、四日市の見本市は大変りっぱであるという指摘をいただきました。それかあらぬか、当日の売り上げは対前年度比一割の伸びを示したというような実態でございます。ただ、各消費地から来られましたお客さんのご批判としては、どうも萬古は安過ぎるというご批判がございまして、これは商品のグレードのことをおっしゃってみえるものというふう在接受取りまして、これはグレードアップのためのバックアップが業界に対して今後必要なことではないだろうかというふうに感じた次第でございます。

なお、国外では最近はおっぱら西ドイツのフランクフルトの国際見本市に出店を行っておるのでございますけれども、その様子をいろいろとお聞きをいたしますと、どうも欧州のものに押されがちであるという話をお聞きいたしております。さらに輸出の陶磁器の面についても工夫を要するのではないだろうかというふうにお考えおるところでございます。元来、行政側がこういった産業の発展といいますが、奨励といいますが、そういったものに関与をする関与のいたし方といたしまして、団体に対しては助成なり補助なりを行っていくと、個々の企業に対しては、これは融資を行っていくというような方向で対処をしてみたらねばならないかというふうにお考えおられますので、これらの問題について、先ほどお話のありました陶芸作家協会なり、あるいは輸出登録の意匠料の助成なりということについては年度内に十分研究をいたしまして来年度以降において結論を出してまいりたい、かように考えておるところでございますので、この上ともご理解あるいはご協力をお願い申し上げたいと思っております。

次に、山手中学校の第三点のご質問でございますが、実はいまやっております五カ年計画というのは五十四年から五十八年度いっぱいまでの計画が進行途中でございます。ただ、ここの二、三年あるいは先行き二、三年の経済情勢は五十四年度に考えておった経済情勢とはずいぶん様相が変わっておりますので、この五カ年計画が終わってから見直しをしておったんでは遅いというふうに感じまして、五十八年度を初年度とする五カ年計画をつくり上げてまいりたいと、かように思っておるのでございまして、一年間分どつかへ吹っ飛んだというふうにお考えおきをいただくと、かよよと困るわけでございますが、残った一年分を含めて次の計画の中で対処をしてみたいと、かよよに思っておるのでございます。総体的にはそういうことでございまして、山手中学校の屋内運動場は現在六百三十三平米ということで狭いわけでございますから、改築をするということになりますと、千平米程度のものはどうして必要でございますか。したがって、よく地域の方々ともご相談を申し上げ、校地の点につきましてもあわせて解

決をいたしてまいるということが必要だというふうに私は思っておりますので、先ほどのお話のありましたように五カ年計画でなくなってしまうたからけしからぬじゃないかということじゃなくて、次の五カ年計画の早い年次で解決をするように私なりの努力をいたしてまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思う次第でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 空き缶対策の問題につきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほどご指摘がございましたように、道路やら公園、河川等に捨てられました空き缶の散乱は目に余るものがあり、本来に社会問題となっておりますが、これが解決をするにはどうしても住民と申しますか、消費者あるいは事業者及び行政という三者が一体になってこれに取り組む必要があるんだというふうに自覚をするものでございます。ちなみに、四日市でこれらの散乱状況について推定をしてみたわけでございますが、統計的な資料等を参考にしながら人口をもとにして推計をしてみますと、四日市で年間大体二千二百万個ぐらいが流通をするのではないかと、いうふうに思われておるわけでございます。それらのうちの約八〇％の千八百七十万個につきましては何らかの形で回収をされて、約一五％の三百三十万個ぐらいが投げ捨てられておるのではないかと、いうふうに推定をしておるわけでございます。この回収をされておりますものにつきましては、市が再生資源として回収ルートを設けておりますものに乗っておりますものが年間約六百万個ぐらい、その他は一般ごみの収集のときにかなりの混入のものもございますし、販売店の店頭等でまとめられたものを再生資源協同組合や、あるいは自動販売機等を設置をした業者などが巡回回収をしておるものというふうなもので回収をされておるというふうに考えております。いずれにいたしましても、

この四日市での散乱というのを目に余るわけでございますが、特に散乱状態の中でいままで調査等をつかんでおりますものでも申しますか、これを少し説明をいたしますと、定期的に四日市土木事務所が県道で回収をしておりますが、大体月平均五千個程度が集まっておりますようでございます。それから、これはごく小部分について実験的に清掃管理課の方で回収を試みましたが、小山田小学校の通学道路の中で西山町から小山田小学校までの間二・五キロでございますが、ほとんどがたんぼ道のようなところでございますけれども、百六十個、それから富洲原から大矢知に至ります主要地方道の一・九キロメートル、国道一号線の交差点から大矢知まででございますが、この間では七百三十七個というふうなものが落ちていたというふうな調査をいたしております。いずれにいたしましても、これらの問題につきまして昨年来再三ご意見、ご提案をいただいておりますが、そのこともあって、この九月二十六日に地区の連合自治会を中心として、その他各種の団体あるいは商工会議所を中心とした「四日市を美しくする会」など、各種の団体のご協賛を得て四日市を美しくする運動、空き缶一掃の日というような形で設定をさせていただいて一大キャンペーンを開いていきたいというふうに考えております。当日これに参加をさせていただくことによつて、先ほどのいわゆる消費者としての参加と申しますか、みずから空き缶や空きびんを拾うことによつて、捨ててはだめだというモラルの意識高揚に期待をしていきたいというふうに考えておりますし、この行事についてはこれからまずと毎年努めていきたい、続けていきたいというふうに考えておりますし、その他いろいろな会合等の機会をとらまえて、あるいは市の広報等でもこれらの問題について続いてキャンペーンといえますか、PRをしていきたいというふうに考えております。

ただ、従来からも言われておりますように、この問題につきましては一つの地域の自治体というふうな範囲で考えられる問題ではないというふうにも思いますので、他の市町村との協力とでも申しますか、三重県におきましては

「三重県空き缶対策研究会」という会もございますので、それらとの協議もし、あるいは県を通じて中部圏知事会議等にも広域的に実効のある対策を打ち出すようにいろいろ協議を煩わし、あるいは協議に参加する形で結論づけをしていきたいというふうに考えております。

なお、条例の制定の問題でございますけれども、先ほど例示をいただいたように、まだこの条例制定をしている都市につきましては非常に少ないわけでございますが、この条例制定に当たって一番大きな目的とされておりましたデジタル・シティ制度が、業界との調整がうまくつかずにこの辺が抜けた形での条例制定というふうなことになった結果、指導型、訓示型でも申しますか、なかなか実効が上がらないというふうにも聞き及んでおるところでございます。したがって、この条例の制定につきましては、先ほど申し上げましたようなところとの協議、あるいは広域的な議論の中でいまま少し研究をし、他の都市の状況等も伺いながら対処をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山峯男君） 堀内弘士君。

〔堀内弘士君登壇〕

○堀内弘士君 ご答弁ありがとうございます。

第一点目については、他市の焼き物のまねをするのではなくて四日市萬古が四日市古来の伝統の真価を発揮できるように最善のご助力を早急にお願いたしたいと考えます。昨年は近鉄四日市駅前に噴水塔などを建てて、そのPRに援助をいただいておりますが、単なる形の上だけでなく抜本的な不況対策を、先刻申し上げました産・学・官一体になって研究するご助力をお願いするものであります。

また、萬古業界においては、現在この製品を運ぶ道路が非常に交通渋滞のために、道路が狭隘のために時間をかけ

て大回りをして運んでおられるということを知っておりますので、あわせてこの点についてもご要望をさせていただきますかと思っております。

それから、市長の答弁にありましたわずかの、ささいな要望であるところの陶芸作家協会等の助成金の問題、来年度以降において考えるというご答弁のようでしたが、ほんのささいな問題でございますので、ぜひ今年度に補正をしてでも繰り入れていただきたいと、再度お願いを申し上げます。

第二点目の空き缶対策については、まだ成果が出ておらないようでありますので、その成果を踏まえた上で市長のご手腕に期待をしたいと思います。

それから、第三点目の山手中学校の屋内運動場、体育館でございますが、この点については、五カ年計画は四年で終わるのかという私の質問に対して、そうじゃないと、情勢の変化によっていま見直しをしなければならぬというお答えでございます。ぜひ五カ年計画のトップに挙げてお願いをしたいと思います。これには敷地の拡張、買収についての問題が絡んでくると思いますが、あの地区においてはすでに民間業者が敷地の開発について買収に入ってくるというふうなおそれもありますので、住宅地として民間業者に手を打たれる前に早急な措置をお願いすることを重ねて要望いたします。この点について十分ご検討の上、色よい返事をお待ちしたいのであります。

これによって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（青山峯男君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 水道行政についておたずねいたします。

水は人間生活に欠かすことのできないものであり、水なくしては寸時の生存も許されない、きわめて人間社会とは切っても切れない重要な関係にあります。したがって、水道事業は低廉で良質の飲用水を広く市民に安定供給を図ることが使命であり、目的でもあるわけであります。しかしながら、公営企業という政策的な一面を掲げながら、また独立採算制をたてまえるとする、相矛盾した特異な事業体であるだけにいろいろ無理な点や割り切れない問題が生じてくるわけであります。したがって、当然のことながら、事業内容は不合理な面と、また独善的な官僚色が強く、現在の国鉄に似通ったところがあり、経営に対する積極的な企業感覚は、残念ながら見受けられません。そうした体制にかかわらず、今日水道事業を取り巻く社会情勢はきわめて厳しいものがあり、特に顕著なものとして最近大口需要者が不況による対策の一環として上水の二次使用しないしは節水が徹底、強化されたこととあります。したがって、大きな収入源を逐次失いつつある手痛い現況で、反面、給水原価の半額を割った低料金の家庭用水需要が年々増加の傾向を示し、したがって、収益面で大きな落ち込みを見ておりますことは、最近の冷夏も手伝いまして経営上のピンチは避けられないと思われれます。それがため現状の見直し、及び思い切ったシステムの転換が考えられるわけで、さきに指摘いたしましたように矛盾に満ちた体質から来る不合理面を一日も早く取り去り脱皮することが望まれるわけがあります。私はそういう意味で平素考えていることについて具体例を挙げ、お尋ねをいたしたいと存じますが、このことが参考になりますればこの上ない幸せでございます。

その第一点は、料金体系であります。現在の給水原価は一トン当たり九十五円と承知しておりますが、家庭用供給単価は給水原価の二分の一にも当たらない、トン当たり四十五円で、反面大口需要者の供給単価は百五十五円、下水道処理費を加えると、トン当たり約二百五十円となり、家庭用供給単価と比べると三倍以上の格差があり、大口需要者が収支のバランスを現在までとっていると言っても過言ではないのであります。そうした極端な料金格差をつけ

た料金体系が、先ほど申し上げたように大口需要者を刺激し、徹底した節水運動に進展し、反面、家庭の水需要を増大させたことは料金体系に問題がありそうであります。このまま続けば、上水の二次使用が広がり、ますます収支のバランスを失い、水道行政に行き詰まりが来るのではなからうかと心配されます。私はこの際、原因となっている料金体系の格差是正を真剣にお考えになっていかどうか、その点お伺いしたいと思います。

次に、これも料金に関係ある問題であります。最近都市化が進むにつれて高層ビル建築が多くなり、そのほとんどは間接給水により調整、各戸別に給水いたしておる状態で、使用量は子メーターで計量いたしております。そうした同一ビルであっても、集合住宅と集合店舗では料金的に別扱い、集合住宅については戸別の分割料金が認められ、一方、集合店舗については料金的に不利な一括料金制度で、戸別の分割が認められません。こうした差別は何を根拠に別扱いになっているのか、お尋ねをいたします。

いま仮に十五室を持つビルで、一室につき平均月間使用量二十トンの場合の例をとってみますと、集合住宅の場合のビル全体の水道料金は、下水道処理費を含め二万八千二百円となり、集合店舗の場合は七万五千円となり、その格差は四万六千八百円となります。理由は、集合店舗は最高の料率による従量料金が課せられているからで、まことに不公平もはなはだしいと思えます。

次いで、本市の水道給水工事公認業者規程についてお尋ねをいたしたいのであります。

その前に、最近愛知県豊田市において起こった裁判例を申し上げ、その参考にいたしたいと思うわけがあります。事の起こりは、し尿浄化槽の清掃業を始めようと豊田市に許可申請をしたところ、不許可になった会社が豊田市長を相手取り、不許可の処分取り消しを求め裁判に訴えたところ、八月二十七日名古屋地裁民事九部において原告の訴えを全面的に認め、市長に不許可処分の取り消しを命じ、原告、すなわち業者の勝訴の判決が言い渡されたということ

であります。この問題を要約すると、市側の言い分としてし尿浄化清掃業務は市町村固有の行政事務だが、人的、物的な制約があり、一部を許可業者に代行させている、許可するかどうかは、すでに許可した業者の業務との調整を考えて判断されるべきだとの言い分に対し、裁判所は、し尿浄化槽清掃業の申請に対しては市長の自由裁量は認められない、同業務を許可制にしたのは浄化槽の適正管理、区域内の衛生保持について重大な影響を与えるためであり、許可申請があつた場合、業者の施設や処理能力が同法に定められた基準に適合する限り必ず許可をしなければならぬということ、法は、既存業者の保護、過度の競争の防止という観点から許可制にしているものでないことを明らかにしたものでありますが、もちろんこのことによつて本市の水道業者規程が違背しているといふことは断言できませんが、この裁判の判決趣旨から考えますと、考えなければならぬ点が幾多あるように考えられます。もし業者が新規の給水工事公認の申請を法の基準に合致した申請が出された場合、本市給水工事公認業者規程を盾に不許可にできるかどうか、また、自信があるかどうか、お伺いしたいと思うのでありますが、私は公認業者規程の中、特に次に申し上げる条項は豊田市の判決の趣旨からいって問題があるのではなからうかと愚考いたすものであります。それは公認業者規程第三条第五項は、既存業者を有利に仕立て上げた項であり、第四条第六項は本市の行う独自の認定試験に合格した者となっているが、管工事としての国家試験に合格、資格取得者でよいのではないかと思われるのであります。

また、第八条第三項は業者に過酷なノルマを課しておりますが、営業活動の自由という憲法の精神から言えば、これに抵触するのではなからうかと思つております。これについて管理者の明確な回答をお願いしたいと思つております。

さらに、関連ではありますが、豊田市の裁判例によつて本市のし尿浄化槽の清掃業者新規許可について問題はないのかどうか、環境部長の所見をお伺いしたいと思います。

次は、産業振興について。

全国的な押し迫つた不況に対し、地域経済の活性化、とりわけ産業振興に全力を挙げているところでありますが、ご承知のとおり、本市におきましても東海テクノベルト構想あるいは大学の誘致等積極的に取り組んではずでありませんが、そのいずれも実を結ばなく、はかない夢に終わるのではないかと懸念される現状にあります。中小企業大学校誘致については、私は六月議会においてその運動に若干の注文をつけ、市長に渾身の努力を払っていただきたく、また後日悔いのないようご提言を申し上げたところでありますが、それから旬日を経ずして愛知県瀬戸市に決定という新聞記事を見たわけであります。敗軍の将、兵を語らずとか、しかし、私は、何をいっても残念なことは、運動の主軸になる県、市の協力的体制に問題があつたのではないかと思われる点で、横の関係にしましても十分にかみ合っていないかたようにも見受けられます。地元の熱意もさることながら、重視すべきであつた国の政治的な絡みにも甘かつたようにも思われます。私はそうした反省点に立ちながら、きょう質問申し上げる中身は、地域経済の活性化に役立つ地場産業振興センター、いわゆる広域行政としての施策の一環で、県下に一カ所ということからしても、その果たす役割は大きいと考えられます。私はこの際中小企業大学校誘致失敗の汚名を、振興センターの実現を図ることによつて本市のメンツを保ちたい、かように考えるものであります。もともと本市において従前から、先ほど堀内議員からのご質問の中にもありましたように、産業展示場の設置については強い要望があつたわけで、市民ホールに展示場をといる市民ホール問題の話の中で最近たびたび聞かれた話でもあります。うかがい知るところによりますと、振興センターの果たす役割は、今日の需要構造の高度化に対応するための地元資源の有効活用、それに新しい技術、新しいデザイン開発、それがための展示宣伝、情報交換、後継者の養成等々で地場産業の振興に大いに役立つのではな

いかと期待が持たれる施設でございます。四日市地区広域市町村圏協議会が一昨年三月設立されましたが、その協議会におきましても産業振興のために広域行政都市の方向づけが示されており、津市が振興センターの実現に強力な運動を展開しているやに聞いておりますが、名実ともに県下一を誇る産業都市四日市、それに有名な萬古焼、伊勢茶、地場産業の拠点として津をしのぎ最適と思われるので、この実現に一層の努力をお願いいたします、かように思う次第でございます。これに対するご所見を承りたいと思います。

第一回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時十一分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道次長。

〔水道次長（奥村仁人君）登壇〕

○水道次長（奥村仁人君） 第一点目の水道行政につきましてお答え申し上げます。

まず、一問目の料金体系の問題でございますが、水道料金は上水の供給サービスに係る対価でございます、その原価に基づきまして配賦するものでございますが、主として市民生活用水の供給としてなされるわけでございまして、その供給条件が異なります生活用水以外のものに係る料金につきましては、各都市とも差を設けておるところでございます。これは公共料金といたしまして、一般家庭への料金を最小限にとどめまして、供給条件の異なります事業、

営業用料金は原価を超えるものとして定められておりまして、これを含めまして、総括原価の金額を回収することといたしておるわけでございます。

それから、集合住宅と集合店舗の料金格差の問題についてでございますが、当市では生活用水に対しまして、政策的に低料金とする料金体系をとっておりますところから、その救済措置が必要であるという考えのもとに、アパートなど集合住宅におきます水道料金の算定につきましては、給水条例施行規程によりまして、その住宅戸数を算定対象として集合住宅料金で計算しておりまして、集合店舗につきましては、これの適用になっていないところでございます。

なお、店舗併用住宅がございますが、これにつきましては集合住宅に含まれております約一割程度でございますが、その併用住宅の中で生活用水でございます住宅部分につきましては、集合住宅料金を適用していただいております。しかし、店舗部分につきましては、一般用料金で算出しておる次第でございます。ご指摘の点につきましては、他都市の状況等を勘案しながら対処したいと存じます。

三番目にご質問のございました公認業者の関係でございますが、給水装置工事の施行を特定の民間設備業者に認める制度を全国各都市の水道事業者が採用しているところでございまして、公認業者あるいは代行店、指定水道工事店等の名称で呼んでいるところでございます。本市におきましては、給水条例の規定によりまして公認業者の公認を行っております。これは、水道を適切に管理するためには水道施設自体の管理とともに、水道施設に直結する給水装置が常に水道法に規定されている構造、材質等の基準に適合するものでなければならぬというものでございまして、また水道の管理に悪影響を与えずに給水装置工事が施行できる技術とこの技術を正しく行使する信用を保有するものが施行することが必要であるというわけでございまして、本市給水工事公認業者規程に定める要件を具備したものを

ただ、残念ながら中小企業大学校問題につきましては、県を単位とする問題でございますので、若干私どもからすれば、隔靴搔痒の感があつたわけでございますけれども、しかし県ご当局の方も十分力を入れてご活動をいただいたものだというふうに信じて疑っておりません。ただ、三重県という県は経済圏からいいますと、中部圏と大阪経済圏とに分かれておるといふところから、愛知県あるいは岐阜県といったようなところと若干力の結果が足りなかつたのではなからうかというようにも思つておるのでございまして、そういった反省に立って、今後の地場産業の振興について格段の努力をいたさねばならないかというふうに思つておる次第でございます。

そこで、いま地場産業振興センターの設置についてご提言がございました。私のお伺いしておりますところでは、やはりこれは五十五年に出されました中小企業政策審議会の答申、その中で一九八〇年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向についてという答申が通産当局に出されておりました。中小企業が地元の資本、技術、労働力、原材料などの資源を活用し、地域ぐるみで地場産業の再生、発展さらには新規産業の育成をするための拠点づくりにするんだということで、技術開発あるいは研修あるいは情報等の交換を行うというような総合的な事業をこの地場産業振興センターに付しているようでございます。実施主体は都道府県、関係市町村、地元中小企業による第三セクターで県に一カ所設置の方針ということになっておるわけでございます。もちろん設置をする場合には、土地代を除きまして、国県がそれぞれ四分の一ずつを補助すると、補助限度額としては二年間で二億円ということになっておりますが、五十七年度は愛知県の一宮市外五地域にこれが設置をされております。

そこで、当市は先ほど指摘のありましたように、中小企業が非常に集約、集中をいたしておりますので、商工会議所とも十分連絡をとりながら、その設置の方向に向かつて努力をいたそうということで、すでに会議所の会長さんとは意思の疎通を図つておりました。昨日もこの問題についてお話し合ひをさせていただいております。商工会議所の方とこちらの産業界との間では、県が実施いたしております地場産業振興ビジョン作成、この促進をするようにしたい。それから、振興センターの内容の固めをやってまいりたい。そのための調査研究をする必要があるということ、十月初旬には先進地を視察する予定にいたしております。それから、会議所の方を中心にして、業界への働きかけあるいは対象業種の選定等を行つてまいりたい。さらに、市、商工会議所あるいは北勢選出の県会議員、国会議員さん、隣接商工会議所、商工会等々の連携を深めて、今後これの実現方に向かつて努力をしようという申し合わせをいたしまして、現在それぞれの段階において必要な活動に入つておるところでございます。

なお、津の方で産業会館を設置しよう、その中で振興センターを組み込んでいくという動きのあることは私も承知をいたしておりますが、これは主として地元の業界の動きであるというふうにお聞きをいたしておりますので、こちらの方としては、できるだけ地元業界の意見の統合というものが需要ではないかということ、産業界と会議所の方が相協力をいたしまして、それぞれの分野において、それぞれの活動をただいま申し上げましたような範囲で展開をしようとしている段階でございますので、ご理解を賜りたい。

なお、これも通産当局に対する働きかけということになってまいりますので、今後とも格段の努力を必要といたしますが、議会の皆様方のご支援も賜りたいということをお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ご答弁ありがとうございます。

水道行政は前に申し上げましたとおり、市民生活と大きな関係で重要な問題でございます。先ほど奥村次長からご

答弁をちよだいいたしましたけれども、私の質問とご答弁と何か食い違っておるようなふうに考えるわけでございまして、次長のご答弁はほとんどたてまえ論をおっしゃっていただいたと思うわけでございます。

私の申し上げておりますのは、例えば集合住宅と集合店舗に差がつけられております。それは先ほどの次長は政策的なことと差がつけてあるんだと、こういうことになりまして、私は大変問題がある、そういうふうを感じるわけでございます。政策的な問題は料金体系にすでに盛り込んでありますし、この集団店舗につきましては、やはり一店の使用量はわずかなものでございます。それが多く集まると、三百トンないしは五百トンと大きな数字になるわけです。そういった最高料率の金額をわずか十トンか二十トンの水でもその料率で課せられるということは、私はそういうところで大変不公平がある。私の申し上げておるのはむしろそこであるわけです。政策的と、そういう言葉でご答弁いただくことは、大変私としては心外でございます。もう少しそういった点については、どうして、何が根拠であるかと私も質問申し上げましたけれども、前向きに検討するとか、あるいはそういった問題についてそういうご答弁をいただきたい、そう思ったわけでございます。

もちろん工事規程につきましても、非常にここで発言できないようなこともあろうかと思うわけです。私は、工事規程が豊田市の裁判の判決要旨の中にいろいろ教えられるものがございすから、工事規程が判決の趣旨に違反していないかどうか、そのことを私は質問を申し上げたのでございまして、特に水道関係についていろいろと私も聞いておるわけでございますけれども、そういった表向きと裏向きのいろんな問題がございまして、そういったことがあるんな黒いようなわきにつながるんではなからうか、そういうふうを考えるわけでございます。すでに水道公認業者の中に贈賄のそういった事件がございまして、すでに事件となつてあがつておることもございす。そういった中身は、私はやはり水道行政そのものの姿勢がそこに非常にややもやしたものがあるのではなからうか。もちろん先ほど申し

上げましたように、政策、そういったことを言われる、また独立採算こういったものを課せられている、非常に相矛盾したものであるだけに、やはりむずかしいということも私も考えられますけれども、どうぞひとつその面については、積極的に豊田市の判例をよくご研究いただきまして、悔いのないようにしていただきたい、かように思います。振興センターにつきましては、どうぞひとつ商工会議所と連携をいただきながら進めていただければ大変ありがたいと思う次第でございす。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 通告に従いまして質問いたします。

一、防災について。去る八月二十三日に発生した生川倉庫の爆発火災は、その爆風により多数の負傷者と広範囲にわたる住居、工場等多数の損壊を生じ、その被害は莫大な額に上るものと予想され、被災者の多くはその補償の完遂に大きな危惧を抱いている現況にあります。

今回の事故は、従来安全とみなされていた合成樹脂倉庫が突然大爆発を起こしたもので、関係者は一様にきわめて予測しがたい事故だといひ、住民にとつては、まさに青天のへきれきと言えるものであります。ただ、発生時刻が深夜で、交通量も最も少ない時間帯であったことが唯一の救いではなかったかと考えるものであります。

しかしながら、現実には災害の発生した現在においては、市内百八十二カ所にあるという同種の倉庫についても新たな危険性を予測しなければならぬ状況が生じたものと受け止めるべきではないでしょうか。もとより今後同種の事

故があつてはならないのは当然のことで、監督官庁に対し、既存倉庫の安全確保にさらに一層のご努力を要望するものであります。

今回の事故は、現在原因が究明されている過程にあるものであります。単に倉庫業者の問題として一蹴することなく、樹脂の保管を倉庫業者に委託している企業も含めて、今後十分な安全対策を講じていただくとともに、不幸にして再度同種災害が発生した場合に備え、市がコンビナート企業との間に締結している災害防止協定のようにより、原因者の責任を明確にすることができないものかと考え、この点について市長のご意見、ご見解を伺うものであります。

もとより経済情勢がきわめて低迷している現在、企業を含め中小企業者の多い倉庫業者に過大の負担をかけ、ひいては市の産業経済力に衰退を生じさせることは本意ではありませんが、今回の事故に心の底からおびえている住民の立場に立った謙虚なご答弁を期待するものであります。

また、生川倉庫の被害総額をもう少し詳しく説明していただきたいと思ひます。一、生川倉庫本体の被害。二、入っていた製品の被害。三、生川倉庫を除く付近の被害総額。また、生川倉庫はどれだけの保険に入っていたのか、お教え願ひたい。何か聞くところによると、わかっている席では言えないという話でございますが、できるだけ勇気を持って答弁していただきたいと思ひます。

次に、消防本部の土地のことについて質問いたします。この件については、先日の議員説明会で理事者から説明がなされたわけですが、われわれが以前から聞いていた計画では、いまからの消防は多種多様化し、場所は非常に狭いので、建物の地下にも駐車場をつくってもらうと話を聞いていたのに、それをまた二百五十坪も隣の医師会館に譲るというのは納得ができません。三輪助役は本当に消防の将来を考えてみえるのかどうか。三輪助役にそのあたりのいきさつをお聞きいたします。

二、三重用水についてであります。現在までの工事状況並びに予算の進捗状況について、できるだけ詳しく説明していただきたい。また、今年度の計画並びに将来計画について、いつごろ全工事が完成するのか、理事長であられる加藤市長にお聞きします。

また、これだけの農業の衰退から見ても、恐らく農民から工事負担金並びに完成してからの水代を払う者はいないと推定されますが、その対策をいまから考えておかねばならないと思ひますが、その対策をお聞きしたい。

また、いま計画がなされている南部開発は三重用水の受益地になつているため、大きく開発が阻害されているように思われますが、開発と三重用水との絡みについて詳しく説明していただきたい。

三、スポーツ広場について質問いたします。四日市に公式野球ができる野球場をつくつてやってくれと私も以前から質問しておつたわけですが、九月一日の毎日新聞の記事に、「四日市で夏の高校野球を」という見出しで、県高校野球連盟と二十高校から市長に再度要望書が出されたという記事を読んで、私ばかりでなく、四日市市民も一日も早く野球場をつくつていただきたいんだなと思つたわけです。市長、もうここらあたりで強情言つておられないで、ひとつ市民のスポーツ振興も兼ねて、早急につくつてやったらどうかと思ひますが、そのお考えをお聞きします。

最近、市の土地をスポーツ広場に開放され、スポーツの振興を図つてみえるのは結構なことと思ひますが、中にはスポーツ課が管理もせず、地元で管理させ、その代償として、その地元使用の権利を与えているために、市の土地でありながら、その地元の許可を得なければ広場が使えない。また、地元としては自分のところが使用しないのに、土地を確保している例も多く見かけたわけですが、スポーツ課の責任で広場を管理し、どこの地区の者にも平等の権利を与えてやっしてほしいと考えるものですが、市の考えをお聞きしたいと思ひます。

また、これだけスポーツが盛んになつてまいりますと、どこも広場の確保に苦慮しているのが現状ですが、校庭の

グラウンドに簡単なナイター設備をつけてやっではどうかと思いますが、どうですか。他市においては、相当やっていると聞くと聞いております。四日市にももっとナイター設備をつくってやっではいいと思いますが、その計画はありなのか、お聞きします。

四、新魚滓工場について。これは朝伊藤議員も質問されましたので、ちょっと質問の趣旨を変えて、自分の考えを述べさせていただきます。

市長としては、河原田に新魚滓工場を計画された当時の詳しい地元との折衝についてお話したい。私は、地元河原田並びに楠町に事前に十分な話し合いがなされないまま発表されたのではないかと危惧するのですが、その点どうですか。

また、河原田の新化製工場はいつ完成するのか。また、平山物産はいつ廃業するのか。十二月までに事は行われるのか、はつきりと答弁願いたいと思います。

五、排水問題について、坂倉助役にお聞きいたします。五十三年に坂倉助役がリーダーとなられて、三部調整によって、調整区域は土木と耕地課、市街化区域は都市下水が担当すると決められたわけですが、私決められたときから「予算の配分、また地区の要望も十分考えてやってくれ」といったのに対し、坂倉助役は「堀さん、よくわかった。その点今後よく研究して予算づけもしていく」という回答があったのに、調整区域の排水対策に何ら対策がなされず、中小河川は荒れほうで、ちよつと雨が降ると、浸水家屋流出という現状を助役は知ってみえると思いますが、今後の対策をできるだけ詳しく述べていただきたい。

助役がいつも言われている「今後よく検討して善処する」という言葉はもう何回も聞き飽きましたので、この場では通用しませんので、その点も考慮され明確な回答を望むものであります。その結果によっては、建設委員会を早急

に開いていただいて、とつくりと審議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで第一回の質問を終わりますが、その場限りの答弁じゃなくて、誠意ある答弁を望むものであります。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

生川倉庫の爆発は大変遺憾な事故でありまして、住民の方々に被害を与えたこと、被害がなくても恐怖感を与えたことに対して、私も大変残念に思っておりますのでございます。その原因については、目下司法当局並びに当消防の方で調査中でございますので、それらの調査がまとまった段階において、いろいろまた次の対策も確立するんではなからうかと、また確立しなければいけないというふうに考えておるところでございます。

そこで、石油コンビナート等災害防止法には、特別防災地区に立地する事業所と災害防止協定を締結して安全確保に努めるということになっておりまして、この地域にあります企業、特に生産工場とは災害防止協定を結んでおるわけでございますが、営業倉庫の許可はご承知のように倉庫業法でございまして、監督官庁が運輸省の海運局ということになっておるわけでございます。ただ、そこに入れます物について、特殊可燃物等については、届け出を要するということでも届け出がされておるわけでございますので、そういった届け出がなされた場合に、その保管状況がいかどうかと、あるいは保管ができるかどうかというふうなことに付いて調査をする必要があると思ひますし、しよつちゅうというわけにはまいりませんが、消防の方ではそれなりの調査もやってきましたのでございます。

ただ、今後のあり方といたしまして、現在の消防法あるいは条例等をこの際見直す必要があるのではないだろうかというふうにも思っております。本市におきましても、目下それを検討いたしておる段階でございます。なお、こ

これらの問題については、過日もご説明申し上げましたように、中央においても取り上げられ研究をされておりますので、消防庁と連絡をとりまして、今後私どもがなし得る範囲内での万全の対策を講じてまいりたいと思っております。ただ、百八十数カ所にある倉庫について、災害防止協定を結ぶということはなかなかむずかしいというふうに思っております。でございますが、そういった条例等の改正あるいは改善に努めまして、二度とこういう災害を起こさないような措置について消防の範囲内での努力を進めてまいりたいというふうに思っております次第でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

三重用水事業でございますが、これは四十六年に農林省から水資源公団に事業継承を受けたのでございまして、公団の説によりますと、五十六年末で進捗状況は七五％でございます。

ダム関係では、中里ダムが五十二年、宮川調整池が五十四年にそれぞれ完成をいたしました。一部河川法に基づく使用検査も受けまして、中里ダム三百五十万トン、宮川調整池八十万トンの湛水を開始いたしております。加佐登調整池は現在工事中でございます。残るところは菰野と打上の調整池でございますが、いま河川管理者と協議中であります。五十七年度中に着工の予定でございます。幹線水路は、中里ダムから宮川調整池間は近く工事着工の予定でございます。五十七年度中には完成をする見込みでございます。宮川調整池から菰野調整池までの間は約一・三キロを残しまして完成をいたしております。菰野調整池から加佐登調整池間は一部工事中でございます。四日市分六・三キロメートルは桜、小山田、水沢地区の説明をすでに終えておりました。近々測量調査をいたしまして、五十七年度に一部着工の予定でございます。加佐登調整池から下流につきましては、鈴鹿川を渡る工事も含めまして、工事中のところもありますし、完成しておりますところもございます。深流取水につきましては、打上ダムに入ります牧田の導水路、中里ダムに入ります西部導水路とも取水口を除きまして、完成または若干工事をやっておりますところもござ

います。菰野調整池に入る南部導水路は一部工事中でございます。四日市分二・六キロメートルはすでに測量調査、設計を終えまして、用地測量を終えた後、関係者のご理解を得て、本年度内にも着手の予定でございます。

総事業費は、この六月には六百九十三億というふうに聞いておったんですが、最近では約七百八億円ということで大蔵省の認可をとりまして、工期も六十年三月というふうになっております。完成時はこの七百八億という数字はさらにもう少し大きくなっていくだろうというふうに思っております。

事業計画は、受益面積の四日市分二千六十九ヘクタールということですが、そのうち水田が一千三百三十一ヘクタール、畑が七百三十八ヘクタール、水量にいたしまして、四日市分は一千百三十九万四千七百立米ということでございます。これについては基本的な変更はございません。

水資源公団としては、できるだけ早い機会に国、三重県その他関係機関と調整を進めながら、全体の事業費について計画変更の手續を進めていく方針というふうに聞いております。三重用水事業の受益地は四十五年当時、計画をされたものでございますが、その後農振法ができました。農用地の指定がなされました。三重用水の受益地域の中で、当時農用地に入っていないところについては、農振法に基づいて農用地の中に入れるということになって、現在入っております。

ところで、水価の問題でございますが、まだ最終的なところまで詰めを行っておりませんので、ここでいま私が幾ら幾らになるだろうということをお願いするのは、いささか時期尚早に過ぎるかというふうに思いますので、今後三重用水土地改良組合の理事会の中でも議論を進めながら、県なりあるいは国なりの方にお願います。お願いをしまして、水価をできるだけ低く抑えていただくような努力をしてみたいと思っておりますので、さようご承知おき賜り、またご理解をいただいでご協力をお願いしたいと思っております。

それから、南部開発の関連でございますが、確かに農用地をただ開発をして住宅団地をつくる、あるいは工業用地をつくるというようなことは、農業投資を進めてきたという問題点もございまして、ただ開発をしたいから開発をさせてくれということでは、農水省の方も合意を得ることは大変むずかしいというふうに思っております。そのためには、農業振興をどういう形でやっていくか。その中で住宅用地なりあるいは農村にふさわしい工業用地なりというものをごさいますと、今後そういった面についての努力をさらに一層進めてまいりたいと思っております。このことについては、農業振興のあり方にも大きく関連をいたしてまいりますので、農業関係者の方々とのお話し合いも詰めなければならぬかというふうに思っておりますので、この点につきましても、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

次に、高校野球のできる球場の問題でございますが、本件に関しましては、この議会でもたびたび出たのでございますし、またスポーツ関係の方々からも、ずいぶん早くにそういう陳情なり提案なりをいただいておりますことは、私もよく承知をいたしております。ただ、今日まで私どもが強情を張っておったわけではございませんが、やはり事業の選択ということで、財政状況等も考えながら、選択幅が非常に小さくなりつつありますし、今後もそういう予想でございますので、いかにすれば、これが実現できるかということで、財源の捻出等について苦慮をいたしておったのが今日までの実情でございます。

ところで、電源立地三法によります交付金が当市に下がってくることになるわけでございますが、この三法交付金は使途の制限がございます。したがって、一般財政の財源としてこれを使ってしまいうわけにはまいりませんので、それぞれ事業指定をする必要があるわけでございます。それには一定の制限がありますので、それをいまいしく申し

上げている時間ございませんが、私はこの三法交付金を活用すれば、高校野球ができるようなグラウンドを整備をすることができるといふふうに考えておりました、来年にはその点が明確になし得るのではなからうかとかように考えて、いま県の方にその申請をいたしておる段階でございますので、ご理解をいただいております。

なお、スポーツ広場の管理に関しましては、教育委員会の方からお答えをさせていただきます。

次に、魚津処理場でございますが、事前に十分地元と話し合いをして打ち出したのかと言われれば、そうではございませんというご返事をせざるを得ないと思えます。この点につきましては、すでにもう大分前になります。議会の総務委員会だったと記憶をいたしておりますが、「どこへつくろうとしているのか、早く発表せい」というご発言を皆さんからちょうだいいたしました。そのときに私は、これを自分ではこへつくりたいと思っております。うっかり発言して反対になるとつぶれてまいりますので、「まあ、待つて下さい」ということを申し上げて、一応関係者といえますと、ちょっと語弊があると思うんですが、何人か方には私の心のうちをご相談申し上げて、仕方がないなということで実は発表したようないきさつがございます。こういう施設は迷惑施設ということを言われておりますので、地区としては歓迎すべからざるものだというふうに私も思っておりますが、そうかといって、ないというわけにはまいりませんので、こういうような方向で努力をしております。もちろんそれぞれの関係地域のところには、それなりの対応策が必要でございますので、私はそういった面については、今後とも努力をしたいと思いますというふうに思っておりますので、ぜひご協力のほどをお願い申し上げます。なかなかむずかしい問題もありますけれども、すでに県の方で環境アセスも終わっておりますので、その内容もはっきりしておりますし、連合自治会とは公害防止協定もすでにできておりますので、できるだけ早い機会にこれを実現いたしたい。私は十二月に補正をお願いするといいました平山の廃止に伴う措置に要する費用でございますが、お願いをしたから

には、実現を期しているつもりでございます。どうぞ私の心境をお察しいただきまして、また四日市から平山物産公害を早くなくすということが喫緊の仕事でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

新化製場の建設は、本来は平山の現状が止まった時点で化製場ができておるといことの方が望ましいわけでございますけれども、現状からすれば、そういうわけにもまいらないかと思えます。したがって、新化製場が稼働いたしますまでの間、何カ月か一年くらいかもしませんが、空きがあると思うんで、その空きの間期の処置について、いま先ほどちょっと伊藤議員のご質問にお答えをいたしましたように、この十八日に県を中心にして協議がなされますので、そういった協議を踏まえながら対処をしてみたいというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 防災の中での消防本部の跡地の利用についてご答弁申し上げます。

この消防庁舎の建設につきましては、かねてよりいろいろ強いご要望がございましたが、この建設につきましては年内に着工ということをめどにいたしました。現在鋭意事務的な面で進めておるのでございます。

消防庁舎のこの建設問題と相まって出てまいりましたこの消防本部の跡地利用問題でございますが、これは過日の説明会のときにもご説明申し上げましたとおりでございますけれども、本市が宿日直医が廃止になりました後、医師会にいろいろとお願いを申し上げまして、そのご協力を得て開設しております現在の中浜田にある応急診療所が位置的にも、また市民の皆さんにも非常にわかりにくい場所でもございます。したがって、こういう場所でもあり、また設備を充実することもご承知のビルを借りておるのでございますので、困難でございます。したがって、このこ

とにつきまして、この診療に交代で医師会からお医者さんに出ていただきまして当たっておっていただくわけでございますが、こういう点も何とか改善していかねばならないということで、別の場所で診療所を建設しまして、スペース及び設備の充実要請ということが医師会側からもございました。したがって、これを解決するためにはやはり救急業務を担当いたしております消防とそれから診療を担当する医師会との間に位置をいたしております医師会館の西隣、現在消防庁舎が建っておりますが、これを約二百三十坪ないし二百五十坪程度と思えますが、これに診療所を建設することが最もふさわしいのではないかとこのように判断をいたしまして、ここに応急診療所と必要な駐車場をつくるのが一番ベターな方法であると考えておるのでございます。

なお、この土地の確保に伴う消防庁舎のレイアウトへの影響でございますけれども、これにつきましては、まず消防活動には影響はないというふうに判断をいたしております。したがって、ここへ応急診療所を建てまして、市民の救急医療業務に万全を期す対策をとっていききたいというのが私どもの考え方でございますので、どうかひとつよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 排水問題についてお答え申し上げます。

治水は申し上げるまでもなく全市の一、二級河川あるいは準用河川、一般河川あるいは排水路、下水路、それがすべてバランスよく整備されてこそ、その意味があるんじゃないかと、あるいは効果が出てくるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、国県に対しては強く一、二級河川の整備の促進を要望しておりますのでございますし、市が管理しております準用河川につきましても、予算の増大等について全力を挙げて確保をするよう努めてまい

つたわけでございます。

そういう意味で、市の行っておる事業につきまして、市街化区域あるいは調整区域内の小河川あるいは下水路等につきましては、その整備についてどういう順位でやっていけば、効果上がるかというふうなことをよく判断しながら、いままでやってきたつもりでございます。しかしながら、予算の枠等の制限もございます。これは財政の厳しい中、皆様方十分ご承知のことと思えます。その中で、配分でございますので、どうしても緊急度の高い市街化区域内の常時浸水地域に予算の配分が現状では多いという状況でございます。しかしながら、市街化区域内の低地帯につきましても、整備も相当進んでまいっておるのが現状でございます。今後の配分につきましては、そういうこと等も十分に考慮して予算の配分をして、全市バランスのある排水の整備をして、地域の住民の皆様方の浸水に対するおそれのないようにしていきたいというふうに思うわけでございます。

そこで、ちなみに排水予算を三部に割ったときからの伸びを申し上げますと、五十三年度では全体の約一割が調整地域にいておりましたが、現在では二割方調整地域へ持っていらっしゃるという状況でございますが、いま申し上げますように、市街地の排水の整備等の進んだ状況等を十分把握して、今後なお調整区域内にも排水予算を増額していくよう努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 逆戻りするようでございますが、一の質問の中、被害額をもう少し詳しくということと保険の額について話をしるということでございますので、お答えをいたします。

まず第一に、生川倉庫の倉庫本体の被害でございますが、これは生川倉庫が使っております部分につきまして四棟、倉庫三棟と事務所一棟でございます。そのうち倉庫二棟四千四百三十五平米が全焼いたしております。それから、事務所一棟が爆風によって吹き飛んでおりますが、これは三十九・六平米の小さなものであります。倉庫一棟は危険物倉庫の許可がございまして、まだ使っていないものでございますが、百九十二・六四七平米でございます。これが半壊をいたしております。

その他外部の被害でございますが、生川倉庫以外の付近の住民の方々の被害でございますが、二百九十二棟について大小の差はありますが、被害が出ております。金額につきましては、現在調査中でございますが、まだ申し上げられる金額は出ておりません。これにつきましては、関係機関全部があの現場で調査に当たっております。倉庫業法を主管いたしますところの運輸省の関係の方々あるいは警察の方々、私ども、そこらが最終的に一応の結論を持ち得たときに調整をして、発表する段階になるかと思えますが、できるだけ早く結論に到達するように努力をいたしたい、かように思っております。

それから、一つ落としましたが、内容物ですが、合成ゴムが六百五十三トンそれから合成樹脂が九百七十八・六トン、ディスプレイジョン、これはその他の化学製品でございますが、百四十八トン、計一千七百九十トンというものが内容品でございます。

次に、保険の金額でございますが、これも現在いろんな機関が調査をしております。たとえば保険会社が損害見積額を出しております。警察も捜査という観点から調査をいたしております。それを私ども聞いておるといって程度でございまして、知っておるといふほどのものではございません。そういう関係がございまして、周囲の状況もきわめてデリケートな状況でございます。一つは、私どもがそれを把握する立場にないということ、一つは、その時期として大変むずかしいということを考えまして、ここで私から私の知り得ることを申し上げることはひとつご容

赦をお願いいたしたい、かように思う次第でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） ご質問のスポーツ広場についてのうち、スポーツ広場の管理の関係と学校施設にナイター設備はどうかという質問に対してお答えを申し上げます。と存じます。

教育委員会で管理をいたしております運動広場のうち、ご指摘の小山田運動広場あるいは水沢の運動広場、垂坂の広場などにつきましては、それぞれ設置のときの経緯等もございまして、また地域の特殊性もございまして、除草とあるいは清掃、不陸整正など、管理の一部を地元の方にお願いをする中で、施設の一部優先利用を認めておる状況でございます。各施設ともに利用の申し込みは申すまでもなく日曜、祭日あるいは土曜等に集中をいたしておる状況でございます。なかなかすぐにご利用いただけぬという実態であろうと思っております。ご利用いただけます場合に、限られた施設でございますので、申し込みをされた場合は必ず使用していただくか、あるいはご使用をされない場合は、ご連絡をいただいで取り消しをしていただくとか、そういったことについては常々十分お願いをしておるわけでございますけれども、なかなか完全に徹底をされていない状況も間々あるかと存じます。今後一層よく徹底していきますように、注意をしたいと思います。また今後この施設の管理あるいは地域間の調整なども含めまして、一層有効利用が図れますように検討させていただきますと存じます。

それから、学校施設に夜間照明をというご提案でございます。確かに勤労者の方々などが夜間にご利用いただく場合に、こういった施設があれば、非常に多くの利用が期待できるものであるというふうに考えるわけでございますが、この夜間照明につきましては、付近住宅への影響あるいは農作物への影響などもいろいろ検討をしなければなら

ない問題点もあるやに聞き及んでおります。また、現在学校開放に当たりまして、逐年防球ネットあるいはその他の施設の整備を進めさせていただいておる状況でもございますし、その他学校施設の整備などの選択の問題もあろうかと存じます。そういったことで現在といたしましては、具体的な計画は持っておりませんが、将来に向けてよく研究をしてみたい、かよう考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十四分休憩

午後三時三十五分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 答弁ありがとうございます。

生川倉庫の爆発事故についてでございますが、今後四日市でこのような爆発事故がないためにも、私一つの案を提案するわけでございますが、その点について市長のご意見を伺います。

私は、四日市においては地元と倉庫業者と製品業者と三者によって、防災協定を結んだらどうかと思いますが、市長も二十五万市民の生命、財産を守るのが第一の義務だと考えますので、早急にこれくらいのことばやってほしいと思います。そのお考えはないか。いまの答弁では、何かそのような考えがないとおっしゃいましたが、われわれ四日市に住んでおる二十五万市民は、ぜひともこれは結んでいただきたいと思いますので、再度市長のご

意見を伺います。

それから、三重用水事業については、市長も自分で末端の農民の意見を十分聞いていただいて対処していかなければ、将来において物すごい問題が起こりはしないかと心配するものでありますので、もっと現状を把握していただきたいかように思います。

それから、スポーツ広場の問題でございますが、いまも予算のことをいろいろ言われたわけでございますが、ちょっと私聞き漏らしたのかわかりませんが、来年度でやっていたらですか、その点をもう一回はっきりと回答願いたいと思います。

それから、平山物産と新魚滓工場についてでございますが、十二月の議会で平山物産の補償の議案を出すと、それでその出した時点において、責任を持ってやると言われたと私はとるんですが、そうすると、平山物産というのは十二月から一月ごろまでに廃業に追い込めるわけですか。河原田の新魚滓工場については少々おくれるで、その間は静岡県の方へ出すと、それはわかっただんですけれども、平山物産は十二月から一月ごろにもう廃業に追い込めるわけですか、その点についてお聞きしたいと思います。

排水問題については、調整区域の方も荒れているのがよくわかったと、来年は調整区域の方も予算を見ると言われたわけでございますが、しよせん土木の予算そのものが非常に少ない。坂倉助役は調整区域の方へ予算を回すと言われたけれども、回していただく予算もないのではないかと、われわれ察するわけでございますので、来年はひとつ坂倉助役も緊張していただいて、排水対策に十億くらい予算をつけていただかないと、常時浸水地域は解消しないかと思えます。十億というのは非常に無理なことだと思えますが、できるだけ緊張して予算を獲得していただきたい。それと私、坂倉助役をお願いするわけでございますが、実際において、水が出て、水害をこうひったならば、できるだ

け自分もかっば着て、長ぐつはいて、われわれ議員はみんな現場へ行つて、一生懸命やっているんですから、おたくもできるだけ雨と泥にぬられて、もっと現場へ行つて努力されたらどうかと私提案するわけでございますので、これでもできるだけ約束を守つてやっていただきたいと思います。思う次第でございます。

答弁できるものだけ、答弁していただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 倉庫業全部と災害防止協定を結ぶ意思はないのかということでございますが、いままでそういうことは実は考えていなかった、むしろ条例とか法律とかの改正の方が先ではないだろうかというふうに思つておつたわけでございますが、ご意見でもありますので、よく検討してみたいと思います。

それから、スポーツ広場については、先ほど私が申し上げました、すでに県を通じて三法交付金の中で公式の野球場ができるような三法交付金の使い方をしたいというお願いをいたしておりますので、国の方で最終的にこれが認められれば、来年度に着工できるのではないだろうか、こういうことをお答え申し上げたつもりでおりますので、ご了解を賜りたい。

それから、平山物産については、廃業に伴う措置費について、十二月補正でお願いをしたいということを言っておりますが、補正に計上をいたしますについては、相手方と契約を取り交さなければならぬと思つております。その契約の中に廃業のことをはっきり明示をしていきたい、こういうふうに考えておりますので、その方向をはっきりさせて補正をお願いするつもりでおりますから、ご了解を賜りたい。以上でございます。

○議長(青山峯男君) 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づいて質問をいたします。

第一点目が、臨調路線への対応についてでございます。

昨年より、たびたび臨調問題について市長の姿勢についてただしてきたところでございますが、昨年の七月第一次答申、ことしの二月第二次答申、そしてこの七月三十一日に第三次答申、いわゆる基本答申が出されたところであります。言うまでもなく、汚職腐敗や浪費を一掃し、真に国民本位の清潔で効率的な行政を実現することは、広く国民が望んでいるところであります。

ところが、今回出された基本答申は二十一世紀を展望した国づくりの基礎を固めるため、そのための端緒を開くものとして出されておりますが、全体としては、財政危機の中で大企業の利益擁護と軍備拡大の遂行という二大目的を果たすため、これまで長期にわたる国民的な運動や闘争をも反映して、各分野で築かれた民主的の制度をも一挙に覆し、その反動計画を安心して遂行できる財政上、行政上の基盤を築き上げる、こういったことを目指しておるわけでございます。そういった点で、国民本位の行政改革とはおよそ縁遠いものでございます。地方行政について選択と負担、徹底した減量を強調し、住民福祉切り下げと住民負担の強化、地方財政の徹底した圧縮と地方自治破壊の方向を打ち出したことも重大であります。中でも問題なのは、答申が国の定める標準に基づいて、行政を標準行政などと称し、各地方公共団体の独自性に基づく行政サービスについては、基本的には受益者である地域住民の選択と負担によって行われるべきものなどと、住民にサービス低下か負担増かの二者択一を迫っていることでもあります。

もし、これが実行された場合、国の基準を超えます老人やまた乳幼児、母子家庭、障害者医療の無料化、保育所などへの職員の加配などが選択と負担の攻撃にさらされることは明らかであります。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、現在市で行っております一、二歳児の乳幼児医療費の無料化、母子家庭の医療費の無料化、障害者の医療費の無料化について、これらの福祉後退を許さず、制度を存続させるべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

また、八月十日の国会で老人保健法案が全国のお年寄りや国民の声を無視し、日本共産党の反対を押し切って、自民党、公明党、民社党、新自連の賛成で可決され、来年の二月から施行されることになりました。ご存じのように、老人保健法は現在無料化されている七十歳以上のお年寄りの医療を有料化し、受診抑制を図り、老人医療費の削減を行おうとするもので、福祉を削って、軍事費に回そうとしている臨調路線による制度の抜本改悪の第一弾といえる法律であります。厚生省は八月二十四日、全国関係部長会議を開き、地方自治体の単独事業は廃止を含めて見直してほしいと強く要請し、住民の運動により実現し定着してきた六十五歳からの医療費無料などの制度をやめさせるなど、地方まで臨調路線を徹底しようとしております。

そこでお尋ねをいたしますが、四日市市、三重県ともに行っております六十八歳、六十九歳の医療費公費負担制度について、県と協力して現行制度を存続させるべきであります。市長はどのように考えてみえるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

また、来年二月一日から改悪をされますが、七十歳以上の老人医療についても、六十九歳、六十八歳の制度との整合性のある措置を新たに併せて講ずるべきであります。市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、老人保健制度では国県市が各三分の一ずつ費用を負担して、四十歳以上の人に健康手帳の交付、健康教育、

健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の各事業を行うことになっております。これだけにとどまらずに、全市民を対象とした保健予防活動を一層充実させるべきだと考えます。過去保健センターの設置を提起してきたところでございますし、また五十五年度に設置された保健レクリエーション施設整備特別委員会の調査報告でもこの問題を提起されているわけでございます。この際、保健センターを設置し、保健予防活動を充実されることを強く要求いたします。この点について、市長はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

また、この臨調路線は婦人問題に対しても大変な切り捨てを行おうとしているわけでございますが、昨年九月議会で国際婦人年に関連して、この取り組みについてお尋ねをしたところでございます。県の指導に基づいて取り組むという報告、答弁がなされたわけでございますが、取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

特に、国際婦人年にかかり県が策定いたしました行動計画の中で総合施策として短期的に処理する問題の中で、イとして、地方自治体の行政委員会、各種審議会委員会などへの婦人の参加率、目標一〇%を働きかける、こういった提起もされ、ロとして、市町村の婦人行政窓口設置への働きかけ、これが挙げられているわけでございます。この問題について、どう取り組んでみえてきたのか、お尋ねをしたいと思います。

第二点目は、公災害対策についてであります。

最近、コンビナートの町四日市ならではの事故が相次いで起こったわけでございます。去る七月二十八日、塩浜小学校西側市道の石原産業国鉄引き込み線踏切付近で昭和四日市石油から合成ゴムへの送油配管に亀裂が発生し、漏洩するという事故が起こりましたが、原因究明がどこまで進み、今後どのような対策がとられようとしているのか、お尋ねをいたします。

パイプラインの安全性について、過去質問をいたしましたところ、半永久的に大丈夫であるとの答弁がなされたわけでございます。消防署が毎年行っております配管チェックで、チェック個所が良好であっても、他の個所がすべて安全だと言えぬことが今回の事故で明らかにされたものと思えます。事故とは思わぬところで、とんでもない要素が加わって起こるものであり、そういう点でも、もしこの事故が重油配管でなく、危険なガス配管であったり、民家の近くであった場合は大変な被害が出ることは明らかであります。ぜひそういった点から、配管のチェックについては荷重のかかる条件の悪いところをチェックすべきだと思いますし、道路横断個所や名四国道の下など、点検することを強く要求いたします。

また、近年東海沖地震など日時はわからないが、地震が起こるであろうということは予想されているわけでございます。四日市には延長三百キロメートルのパイプラインが走っており、そのうち六十キロメートル近くが民家や道路近くを走っております。もし地震のとき、これらのパイプが破損したりすると、大きな被害が出ることは明らかであります。その予防のためにも危険なパイプラインを民家の軒下や道路近くを走らせるのではなく、共同溝などによって、民家や道路から遠ざけるようにすべきであります。どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、先ほど質問もございましたが、八月二十三日生川倉庫株式会社で爆発によって負傷者二十三名、三百十八棟の被害を与える事故が起こったわけでございます。この生川倉庫は、合成ゴムについては市の条例に基づいて届け出がなされていたわけでございますが、樹脂類については届け出がなされてなかったようでございます。しかも、この倉庫の自身はスチロポール、デイスパージョン、ABS樹脂、AS樹脂、合成ゴム、これらが保管されていたわけでございますが、そのうちスチロポール、ポリスチレンにボタンガスを投入したものでございますが、このスチロポールが金曜日に入荷し、そして月曜日の早朝に事故になったわけでございます。このスチロポールのガス封入濃度が高い新製品である、このスチロポールがガス爆発したであろうと言われる個所に保管をされていたわけでございます。

しかも、これと同じ物が近くの阿倉川倉庫に保管をしてあったようですが、生川倉庫の爆発直後に油化バーディッシュが引き取りに行き、その後その製品について企業秘密ということで調査もさせないということが言われておりますが、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、このような製品を貯蔵するときには、倉庫業者に対して荷主が安全対策について取り扱い、保管方法について指示がなされるべきだと思います。この指導がどのようになされているのか、お尋ねをしたいと思います。

この倉庫の爆発による被害を見ますならば、半径五百メートルぐらいまで何らかの被害を与えているわけだと思います。このことを考えるならば、現在百八十二カ所あるこれらの倉庫についての点検、指導を強めるべきであり、条例を改正して厳しく規制をする必要があると思います。特に、民家から離れていく必要があると思いますが、どのように指導されるつもりか、お尋ねをしたいと思います。

また、九月一日は防災の日で、各所で防災訓練が行われたわけでございます。東京都や横浜市などでは、独自に震災予防条例を制定しているわけでございます。そして、その中では震災予防に関する計画の策定義務づけ、事業所に対する防災計画策定の義務づけを行うこと、さらには被害想定に基づく地域危険度の測定及び公表などを明記すべきだと考えますが、いかがでございますでしょうか。

震災予防計画を立てること、すなわち被害を軽減させる事業、災害に強い防災都市づくり、調査研究、救援救護の体制整備を図ることを計画的に推進させることを要求するものでございます。また、その計画策定に当たっては、民主に住民参加で行うべきだと思います。どのように考えてみえるか、お尋ねをいたします。

さらに、被害想定なくしていかなる予防ができるかという問題でございます。そういった点からも、コンビナート地域の被害想定を急ぐべきだと考えます。そういった点で、県が調査をしながら公表していない被害想定について、

公表を強く迫り、公表をしないならば、市独自でも調査研究をすべきだと思いますし、どこまでこの取り組みが進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、パイプラインの事故や生川倉庫の爆発等から教訓を引き出しますならば、現在四日市火力発電所四号機と川越火力一、二号機の燃料用として霞の十四万坪に液化天然ガスのガス基地四基が計画中でございますが、もし地震があると何らかの事故によって爆発、炎上いたしますならば、その被害は四キロから六キロにも及ぶと言われ、国鉄四日市駅付近まで被害が及ぶと言われているわけでございます。その点で、この液化天然ガスのガス基地に対する防災アセスメントを実施し、事故防止と事故が起こっても、市民の生命と財産を守る安全対策をとらせることが必要でございます。その点が明らかにされない限り、建設を認めるべきではないと思います。この点について、どのように対処しようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、この生川倉庫の事故の教訓から危険物の点検回数や指導を強めていくことが今強く求められているわけでございます。その点で、予防活動を行う上で人員を増やす必要があると思いますが、どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、以前に消防車の設置数も含めて、消防力の強化について検討するという答弁もしていただきましたが、消防署の新增設に当たりまして、今後五カ年計画を含めて、どのように取り組んでいくお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、五十三年度から五十七年度までの五カ年計画で公害防止計画が立てられ、順次実現されてきております。公共事業については完全ではありませんが、一応の進捗率を上げてきています。企業の側の事業の進捗率についてお尋ねをしたいと思います。また、今後どのようにして未達成部分について進めようと思われているのか、

お尋ねをいたします。

第三点目は教科書の問題であります。教科書といいますが、四日市市で小学校の三年生、四年生が学ぶ社会科の副読本、「私たちの郷土、のびゆく四日市」の問題でございます。四日市で郷土の歴史を学ぼうとするならば、市民にまた市政上に大きな影響を与えた公害の問題を避けて通ることができません。ところが、この副読本では公害に関する記述について重大な誤りと後退があります。過去の過ちを次の世代に正しく伝えたいという点では、最近大きな問題になっている歴史教科書の改ざんにも似た問題であり、誤りであります。また、このことは市長の意図してきた公害はなくなったとする政治姿勢ともかかわりを持つものであり、なぜこのようなことが行われたのか、市長にお尋ねをいたします。

かつて四日市ぜんそくという言葉で世界的に有名になった四日市であっただけに、公害裁判の判決で企業の加害責任、行政の立地上の過失まで裁かれたころの副読本には、九ページにわたって公害に関する記述がありました。そこには公害問題で健康が破壊され、人が死ぬような誤りを二度と繰り返してはならないという反省と決意が示されています。ところが、最近では公害問題を扱った項目が全く削除をされているわけでございます。この副読本の改訂は昭和五十五年に行われ、内容が変更され、五十六年度にも一部内容が変更をされてきております。五十四年度までの副読本には、公害の原因について、「石油化学工場が体に悪いガスを出した」外四項目が記述されておりますが、五十五年では、「工場から出る煙やガスのために空気が汚れた」となり、五十六年度では、「工場から出る汚れた水、煙やガスのために公害が出るようになった」となっております。また、四日市ぜんそくについては、五十四年度版までは「四日市ぜんそくは石油化学工場の出す悪いガスのために起こった病気であり、患者は一千人いる」と記述されていたものが、五十五年では「ぜんそくなど公害病にかかる人も出てきた」となり、五十六年度版では全く記

述が削除をされております。公害裁判と判決の項でも五十四年度版までは、「裁判所は工場の出す煙やガスが病氣のもとになったことを認めた」と記述してあります。五十五年版では、年表で公害裁判に触れるだけ、五十六年度版に至っては全く削除をされております。「公害をなくす」の項では、公害を減らすために煙突を高くしたので、風に乘って遠くまで運ばれるようになり、空気の汚れは今までより広まりましたと記述してありますが、五十五年版、五十六年度版では削除され、全く一言も触れていない状態であります。

このことは公害隠し、公害裁判隠しにほかなりません。四日市の歴史の中で、公害裁判を文字として消してしまうというのは、過去の過ちに対してその反省がどこへ消えてしまったと批判せざるを得ません。いまなお公害患者が増え続けている中で、また二酸化窒素については、裁判以後横ばい、最近では増え続けている状況の中で、五十六年度からの副読本では、「いまでは水や空気もずいぶんきれいになり、特に空気の汚れは人の体に害のないまでになってきております」と記述されてあります。これは全く事実と反する誤り、患者切り捨ての方向、公害の指定地域解除の方向とも一致しております。なぜ、このような記述になってきたのか、具体的にお答え願います。

また、この改訂に当たり、各方面から強い意見が出た、そのために改訂したといういきさつがあります。歴史の事実までゆがめる副読本を改訂させる強い意見というのか、圧力は一体どこから出ているのか、お尋ねをいたします。また、この副読本をだれが検定したのかもお尋ねをしておきます。

最近の教科書での過去の侵略戦争を進出とか進行に改ざんをしたのも誤りであったことを反省していないところから行われたものであり、そのことから考えると、副読本の公害隠しや、公害裁判隠しはまさに過去の公害問題に対し、市当局者の反省がないところから出てきているものではないでしょうか。過去の公害問題を正しく反省し、尊い犠牲者の上に築かれた公害の犠牲を守り、一層強化するためにも、この事実と反する記述を直ちに改めることを強く要求

いたしました、第一回目の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点から第三点まで私からお答えをいたし、その他の件につきましては、それぞれ担当部長の方からお答えをさせていただきます。

いま、ここで臨調答申に対するいろいろな感想はそれなりにそれぞれの人がお持ちであろうかというふうに私は思うんですが、現実をながめまして、地方財政大変厳しい環境にある中、いろいろな経費の節減等を図ってまいらねばならないことは事実であろうかというふうに思います。地方自治体の行政そのものが全部地方自治体独自で決できる問題ばかりではないということを前提にして考えた場合に、ある程度の臨調路線への整合性というものは保たねばならないかというふうに思っておるわけでございます。基本的にいまの臨調で出されました答申が反動的であるとか何とかいう、そういう議論は別といたしまして、現実を踏まえて、これから国の方でいろいろな改正が起きてくる、それにどう対応していくかということは、それぞれの問題について、別個の立場から私もよく考えてみたというふうに思っておるところでございます。

そこで、乳幼児医療無料化あるいは障害者医療費あるいは母子医療費の助成でございますが、これは一部市の単独事業もありますが、大部分が県の補助事業になっておりますので、県の動向を十分にらみ合わせなければならぬかというふうに思いますし、それなりの意見は県に申し述べるつもりでおりますけれども、老人保健法というものができまして、新たな法改正が行われたわけでございますから、それらを踏まえて、今後こういった問題ができるだけ後退をしないように努力をしてみたいということを申し上げておきたいと思っております。

なお、このことは現在県でやっております六十八歳、六十九歳の医療の助成制度でございますが、そのことに関しまして、同じような考え方で対処をいたしてまいりたいと思っておるのでございます。佐野議員のご意見ですと、七十歳以上の者を六十八歳、六十九歳の制度に合わせろというご指摘のようでございますが、これは七十歳以上については国の法律がございまして、この中で一部本人負担ということが打ち出されております。これを全部市費で持つということになりますと、いよいよこの市の財政力の問題にも大きく関連をしておりますので、いまの段階でそういうことを直ちに結論をつけるということは、私は大変むずかしいというふうに思っておりますが、逆に六十八歳、六十九歳のお年寄りの方々の現行での医療費の無料化を継続するような努力を今後県の方に働きかけてまいり、その問題について、七十歳以上の国の制度との整合性を図ってまいることが、今日私どもが一番いいことではなからうかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、今度の老人保健法につきましては、予防、治療、機能訓練に至る各種の保健事業を総合的に行おうということとでございますが、健康手帳の交付あるいは健康教育、健康相談、健康検診、医療機能訓練、訪問指導というような項目がうたわれておるわけでございます。そして、医療につきましては、所得制限が一方で撤廃されますし、一方ただいまちょっと触れましたような患者の一部負担金が導入をされるということになっておるわけでございます。老人医療に対しまする地方自治体の上乗せについて、厚生省の方では先ほどご指摘のあったような意見のようでございますが、私どもはできるだけこれを存続させたいというふうに考えて、県とも協議を進めてまいろうといたしておるでございます。現在実施をいたしております六十八歳、六十九歳の助成制度について、それじゃ県の方はどういう考え方を持っておるかということについては、いまのところまだ明らかでないわけでございますが、私自身の考えはいまそいういったような方向で、十一月中には結論を出してまいりような努力を進めてまいりたいと思っております次第で

でございます。

なお、この健康相談でありますとか、保健指導でありますとかいうことについて、全市民を対象とした予防活動を行えというご提案があったというふうに思いますが、現在では衛生課と福祉部でそれぞれの事業を担当いたしておりますので、今後窓口の一本化を図る必要もあろうかというふうに思っております。保健予防活動につきましては、レクリエーション施設の整備特別委員会報告のご提言を参考にいたしまして、地区市民センター体制の活用を図ってまいりまして、同時に地域の医療機関あるいは保健所との連携をとりながら、予防活動を進めてまいりたいと、かように思っております。なお、保健サービスの前線基地としての機能を持たせるために、簡易な保健器具等の設置もいま予定をいたしておるということをご理解いただいております。なお、保健婦の果たす役割がきわめて大きいわけでございますが、なかなかこの保健婦の確保をするということがむずかしいわけでございますが、県の方での養成人員の拡大をお願いするとともに、在宅有資格者の掘り出しを行って、できるだけ充実をしてみたいとかように考えておる次第でございます。

次に、国際婦人年に関連をして婦人問題がその後どうなっておるかということなんですが、三重県の婦人対策の方向という考え方が打ち出されまして、婦人の地位向上、婦人の福祉、勤労婦人、家庭婦人あるいは婦人の国際交流ということの基本課題とするというふうに言われておるわけでございます。そういった方向づけがなされておりますが、具体的な施策というものがまだ明確になっていないうらみがございます。国際婦人年からその後、私どもはたとえば市民大学で婦人の地位向上に関する講座も行いまして、それぞれの場所といいますが、機関で婦人が地位向上してもらうようなPRを行っておる、あるいは婦人会を通じてそういうような努力をいたしておるというようなこと、さらにはできるだけ審議会に婦人会の代表に加わっていただくような努力をいたしておるわけでございます。ただ、世界的にいいまして、なかなかこの問題はまだまだ進まないということがございまして、非常にむずかしい問題ではありますけれども、今後婦人が差別されることのないように、各界とも十分打ち合わせをしながら、一歩でも二歩でも前進をするような努力を積み重ねてまいりたい、かように思っております。

市町村の婦人問題取り扱いの窓口一本化の問題がございしますが、私はいまの段階では非常に各般にわたっておりますので、教育委員会あるいは福祉部あるいは産業部あるいは市民部等々各般にわたっておりますので、窓口の一本化というのは非常にむずかしいなというふうに思っております。よく研究をしてみたいと思っております。

以上、三点について私からお答えを申し上げます。

○議長（青山峯男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 先ほどの質問の二の細部について、ご答弁を申し上げたいと思っております。

まず第一点でございますが、七月の二十八日塩浜小学校付近の路上において発生いたしました油漏れのその後の調査がどうなっておるかということでございます。発生と同時に、原因調査並びに付近への波及状況等を調査いたしましたわけでございますが、幸い漏れただけで、特別に被害が出てないということは、不幸中の幸いであつたと思っております。直ちに、これと思われる箇所を掘り起こして、詳細調査をいたしました結果、ほぼこれと思われる場所が特定できましたので、そこを切り取りまして、東京のそれぞれの専門分野へ直接持って説明にあつたわけです。その結果、これだけでは十分に検査をまた調査をすることがむずかしいということで、周囲の土質でありますとか、水質でありますとか、もろもろの条件について添えて調査をやるうということになりました。現在名古屋の工業試験場の方で調査をお願いいたしております。一方、私どもは現地パイプラインの路線数カ所につきまして、掘り出し検査をや

っております。現在進行形の形にありますので、現状を申し上げて、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

それから、二番目の生川倉庫の火災の関係でございますが、届け出違反事実があったかどうかというあたりでございますが、これは全般にわたりますして、現在調査中の事項でございますので、十分に調査を遂げまして、その上でご説明を申し上げたいかように思います。一応私どもへの届け出は合成ゴムで来ておることは間違いはございません。

次に、三番目の荷主が倉庫業者に対してどのような指導をしておったかという点でございますが、火気の禁止でありますとか、異常時の通報でありますとか、製品に応じた一応の指導はしておったようでございますが、今後私どもも荷主並びに業者に対して指導をもっと細かい点にまで及ぼして間違いのないようにしてまいりたい、かように思っております。

それから、第四番目に化学製品を納めておる市内の百八十二カ所の倉庫の点検を強めるべきだということでございます。それから、民家から離れたらどうかというご意見でございます。後の方につきましては、今後の運営面に十分参考にして反映をさせていただきたいと思っております。百八十二カ所の点検につきましては、現在のうまで百八十二のうち七十一が終了をいたしております。ほぼ異常なしと申し上げてもいいような状態で、形式的な中に表示が一部かけてなかったとかいうようなものがございますが、そう特にここでご報告申し上げるようなものは出ておりません。しかしながら、私どもの立入検査につきましても、倉庫業者に対するこの種の物品の保管についての指導でありますとか、そういうことにつきましては、今後今回の事案を参考に徹底をしまいたい、さらに再検討を加えたい、かような気持ちでおりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、第五番目にLNGの問題でございます。防災アクセスをやったかどうかというご意見でございます。この点につきましては、前々からたびたび承っておりますが、このことは国におきましても、現在適切有効な手法が確立されてないということで、それを補完するに消防法でありますとか、高圧ガス取締法でありますとか、その他もろもろの防災保安規程の関係を十分にすることによりまして、間違いの起きないようにしていくことで今日まで来ておるところでございます。法令の規制に加えて、現地における行政指導は今回の中電のLNG基地並びに発電所の設置ということにつきましては、市民の皆さん方に心配をかけない万全の体制というものを確立していきたい、かように存じております。

最後に、まことにありがたいお言葉でございますが、点検指導を強化する上で消防職員の数が足りないのではないか、こういうお言葉でございます。私も消防は常に口を開けば、人が足らないということばかりを申し上げておりますが、何分こういう時代でございます。そう人を増やすだけが強化ではない、こういった面についても、十分の努力を配慮していかなければならぬ、そういう気持ちでおります。足りないことは確かでございます。現状を申し上げますと、四日市の予防担当者、すべて本部も署も含めまして三十六名でございます。もう十名ぐらいはという気持ちでおりますが、現在のところ、この十一月に新しく消防学校を卒業してくる予定の生徒もおります。そういった者を十分に活用いたしましたして、ご心配をかけない体制というものを確立していきたい。さらに個々の職員の資質の向上の問題があります。さらに私どもの職員の運用の仕方というものにも十分検討を加えまして、ご期待に沿ってまいりたい、このような気持ちでおります。

以上、私どもの関係の質問に対してお答えを申し上げます。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 震災対策計画につきましてお答え申し上げます。

ただいまの質問の中で、東京都あるいは首都圏各市、横浜市、市川市、その他藤沢市等で震災予防条例が制定されており、また本市におきましては、災害対策基本法に基づきまして、防災関係機関で構成いたします防災会議を設置いたしまして、防災について検討を加え、地域防災計画の修正検討も毎年行っておりまして、これを中心に対応しているところでございます。今後とも地震災害の実例等のデータを参考といたしまして、防災科学の進歩等も踏まえ、よりきめ細かいものに改善するよう努力するとともに、現行防災諸法令に基づく諸施策をもって対処いたしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 教育委員長。

〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） 第三点の教科書問題、特に四日市における副読本「のびゆく四日市」の問題につきまして、私からご答弁申し上げます。

教育長が急病で議会に出られなくなるという突発事が起こりまして、私が急にそのかわりに出るようになりましたので、皆さんに十分ご満足いただける答弁ができますかどうか、いささか心もとないのでございますけれども、まずもってその点ご了承をお願いしておきたいと思えます。私の答弁漏れのあります点なんかにつきましては、必要ならば次長の方から補足させます。

小学校で指導いたしております公害に関する学習は、新学習指導要領によりますと、小学校五年生で行うように明記されております。各種の公害から国民の健康や生活環境を守ることがきわめて大切であることを理解させるということでございます。現在行われております教科書では、五年生の下巻におきまして、四日市の公害についての記述が約三ページにわたって記載されております。工場公害につきましては、そこで重点的に学習させるということになっております。問題の副読本は三、四年生におきましては、その生徒の発達段階あるいは理解力の段階を考慮いたしまして、地域の社会的現象をできるだけ具体的に観察させる、そういう学習が中心となるわけでございます。したがって、公害を学習するといっても、三、四年生の子供の生活から学習の対象となりやすいのは、実は都市公害の一つ一つでありますごみだとか、あるいは水の汚れだとか、子供たちの目に直接的に見える教材が主になりまして、大気の汚れという工場公害につきましては、これを五年生で教えております。本市が三、四年生対象に郷土学習の資料として編集しました社会科副読本につきましては、本市の公害の問題を全く取り上げない形で構成するということが適切ではないと考えまして、工場公害につきましても、子供の発達に應じて、三、四年生でも理解でき、関心の持てる程度に編集を改めたわけでございます。したがって、この学習が五年生におきます公害学習の基礎になるわけでございます。本文の中で公害に関する内容の書き換えにつきましては、昭和五十五年度版の表現では、三年生にとつて、実は裁判とかあるいは公害病などという用語の理解にやや無理な点があると考えられるわけでございます。たとえば裁判という言葉は、教科書では六年生になって初めて出て来ているわけでございます。さらに四日市のイメージを暗くし、公害対策があたかも非常におくられて行われていないというような誤解を生むおそれがあるかもしれないという点もありません。今日のような修正をいたしましたわけでございます。たとえば海を埋め立てて、石油化学工場をつくったために、白い砂浜や緑の松並木が姿を消してしまつて、海で泳ぐことができなくなりました、あるいは川や海が汚れて、海辺近くで捕る漁業もできなくなりました、あるいは空気が汚れ、ぜん息などの公害病にかかる人もできてきました、そういう表現でございますが、先ほど申しましたように、公害裁判につきましては、六年生で学習す

るということになっておりますし、公害病という概念につきましては、他の病名と比べて少し実は病気そのものというよりも抽象的な概念ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。なおそれにつきまして、教師用として指導の手引きをつくっておりますが、高学年で指導しております公害対策課編さんの四日市の公害のあらましというものと関連も教師用の方で指示しております。

以上のように、公害に関する学習は、新しい教育課程実施の方針を受けまして、単に三、四年生に集中することを避けて、小学校高学年にまでその範囲を広げて指導するようになっておりますので、子供たちには一層理解を深めやすいとそういうふうに考えておるわけでございます。

お断りしておきますが、われわれ教育委員会といたしましても、公害病の問題それから四日市が経験いたしました公害裁判というものについての経過を決して風化させようとか、これを隠そうとか、そんなことはさらさら考えておりませんので、誤解のないようにひとつお願いをいたしたいと存じます。

○議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） お尋ねの中に企業の公害防止計画の進捗状況がどうなんだということがあったと思えます。まことに申しわけございませんが、いま手元に資料を持ち合わせておりませんので、ここでの答弁につきましては、ご容赦をいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

○議長（青山峯男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですが、ひとつ老人医療費の問題、ぜひとも六十八歳、六十九歳につ

いては、現行制度を守るように県とも強く交渉していただきますようお願いをしたいと思います。

また、七十歳以上については、どうも市長考え違いをされているようでございますが、六十八歳、六十九歳との整合性を持って、いわゆる三千円以上かかると、そういったことがないようにしてほしいということをお願いしているわけです。ぜひともこれも県とも詰めていただいて実現をしていただきますようお願いをいたします。

それから消防長、油化バーディッシュの新製品について触れておられますが、やはりこの問題は荷主の責任が問われるわけです。そういった点で、先ほども質問に出ておりましたが、荷主に対して損害賠償をさせていく、もし生川倉庫が倒産するようなことがあるならば、荷主にその損害について補償させていく、こういった点で行政指導を強く要求しておきたいと思えます。

また予防対策、地震対策を行う場合に、被害想定をしない対策ならば、何ら実効性のあるものになりませんし、ぜひともそういった点で被害想定をしていただきたい。

教科書の問題では、四日市のイメージが暗くなるとかいうことですが、「のびゆく四日市」は四日市の歴史の本である限り、公害の問題についても、記述を三、四年生でもわかるように正しくするのが当然でございます。削除することは全く許すことができません。

○議長（青山峯男君） 本日はこの程度にとどめ、あの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和五十七年九月十四日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十七年九月十四日(火) 午前十時開議
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青

村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山

幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯

善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○欠席議員（二名）

山 宇 渡 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古
 治 田 辺 本 中 路 口 野 島 川 内 市
 信 良 一 忠 安 真 幹 良 辰 弘 新 元
 生 市 彦 勝 一 剛 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一

平 橋 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜
 野 本 呂 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野
 行 増 平 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也
 信 蔵 和 蔵 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等

○出席議事説明者

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-------|------|------|------|------|------|------|--------|------|-------|------|----|-------|
| 市長 | 助役 | 助役 | 助役 | 市長公室長 | 総務部長 | 財政部長 | 市民部長 | 福祉部長 | 産業部長 | 環境部長 | 都市計画部長 | 建設部長 | 下水道部長 | 消防部長 | 次長 | 病院事務長 |
| 加藤 | 三輪 | 坂倉 | 平井 | 片岡 | 戴田 | 阿南 | 毛利 | 岩山 | 宮田 | 樋口 | 内田 | 奥山 | 石井 | 渡辺 | 河村 | 田中 |
| 寛代 | 喜司 | 哲男 | 清三 | 一裕 | 輝彦 | 道男 | 義弘 | 利雄 | 利一 | 照一 | 忠泰 | 武助 | 三夫 | 靖三 | 昭三 | 利夫 |

○出席事務局職員

| | | | | | | | | |
|---------|----|-------|--------|-------|------|------|----|----|
| 水道事業管理者 | 次長 | 教育委員長 | 代表監査委員 | 事務局次長 | 議事課長 | 議事係長 | 主事 | 主事 |
| 村山 | 奥村 | 服部 | 吉田 | 川合 | 板崎 | 山口 | 鈴木 | 鈴木 |
| 了人 | 仁人 | 昌弘 | 耕吉 | 一之郎 | 大之丞 | 克彦 | 晴美 | 隆 |

午前十時二分開議

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（青山峯男君） これより昨日に引き続き一般質問を行います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、水問題についてお伺いをしたいと思います。

ことしも八月一日の水の日と、それに続く一週間の水の週間に、貴重な資源としての水の価値を見直す目的に沿って、新聞、雑誌等初めいろいろなところでいろいろな企画がなされたわけでございます。いろいろな議論もなされたわけでございます。私は、そうしたものに接する中で改めて多くのことを教えられ考えさせられた次第であります。ことしの水の日前後に、各地で水不足が深刻な問題となりましたが、一転して長崎を初め九州各地などで大水害が発生しました。その後も台風十号、十三号、十八号等々による水害が相次いでおります。四日市におきましても、水の問題を言えばこの二十数年来だけでも、伊勢湾台風、四十九年水害等々たび重なる水害に見舞われ、治水対策を初め水の脅威との厳しい闘いを続けてきております。また、命の水としての上水の問題につきましても、需要増大や水源とする地下水の枯渇、水質汚濁等の要因から、莫大な投資を必要とする水源開発を迫られ、木曾川の水を導入する高い料金の北勢用水やあるいは三重用水に依存するものになっております。さらには、工場排水、生活排水による水質汚濁による河川、海の汚染や被害に対する対策が迫られております。こうした原因は、言うまでもなく、国土の釣合いのとれた発展を無視して乱開発を進め、産業と人口の無秩序な都市集中を野放しにし、保水、治水、利水、排水

にわたる総合的計画的な水政策の欠如や対策の遅れなどにあると思っております。そして、いまや都市市街地におきましては、この四日市も含めまして、生活の潤い、遊び、ロマン、文化の糧としての河川、あるいは海さえなくなってしまっております。どの中小河川も、雨が降れば濁流が急流をなして一気に流下し、しばしば水害を起こしている一方で、ふだんはちょろちょろの水しか流れておりません。しかも、その八〇%から九〇%は、工場や生活排水の汚れた水であります。朝明川河口のごときは干からびて白く潮を吹いている日も少なくありません。これでは、地下水の涵養もできるはずがありません。海の汚染もまたひどく、赤潮も頻発し、漁業資源にさえ影響をもたらしております。このような現状を考えると、水の問題を根本的に見直し、これまでの治水、排水対策の改善強化は言うに及ばず、いままでの手及んでいない分野にも対策をとることが必要ではないかと思っております。新総合計画の中でも水の問題に改めて光を当てて、保水、利水、治水、排水に至るまでの総合的な対策を確立できるようにすることを求めたいというふうに思っております。その中で特に身近な川や海を、市民生活の潤いの場とする施策をとっていただきたいというふうに思っております。横浜線町田駅前都市再開発事業とかかわりまして都市計画街路を幅二十五メートル、延長八十五メートルのこの道路を利用いたしましてせせらぎをつくっているわけでございます。この点で、できれば四日市の文化会館にもそうした場が欲しかったなと思うわけでございますが、いまからでも対策をとっていただきたいと思っております。ましてや工業高稼跡地活用の際には、ぜひこうしたものも考えていただきたいというふうに思うわけでございます。海も、市民に親しまれる海づくりとしてのレクリエーションゾーンの整備につきまして、港湾計画で絵にかいたもちにとどめずに、市としても力を入れてその実現を図るべきではないかと思うのでございます。これらの点について市長のお考えを伺いたいと思うわけでございます。

さらに、降った雨が一気に流れて、時に、水害をもたらすわけでございますけれども、この水をもっと蓄える対策、こういう点も真剣に追求されなければならないのではないかと、思うわけでございます。すでに、東京都の幾つかの区におきましては、五十七年度含めまして、たとえば舗装をする場合にも浸水性の舗装を取り入れる、こういうことを現実に進めております。また、住宅団地等の開発に伴いまして雨水トレンチをつくる、雨水升を浸水性のものにしていくと、こういうことについてもすでに実施に移されつつあるわけでございます。現在の開発行為の場合に、水量調整ということで調整池が設けられておりますけれども、あの調整池を幾つかごらんになれば明らかのように、全く味気ないものでございます。もっとあいう面でも景観的にも工夫を凝らし、さらに水が浸透するという点、こういう点なんかも十分考えていかなければならない問題ではないか、こういう点について四日市としても、まずは試みとしてでも幾つか適切な場所を選んでそうした取り組みをされるお考えがないかどうか、こういう点をお尋ねをしたいと思います。

それから、川や海をきれいにしてほしい、こういうことは市民の切実な願いでございます。先ほども申し上げましたように、ふだん流れているちよろちよろ水の中の八割、九割が生活用水等工場排水等汚れた水でございます。こういう点で、この川や海をきれいにするという点で、特に、まずはその汚染の状況を徹底的につかむという点では、現在の測定点を大幅にふやす、こういうことが必要ではないかと思っております。さらに、公共施設を含めまして集中浄化槽、あるいは個人浄化槽、こうしたものがずいぶんとあるわけでございますけれども、こうしたところの排出する水がどの程度に汚れているか、どんなものが出されているかという点でのチェック体制がきわめて不十分であり、相当の汚れた水が出ていることは間違いありません。こういう点で、チェック体制を市独自としてもとって、そしてその規制を強めるということが特に必要になっていこうと思っております。まして、公共施設において、ほと

んどそうした排水についてのチェックがなされていない。こういう状況につきましては、許すべからざることだと思われさせていただきます。矢作川の流域におきましては、矢作川の沿岸水質保全対策協が、流域の関係市町村と協定をして、非常に厳しい排出基準を設け、さらに独自にこれらの市町村では活性汚泥処理など二次処理をした後も石る過方式とかいうようなことをやって、いろいろな対策をとって水質をきれいにする積極的な努力をしているのであります。こういう点でも、市当局が一步進んだ対策を進められることを特に望みたいと思っております。限られた時間の中で大きな広範多岐にわたる水問題についてすべてを提起するわけにまいりませんが、いま幾つか指摘したような問題についてお答えをいただきたいと思っております。

二番目のスポーツ施設の整備についてでございますが、週休二日制の普及等からする余暇利用、健康づくり、地域、職域、各種グループの連帯、親睦などいろいろな目的や意味合いからの市民の多様なスポーツ活動参加が急増し、スポーツ施設の新増設の要求が高まっております。この中で市営野球場を公式野球ができるように整備するという点につきましては、昨日市長から来年度に着手するとの積極的な姿勢が出されましたことは、その財源問題は別といたしまして、これまで議会の内外において何回となくその実現を求めてきました私どもとしても、大変喜びにたえません。市長の決断に敬意を表するものでありますが、この機会に、そのより具体的な構想について伺っておきたいと思っております。

さらに、武道館の建設、垂坂ごみ処分場跡地の運動広場整備、鶴の森プール跡地のテニスコート増設等についてどのように考えておられるか。新五カ年計画の中に確実に入れて早期に整備を図る、こういう方向で進めておられるのか。また、西村の県立運動公園構想はどのようにその後なっているかも明らかにしておいていただきたいと思っております。

三番目に、中電の火力発電所新増設計画に関してありますが、さきに霞埋立地へのLNGガスタンク基地建設と、

これを燃料基地としての四日市火力発電所内の四号機増設、川越地先埋立地への火力発電所新設を進めることが、住民の間にある公災害の不安からする強い反対意見を無視して決められたわけでありますが、私どもは、市、県など行政当局が、一方で人間尊重、市民の生命、財産の安全を守るなどと言いながら、全く逆の巨大な火薬庫を持ち込むような危険きわまりない計画を、防災施設も実施しないままに許したことに、改めて抗議し再検討を求めらるるものであります。これが先ごろの生川倉庫あの恐ろしい爆発事故の教訓を生かす道であり、生命、財産の安全を願う四日市市民の共通した切実かつ強い要求であると思えます。

それに、いま一つ私どもは、四日市市などの行政当局の姿勢を問いたいことがあるわけでありまして。それはLNGガスタンク基地と火力発電所新增設計画を認めた際に、中電から、公災害防止協定という文書は得ましたけれども、しかも、これもどれほどの効能があるか知れたものではございませんが、それ以外には何も得ていないということでもあります。同じように火力発電所建設を認めた例えば知多市におきましては、中電は市へ十七億円の寄付をしたと伝えられておりますし、また、北陸電力でも七尾火力発電所一号機建設について総額約七億円の協力を、地元自治会を通じて全世帯に一律に支払うと報じられているわけですが、四日市などの行政当局はこの種のものも何一つ得ることなく中電の計画を唯々やすやすと認めたのかということでもあります。そして、去る三月二十日付で一部新聞に報じられましたように、富田、富洲原、羽津の三地区連合自治会が迷惑料として計十五億円を中電に要求することにつきましても、仲介役の市当局は、迷惑料なんて電源三法がない時代のこと、しかも積算根拠のない十五億円なんて、とても中電に伝えられないなどと頭を抱えているということでもあります。この種の問題について市当局は、電源三法の交付金だけで事足りるとしているのか。それとも何か裏面の話が中電との間にあるのか。あるいは、今後何らかの対応をしようとしておられるのか。三地区連合自治会の迷惑料要求問題についての対応も含めて明らかに

されたいと思えます。

四番目に、国道一号線海蔵橋右岸付近以北から富田地区へかけての交通渋滞対策でございます。この地域の交通渋滞の状況はご承知の状態であり、沿道住民の迷惑は耐えがたいものになっております。この問題の解決のための対策について、私は何回となく求めてきておりますが、市当局は、所管庁の建設省において国道一号線のバイパス建設を検討してもらっているというだけで、全く無策に等しいまま年月を重ねております。私は、今回改めて問題を取り上げたものの、これまでと同じような答弁しか得られないだろうということを考えて、大変むなしい気持ちにとらわれるのでございますけれども、沿道を初め地元地区住民や国道利用者の皆さんの、早期解決を求める切実な訴えに基づいてあえて取り上げた次第でございます。北勢バイパス建設促進に有効な積極的な取り組みを求めるとともに、少しでも渋滞改善につながる方策はないのか、検討をきわめ尽くし実現に移すことを求め、市当局の対応を伺いたいと思えます。

若干の地区、地域問題でございますが、三ツ谷地区の排水路整備の早期実現についてお尋ねをいたします。

せっかく羽津都市下水路整備事業が進められまして三ツ谷地区の水が受け入れられるという状況になりましたが、残念ながら、その三ツ谷地区内の排水路整備が遅れております。これは連動して整備をして実効を上げるようにするというお約束でございましたが、これを二年ぐらいの間で早急に実現される努力をされるつもりはないかお尋ねをいたします。

さらに、末永地区の区画整理事業でございますが、この整理事業がようやく具体化されるという点で、私どもも大きな期待をする面もあるわけでございます。問題は、この成否は非常に大きな意味を持つてくると思えます。橋北地区その他への影響も含めまして大変大きな意味を持つてくると思えます。問題は、この中で減歩率がどうなるか、こ

のことが成否を決めると思うのでございます。この地域には、国道あるいは都市計画街路が何本も通るといふ形で、それだけ減歩要因も多いわけでございますが、これらについて他の事業を導入し、減歩率をいままではるかに少ない状態にしながら区画整理を成功させる。また、高架事業との関連も一体として進められるべきと思うのでございますが、この点についてお尋ねをいたします。

次に、近鉄阿倉川駅北口再開、同駅周辺整備の促進等についてでございます。市長の公約となっております。市長の公約となっております。倉川駅の北口再開を実現させることについて、いま一つの長年の懸案でありました塩浜駅西口の問題がようやく解決するような方向に向いているようにございますが、その意味では、今度は阿倉川駅の北口再開という点で、その実現に向けて本格的に取り組んでいただけるものと期待するわけでございますが、いかがでしょうか。

それから、阿倉川駅北の市道羽津山線の踏切でございますが、これが六メートル拡幅ということについて、六メートルの幅員にとどまるということについては、どうしても納得できません。この点について改めて努力をしていただきたいと思うわけですが、そのご意思があるかどうかお尋ねをしたいと思います。

最後に、降下ばいじんによる霞の四日市港等輸送車腐食事件に関してでございますが、昨年四月二十一、二十二日に発生しました四日市港の霞地区のモータープール保管中の輸送車が、降下ばいじんにより腐食した事件についての原因調査、これが発表されました。被害を与えた物質は、残留炭素系粒子の集合体である粗大粒子であるなどと言われておりますけれども、そしてこれと同じ物質を新大協和石油など七工場七施設が、あるいはまた一部船舶も出しておるといふふうに言われておりますけれども、そのいずれか特定できないということでございます。このいずれか特定できないと言いますけれども、その後も十数回にわたって降下ばいじんがあったこと。昨年四月二十二日が新大協和石油化学のボイラーの三月二十日からの定期修理後の立ち上げ時期であったこと。本年三月県議会で萩原県会議員

が明らかにしましたように、第三コンビナート関係者の内部文書の内容等からして、コンビナートが原因者である疑いが濃いわけでございます。よしんば、コンビナート内の七工場七施設、あるいは、当時運行、停泊中の船舶のいずれかの一つを特定できないといたしましても、現実に被害が生じているのであり、その補償責任については、四日市公害裁判の判決の例にならって共同不法行為として共同して行うべきであると思っております。県が原因者の一つに特定できないとしてその責任を不問にすることはもとより、コンビナート各企業が、わが社でないなどとそれぞれに責任逃れをするようなことについては、絶対に許しがたいと思うのであります。現在のコンビナート等との公害防止協定では、この種の問題に対処できない弱点があることも示したわけであります。この事件による被害、損害は、輸送車のメーカーだけでなく、港管理組合にも及んでおり、したがって、市にもかかわってまいります。市当局は、昨年四月の事件に対する補償を、そうした原因物質排出者に共同して行うようにさせること、また、現在の災害防止協定のこの種の弱点を是正する措置をとるべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。いま一つは、昨年四月のこの霞地区、あるいは先ごろ発表されました千歳地区の降下ばいじんによる自動車腐食被害は、単にその自動車メーカーだけにとどまらず周辺住民にも及んでいるのではないかとと思われるのでございます。コンビナートなどこうした物質の排出源企業周辺住民には大変不安でならないわけでございます。これまでの実態実害を調べることはなかなか容易ではございませんが、少なくとも今後の対策として降下ばいじん等のチェック体制を見直し強化することを含めて、公害対策に万全を期すべきことではないかと思っております。この点を明らかにしていただきたいと思うのでございます。なお、本田技研の北米向け輸送車の積み出しが、この事件により名古屋へ切りかえられた問題は、その後どうなっているか明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（青山峯男君）

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。私からお答えをしなかった点については、助役あるいは部長の方から答弁させていただきます。

まず、水の問題でございますが、水というものと人間生活というものの関連からいたしましたして、長い都市形成の歴史の中でも明らかでございますが、水というものがいかに都市生活にとって大切なものであるかということは、私も十分承知をいたしておるつもりでございます。そこで、今日の都市づくりに関連をいたしまして、ダムあるいは送水、上水、下水処理等のあらゆる技術を駆使をいたしまして都市を形成していくことは、きわめて重要なことでございます。一連の水に関しますマスタープランというものを、将来像を描きながら形成をしていく必要があるろうかというふうに思っておるところでございます。そこで、特にご指摘のありました市民生活に潤いを持たせるということについて、水を活用するということは、かつてこの議会の中でもご議論があったところでございますし、私自身もそのようなことを将来の課題として考えますということをお答えした記憶がございます。いままでの段階では、四日市におきましては、水対策というのは、主として治水ということに重点が置かれておったことは、間違いのない事実でございます。結局、山から海に至りますまでの距離が非常に短い。したがって、しかも、いったん降った雨が直ちに海に出てしまうと。その間に、四日市市というのは、ずいぶん古くから水害があったようでございますが、徳川時代から水害があったという記録があるのでございますが、どうしても市が立地をいたしております地盤の関係上、水によって被害を受けると。それを防ぐことの方に重点が置かれてきたということは、今日に至りまして水からの被害に対して住民生活を守るといふ闘いが、ご指摘のように今日に至りまして続けられておるのでございまして、さらに、今日の段階でもまだそのことについては今後大きな投資を進めていかなければならないというような実

態にあることも、ご承知のとおりでございます。ただそれだけにすべてを集中をしていくということについては、そろそろこの辺で反省もしなければなりませんし、市民に潤いをもたらしてくるという水の利用方法等についても十分考えてみなければならぬかというふうに思っておるところでございます。差し当たりまして工業高校跡地が活用されるということに関連をいたしまして、駅西から病院の方から回ってまいります水路の活用が考えられるわけでございます。こういった面は、今後都市計画の進捗度合いに合わせながらできるだけ活用できるような対策を講じてまいりたいと思っております。なお、高松海岸についてのご指摘がございましたが、これは管理組合の方でも、現在の高松海岸をリゾート地域として活用するという計画を進めておりますので、その計画がさらに一層進むように私どもも努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、舗装等に関する問題につきましては、従来なかった新しい工法が、最近大都市で非常に、一部というふうに聞いておりますが、取り入れられていくようでございますので、開発行為、あるいは地下水汲み上げの規制と同時、そういった透水性舗装工法等を配慮して、今後の工事の施工に対応をしておられる必要があるというふうに私も考えておるところでございます。大変むずかしい問題ではあります、全体にわたって舗装をそういう形でやりたいというようなことは、いまの四日市の力では、とうてい対応しきれないというふうに考えておるところでございます。まず試験的にでも、ご指摘がありましたようなことをどこかの地域に取り入れてみることで、できればやってみたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、第二点のスポーツ施設の整備でございますが、私は、従来このスポーツ施設ということについては、市営ででき得る整備については相当に力を入れてまいりましたつもりでございます。ただ残念ながら高校野球大会ができるような公式なスタンドといえますか、野球場を持つことが今日までできなかったのは、財源の関係もあってのこと

あるということをご理解をいたしておきたいと思いますが、昨日申し上げましたように、電源立地の交付金の使途は十九項目にわたって決められておるのでございますが、これは法律上ははっきりしてないのですけれども、国庫補助事業裏負担、その裏負担に交付金を使うということについては、こういったものの性格上なかなか認可がむずかしい。認可された例がないのかと言えそうですが、それは非常に少額の国庫補助しか得られなかったという場合に限られておまして、補助事業に使うというわけにはまいりませんので、この十九項目の中からできるだけ確に通産省側が受け入れることができるような施設を考えていくことが第一番でございますし、第二番目には、やはりこの中電の四日市火力の増設にいたしても、また川越火力の増設にいたしても、ただ海岸地域だけに限定して考えるわけにはまいりませんので、やはり市域全体の問題として取り組んでまいりたいとかように思っておりますので、大ぜいの市民の方がご利用できるような施設の整備に充てるべきだというようなことで種々検討をいたしました結果、武道場といいますが、スポーツ会館といいますが、そういったもの。あるいは、野球場の夜間照明、あるいはスタンド、バックスクリーン、スコアボード等の整備を図っていくということが、かなり金額的にはそれだけですでに八億近くにもなりますので、こういった面に交付金を利用させていただいたらいかがなものかということで、県を通じて国の方に申請をいたしておるのが今日の段階でございます。

また、ごみ処理場跡地のご指摘がございましたが、これについては、墓地公園と運動公園とを併設するという考え方で全市的な計画で取り組んでおるところでございます。さようご承知おきいただきたいというふうに思います。それから、西村の県立運動公園につきましては、広域行政として取り扱わなければならないわけでございますから、四日市の広域市町村圏協議会、それから桑名の市町村圏協議会、この両方で合同で県の方にお願いをすることと、いま桑名の方に話かけを行っておる段階でございます。もちろん、大安町初め員弁郡の関係町長さんは大体ご

理解をいただいておりますというふうに思っておりますので、今後さらに連携を密にしながら、この両広域市町村圏で県の方にその実現方をお願いの運動を展開していくというふうなふうに考えておるところでございます。皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

次に、中部電力のLNG基地、あるいは火力発電所の建設に関しまして、いろいろご指摘、ご意見があったわけでございますが、私どもはすでに当議会のご決議も賜りまして払い下げも決定し、建設に着手をこれからしていこうという段階でございますので、防災関係につきましてはただ単に協定を結んでそれでよしというわけではございませんで、施設の設計段階において、細かく安全設備の指導を行ってまいっておる段階でございますので、さようご承知おきをいただきたいと思います。

それから、この火力発電所の建設に関連をいたしまして迷惑料というような意味合いで、それぞれの隣接海岸地域の連合自治会さんが、中部電力と自主的な交渉をされておりますことは、私どもも承知をいたしておるところでございますが、実は、この迷惑料というような形で市が直接中部電力と話し合いをするということについては、多少の疑問を持っておるところでございます。また、企業誘致ということが、これは都市型の企業の誘致でございますけれども、それにしても、四日市というのはこういうところだということに受け取られることも余り感心した話でもないというふうなことで、事実私どもとして疑問を持つておることは事実でございます。しかし、両発電所の増設計画というものが実施されるに至りましては、当然新たな公共事業の需要が発生するというようなことも予測できま

すし、また、四日市の町づくりを進めていく上におきまして、産業施設と市域全体のバランスを図っていくといったような意味も当然に求められるところでありますので、そういった意味では、公共事業をやらなければならぬというふうな考えておるのでございまして、当然にそれらの産業施設ができれば、四日市の町も、もう少しこういう町

にしていきたいという希望も出てまいるわけでございますから、私どもはその点について、電源立地三法の交付金だけで必ずしも十分であるというふうには考えておりませんので、こういった意味合いでの町づくりに対しては、中部電力の方へ協力を要請してまいるつもりでございます。このことにつきましては、中部電力さんがここへ立地をされるということが決まった時点において、私は私なりの考え方を中部電力の方に申し出てあるということは事実でございますし、そういった新しい町づくりについては、電力としてもできるだけ協力をさせていただきますという回答をいただいておりますことも事実でございますので、今後そういった方向で努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

なお、自治会との交渉でございますが、これもそういったような意味合いも含めて仲介の労が取れば取りたいというふうに思っております。

それから、阿倉川駅の北口の開設でございますが、先ほど小井議員は、近鉄塩浜駅が解決したからというお話でございましたが、まだ解決をしたという段階にまで至っておりませんで、基本的に近鉄塩浜駅については新しい考え方でいくということについて近鉄側が了承をしておりますこと、これから詰めに入っていくわけでございますから、近鉄さん相手ということになりますと、大変かたい物をかむような形になりますので、なかなか困難な面があるかと思えます。阿倉川駅の北口の問題も同時に問題点として提起をさせていただきますので、今後大変クルミを皮ごとかむようなことなのですが、粘り強く交渉を続けてまいりたいと、かように思っております次第でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。他の点につきましては、それぞれ担当の方からお答えをいたします。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

（助役）（三輪喜代司君）登壇

○助役（三輪喜代司君） 私から、いまご質問の中の霞の降下ばいじんの問題について、一応概要のご答弁を申し上げます。

われわれこの調査には直接タッチをいたしておりませんので、県よりの情報として入手しておるわけでございますが、ご承知のように、五十六年の四月の二十二日、これは霞でございますが、千歳につきましては五十七年四月二日降下ばいじんがあったと、そしてそれがホンダの車に影響を与えたということで、これにつきまして、この調査につきまして、この原因を究明するために、県の大気水質課、あるいは四日市の保健所、環境科学センター、それから四日市港管理組合、この四者で降下物質防止対策連絡会というものをつくりまして、そこで調査をいたしましたのでございますが、その報告が先般なされたわけでございます。これによりますと、ご承知のように霞につきましては、被害をもたらした原因物質と考えられます残留炭素系粒子の集合体である粗大粒子は、発生施設の正常運転時には排出されないと。負荷変動など異常現象時に排出されたものと思われる。したがって、通常時の電気集じん機を通過した後の細かいすすではないので、新大協和石油化学の定修時における排出の可能性はあるけれども、これについては断定できないというふうなことが、県の方から発表をされております。また、千歳につきましては、千歳地区の降下物は、その内容から見て日本板硝子の可能性が高い、したがって原因者と考えざるを得ないと言っておりますが、会社側といたしましては、自分のところと否定も肯定もしてないし、新大協和石油化学の方は一応否認をいたしておるのが現状でございます。こういうふうなおきまして、市といたしましては、モータープールの問題、後でご回答申し上げますけれども、現在二十カ所で行っております降下ばいじんの測定地点の見直し、あるいは充実を図らなければならないというふうなことを考えております。そういったしましてこの監視体制というものを強化しなければならぬというふうに考えておるわけでございますが、そこでご質問の点でございますが、この補償責任の問題でござい

ますけれども、これはどういうことなのか、いまわれわれも詳細にはいろいろ検討をいたしておりますけれども、結局この県の調査報告書を見て、調査の発表内容等々をみますと、被害補償の問題につきましては因果関係が明らかになっていない。したがって、こういう補償をすることについては、実際には不可能ではないかというふうに現時点で考えております。

それから、公害防止協定の改定という点がございましたが、公害防止協定の中には補償の問題も含まれておるわけがございます。これは公害防止協定は、ご承知のようにA社、B社という各社と市と協定を結んでおられて、このこと自体はいろいろな法律で規定をされておりますもの、権限以外のもので市長の権限に属さないもの等々についてこれを補完するというのが最大眼目でございまして、あくまでこの協定はわれわれは双務契約であるというふうに理解をいたしております。したがって、共同でこれを締結することとは、まず、現時点では不可能ではないかというふうに考えております。そういうふうな意味で、この補償問題等につきましては先ほど申し上げましたようなことで、因果関係が明らかにされていない以上、これを補償を行うように要求することは不可能ではないかというふうに考えております。

それから、もう一つこのモータープールの問題でございしますが、ただいま申し上げましたような降下ばいじんがございまして、その後、一部名古屋港の方へ、本田の輸出車が行っておりますが、管理組合といたしましては、この月の十一日に、ご承知のように県の最終調査報告が取りまとめられましたので、こういう意味では今後問題はないというふうに判断をいたしております。昨年の十一月から名古屋港へ行っておる車の復帰については、四日市港といたしましては、商工的な面での貨物、特にこの本田技研車の輸出に占める比重が大きゅうございます。したがって、後世の発展と活気をもたらすことにおきましても重要でございしますので、目下早期解決を図るよう、本田技研側へ

対して強く要請をいたしておりますのでございます。できるだけ早い時期に、本田技研側の理解を得て、四日市港から本田技研の車が全部輸出できるようにしたいというふうな努力をしておりますのでございまして、結論が出ておりませんが以上のような経過でございしますので、よろしくご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 建設部長。

時間がありませんので、答弁は簡潔にお願いします。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） ご質問の第一点につきまして補足させていただきます。

市営住宅の関係でございますが、五百一人槽以上とそれ以下とがあるわけでございますが、五百一人槽以上の浄化槽につきましては現在一カ所あるわけでございまして、法の規定に基づきまして専門機関に委託し、月四回実施しているのが現状でございます。それから五百人槽以下につきましては四カ所ございます。これにつきましては、年一回の法定点検に加え通常保守点検を行っております。その結果はいずれも良好でございます。今後市といたしましては、公の施設といたしまして適正な維持管理に努めたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、第四点でございますが、ご指摘の国道一号線あるいは二十三号線の渋滞の問題でございしますが、ご指摘のとおりかなりの交通渋滞を来しておるのが現状でございます。管理者でございします建設省では、その対策といたしましてバイパスの建設を検討しておるわけでございます。その促進を図るべく関係市町村におきましてバイパス建設協議会を設置いたしております。市といたしましては、国、県に早期実現するよう強く働きかけておるのが現状でございます。現在の交通対策といたしましては、両側に人家が連槽いたしております、現道拡幅は非常にむずかしい状況から、国といたしましてもバイパスの検討を行っているのでございます。市といたしましては、有機的にこれら

の道路につなぐ都市計画道路、あるいは幹線市道の整備を図り、有機的な道路網を形成していくよう検討していきたいと存じております。

次に、第五点でございますが、羽津山線近鉄踏切と交差しております、鉄道と交差しております踏切でございますけれども、現在近鉄と交渉を進めておりますが、基本的には七メートル以上ということになりますと、平面交差ではなく立体交差しなくてはならないということ、あるいは駅舎に非常に近うございますので、六メートルを超えてやるというのは相当費用が大きくなるということ、非常にむずかしい状況でございます。市といたしましては、今後歩行者対策といたしましてその利用状況を十分検討いたしましてこの対策について真剣に検討していきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 第五点のうち三ツ谷地区の排水対策についてお答えいたします。

ただいまご質問の中にありましたとおり、同地域は未整備の水路が大変多うございます。そこで、本年度といたしましてこの二号幹線の支派線の改修を二カ所現在工事を進めております。また、その他の水路につきましては、台風期前にいたしまして清掃等に対応いたしてまいったところであり、しかしながら、同地区には多くの水路がございますので、全体的な整備計画を早急に立てまして、地元の方とも十分協議をし、効果的な整備を図るよう一層努力をいたす所存でございますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） ご質問の第五点目の末永本郷地区の土地区画整理事業についてお答えさせていただきます。と思います。

末永本郷地区の土地区画整理事業につきましては、現在現況測量、基本計画及び事業計画の作成などを内容といたします調査Bを実施中でございますが、土地区画整理事業は面的整備とともに街路等の公共施設の整備を主として実施するものでございます。現在調査中のB調査の中で公共施設の設計、それから減歩率等について検討しているところでございます。また、近鉄高架につきましては、鉄道と平面交差では地区内の町づくりとしての効果が十分発揮されず、また、背後地との交通緩和対策にも支障を来すものでございます。そこで、土地区画整理事業と近鉄高架事業とは切り離して考えられるものではないと思っております。幸いに区域内の区間につきましては、すでに高架の都市計画決定もなされております。この高架事業につきましては県事業となりますので、今後は国、県及び近鉄とも、十分協議を重ねて整合性を図ってまいりたいとかように思っておりますので、よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 第一点目の水問題の中で、浄化槽あるいは家庭排水の問題に触れられておったわけでございますが、河川の汚濁状況を把握するために測定点を増やせ、あるいは浄化槽等の排水チェック体制について考えよというようなことがあったわけでございますが、河川の汚染状況の監視のための測定点でございますが、環境基準を設定しております朝明川、海蔵川、三滝川、鈴鹿川という水系につきましては、県が定点監視をしております。それから、市はこれを補完するという意味で、米洗川、天白川、鹿化川などの県が監視をしない河川の水系についての監視をしておるところでございますので、これらの問題につきましては県ともよく協議をした上で、測定点の増加

等について考えていきたいというふうに考えております。

それから、浄化槽の使用、利用の状況でございますが、四日市市内の世帯数で約二万一千余の世帯に及んでおるといふふうに思っておりますが、これらの施設につきましては、水質汚濁防止法によります排水規制を受ける五百人以上という大きなものから、四人、五人というような個人浄化槽まであるわけでございますが、法に基づきます措置につきましてはすべて県が行うということになっております。しかし、市としまして、五百人以上の大きなものにつきましては排水チェックについては、年二回市の方で実施をし、その結果を見ながら施設の維持管理等について指導をおるわけでございますが、浄化槽全般にわたりましたも、今後県保健所ともうまく調整をとりながら指導体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

それから、例として矢作川流域の市町村における体験等が披瀝をされておりましたけれども、これらいわゆる下水道設備によらないこのような排水処理の問題につきましては、まだまだ全国的にも緒についたばかりでございます。私どももいたしましたが、他市の例などを勉強させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 二点だけ、特に指摘しておきたいと思っております。

降下ばいじんの問題に関連しまして、因果関係ははっきりしないので賠償要求は不可能だということでございますが、そこで私の方から、四日市公害裁判の例にならって、原因物質を排出しているところは特定できているわけですから、共同責任を問うという形を市が積極的に進めるべきであるということをお願いしておりますので、こう

いう立場での今後の取り組みをなお強く求めて、理事者側の対応を見守りたいと思うわけでございます。

それから、公害防止協定においてこの種の協定は不可能だということでもございます。こうなりますと、生川倉庫等のような場合でも、非常に大きなやはり不安要因になってくるわけでございます。公害防止協定、こうした問題での弱点があるとするならば、何らかの対策を今後において考えなければならぬ現実の問題が起こったわけでございますから、この点の対応も、市当局において責任持って今後研究打ち出していきたいと思うわけでございます。

それから、中電のこの電源三法以外の問題でございますが、知多市へは中電は十七億出しているということ、こういう点がほかにもたくさんありそうだとおっしゃることを銘記されて、いま市長がお答えになった点、より積極的なことがなされてしかるべきだと思っております。

以上申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時十七分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、市内における災害問題につきまして、質問させていただきたいと思っておりますが、その前に、皆様

の深いご理解とご協力を得まして、去る七月三日より十七日までの十五日間、橋本議員とともに欧州の六カ国を訪問させていただきましたので、若干その報告をさせていただきますたいと思っております。

何と言いましても、いろいろなことがあるにせよ、日本が一番住んで生活の上で非常によい国であるとしみじみ感じた次第でございます。十五日間のすべてを報告することはできませんが、私のメモの中から若干のものを抜粋いたしまして報告をさせていただきますたいと存じます。

初めに、イギリスのロンドン郊外にありますレドフォード州立議会を訪問させていただきました。そこでは、教育事情や福祉等につきましてお伺いいたしました。レドフォード州立議会のバーナー議員の歓迎のございましたの後……。

〔私語する者あり〕

○大島武雄君 これは、質問の前にお断りしておりますので、ごしんぼういただきたいと思えます。

イギリスの教育事情は、中央集権的ではなくて基本的な目標は、各地方の小学校におきまして校長先生の責任のもとで、五名ないし十名を選び運営委員会を設けて、自主的に教育方針が立てられているということでございます。また、全体的には非行青少年が非常に多く感じられまして、この問題については、橋本議員から後日質問されるといふことでございますので、省きたいと思っております。

〔私語する者あり〕

○議長（青山峯男君） 大島議員、通告以外の発言はご遠慮願います。

○大島武雄君 時間の関係もございまして、質問の方へ移らせていただきます。また後日、関係部分につきまして質問しながら、またご報告方々させていただきますたいと思えます。

通告させていただいております本市における災害問題につきまして、お伺いしたいと存じます。この問題につきましてでは市長より報告がありましたこととございまして、昨日も一般質問にありましたので、できる限り重複を避けてお伺いしたいと思います。

第一点は、埋設管の問題につきましてお伺いしたいのですが、去る七月二十八日正午ごろ、私の家からわずか約二百メートルほど東に埋設管より重油が漏れたのでございまして。過去に、私は、このような配管等の仕事をした経験もございまして、パイプに亀裂ができたということは、非常に不思議でなりません。しかし、現実問題として、その原因の究明の調査中ということとございまして、原因の究明につきましては差し控えたいと存じます。市内に埋設管が約三百キロもあり、そのうち約三十キロが民家の近くに埋設されているということとございまして。たとえば塩浜地域におきまして県道を横断している箇所が約五カ所ぐらいにわたっているのではないかと思われまして。たびたび私はこの議場におきまして、住民の安全性を訴えてきたのでございまして。私は、日ごろ考えておりますことに、現在の厳しい情勢下ではございまして、各地に分散的な埋設管を一カ所に集合形式化して、トンネルの中で十分作業が可能というような方法で県道を横断できないものかというふうに思っているのでございまして。この点につきましてどのようにお考えかお伺いしたいと思いますとともに、関係する企業によりまして、仮称「埋設管安全対策協議会」など発足させて、具体的に各企業の埋設管の安全性と集合化等の問題について検討し、実施できるようにしていかかかと考えております。この点につきましてのご所見を、お伺い申し上げます。

第二点につきましては、生川倉庫の爆発の問題でございまして、私たち公明党は、先般、市長はお留守でございましたので、三輪助役に、被害者に十分な補償ができるように加害者に申し入れをしてほしい、市内における倉庫及び危険物貯蔵庫等施設の安全確認、次に企業における危険物等及びコンビナート等における高所の建設物等の安全性等の総点検を申し入れたのでございまして。ここで私は、倉庫の管理には、一般物品を保管するもの、あるいは危険性の

あると思われるものの物品保管等の倉庫があると考えられます。これらは、その認可とその内容によって、危険物取扱責任者の資格が必要な場合と、必要でないものがあるかと存じますが、今回におきました爆発につきましては、一般物品と考えられておりまして、こういう中で爆発が起こったということについては、非常に私も理解に苦しむところでございますが、今回の爆発する数日前から悪臭があったように、うわさを聞いております。もしそうであれば、事前に情報をキャッチし、この被害を防ぐことができたのではないかと存じます。このようなことから、もっと倉庫など周辺地域の方々に協力を求める必要もあるものと考えます。これらの点についてのお考えをお伺い申し上げます。第三点につきましては、消防本部における市内の危険性のあると思われる個所の総点検を実施していただきたいということでございます。この問題につきましては、たびたびこの議場でも願ひもし、質問もいたしております。どうか、私たちの健康とそれから生命と財産を守るという上からも、非常にこれは大切な問題であろうかと思っております。この総点検等につきましての具体的な実施、あるいは方法等お考えでございましたら、お伺い申し上げたいと思ひます。

以上が、第一回の質問でございます。

○議長（青山峯男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいま四点にわたってご質問をちょうだいしたわけでございます。

第一点、埋設配管を一カ所に集約してダクトの中に入れる、言われるところの共同溝方式というものを採用してはどうか。特に、交通の頻繁な路面を横切るような場合には、考えてみたらどうかというご質問であつたと思ひますが、これは、昭和五十五年十二月のこの席でも、大島議員から質問をちょうだいいたしましてお答えを申し上げたと思ひますが、その後ずっとあらゆる機会をとらえまして検討を続けております。前にご指摘がありましたように、共同溝式を採用いたしますと、確かにパイプラインの点検、保守、そういった面について大きな利点があることは、私どもも感じておるところでございます。その反面、いろんな企業からいろんな企業へ行っておるのが、埋設配管でございます。そういったものを、技術的に果たして一カ所に集約できるものかどうか。さらにはまた、具体的にやるとして、どの場所をどういうふうに。その場合の路面、交通の問題はどうなるのか。いろんな角度から検討をいたしておりますが、全面的にメリットばかりでデメリットがないというわけにもまいらないように感じております。これらを一一つ検討しながら、将来の課題として十分検討をさせていただきたい、今後も続けてまいりたい、かように存じております。

二番目には、生川倉庫の火災に関連して、災害防止のために安全対策協議会を業者につくらしたらどうか、こういうご提案でございます。確かに、一つの方法かとも考えます。現在の倉庫業者が集まりましていろんな組織を持つておろうと思ひますので、そこらを活用する方法、あるいは、新たにそういった組織を結成する方法、具体的にはいろいろとあると思ひますが、組織をつくって安全対策を講じていく、災害の防止を図っていくということも方法でございます。これを含めまして、災害防止について最善の方法を検討してまいりたいと思ひます。

三番目に、倉庫の周辺住民に知らせて協力をしていたくようにしたらどうかというところでございます。この点につきましては、私も四日市市火災予防条例というものをつくっておりますが、それだけが目的ではございませんが、倉庫ごとに、その中に入っておりますものの品名、数量等を携げるよう義務づけております。生川倉庫の火災が発生しましてから、昨日もご報告をいたしました。一斉点検を実施しております。きのう七十一と申しましたが、きのう一日で若干増えまして九十二件が終わっております。一応適正に、皆さん方によく見ていただける、見える場所に

掲示されておるようでございますが、一部ちょっと見にくいというような点も見受けられたので、これらにつきましては、見やすいような場所に掲示するとか、あるいは、別の表示をさせるとかいうことを指導しておりますが、昨日も市長から説明がありましたように、条例改正時に、こういった方法でもって地域の方々のご協力を得るという方途も講じてまいりたい。さらに、また、この点につきましては、もっとほかにもいい方法がないか、この点についても検討をさせていただきたいと思えます。それから、危険物、特殊可燃物等危険な物を入れておる場所、倉庫、そういったものについて総点検をしてはどうかというご提案でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、九月の七日から、特殊可燃物を格納しております倉庫につきまして一斉点検をいたしております。これから、順次幅広く危険な物に及ぼしていきたいという気持ちでおりますが、まだそれらについての具体的な計画は持っておりませんが、早急に計画を充実して実施をいたしたいと、このように思っております。この危険物、準危険物、特殊可燃物、これにつきましては法令、条例、そういうものが求めております点検の回数を、ご参考までに申し上げます。まずと、大体年何回というような決め方をいたしております。私も消防では、この最低基準をオーバーするように、少しでも行き届くようにということで、最低基準を上回って点検をいたしておるのが実情でございます。さらに、条例等につきまして、もっとかさ上げする必要が認められるものにつきましても、これを機会に再検討を加えたい、さらに行き届いたものにしていきたい、こういう気持ちでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 八月二十五日に、ただいま大島議員がご指摘のように、公明党の議員の方々から、私に

対してお申し出がございまして、その後段につきましては、いま消防長の方からご答弁申し上げましたが、前段の生川倉庫がこの災害による被災者に対して誠意を持って解決するようにとお申し出に對しまして、私から八月の二十三日、それから九月の一日の二度にわたりまして、生川倉庫の井上社長の来庁を求めまして、被災者に対しては誠意を持って解決に当たるようにということ、強く要請をいたしまして、井上社長はこれを了承してお帰りになりました。このことは、市長の提案理由の説明後になされました生川倉庫の災害に対する報告の中にも、市長からご報告されておりますことを申し添えまして、ご答弁いたします。

○議長（青山峯男君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ありがとうございます。

第一点の問題につきましては、お答えをいただいたわけでございますが、確かにご検討いただいておりますということは聞いておりますが、地元といたしましては非常に、たとえば避難の訓練を、先日一日に行いまして、この避難のときの訓練におきましても、どこを通過して行ったら絶対安全かということについて、いろいろ話が出ておるわけでございます。たとえば、どこへ行くにしても、そういう危険なものがあるということ、市の方で考えられております避難場所につきましても、そこが最適かどうかということも、もう一度検討し直さなにかぬということで、非常に地元といたしましても心配をしておるわけでございます。先ほどお答えのように安全であるということで、私たちも心を安めているわけでございますが、ごく近くの方々につきましては、ゆっくり休むということがなかなかむずかしいという表現の方もおられました。こういう点で、先ほど申し上げたわけでございますので、今後とも十分そういう点の事故がないように、企業も一生懸命努力していただいておりますが、消防の方もよろしくご検討いただければありが

たいと、こういうふうに思っております。

私は、そういう関係する企業の方々の仮称「埋設管安全対策協議会」を設置していただきたいと申し上げたのですが、倉庫の方の関係で答えがあったように受け取ったわけでございますが、いずれにいたしましても、私たちがやはりそこに所有しております財産、たとえば、公害等によりまして塩浜地域の土地が、あるいは建物が、非常に、売りにいたしましても売りにくいし、あるいは危険な所というような一つのイメージがあるようでございまして、なかなかそういう土地の値上がりも無いというようなことから、非常に地元としてはそういう感じを受けておるわけでございまして、今後とも十分なひとつご配慮をお願いしたいと思っております。

それから、倉庫につきましては、先ほど申し上げましたように、危険物と思われる物品の倉庫への搬入の変更、あるいは通産省等が必要な物品の搬入とかそういうものにつきましては、市の消防の方へは報告がなされないののではないのかというふうに思っております。したがって、そういう変化のあった場合には、あるいは地元の市町村にひとつ報告をできるような方法、体制をとってもらったかどうかというふうに、いま思っておるわけでございます。そういう点につきまして、取れるものかどうかということをお答えいただければ、ありがたいと思っております。

最後の総点検のところでございますが、当初私どもが耳にいたしておりますのは、たとえば、埋設管は十年以後経過した場合には取りかえをするというようなことを、当初聞いております。その後何回か調査の結果、十年以上大丈夫というようなお答えもいただいております、すでに二十年をはるかに経過した所もございまして、こういう所については、土地の地下の、たとえば、酸化しやすい所、あるいはいろんな変化があるように思っております。過去におきまして、ところどころばつりと穴があいて漏洩したということも、過去にございます。そういう点で、私も心配を

するわけでございますが、こういう点で、すでにもう二十年も経過したというものについては、調査の結果、どうあれ、十分そこら辺の検討と改善ができれば非常にありがたいのではないかと思っております。あわせて、最近、全体的には以前のような悪臭とかそういう公害も少なくなっていることは事実だと思いますが、すでに、たとえば、タワーとかあるいはそれを支える大きな高い建物等もかなり腐食をしているもう時期に来ているのではないだろうかという気がするわけでございます。それについては、たとえば塗装のし直しとか、いろいろ保管とかそういう危険のないように努力していただいておりますが、そういうものも含めまして総点検をお願いできたらなというふうに思ったわけでございます。そういう点から申し上げましたので、私たちが再びこういう過去のような心配の起こらない都市にしてほしいと、またぜひお願いしたいということから申し上げておりますし、また、先日質問が出ました中里跡地の住宅の販売につきましても、いろんなことから購入したいという方も、そういう不安的なものが多分にあると、私は耳にいたしておりますので、そういうものの解消の上からも、ぜひとも四日市はそういう面では安全であるということを立てることができるような方法を取っていただきたいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。先ほど申し上げました幾つかの点についてのお答えを、いただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 再質問で、施設に変化のあった場合の通報、連絡を一般住民の方にお願ひしてはどうかというご提案でございます。変化がありましたとき、場外、いわゆる企業の外で起きる変化とか、事故とかいうものにつきましても、そのほとんどが一般の方のご協力によってわれわれ覚知しておるといのが実態でございます。それを組織化して恒常的に機能するというのを考えよというご指摘だと思っておりますが、確かに有効適切な方法だと思いま

すが、受けていただく側が相当な負担になってご迷惑ではなからうかというようなことも考えます。そこらもよく検討をしまして、ご趣旨に沿う方法がないものかどうか考えさせていただきます。四日市の市民の皆さんは、こういうことにつきましては十分ご関心がございまして、大変早いというような形が現実でございます。

それから、もう一つ。先ほど私二番目の質問をちょっと取り違えまして申しわけございません。倉庫と間違えまして、コンビナートの関係をご質問いただいたようでございますが、この関係につきましては、コンビナートの中に、企業は、それぞれの地域に防災協議会をつくれということが義務づけられております。その中に、共同防災部会でございますとか、消防部会でございますとか、それぞれ小さく分けて細かい問題を検討するということをやっております。だいたい協議会開くのが年四回、また特別な事故、特別な事情というようなものが生じたときは、その都度開いて徹底して検討をする。一、二年前のこの席でもご説明を申し上げましたが、この部会の小部会において、コンビナートが地震に対処するためのテキスト基礎資料というようなものを集積した事例もございます。これは以前一年二年とかけて努力をした結果であったと思いますが、その後あらゆる事情について検討をいたしておりますが、先ほど折々に検討はいたしておりますということを共同溝の関係で申し上げましたが、これもそれぞれの部会でいろんな分野からご検討を進めておるということでございますので、よろしくご了解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（青山峯男君）

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　くどいようで申しわけないのですが、第一点は、先ほど申し上げた中からお答えをいただいておりますので、それは省くといまして、たとえば、倉庫にどのような物品が入っているか、一般物品というのと、あるい

はいわゆるそれは認可物、あるいは通産省等が認可する物の物品の内容の変化の場合に、危険性があると思われる物の搬入をした場合に、そういう所管から市の方への報告はないかということ、そういう連絡をもらうことはできないかということをお願いしたのであります。それはお答えよろしいですけれども、そういう連絡報告といいますが、そういうものも密にしていたら、事前にこういうものは防げるのではないかと、そういうことを申し上げたのでございますので、ご理解のほどと、そういう安全性ができるようにひとつご努力いただきたいと思います。

以上で、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（青山峯男君）　暫時、休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時二分再開

○副議長（小林博次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君　通告に従って質問させていただきます。

第一点の入札についてなんですけれども、最近、保々工業団地ということで、たくさん工事やっていたいておるわけなんですけれども、その工業団地の入札について談合というような問題があって指名を一時延ばしたと。新聞にも書かれておったように、そうした通告があったと。それについて市会議員の仲裁で仲直りしたというようなことも新聞社が書いていただいたのでございますけれども、もっと書くのやったら、名前をはっきり書いてもらえば、もう少し今

度の選挙も案やったかなというような気もしたのですけれども、これは新聞社が書いていただくことでいた仕方ないことなんですけれども、全く私には身に覚えのないことで、ずっと以前に、確かに朝明川の橋の工事のときにそうした問題があったときに、やはり業者同士は仲よくすべきじゃないかということで話をしたことはあるわけです。しかし、今回の工事については、一切ないわけですけれども、そうした通告があったと。私も、その根拠について、その後調べさせていただいたわけなんですけれども、そのときの入札に入った業者の中に、そうした通告した可能性は全くなかったというのに、なぜああした通告があったかということについては、あの工事が出ましたその下の道路の下に、水道管の埋設工事が絡んでおったと。ご存じのように、企業体ということで落札されたA業者には水道の許可も持っておると。上を取られたのでは、下を水道業者として指名を連ねておる方が取ることができないというようなことから、そうしたことが出されてきたということらしいのですけれども、しかし、市の入札についても、公社の入札あるいは水道局の入札についても、そうしたことの緩和がされてない。やはり調べてみると、水道にも、あるいは公社、市の方へ登録しておる業者が重なって工事を取っておるといふ例もあるわけなんです。最近に談合問題で騒がれているわけなんですけれども、むしろそうした談合よりも、重なるような工事をもう少し市として調整はとれないのか。出先機関の入札を一括した形で調整はできないものか、その辺をお伺いしたいと思います。

二点目の、水沢の茶の木原ということで書かしていただいたわけなんです。冠山茶の木原については、文化財ということで指定され、このことについてお尋ねしたいわけなんです。確かにあの冠山茶の木原については、文化財ということで指定され、教育委員会の方で本年度あの所について整備をするということで二百万の予算がついておるわけなんですけれども、つい最近に私があそこを通ったら、二百メートル以上ブルでかいて工事が進められておるわけなんです。その中にはかなりの大きいヒノキもあるわけなんです。それも切られて工事が進められておるので、教育委員会へ尋ねたら、

いや知らんのだというような回答があったわけなんです。調べてみると、その業者は市の指名業者でもあるということをお聞きしておるわけなんです。工事の入札もされないのに、その業者が奉仕作業でやられたのか。奉仕作業でやられるにしても、市の土地ですので、何らか市には話があったと思うのですが、その辺のところ市はご存じであったのかどうかまずお聞きして、第一回を終わりたいと思います。

○副議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点について、私からお答えを申し上げます。

公共事業の実施につきましては、地元で迷惑がかからないように、また市民の皆さん方に疑惑を持たれないようにすることが必要ではないかというふうに思っておるところでございます。そこで、請負業者の指名につきましては、請負工事指名競争入札参加者選定要綱に基づきまして、それぞれの指名業者の手持ち事業量というものを勘案して選定をしているわけでございますが、市の調達契約課で発注する工事、あるいは開発公社、あるいは水道局等々がありまして、これらの開発公社、水道局等は一応市の部局とは直接的な関係がないというようなことから、いまお話にありましたようなちぐはぐなことが起きておたのではないだろうかというふうに想定をいたすところでございます。そこで、昨年五月に、土木建築につきましては六百万以上、その他の工事については二百万以上の発注工事についてお互いに通報し合うということをやっておるわけですが、必ずしも、それ以外の工事の問題もありますし、担当者同士の連絡だけで十分であるというふうには思っておりませんので、さらに、今後は発注の方法、時期等についても密接な連携を取り調整を図れるような方法について、具体的に検討をし、成案を得て対処してまいりたい、かように思っておるところでございます。大変ご迷惑をおかけいたしましたことをおわびをいたしまして、答弁とさせていただきます。

きます。

○副議長（小林博次君） 教育委員長。

〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） 坂口議員のご質問のうち、第二点の水沢茶の木原について、私の方からご答弁申し上げます。

ご質問の茶の木原につきましては、水沢茶の発生の地でありまして、本市の産業史上貴重な文化遺産として、長らくの間、地元有志の方々のご尽力で保護されてきたものでありまして、昭和五十六年の三月二十六日に、四日市市文化財調査会の答申に基づきまして、市の史跡として指定したものでございます。この指定に当たりましては、地域を挙げて保護、保存のために、保存会組織の整備、拡充を図りなさい、また、歴史的視点から、製茶に関する資料の整備、収集に努めなさいなどの要件が、文化財調査会の方から同時に意見具申されております。これを受けまして地元では、冠山茶の木原を保存するとともに、地場産業の発展と地域文化の向上を目指して、昭和五十六年の四月二十日に、地域を挙げての組織として、冠山茶の木原保存会が発足しまして、以来史跡の管理に当たって来たわけでございます。市におきまして、指定史跡の保護と活用を図るために、その環境整備事業を計画いたしましたして、先ほどご指摘のありましたような予算を組みまして、本年度から事業に着手する予定でございます。こうした中で、去る四月の下旬、保存会におきまして、自主事業として、管理観察路の一部整備工事が行われたものでございます。ところが、ご承知のように、整備事業の推進のためには、事前に文化財調査会委員はもとより、専門家の方々のご意見をお聞きし、また、各関係部門との連絡調整を図ることが前提でございますし、必要でございます。ところが、今回の事業施行に当たりましては、これら一連の手續に手落ちがあったことは事実でございます。まことに私どもとしても残念で

ございます。保存会におきましても、この点深く反省、陳謝いたしておりますが、本来指導と監督に当たるものといたしましてまことに遺憾であり、深く反省するところでございます。現在本件につきまして、市の文化財調査会に検討をお願いしております、近くそのご意見が得られる見込みでございますので、十分関係部門とも調整協議を図りまして、善後策を講じてまいりたいと考えております。今後再びかかる事態が生じないよう、十分指導監督してまいる所存でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。お願いいたします。

○副議長（小林博次君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 ご答弁ありがとうございます。

そうした出先機関の入札については、市長から、今後調整をしていくということですので、ぜひお願いしたいと思うわけなんです。特に、私どもも地元業者育成ということでは、最近になって、大きな何億という工事は別として、ちょっとした工事には地元業者ということでA業者を指名されておる分があるわけなんですけれども、BCの業者に聞くと、地元業者のA級業者に仕事を取られたのでは、われわれ下請には回ってこない。むしろ、大手業者にやってもらった方が仕事が回ってくる。かえって下請ができるのだと。生き延びるのは、やはりBC業者は、どうしても最後まで地元業者育成ということで叫んで来たその裏には、やはり、何かA業者を育成も聞かれておるので、私もいまままで地元業者育成ということで叫んで来たその裏には、やはり、何かA業者を育成していくのだというふうなふうに取り取られたのじゃないかというふうな気もするので、今後やはり地元業者であるなら、BCの業者にも潤いのあるような仕事が出されることもやはり考えていただきたい。また、そうした出先機関においては、特にそこへ指名願を出してある業者が、市水道局あるいは公社ともに一括で同じようなところ、同じような仕

事を重ねて取っておるといふ例もございますので、そうした調整もできる限り今後取っていただきたい。特に、もう一点触れさせていただくならば、市の住宅についても、以前から再三に空き家がたくさんあるやないかというようなことで、この質問の中でも何度か出されているわけなんです。調べてみますと、空き家を修繕される業者も特定業者に定められておると。市の指名願を見ますと、小さな住宅という関係で申し込まれておる業者がたくさんあるわけなんです。しかし、どうしたかげんかその住宅を修繕するのは一定業者に決められておると。こういう点については、どういふことで一定業者に決められておるのか、その辺についても再度お聞かせ願いたいわけなんです。それと同時に、特に問題にされております入札の談合というふうなものも途中で入札をとめるというふうなこともあったわけなんです。私の今回の調べた範囲では、そうした入札に指名に入っていない業者からの投書であったと。それは裏に水道というものの関連があったためにやったというふうなことも、私の調査でははっきりわかったわけなんです。そういうような面も十分に加えて、今後入札についても考えていただきたいと。私は、C議員ということで新聞に載ったので、頭文字が違うやないか、おれやないのやなということは言っておったわけなんです。あるいは、違うCという頭文字の方かもしれませんけれども、やはり保々となれば坂口やないかというふうに取りられるのも当然です。で、そうした面も十分調査していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの茶の木原なんですけれども、私は、地元のそういう文化財保存会ですか、そうした方のことかどうかその辺は詳しくわかりませんが、工事をやっておるときにちょうど通りかかったもので、その業者が市の指名業者であるわけですね。指名業者であるならば、やはり市との契約、あるいはその他の手続というものは十分に知っておったと思っております。そうしたこともなされずにブルでかかれて、なお大きな木を切り倒された。しかも、市有地を無断でそうしたことをやっておるといふことについて、今後その業者については、市としてはどう対応して

いくのか、その辺についても再度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○副議長（小林博次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まず第一に、住宅関係の方からご答弁させていただきます。

現在市営住宅は三千二百七十一戸ございます。これは、ご承知のとおりでございますが、賃貸住宅として適正な状態に置くように努めているのでございます。しかしながら、住宅につきましても、入居者がみえまして、これがこの住宅そのものが二十四時間空き家ということになっていないのが実態でございます。その管理につきましても、したがいましてほかの管理とは比較いたしますと多少性格が異なっているということも事実でございます。また、ただいまご指摘の修繕でございますが、これにつきましては、日常入居者の方に対しまして、住宅の保管義務履行を住宅課の方で指導をいたしておりますけれども、その内容は、居住あるいは非居住にかかわらず、たとえば、窓枠一本、あるいはふすま一枚とか、あるいは屋根がわらの一枚か二枚に取り替え等の小規模修繕が多種多様にわたっております。さらに、これらの要求というのは昼夜を問わずに行われておるのでございまして、その対処に苦慮をしておりますのでございます。しかも、それが緊急な要求が、非常に修理要求が多いということも事実でございます。したがいまして、それらをしてできるだけ早く敏速に処理するために、昼夜出勤できるような体制を整備されている業者に発注いたしました。それを処理しているというのが現状でございます。したがって、ご質問の件に関しましては、今後市営住宅の適正な維持管理という大きな観点に立ちまして検討をして、善処できるものは善処してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、第二点目の水沢茶の木原の件でございますが、この業者をどうするかということでございます。これの

経過その他につきましては、教育委員長から答弁がございましたので、省略をさせていただきますが、私どももいたしましては、こういう市有財産を管理しておるものとして非常にこれも申し訳なく、こういう事態が生じたことに対しましても深くおわびをいたすところでございます。このいまのご質問の中で指摘ございましたように、市の指名業者が不当なことをしたという指摘でございます。今後私どももいたしましては十分調査の上、適切に対処してまいりたいと思っておりますので、いまま少し時間をいただきたいと思っております。公共事業の実施につきましては、今後ともより正確な手続によりまして公正な施行を行ってまいる所存でございますので、よろしくご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 平野行信君。

（平野行信君登壇）

○平野行信君 通告に従ってご質問いたします。

今定例会において、災害の問題については多数の議員からもご質問があり、先般小井議員からも同じ問題についてのご質問がございましたので、重複を避けながらご質問をしたいと思っております。

生川倉庫の事故が、非常に、今回のLNGの建設に対して迷惑料を要求して来ているその時期というものが、非常にタイミングが合ったというふうに思われるわけでございますけれども、先般もたしか伊藤信一議員から、あつてはならないし、事故の原因というのははっきりしてほしいと、こういう意見もございました。確かにそうだと思います。安全に貯蔵できるはずのものが事実爆発をしたということ、これはこれからも間違いなく起こるであろうと断言してもしないのじゃないかと、このように思うわけでございます。倉庫のみならずもっと天然ガスというものについ

ては非常に爆発を誘発しやすいという要素を兼ねているというふうに考えられます。したがって、この迷惑料というものの方でございませうけれども、その中に事故の補償というものがどれほど重視されて、その迷惑料という名前になったのか。危険なものは当然来て要らないという迷惑料か、それとも事故があったときの迷惑料なのか。いろいろ考え方はあるわけですが、特に今般生川倉庫のようにあつてはならないものが現実に発生した。したがって、このLNGの建設に対しても、必ず私は事故がついてくるのじゃないかと心配するわけでございます。特に、四日市においては、コンビナートという大きな工業地帯を控えて、以前から四日市のこういう公害問題というのは、非常に全国的にもよくないイメージを残してきたわけでございます。行政側として、大変広大な範囲において事故防止の努力をされたことについては敬意を表するわけでございますけれども、まだまだこれからそういう危険性というのがたくさん残っているように考えられるわけでございます。われわれが聞くところによりますと、現在のコンビナートが耐用月数も来ていると、根本的に直さなければならぬと、そういうような意見も聞くわけでございます。そういう場合に、当初よりも災害に対する危険性というものは多く要素を含んでいる、このように考えたときに、今このLNGの建設に対して地元から迷惑料というものが要求されているわけでございますが、先ほどの市長の答弁の中には、協定を結ぶだけでなく、設計段階で安全も考えているのだと、そのような答弁と、仲介の労を取れる範囲でやればよいと思っていると。直接的に、この話し合いに入るのはいささか疑問があるのだと、このようにおっしゃって見えるわけでございますが、趣旨としてはよくわかるわけでございます。しかし、四日市の住民としての要求が、行政を頼って何とか住民が納得する一つの回答を得たいのだと、そういうふうに私は受け取れます。したがって、さらにがんばっていただいで、今後のこの問題に対する対処の仕方についてご所見を伺いたいと思うわけでございます。特に、この安全度というものについては、すべてのプラントないし機種を設置する場合には考えられ

ているわけでございますけれども、事実事故が起こってしまったと、えらいことだったというふうなケースが非常に多いわけでございます。したがって、安全度は当然ございますし、協定書もあるわけでございますが、それがあつたとしても、事故がなければいいわけですけれども、万一あつた場合に対して、あつたと想定した場合の、果たして補償とか迷惑料というのはこの範囲でいいのだろうかとか心配するわけでございます。どのような姿勢で対処されるのか、その辺のところも含んでご所見を伺いたいと思います。

二点目について、選挙の公営化についてでございますが、無所属クラブとしても、会派視察で公営化についての勉強をまいりました。また、議運でもこの件について視察をまいりました。すでに代表者会議でも真剣に検討されている現状でございますが、市当局としての今後の対処する姿勢についての感想をお聞かせいただければ幸いです。

以上で、一回目の質問を終わります。

○副議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） L N G基地の設置につきましては、すでに火力発電増設とあわせまして、環境面、防災両面にわたりました、すでにもうできております基地が、知多を初めとして幾つかあるわけでございますので、こういったところの状況、あるいは市町村の対応の仕方等を調査いたしまして、今回の計画に対し万全の安全対策をとらせるということで、災害防止協定を締結いたしましたのでございます。あつてはならないことではございますが、万一事故がありまして、そのときに被害補償ということについては、この協定書によりまして、事業所の責任において補償するということが明文化してあるわけでございます。ただ、だからいいんだということではございませんで、やはり

事故の未然防止ということについては、そもそも建設当初からきめ細かく指導をまいらねばならないということとで、そういう方向で力を入れておるのでございます。したがって、迷惑料というお話がございまして、地元の自治会が中心になられまして、中電と種々折衝をしておるところでございますが、私どもは補償を事前にさせるという意味で、そういうことに関与してまいろうというふうには思っておりませんで、これは大きな施設をつくるわけでございますし、当然にその付近の地元の方々にはごあいさつがあつてしかるべきであらうと、そういうような観点に立って、地域の方々のお気持ちも十分お聞きをしながら、中電側との仲介の労を進めていったならばいかかと、こういうふうにご考えておるところでございます。ただ、四日市全体の町づくりということを考えました場合には、産業施設ばかりが異常に大きいというふうなことで、二十五万、あるいはそれ以上の人口を有する都市でございますから、都市全体のバランスが崩れると。それだけの産業施設を持っておれば、ある程度他都市とは若干違った町づくりというものは、当然要求をされると。そういう面においては、市全体としての町づくりに対する電力側の協力があつてしかるべきではないだろうか。かようなことを考えながら、その面についてはけさほどお答えをいたしましたように、今後協力要請をいたしていくつもりでございます。私どもは、いずれにいたしましても、L N G基地をつくり、そこに発電所が設けられるわけでございますから、すべての面について安全ということについては細心の注意を払って、万々一にもそういう事故が起きないということをねらって対処をしております。以上、第一点について、私からお答えを申し上げました。

○副議長（小林博次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 第二点の選挙の公営化につきまして、お答え申し上げます。

市議会議員選挙におきます選挙公営の推進、とりわけポスター掲示場及び選挙公報の公営化の問題につきましては、議員各位にも種々協議を煩わしているところでございますが、現在のところ、選挙管理委員会といたしましては、ポスター掲示場につきまして、公職選挙法第四十四条の二第八項の規定によりまして、衆議院議員等の選挙における義務制のポスター掲示場制度に準じたポスター掲示場を設置する方向で検討いたしております。さらに、具体的に申し上げますと、掲示場の設置につきましては、条例で定めまして、掲示場の数は各投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じまして算定するわけでございます。本市の場合、五十七年九月二日現在で、一投票区七ないし九カ所、一投票区平均七・五カ所、市全域で三百九十六カ所となるわけでございます。ポスターの掲示につきましては、掲示場をもとに公職の候補者一名につきそれぞれ一枚限り掲示するほかは掲示することができなくなるわけでございます。なお、ポスター掲示場の設置場所の確保等、今後さらに検討、調査を必要とする問題もあつたのでございますが、できる限り早い機会に成案を得まして条例化を図ってまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 答弁ありがとうございました。

今回、生川倉庫の事故を一つの契機として、いま市長からもういねいな答弁いただいたわけでございますので、市長初め優秀な市長公室長、市民部長もいらっしゃいますので、ぜひ有能な力を発揮して、地元が納得するような方向にこの努力いただければ幸いです、このように思いますので、要望としてお願いしておきます。以上です。

○副議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午後一時三十九分休憩

午後一時五十七分再開

○副議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 通告の順に従いまして、ご質問申し上げます。

まず、情報公開制度についてでございますが、昨今、開かれた行政の要請ということで、国や地方自治体は情報公開制度の設置を求める声が高まっており、マスコミにもしばしば取り上げられようとしておることはご承知のことでございます。

自治省の調査によりますと、都道府県レベルを中心に情報公開制度をつくる動きが目立ち、市段階にも次第に普及していく傾向にあることが判明いたしております。ちなみに、今年四月には山形県金山町が情報公開第一号としてスタートし、今回、四十七都道府県のうち四十三都府県、十政令指定都市の全市、九十市程度で公開制度の検討が進められようとしております。

公開制度を利用する人は余り来ないけれども、いつとき何を調べられるかわからないという緊張感が職員の間に出てきて、仕事ぶりが引き締まったという好影響をもたらされたと聞いております。情報公開では個人のプライバシー保護、企業のノーハウ守秘が欠かせない要件であります。神奈川県の場合、各界の代表からなる情報公開推進懇談

会を設置し、十分議論をした上で情報の公開の適用除外項目を定め、個人のプライバシー保護や企業情報の公開を拒否することができる制度がとられているようであります。情報公開するとかえって行政が複雑化し、簡素化に逆行するかに受け取られがちですが、長い目で見れば、市民の知る権利を保障することがむだな行政ができなくなって簡素化につながるとの意見もあります。

したがって、時期的には少々早い感もいたしますが、当局の本件に関するご所見をお伺いするものでございます。

次に、農業政策について、特に四日市の農業の方向づけにおいてお尋ね申し上げます。

最初に、次の二点について、その後の進捗状況について報告を求めたいのであります。第一点目は、水田利用再編対策の実績について。第二点目として、農用地利用増進事業の進展について。

この二点につきましては、八〇年代のわが国農業の方向づけを裏づける施策として打ち出された基本方向であるわけでございますが、この政策の成否がどうであったのか、当局は慎重に分析する必要があるのではないのでしょうか。

昨年三月議会でもその重要性を強調いたしましたところ、「関係機関、農業団体との連携を一層密にして、指導、推進体制の強化、充実に努める」との答弁を賜っておりますが、その点いかなるものでございましょうか。四日市の市域一万九千六百二十九ヘクタールのうち、その六一・四％の一万二千四百三十三ヘクタールが農業振興地域となっており、当市にとって農業問題を切り離して諸問題を考えることは不可欠と言わざるを得ないのであります。

そこで、一九八〇年代のわが国農業の進路を検討してきた農政審議会が体質の強い農業の実現を目指した報告書をまとめておりますが、それによりますと、今後十年間の農政の力点を構造政策に置いており、一つは、賃貸借を中心にして約九十万ヘクタールの農地を流動化すること。二番目に、七十万戸の中核農家を育成して、流動化した農地をそこに

集積して経営規模を拡大すること。三番目として、これらと並行して生産性の高い地域農業集団を組織し、効率の悪い兼業農家などの作業を肩がわりすると。これらの施策により生産コストを引き下げ、できる限り西欧諸国並みの価格水準への実現を目指す」と提言をいたしております。また、この提言を受ける形で農林水産省は地域農業集団を全国的に二年計画で組織化していくことを決定いたしております。すなわち地域農業集団とは、農家三十戸程度を単位とし、中核農家を中心に兼業農家や高齢化した農家も加わった地域ごとの小集団で農地の貸し借りの円滑化、転作の効率化などを進めようという政策で、農業振興地域内にある全国十二万の集落の約半分を二年計画で集団化しようとするものであります。すでに来年度予算に盛り込む方針も確立されており、特に手厚い助成が期待されようとしております。当市におきましても、前述いたしましたとおり広大な農業振興地域を有することでもあり、積極的にこの政策を取り入れていくべきだと考えますが、いかがお考えかお尋ね申し上げます。市域の六一・四％を農業振興地域としながら、この地域指定をどう方向づけていくのか、今後の当市全体の将来像との兼ね合いの中で、非常に重要で困難である問題であろうと考えますが、加藤市政が解決しなければならぬ最も重要課題と言わざるを得ません。市長のご所見をお伺いするものであります。

次に、街路樹対策についてお伺いをいたします。

市内の道路整備が進むとともに街路樹も並行して整備されてまいりますことは、偶いのある四日市づくりの一翼を担うものとして大変喜ばしいことであります。また、この本数も五万五千本と非常に多くなっており、管理にはかなりご苦労をされていることを承知いたしております。

さて、その樹種の選定についてお尋ねいたしたのであります。大葉、たとえばアオギリの街路樹のところでは、昨今の台風時期や大雨の降る季節になりますと、落葉により排水口をふさぎ、排水機能を低下させてしまう現象が多

々発生し、その周辺住民は非常に苦勞をなさっているということが聞かれます。そこで、この樹種の見直しと、今後新たに植樹をいたします際の選定をどのようにお考えか、お聞き申し上げます。

次に、植樹帯の整備についてであります。昨日のご質問の中にもございましたので、私はもう少し具体的な管理方法についてご質問を申し上げます。

一つは、業者に委託して定期的に維持、管理する。二つ目には、関係する地域住民のボランティア活動で整備する。この二つの方法が考えられますが、財源難の折、後者に比重を置かざるを得ないように考えます。至るところ雑草の生い茂っている現状を見るにつけ、早急な実施策を講じる必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

三点目の、倉庫の行政責任体制についてありますが、本議会開催当日から市長の事故報告に対する質疑、あるいは昨日、きょうと数多くの議員の皆様方から質問をされております。その回答を市長並びに消防長より種々ご答弁をいただいておりますのでありますが、私なりに事故当日を含めて市民より種々のご意見、ご要望を賜っておりますので、その行政責任体制について明確にし、今後かかる事故が絶対に起きないようにその指導、監督を徹底していただくよう見直しをする必要があると考えるわけですが、そのご所見をお伺いしたいと思うわけでございます。

以上で第一回目の質問を終わります。

○副議長（小林博次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 第一点の情報公開制度につきまして、お答え申し上げます。

行政の情報公開につきましては、先ほどもご質問の中で述べられておりましたが、最近、国及び各自自治体におきまして検討が進められており、山形県の金山町であるとか、静岡県蒲原町におきまして、すでに条例を制定し、制度

化しております。国におきましても、五十四年の十二月に内閣審議官室に担当を置きまして、具体的検討に着手され、五十五年の五月に情報提供に関する改善措置につきまして閣議了解され、同年の十月、各省庁におきまして情報公開の窓口が設置されております。地方自治体におきましても、先ほどご指摘ございましたように、埼玉県、静岡県、広島県などにおきまして、それから、最近特に熱心に行っている神奈川県、こういったいろいろの県において具体的に検討中だということでございます。市町村におきましても、川崎市等において検討中と聞いております。

この情報公開時代を迎えつつある中で、本市におきましても、文書公開の前段階として、庁内文書の実態把握をするために、昨年度文書調査をいたしました。文書管理あるいは保存制度につきまして、見直しを行ってきたところがございますし、そのほか情報収集に努めておるのでございます。しかしながら、市町村におきます行政情報の公開につきましては、ただいまもご指摘ありましたように、プライバシーに関連するものも多ございますし、また、公開に絡みましているいわゆる救済制度と申しますか、いわゆる不服申立審査会等、それから守秘義務、情報公開体制、こういったこと、なお検討し、研究しなければならぬ事項がたくさんございます。したがって、五十八年三月に予定されております臨調の答申及び国の法制化等の方向を見定めた上、慎重に対処いたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二点の農政について、お答えをいたしたいと思います。

まず、四日市の農業の実態でございますが、五十五年の農業センサスによりますと、耕地面積あるいは農家の従事者は、五十年の農業センサスに比べていずれも減少をいたしております。総農家戸数にいたしまして五十五年度は七

千四百九十九戸ということになっておりますし、五十年度に比べますと約四百五十戸ぐらい減っていらっしゃるといのが実態でございます。同時に耕地面積も同じように、若干ではございますが減ってきてつづつあるというのが現状でございます。ただ、こういった傾向にありながら専業農家戸数が、五十年のときは三百七十八戸であったのに、五十年では四百四十二戸というふうにふえていらっしゃるということでございまして、全体の戸数の約六％が専業農家となっており、第一種兼業は一〇％、大部分の八四％が第二種兼業農家ということになっておるのでございます。生産額にいたしますと、粗生産額で百四十二億と、まあ百五十億ちょっとあるかというふうに思うんでございますが、まず最近の農業の実態を見ますとき、これを産業として、やはり今後定着をさせていくことが必要でございます。そのためには中核農家を中心として、先ほどお話のありましたように農地の利用集積と、そして経営規模の拡大、生産性の向上ということを図っていくことがぜひ必要でございますし、そのためには農用地利用増進法によります農地の貸し借りの一層の推進をする必要があると。現状農地の貸し借りがどれだけできたかということでございますが、農用地利用増進法ができてから三年間で、本市におきましては約六十四ヘクタールが流動化の対象になったわけでございます。五十七年度では、予算上は約十五ヘクタールをプラスしていることと、今日鋭意、農協あるいは農業委員会等とも連絡をしながら努力をいたしていらっしゃるところでございます。そこで、生産面におきましては、やはり流動化を促進して経営規模を拡大していくと。同時に生産組織というもの協業化を図っていくということが必要ではないかと思えます。生産基盤の整備、これは、耕地整理、あるいはそれに付随をいたします水路の整備等々でございますが、現状耕地の整備率というのは五八・一％でございます。したがって、もう少しこれを整備していく必要があると。

それから、水田利用再編対策との関連もあるわけでございますが、米の生産から他の生産に移っていかなくてはならないわけで、変わっていく場合に、施設園芸、あるいは畜産というような産業に向かっていくことは、資本集約型のあり方としていいわけでございますが、大体四日市におきましては、農家戸数の三八％ぐらいがこの資本集約型の農業を営んでおるといふような形でございます。水田利用再編対策に絡みましても転作でございますが、小麦の作付面積は五十五年度で百三十二ヘクタール、そのうち集団化でやっておりますのが七十六ヘクタール、二十一集落ということでございます。五十六年度は百八十八ヘクタールの作付にしまして、集団化が七十八ヘクタール、五十七年度は二百三十八ヘクタールの作付にしまして百二十四ヘクタールの集団化が図られておるわけでございまして、大体二十集落ぐらいがこの集団化を行っているところでございます。こういうふうには、確かに農用地の利用増進法を利用いたしまして、できるだけこの集団化といえますか、経営規模の拡大化を図っていくことが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。この面につきましては、冒頭にご報告を申し上げましたように、まだ八十数ヘクタールということでございますから、これから大いに進めていかなければならない事業ではなからるかというふうに思っておるところでございます。過日もこの面について農業委員会の皆さん方からご提言をいただき、同時に私の方からいろいろお願いをいたしたところでございます。

さらに、若い方々、先ほど専業農家はちょっと増えておるといふことを申し上げたんですが、全国的な傾向から言いますと、専業農家は若干ではありますが増えているのが今日の実態でございます。ただその専業農家の増え方は、全国的に見た場合には三ちゃん農業のいわゆる兼業農家の方々に、他の産業に行っておられた方が第一線を定年で終わられ、定年後の専業という届けが日本では出ておりますので、そういうふうが増えておるといふことが言われておるんですが、本市におきましては、たとえば県地区に「土を守る会」という専業農家の若い方々がお見えになりますし、過日市内の農業青少年との話し合いをさせていただきましたが、これは非常に熱心でござい

して、いろいろな事業に取り組んでおられます。そういった方々との話し合いの中から、できるだけ農家の方自身がこの制度を有利に生かしていただくという方向づけを今後していく必要があるのではなからうかと思っております。

野菜の生産というものもかなり行われておるわけでございまして、たとえば白菜にいたしまして三十ヘクタール、かぶらにいたしまして同じように三十ヘクタールというような団地化が形成をされているわけでございます。したがって、価格安定政策の導入、あるいは深耕事業、深く耕す、これを推進をするというようなことによりまして、生産性の向上を図っていかねばならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、やはり一番基本になりますのは、農用地の経営規模の拡大ということがその基本になれば、日本の農業は外国の農業に将来とも太刀打ちができなくなっていくのではないだろうか、かようなことを思っており、それなりに、農業委員会なり農協なり、あるいは農業青少年なりとの話し合いを進めさせていただいておる段階でございます。

ここで一番問題になりますのは、水田利用再編対策に絡みまして、荒れ地がかなり飛び飛びでできているということでございます。この荒れ地が飛び飛びでできておるといことが、そうでない水田地域に対します影響が非常に強く出てくるということもございまして、こういった土地の交換なり、あるいは貸し借りというものでどこかに集約をしていく必要があるんじゃないかというふうなことに、実は、つい一週間ぐらい前でございますが、農業委員会の方々とひざを突き合わせた話し合いをしたのでございます。今後そういった面の努力をなお一層積み重ねまして、農用地の利用増進法を適用して、農業経営が産業として成り立つような方向に向かって努力をしたいと思いますと思っております。皆さん方のご協力をぜひお願い申し上げたいと思っております。

なお、農業委員会からは五つの項目にわたりました建議書が出されております。一つは水田利用再編対策、第二番

目は茶業の振興、三番目が水資源の確保、四番目が荒廃農地の有効利用、五番目が土地基盤整備事業の推進というような項目での建議書が出されておりますので、こういった建議書を受けまして今後の農業の方向づけをいたしてまいりたい。その基礎になるのが農用地利用増進法であるというふうに理解をして農業の振興に努めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。ご理解の上なお一層のご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林博次君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） ご質問のうち街路樹対策についてお答えさせていただきますと思います。

街路樹について申し上げますと、昭和五十六年度末で二十五路線、二十七・二キロメートル、ただいまお話にありましたように、約五万五千本の樹木を管理しておりますが、これらの街路樹につきましては、都市計画事業、道路整備事業、開発工事等で整備されたものをそれぞれの所管により管理委託を受けているものでございまして、樹種の特性に合った肥培管理を行っております。

ご質問の植樹帯の管理についてでございますが、現在の管理体制では若干行き届かない点もございまして、今後は地域の方々のご協力も賜りながら要望にこたえるべく努力いたしてまいりたいと考えております。

なお、大葉の街路樹でございますが、これらは戦災復興事業により植えられて引き継いだもので、一部においてただいま指摘のように排水機能を阻害していることにつきましては、町の清掃にも関連がございまして、今後十分調査を行います。必要なところについては改善の方向で検討してまいりたいと、かように思っておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林博次君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 倉庫の行政責任体制についてご質問がありますが、倉庫行政の主体は運輸省でございます。その中身は、倉庫業の許可、倉庫業の適正な運営を確保するために、立入検査あるいは報告の徴収、それに基づいて不備、欠陥があれば、営業の停止あるいは許可の取り消しというようなまことに強いものでございます。今回の災害が発生いたしました生川倉庫につきましても、これが十分に機能しておったように考えております。

この倉庫に対する私ども市のかかり合いでございますが、消防本部が消防法に基づくとこの立ち入りでありますとか、措置命令でありますとかいうことができるようになっております。さらに、市の条例であります四日市市火災予防条例によりまして、それぞれの危険物、準危険物、あるいは特殊可燃物というようなものを貯蔵する場合には私どもの方へ届出を出す。また、危険物の場合は許可申請をして許可を受けるといような形になっておるものでございます。それについて、今後、指導、監督の見直しをする必要があるんじゃないかというご意見でございますが、現在、この火災につきまして原因の究明に当たっております。これがはっきりいたしますと、いろんな問題が出て来ようかと思えます。中には現在の体制のもとでは対応し切れない、そういった場合には相当な見直しをする、あるいは修正をする、あるいは法律の運用によって、条例の活用によって対応できるといったようなものもあるかと思えます。現在としては、私どもの持つておる機能を十分に発揮することによって対応していきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたような状態が出ました場合は、関係機関と十分に協議をいたしまして、さらにまた市の特殊性等も十分に検討をして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご了解をいただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 ご答弁ありがとうございます。

まず、情報公開制度でございますが、五十八年、臨調を見定めた上というようにご発言でございます。この制度が生きた制度になるように、ひとつ慎重にご検討いただき、実施、あるいは計画実施に移っていただければ幸いです。

次に農業問題でございますが、この問題につきましては、昨日の三重用水の問題とも絡めて、四日市市が基本的な政策として進めております内陸部の開発にかかわる問題として、内陸部の利用を進めるためには、そうした諸施策をいっとき早く、ピッチを上げていただいで進めていただくことが非常に重要な課題だというように思われますので、いま現状報告ございましたけれども、関係諸機関ともよく調整をとっていただきながら、スピードを速めていただきたいことを要望しておきたいと思えます。

植樹帯の問題でございますが、現在各地域で「公園愛護会」というのが全市的に四十組織あるようになってございますが、こういった組織の拡充、強化がまず第一ではないかというように思えます。なかなか業者に委託するということがなると費用もかかることでございますので、こういう愛護会なるものをもう少し拡充、強化をし、地域住民の方々のご協力を得てやっていくことが賢明ではなからうかと思えます。どうぞひとつこの充実に力を入れていただきたいと思うわけでございます。

倉庫の責任体制でございますが、非常に結構なご答弁をいただきました。現実に起きてしまったわけでございますが、かかる事故が再度繰り返すことのないように、ひとつ十分に調査、研究していただき、再度の見直しをもって進

めていただければ幸いです。

以上で私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（小林博次君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 通告に従いまして、質問させていただきます。

第一点、文化会館と潤いのある町づくりについてでございますが、文化会館がりっぱに竣工できましたことは、二十六万都市四日市の一つの誇りでもあります。それが財政の苦しくなった中で遂行されただけに、また意味深いものを感じる次第であります。また、この開館記念行事に市民各層の人たちが喜んで参加されました様子を見まして、私は、つくってよかったとしみじみ思ったのであります。博物館とか美術館といった文化的建物のない四日市にとって、この展示会館が今後いろいろの役目を果たすのであろうという期待も大きいのであります。この開館に当たって各団体がいろいろと協賛してくれました。中でも「明るく豊かな未来を目指して」というテーマで「タモリ、ラジカセ・ヒステリーツァー」82、「ドングリ音楽会」「住みよい街づくり」というテーマの政治講演、「未来の四日市を考える、子供の集い」など、未来を担う人たちのための催しが行われましたことは、JCならではという深い感銘を抱いたのであります。私は、このドングリ音楽会が十二日、CBCから放送されましたので聞かせていただきました。四日市の子供さんも出場していましたが、残念ながら入賞できませんでした。しかし、これを機会に、四日市の子供さんもまたこれから努力していただくことと期待しているのであります。

この会館建設の際、皆様もご存じのようにどんちょうの説明がありました。私たちの会派の伊藤議員が「四日市市が子供を大切にするのなら、一枚ぐらいいは子供たちのためのどんちょうを用意すべきだ」と指摘されました。子供に迎合してみても選挙の票にはなりません。子供というものは未来に生きる人間です。ですからJCでも一番先に子供たちのことを考えるのであります。お互いの家の中でも、一番大切なのは子供であり、孫であります。それがどうして行政となると子供が優先されないのでしょうか。どうして子供の心、気持ちに入って施策がなされないのでしょうか。私はいつもそれを不思議に思います。議会でも、プラネタリウムのある子供科学館をという言葉がいつも飛び出してまいります。近くの瀬戸市では、市制五十周年を記念して、三十億円かけて文化センターを建設中で、十月完成するというのであります。このホールには二枚のどんちょうが用意されていますが、この一枚は、市内の小学生一万四千二百三十九人から集めた児童画を基礎に、小中学校の先生たちが夏休みを返上してデザインしているということも報道されております。ホールのどんちょうに児童の描いた作品を、公共施設に使用したのは、全国で初めてだということでもあります。市民参加を旗印に、次代を担う子供たちを主役にとってきたところに市の理事者の心をうかがうことができるのであります。四日市市は四日市市の行き方があるのかもわかりませんが、しかし、行政において常に未来を考え、未来に生きる人間のことを優先的に考えることは何よりも大切であろうと思っております。

いま、四日市市の多くの施設をながめてみた場合、子供たちのために何がありませんか。桜のアスレチック、これは雇用促進財団の協力でもっとりっぱになります。四日市にはサーキット、青少年の森、長島には温泉、それぞれ子供たちのレジャー地を持ってあります。四日市は二十六万都市です。子供たちのことを考え、親子のレジャーを考え、そこに一つ施設を考えるべきではないでしょうか。海岸のなくなった四日市に海岸を取り戻すことを考えたことがありませんか。プールでは海の代用にはなりません。中村議員の近鉄への指導はどうかという質問もございました。理事者だけでなく、みんなで考え直してみる必要があろうと思われれます。近鉄資本の導入を考えたことがあ

ったでしょうか。企業誘致も大切です。でも、市民生活に潤いを持たせるということはより大切ではなからうかと思
いますので、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、市民ホール解体に関連して、本年度四千五百万円の予算が計上されております。改造はできないでし
か。

私たち会派は、七月二十一日、唐津市を視察してまいりましたが、文化財のくんちが十四曳山ほど会館に陳列、保
存されておりました。市民、また唐津を訪れる全国の人々に公開して、文化財を大切に、年間入場者四十万人以
上となっております。四日市にはりっぱな文化財、大入道、鯨船、大名行列、菅公、獅子舞、大念仏等があります。
この貴重な各町、文化の結晶である曳山は守り継がれて毎年引き続けられ、潤いととも風雅の中に力強さを感じさ
せております。市民ホールを改造して一般に展示できるように考えはないでしょうか。できなければ、四日市工業高
校跡地にも建設して、潤いのある町づくりを考えていただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

次に、近鉄駅前について、工業高校跡地の利用計画が示されてから、市民各層ではいろいろの立場から検討さ
れているようであります。商工会議所でも委員会を設けて検討しているようですが、最近、商業施設はつくるとい
うことで意見が一致したと伝えられております。中村議員の質問に対して答弁があり、内容は省略しますが、駅前広場
としての考え方のほか、商業ビルとしての施設をつくっても共倒れになるのではなからうかと思っております。このこ
とに関連して、一、二理事者の考えをただしておきたいと思っております。

一つは、近鉄四日市駅前は四日市の顔と言われています。しかし、二十六万都市の四日市の顔としては少し貧弱な
ので、いまま少しりっぱな顔にしたいとだれもが考えているのであります。私の会派でもここで後藤議員が、この顔を
もっとよくしたいと思っっている指摘しました。しかし、現状としては土地が狭いのでどんなよい計画を盛っても

むずかしいので、空論になってしまいやすいのであります。ところが、この問題の土地がとにかく何らかの形で変更
されるといふ機会が来たのであります。四点ほど挙げてみますが、このまま近鉄側の計画どおり商業ビルが建設され
てよいのだろうか。二つ目に、先ほど申し上げましたように、この顔を少しでもよくするにはどうしたらよいのだろ
うかということも考えられます。もっと具体的に言えば、この跡地を四日市市に譲っていただく手だて、すなわち市
で買取する手だてはないものだろうか。四つ目に、手だてがなければ工業高校跡地との交換ということも考えられな
いか。

いずれにいたしましても、四日市市の百年の大計から見ても、駅前の再開発計画は再検討してみる必要があるのでは
なからうかと。さらに、駅前だけでなく駅前周辺に拡大して考えるべきであろうと思われれます。ご所見をお伺いしま
す。

次に、米飯給食について。

すでに皆さんがご承知のように、米がたくさんとれますので、これを中心にいろいろの問題が起こっております。
減反政策、余剰米の買い上げ、米価の問題、何一つとして汗を流して働く農家の苦勞を考へてはくれません。まことに
残念なことではありますが、いたし方ありません。農政の貧困さ、残念ながら私たちはこう叫ばずにはおられません。
やがて迫ってくる地球上の食糧不足、飢饉の時代が訪れたら、しまったと思ってももう取り返しはつきません。こう
した農政への批判の渦巻く中で、昭和五十一年四月から、小中学校の米飯給食が始まりました。そして七年目の今
日、やっと見通しが明るくなったことはまことにうれしいことでもあります。終戦以来、文部省は、日本の食事改善の
名のもとにパン給食を進めてまいりました。国民の米離れを食い止め、子供の食事内容を豊かにするという言葉の
もとに、米飯給食が昭和五十一年四月、前面に押し出されてきたのであります。パン業者との関係、米飯給食の設備、

調理従事者をめぐる労使の問題等、幾つかの問題を抱えながら、目標であった週二回の米飯給食も現在九四・五%の実施となり、今年度末には一〇〇%を達成するというところであります。この実績と効果を見た文部省は、六十年代初めには週三回実施を目標にさらに米飯給食を進めると計画を立てているというところであります。

そこで問題は、米飯給食に適応した調理設備が完備しているかということであり、聞くところによりますと、米飯給食では魚ばかりでなく、いろいろの焼き物がどうしても調理してほしいのだけれども、四日市の給食では魚を焼く機器がないので困るということを聞いております。何百万円もする器械ではありません。一台五十万円として三十九校、約二千万円です。どうして必要なものが購入できないのか、お尋ねします。

次に、三重用水について、さきに質問がありましたので、なるべく重複を避けて質問します。

三重用水事業は、昭和二十六年調査開始以来、二十年後発足した事業であり、オイルショックにより計画変更され、疑問が山積しております。堀議員の質問に「三重用水が開発か農用水か」といろいろと相反するような意味の事業体の弱さも受けました。事業を取り巻く環境もさることながら、行政はどのように取り組んでいくのか。農家は感わされるような歩みとしか受けとめられません。

昭和四十六年、国営から水資源開発公団に承継され、水量割り、農業用年三千万トン、水道用二千二百万トン、工業用四百四十万トンとなっております。昭和五十三年計画変更のとき、農業サイドの負担金及び維持管理費は、それぞれ千平米当たり千三百四十円と千八百円と説明され、工事完了後二年据え置き、十五年年賦として事業費三百九十四億円でした。現在の工事進捗率、昨日も説明ありましたが、七五%にて事業費は七百八億円、昭和六十五年三月完了予定と聞いております。農家負担の軽減等の問題もありますが、農民には大切な水のことですので、水利は確保するよう努力はしております。しかし、幹線の水利権もまだ確保できていない現況を考えると、公団方式なら公団方

式らしく行政としての対策をどうするのか、今後の全体事業に対する取り組み方について、お伺いします。

宮川調整池も湛水し、昭和五十七年度中に宮川ダムまでの幹線並びに県営支線の配管も完了し、県地区についても朝明、竹谷両水系とも来年度暫定通水を受けるまでになっております。いままでの投資された朝明水系、支線配管も、県営では十四億円余、末端支線についても団体へ二億円余と工事は完了しております。近年、公共事業が多様化して、国、県、受益者負担の仕組みが適切かどうかいろいろ議論されておりますが、だれが負担金を払うのかとか、広域になれば今後だんだんと問題はむずかしくなります。広域の中で、管理区分、方式、管理費等調整するためにも、年に一度ぐらいの会議ではどうして運営はできないと思えます。的確な体制を講じて公団、県、市ともに事業推進に取り組んでいただきたいと思います。理事者のお考えをお伺いします。

第一回の質問を終わります。

○副議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十二分休憩

○副議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず、うるおいのある町づくりということに関連をいたしまして、四日市市の欠点とも言うべき、子供のための町

午後三時十二分再開

づくりということについて、大変欠けるではないかという指摘がありました。確かにそういった面で、よその町と比べてどうなんだろかなということ、十分反省をして今後に対処をしなければならぬというふうに考えておるところでございます。普通の公園というものについては、私は必ずしも、日本の都市の平均的な状況ぐらいは達成できているんじゃないかというふうに思うんですが、全国的にながめた場合に、そういった面で昔からの遺産がないというような意味合いにおいて、どうも劣るような気がしてならないわけでございます。青少年のための文化広場というようなものが本市にセットできればなあということはいつも思うわけでございまして、ある意味で、桜のレジャーセンターという名前になっておりますが、ここを活用して、あるいは山村のダムを活用して、青少年の方々にもっと利用をしていただけるような状況につくり上げていくということは必要ではないかと思ひ、これからの一つの課題にいたしてまいりたいと思ひますが、教育的な意味も含めて考える場合には、やはり子供が興味を持つ科学館でありますとか、あるいは博物館でありますとか、そういったものとの併設というようなことができれば一番いいというふうに思うんですが、交通の便等を考えながら今後の大きな課題にしまいいりたいというふうに思っております次第でございます。

なお、唐津のくんちの曳山の保存方法等をご視察をいただきながら、四日市の文化財に対する姿勢についてご批判があったわけでございます。唐津のくんちについては、有名な祭りでございますので、ふだんでも相当な見物人が来るといふ意味でこうした保護がなされ、それが一つの市の自慢といえますか、誇りといえますか、そういうことにもなっておるといふようなことを思いますとき、四日市において、最近、四日市祭りというのが大入道、鯨船等が出ることによって全国的にかなり知られてまいりました。その保管の状況がこのままでいいかということになりますと、いまの段階では地元管理にお任せをしておると、若干の助成をしてお任せをしているということでございます。

日も、祭りが終わりました後での反省会で、これの保管等についていろいろと管理主体であります団体ともお話し合いをさせていただいたというような経緯もございますので、今後の一つの大きな課題ではなからうかというふうに思っております。

ただ、市民ホールをこの陳列館に改造をするということについては技術的な問題がございまして、中の壁ぐらひは抜けるにしても、はりや柱は抜くことができないというようなことのようでございますし、いじるとなりますと、やはり二億数千万円の工費がかかると。しかもこれには補助ももらえないというようなこともございますので、私どもは、六十周年の記念事業でできましたホールでございますから、解体をするということについては若干後ろ髪を引かれるような思いがいたすのでございますけれども、構造上の問題がありますので、解体ということすでに議会にお願いをし、ご承認をいただいておりますと、踏まえまして、解体後の、あとどういふものをここにつくって、この辺の何と申しますか、にぎわいといえますかそういうものが落ちないように努めなければならぬということ、いろいろ計画を策定中でございまして、五カ年計画の中に、次の五カ年計画の中に盛り込めればいいがなということ、心配をし、立案を当局に指示をしている段階でございますので、さようご承知おきを賜りたいというふうに思う次第でございます。

次に、第二番目の近鉄四日市駅前計画でございますが、これは昨日もお答えを申し上げたところでございますが、実は、近鉄の所有地でございまして、これを市が譲り受けるということになりますと、あの敷地の用地費だけでも莫大なものになりますし、いまの市の財政状況では、とうていこれを市が取得をするということは相当及ばないところではないだろうかというふうに思っております。

ただ、近鉄がこれを改造をいたしまして、新しい商業ビルを建設をしたいという意向を持っておりますわけござい

す。また、地域は全体商業地域でございますので、あの地域の皆さん方のご要請もあって近鉄も踏み切ったことだというふうに思うんですが、どのような改造を行うにいたしましたし、ただビルができるというだけではない、やはりショッピングモールといえますか、買い物広場といえますか、そういうような形で市民の方々が駅の東西を通じて楽しい都市生活を過ごすことができるようなものにしていかなければならないというふうに考えておりました、そのようなことについては、一応私どもは近鉄に対して指導をしてまいる予定であります、基本的には商業ビルということでございますので、当然商調協にはかられるというふうな手続が必要でございます。

また、駅の東西の問題もあろうかということ、広場計画というのが駅の東西に関して固まっているわけでございます、この広場計画をつくりますに当たりましては、すでに建設省の指示を得ておりますので、これを大きく変えていくということになりますと、またもう一つ事業の施行が妨げられるというようなこともあり、一応広場計画は現状の計画で、ただその中に、人、車の動線、あるいは自転車等を含めた駐車場の体制というものをもっと便利なものにしていく必要があるのではなからうかと、いまの段階では考えているところでございますし、同時に、たまたまビルで真四角な鉄筋コンクリートというものができ上がるということではなくて、そこには緑もあり、十分な空間もあるというふうな形での活用ということが望まれるわけでございますから、私どもは、そういう方向で商調協の審議のぐあいも見定めながら、近鉄に対応していこうというふうに考えておる次第でございます。

なお、工業高校跡地との交換というご提案もあつたように思いますが、これは、実は交換をするにいたしましても、結局はその用地を開発公社が取得するか、市が取得するかしなければ、県の所有地でございますので、この辺の問題点もあろうかということになるかと思うのでございます。いずれにいたしましても、非常に事業費のかかる問題でございますから、慎重に対応をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます、今後、

商調協の動きなり、あるいは商業界の考え方なり、あるいは工業高校跡地の活用についての皆さん方のご意見なりというものをちょうだいをしながら、この近鉄の計画については慎重に対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

その他の点については、それぞれ担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（小林博次君） 教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） 第三点の米飯給食について、お答えをさせていただきます。

子供たちの学校生活を豊かで魅力あるものにしていくためには、学校給食の果たす役割は大変大きいものがあるというふうに認識をいたしておるところでございます。

現在、一週間の献立は、ご質問にございましたように、米飯が二回、パン食が三回ということで、この献立の内容につきましては、いろいろ検討をいたしながら、バラエティーに富んだものになるように努力をいたしておるところでございます。米飯と副食との調和ということで考えてみました場合には、魚肉類の調理方法を充実していくというのもその一つの方法であらうかというふうに考えております。現在は、魚の調理の関係につきましては、魚臭を取り除いて口当たりのいいものにするという、処理方法といたしましては、回転がまによります揚げ物が主になっております。これに頼り過ぎますと脂肪分のとり過ぎというふうな心配もございまして、この脂肪分を全体の総カロリーの三〇％以下に抑えようというふうにする場合には、魚類を焼く方法ということが考えられるわけでございます。こういったためには、やはりこの焼き物と申しますか、そういうものの導入の方法があるわけでございますけれども、この調理方法で実施をいたします場合に、若干低学年児童の給食指導でありますとか、その他若干関連の面で少し検

討を要するところもあろうかというふうにも思いますので、学校給食の全体から、その効果その他を十分判断いたしながらよく検討をさせていただきたいと、かよう考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○副議長（小林博次君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 三重用水につきまして、ご答弁申し上げます。

先ほどの質問を要約いたしますと四点になるかと思えます。一つは農家負担の問題、二つ目には水利権の問題、それから三つ目には県地区への暫定通水の問題、さらに四つ目は、それに関連をいたしました体制の問題、こういうふうになるかと思えます。

まず、農家負担でございますけれども、先ほどご質問の中にもございましたように、現時点では七百八億という事業費でございますが、一応の試算をしてみますと、十アール当たり年間二千五百円、先ほど千八百円というお話がございましたが、二千五百円程度になるかというふうに考えておるわけでございますが、この事業がさらに物価のライドであるとか、あるいは事業が完了する時点になりますとかかなりまた増高するんではないかというふうに考えておりますが、こういった問題につきましては、関係の三市八町あるいは三重用水土地改良区ともども県あるいは国への働きかけを強力にしている、地元負担の軽減に努めたいと、こういうふうにご考えております。

それから、水利権でございますが、ご承知の、北は牧田川から南は鈴鹿の御幣川まで、十四の河川からいわゆる溪流取水をやっておるわけでございます。したがって、河川下流水利権者とのそれぞれの同意が必要でございます。聞くところによりますと、受益権者は二百五十あるようでございます。それで、現在水利権が、話し合いがついておりますのが百四十二の水利権と同意が得られておるということでございます。ご指摘のように、事業が完了いたしま

しても、こういった水が取水できないということになりますと大変なことでございますので、当然これは、関係市町村等の協力、バックアップもしていただきながら、この溪流取水のいわゆる水利権の同意をさらに進めていただくよう県あるいは公団を通じて要請をしてみたいと思えます。溪流取水の同意をまだとっておらない町としては、北勢町、大安町、孤野町でございます。

それから、三番目の暫定通水の問題でございますが、これは、県地区土地改良区の事業がほぼ完了したということで、五十八年度にこの三重用水から暫定通水を行おうというものでございまして、朝明、竹谷水系から水を引いていくということ、五十八年度、暫定通水をする計画でございます。したがって、当然のことながら水が参りますので、その管理区分をどうするか、あるいは委託の規程、配水計画、管理費、あるいは管理方法、それぞれ非常に重要な問題を整理しなければなりません。したがって、こういったものにつきましての話しを本年度に進めるわけでございますし、さらには四番目の推進体制でございますけれども、こういった通水の現実に置かれるということ、これは四日市だけの体制では無理でございますので、県あるいは水資源公団とのそういった重要な調整が控えておるわけでございますし、さらに五十八年度は、四日市での仕事もピークになるわけでございますので、そういう点を踏まえまして、市の内部体制、さらには県あるいは公団に向かってのそういう体制、そういったものを強力にやっておく必要があるかと思っております。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 答弁いただきましたが、二、三再質問に入らせていただきます。

いま、うるおいのある町についていろいろ答弁がございましたが、その中で私が申しました文化財について、いろ

いる歴史的なこの文化財を夏だけの公開でなくて一般公開してほしいと、皆さんの、保存団体の協力を得てということをお願いしたわけでございますが、いろいろ事情もございましょう。しかし、この九月上旬号の高旭町の小川さんからの問に対して、今月の上旬号で、歴史民族資料館を検討中であると、その意味のことを言われたと思いますが、何を申しまして、市の取り組み方についての積極性があれば、やる気があれば、国も市の財布があれば助成体制もあると思います。何かの意味におきましても、この機会をとらえて一般の公開の機会をつくっていただきたいと思えます。それについて、いろいろ今後研究されていると思いますが、そのことはこの場では省略させていただきます。その次に、駅前広場についてですが、いままでいろいろと問題にされております。また、工業高校の跡地は県有地だからということもございましょう。しかし、この場で再三通路の問題、あるいは広場、またごみ処理の問題が行政側で取り残されている問題等もたくさん指摘されておりますので、特別委員会の再開発の答申等も踏まえて、この際何とか日の目を見るように、また、あの広場は建設省の指導によって、車と人を分けるという大きな方針もございますので、積極的に駅前の方の地区の要望等も四つほど挙がっておるそうでございますので、四つの考え方としては、東と西、近鉄高架、四日市工業高校跡地の共同の目的を盛って要望されておるということをお聞きしておりますので、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

また、次の給食の問題ですが、これもいま検討しますと言われたんですが、早く、週に三回の給食になるまでに取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

また、次の三重用水事業でございますが、当然十アール当たり二千五百円の積算になるというように概算出されたと思えます。しかし、この発足当時百二億円の、発足当時でございます、その当時にはそれだけの農家の負担もなかったはずでございます。ところが五十三年度の計画変更のときに、七〇%の負担を農家に強いてきたわけでござい

ます。その当時すでに工資金の千三百八十五円ですか、水のトン三円、六百トンとしての千八百円ぐらいだということ、とにかく農家の権利だけは取っておいてくれ、農家に決してそれだけの負担はかけないという確約を取っておりますので、今後いろいろと問題はありますが、暫定通水を通じて愛知用水の関連なり、あるいは宮川用水でも、私も県地区土地改良区において末端管を引くときにも、それ相当は県で負担しますということで、口約束ではございますが、県、市で責任を持ちますと、水利権だけは取ってくださいということで三重用水前提の土地改良を始めております。それまでの昭和二十六年の畑地灌漑事業の発足時にも、とにかく三重用水一本で農家の近代化、あるいは農業の推進ということで始めておりますので、いまの状態では内部体制を充実するか、あるいは三重用水に、土地改良に頼っておるといふことでなく、行政らしく、市長に一度県へ出向してでも、菰野あるいは鈴鹿市ともども出向してでも真剣に取り組んでいただくよう、市長のご決意のほどをお伺いして質問を終わりたいと思えます。

○副議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） かねてから土地改良区の理事長としてはそれなりの努力をしておるつもりでございますが、やはり県に対する申し出ということになりますと、関係市町としての申し入れがかなり強いものになるだろうというふうな想像をいたしておりますので、私も一生懸命努力をいたしたい、皆さん方のご協力をお願いをいたしまして、ご答弁にかえさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林博次君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 文化会館について、歯が浮き、わきがこそばゆくなるような満足された発言、質問が多くありますが、少々立場が違いますので、特に今日は四日市文化財団の理事長がご出席であるこの機会に、市民の皆さんの感想を含めて関連質問をさせていただきたいと思えます。

よく聞かれる問題点として、駐車場の少なさによる周辺住民への迷惑。ホワイエにおける灰ざら不足。レストラン業者の選定について、一社にすることで募集しながら共同体になった指導性のなさによるしこり。信号新設による渋滞。植えたばかりの木が枯れたとか、発表会の本番に備えるための練習に安く借りることができないとか、催し物をしてないときに、せっかくできたんだからといって見学に行ってもあけてくれないとか、いろいろな声が聞かれます。特に中村議員も出されておりましたが、寄付についてはことしの台風のように非常に黒いつめ跡を残したような感じがいたします。だからこそ開館の日には恨みの大雨が降りました。そんな気がしてなりません。

市長がこの施策は絶対やるのだと意欲がありさえすれば、文化会館のようにせっぱ詰まれば、専従者を置いて三億六千三百万円ですか、集まりました。それが福祉基金はどうでしょう。やっと五年で一億であります。たくさん議員が野球場、武道館、プラネタリウム、水族館、博物館、いろいろ要求しますが、市長が気がないのかせっぱ詰まらないのか、なかなか進展しないような気がいたします。市長は中村議員の質問に対して、寄付を無理強ひしなかったとお答えされておられますが、市長は四日市の権力者だろうと私は思っておりますし、また、市長が頼みされた地域の自治会長は、地域における権力者だろうと思えます。そういった意味で、無理強ひはしなかったけれども責任を負わされたか、また非常に大きな強制感を感じていたんじゃないかなと思うんです。こうした中で、私たちがしばしば地域にお邪魔いたしますと、市長の寿命を縮めた寄付金行動と厳しい言葉も発せられておられます。今後、この文化会館が建設というハードな文化から市内で生まれ育ちつつあるソフトな文化の育成をしていくことも大きな課題

でありましょうし、四日市出身の文化人を何とか四日市で展示するようにまた育ててあげられるようにということも私は以前発言したことがあります。他市では四日市のゆかりの文化人会などをつくって、こういう仮称でございますが、やっていくとか、講座の開設をして文化会館が自由に使えるというような、それこそ市民の財産感を持たし得るような活動、それから、文化会館を基地として、そこから市内全般にどう波及させていくかといった問題、多く残っているだろうと思えますが、市長が苦しんでいるなら助けてあげようという四日市市民の心遣いはりっぱなものでありました。銘板に経費をかけるなら、また私たちがいただきましたが、個人に記念品を出すのなら、三億六千万を市費で使ったつもりで市民に還元すべきだろうと思えます。たとえば水沢などに行きますと、鈴鹿市と四日市市とはどうしてこんなに農地内における舗道に差があるか、また、道路が悪いのかとも言われます。そうした心遣いを、これだけ市民が市長を助けたんですから、何とかしてあげる気持ちはないかということも考えられるわけがあります。

また、高木議員のもう一つの質問であります。三重用水について、理事長である市長が、議員の中でも賛成派と反対派がいるということでもあります。意見があるから非常にまじめにきいておっしゃっておられますが、議員の意見でさえまとめることのできない理事長がどこまでこの三重用水に責任を負えるのかを、再度お尋ねしたいと思います。

○副議長（小林博次君） 教育委員長。

〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） ただいまのご質問のうち文化会館関係のことについて、私からご答弁いたします。おっしゃいますとおり、私は文化財団ができて、その理事長を務めております。ただいまご指摘いただきました

たいろいろの面におきまして、まだ必ずしも完全にでき上がっているとも思っておりません。これから財団でいろいろの不備な点、それから将来にわたって検討しなければならぬ点、そういうものにつきまして検討をしていきたいと、その充足をしていきたいと、そういうふうにご考えております。

一、二申し上げますと、駐車場でございますが、なるほどご非難も出ましたように、大きな催しの場合に、あの駐車場に入り切れなくて周辺の道路に駐車するというような事態も起こりました。それからもう一つ、灰ざらが不足しているじゃないかと、そういう事実もございます。それからもう一つ、食堂問題でございますが、これにつきましてはあるいは皆さん方お聞きいただいているかと思えますけれども、市内の業者の中で実力もあり、信頼もできるという業者を一家というところで最初かかりましたが、なかなかそのようなしほり切れませんでした、卒直に申し上げます。したがって、その中の三業者が寄りまして一つの会社をつくって、そこでぜひともやらせてほしいと、全責任持ちますということでございましたので、それにやらせるということにいたしましたわけでございます。それから、いろいろ何がございましたが、植え込みが枯れたというのは私まだちょっとはっきり承知しておりません。いずれ調べまして、また対処したいと思っております。

それから、練習場が安く借りられないかということでございますが、私が承知している限りでは、四日市の文化会館はあらゆるホールなり何なりにつきましての使用料というものは、他と比べまして安いはずでございます。それとはっきり申し上げておきます。

それから、いろんな催しがないときに自由に見学したいんだがそれがとめられているという何でございませうが、館の従業員、あるいは警備員、と申しまして非常に限られた人数でやっております。なかなか休みを取ることさえむずかしいというような事情もございませう。したがって、自由に参観していただくことはなかなか容易なことではございません。

とではございません。開館しました二日目と三日目でしたか、特に開放しまして、自由にのぞいてほしいと、ご案内いたしますというところでごらんいただいたというふうにご思っております。

それから、地域の文化振興、あるいは育成のためにもっと力を入れるべきだというご意見、ごもっともでございます。財団におきまして、理事会でこの問題が大きく取り上げられまして、財団は、本来できますときには、あの文化会館の管理、運営を行政主導ではなくって、むしろ市民の自主的な努力によって管理、運営するようにということできてまいったわけでございますけれども、もう一つの大きな目的は、地域に文化の芽を育てていくこと、その皆さん方の、市民の中から育ててきます文化を大切にいたしまして、それを育て上げていくことがもう一つの大きな目的になっております。そのようにわれわれも努力いたしたいというふうにご考えておりますので、まあ何にしましても、まだ開設いたしましてから一月余り、いろいろな不備な点、ご不満の点もございませうが、われわれの考えておりますことをご理解いただきまして、むしろご協力、ご支援をお願いいたしたいと、そういうふうにご考えております。

○副議長（小林博次君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明後日お願いすることにいたします。

明後日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和五十七年九月十六日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十七年九月十六日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第九九号ないし議案第一一四号……………

第三 議案第一一五号 工事請負契約の締結について……………

第四 議案第一一六号 工事請負契約の締結について……………

質
疑
會
付
託
委
員
會
付
託
說
明
委
員
會
付
託
”

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十名)

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 川 | 大 | 大 | 小 | 伊 | 伊 | 小 | 青 |
| 口 | 谷 | 島 | 川 | 藤 | 藤 | 井 | 山 |
| 洋 | 喜 | 武 | 四 | 雅 | 信 | 道 | 峯 |
| 二 | 正 | 雄 | 郎 | 敏 | 一 | 夫 | 男 |

○出席議事説明者

○欠席議員(三名)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 渡 | 金 | 字 | 山 | 山 | 山 | 山 | 山 | 森 | 森 | 水 | 松 | 前 | 堀 | 堀 | 古 |
| 辺 | 森 | 田 | 本 | 中 | 路 | 口 | 口 | | | 野 | 島 | 川 | 内 | | 市 |
| 一 | 良 | | 忠 | 信 | 安 | 真 | 幹 | 良 | 辰 | 弘 | 新 | 元 | | | |
| 彦 | 正 | 市 | 勝 | 一 | 剛 | 生 | 孝 | 吉 | 朗 | 郎 | 一 | 男 | 士 | 衛 | 一 |
| | | | | | | | 寿 | | | | | 兵 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平 | 橋 | 野 | 生 | 永 | 中 | 谷 | 田 | 高 | 高 | 佐 | 坂 | 後 | 後 | 小 | 粉 | 訓 | 喜 | 川 |
| 野 | 本 | 呂 | 川 | 田 | 村 | 口 | 中 | 木 | 井 | 野 | 口 | 藤 | 藤 | 林 | 川 | 霸 | 野 | 村 |
| 行 | 増 | 平 | 平 | 正 | 信 | | 基 | | 三 | 光 | 正 | 長 | 寛 | 博 | | 也 | | 幸 |
| 信 | 藏 | 和 | 藏 | 已 | 夫 | 保 | 介 | 勲 | 夫 | 信 | 次 | 六 | 次 | 次 | 茂 | 男 | 等 | 善 |

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願いたします。

午前十時二分開議

○出席事務局職員

| | | | | |
|-----|-----|---------|---------|---------|
| 主 事 | 主 事 | 議 事 係 長 | 議 事 課 長 | 議 事 局 長 |
| 鈴 木 | 玉 田 | 山 口 | 板 崎 | 川 合 |
| | 耕 士 | 克 彦 | 大 之 丞 | 一 郎 |
| 隆 | | | | |

| | |
|---------|-------------|
| 代表 監査委員 | 次 教育委員 長 |
| 吉 田 耕 吉 | 伊 服 藤 昌 爾 弘 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 次 水道事業管理者 長 | 病院事務 長 | 次 防 長 | 消 防 長 | 下 水道部 長 | 建 設 部 長 | 都 市 計 画 部 長 | 環 境 部 長 | 産 業 部 長 | 福 祉 部 長 | 市 民 部 長 | 財 政 部 長 | 総 務 部 長 | 市 長 公 室 長 | 収 入 役 | 助 役 | 助 役 | 市 役 長 |
| 奥 村 仁 人 | 田 中 利 夫 | 河 村 昭 郎 | 渡 辺 靖 三 | 石 井 武 助 | 奥 山 忠 泰 | 内 田 照 一 | 樋 口 利 雄 | 宮 田 義 弘 | 岩 山 道 彦 | 毛 利 南 輝 | 阿 南 田 裕 | 藪 田 一 三 | 片 岡 清 三 | 平 井 哲 三 | 坂 倉 喜 司 | 三 輪 寛 代 | 加 藤 喜 司 |

○議長(青山峯男君) 日程第一、これより一般質問を一昨日に引き続き行います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 いまからお尋ねする問題の大部分は、四日市港管理組合の権限に属することです。したがって、ここでそれを論議するのはどうかとも考えましたが、しかし、その内容が富田一色地区、天ヶ須賀地区、それからその地域の人たちにとってきわめて影響の大きい問題でございますので、あえて問いただしていきたいと思っております。この問題は、したがって三輪四日市港副管理者がこの問題をどうとらえ、どう判断し、それを政策として生かしてくれるかというところにかかっておりますので、三輪副管のその行政能力を信頼しつつご質問を申し上げるわけでございますので、三輪副管も十分心にしながらお答えをいただきたいと思えますし、処理もお願いしたいと思っております。

六月議会で私は、海を失った富田一色の人たちのことに触れながら、遠洋漁業基地の生きていく道につきましてお尋ねをいたしましたのでございます。しかし、具体的な問題を提示しなかったため、結果として夢物語のような形になってしまいましたので、今回はその反省から少々具体的な問題について基地再生の道を模索していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

はなはだ勝手なことを申し添えて恐縮でございますけれども、市長はこの質問、この答弁を聞かれまして、一番最後にこれをどう考えるか、あるいはどれをどう判断していくかといった問題について一言お答えをいただければありがたいと思っております。

この遠洋漁業基地は、皆さんもご承知のように昭和三十一年二月県が遠洋漁業基地審議会の答申を受けまして、四日市をマグロ、尾鷲をカツオの基地に指定いたしましたのでございます。そして、県は三十二年の四月に富田一色港の入り口に十七万一千七十七平米の土地を造成いたしました。市はこれに従って三十四年三月漁舎並びに事務所を整備してこの受け入れ体制をつくったのでございます。この基地指定に当たりまして、亡くなられました小林代議士先生のお力添えが大きかったということも話として承っておりますのでございます。富田一色は、この基地をめぐる幾多の問題や曲折がございました。遠洋航海に出る船主との貸借関係、あるいはそれにまつわる金銭関係、そして毀誉褒貶の渦巻きが立ったのでございますが、その渦巻きの中でもみんなが苦しみもがき抜いて、この基地の伸びていく道を探し求めたのでございます。しかしながら、残念ながら結果として失敗を認めざるを得ないのでございます。いまここに取り残されました広い漁舎では、公設卸売市場へ買い出しに行けない魚屋、いわゆる零細業者が約百名ほど仲卸業者の好意で毎朝市を開いております。まるっきり売り上げましても二十万円にも満たない商いの上に、なまものでございますから残った商売物になりませんので、日々欠損をしているということでございます。ですから、この市がいつ打ち切られるかわからないので、この零細業者は市として何らかの手だてをしてほしい、考えてほしいということをお私たちに訴えてきておるのでございます。

富田一色には昔から、ご存じのように富一水産というりっぱな問屋がございました。全国的に信用の厚い問屋さんでございますので、こんな小さい富田一色でも四日市の問屋さんよりもはるかに大きい売り上げをしていたというところでございます。日本の各地からいろいろな魚が送られてまいりますし、近くの漁師、磯津、白子あるいは赤須賀、あるいは向こう岸の知多半島あたりからも魚を持ち込んでまいったのでございます。魚にあふれていたのでございます。したがって、水産加工業が非常に盛んでございました。富田一色、天ヶ須賀の海岸の砂浜には加工された魚が浜いっぱい広げられておりましたのでございますが、いまはその姿は全然見ることができませんので、私たちは昔をしのいで非常にさびしい思いをしておりますのでございます。ところが、この富一水産という、これは名前がかわっておりますけれども、その問屋さんが公設市場へ移転いたしましたので、自動車を持たない、先ほど申しました零細業

者だけ取り残されているのでございます。いわば公設卸売市場開設のための一つの犠牲が出たのでございます。これまではこの人たちは市場で買った魚を自転車の後ろに載せたり、あるいは乳母車に載せたりして近隣近郷へ売り歩いたのでございます。富田のイワシ売りという言葉がございますが、「イワシよ、イワシよ」と言って田舎へ売り歩いたわけでございます。遠いところは菟野、員弁、神戸あたりまで自転車や乳母車で売り歩いたのでございます。この人たちが「私たちの営業ができなくなったのは市場ができたからだ、残された私たちだって生きていく権利はある、自活の道を開いてほしい」と、こう言うのでございます。私は、これも時代の流れだからいたし方ないでしょうと、こう言いましたら、それじゃ私たちに死ぬということかなという反論を受けたのでございます。市でバスでも用意して卸売市場へ買い出しのできることを考えてやることができれば数多くの魚を仕入れることもできますし、また同時に、それだけ市場も繁盛するのでなからうかと思っております。

なお、この広場、すなわち漁舎でございますが、ここが四日市市内の魚屋さんから集めてきたあらの集積場になっております。ここで集めて、それから静岡の化製工場へ運んでいるのでございます。これに関連して平山物産の問題、あるいは河原田の化製場建設の問題を問いただす予定でございましたけれども、これは一昨昨日市長から詳しい説明がございましたので、もうこの問題は素通りをしまります。この広がりっぱな漁舎をいつまでこんな形で放任していくのかという一つの疑問がございました。管理組合でもそのまま放置したような形では余りにも責任がなさ過ぎるような感じがするのでございます。四日市港全体にわたりましたが、やはり管理の不行き届きの点が多々ございます。この点は副管も十分心をして、そしてむだのない港の運営を図っていただきたいと思っております。

また、漁舎の前にも管理組合が造成した広場がございます。広場というのか、あるいは岸壁というのかわかりませんが、とにかく広場がございます。ここも何も利用しておりませんから、トラックがたくさんとめてございます。トラックの置き場所になっております。この漁舎、広場を含めて、そして何らかの利用の方法を考えるべきだと思います。

思うのでございますが、どういうお考えか、これは副管にお聞きいたしたいと思っております。

次に、このそばに、ご承知の合同ポンプを建設いたしております。もうこの年度末には恐らく二千ミリポンプの一台、二台ぐらいは備えつけられて稼働するのではなからうかと思っておりますが、その地続きに天ヶ須賀の海岸を埋めております。これは大体三、四割ぐらいは埋まっておりますが、これらの工事の進捗を見た富田一色の人たちは、ポンプ場の工事が終わったら港の方面から受けていた高潮の脅威がなくなって海水の浸入は防ぐことができるかもわかりませんが、しかし逆に、地盤の沈下した名四沿いの防潮堤は、大きな台風でも来たなら今度はここから海水が浸入して一挙に富田一色はつぶされるのではなからうかという不安と、それから先ほど申しました天ヶ須賀の埋め立てが富田一色の岸壁よりも高いので、それでもし何かあった場合にこれでもいいのかという不安も手伝っております。この点についてどう理事者はご判断していただくかわかりませんが、ご存じのように富田一色はゼロメートルの地帯でございます。満潮時には水面下にある町でございますので、われわれが考えているほど単純な場所でございます。ですから、富田一色の人たちが戦々恐々としてこの問題を真剣に考えている気持ちは私には十分わかるのでございます。どうかこの点について十分ご配慮をいただきたいと思いますし、なおまた、私は学者でございますからわかりませんが、その防潮堤の前面には昔はあいつた埋め立てはございませんが、現在は埋め立てでございます。その埋め立てがどれだけ高潮を、海水を殺すかということが科学的にわかりませんので、恐らくそういう点につきましてもご検討をいただいておりますので、どれだけ役に立つか、その点についてもお教えをいただきたいと思います。

なおまた、この件につきましては、二、三年前に富洲原の地区懇談会の席で富田一色の区長がこういった問題をただしております。しかし、ただしましても、二、三年たっている今日でも何らそれに対する回答がないというので、非常に不満だという言葉も聞いておりますので、地区懇でいろいろ話があったことにつきましては、やはり正すべき

ものは正し、調べるものは調べて回答しておかないと、行政の不信ということになりますので、十分ご配慮をいただきたいと思えます。

それから次に、八月十八日の新聞でございますが、三河の臨海地帯に人工ななぎさをつくるが出ておりました。私の会派の川口議員は、港の議会でたびたびこの人工ななぎさをつくることを発言いたしておるのでございます。また、私たちの会派も博多の人工ななぎさを見学に参りました。また、人工ななぎさのつくりやすい高松海岸も見学に行っておりますのでございます。博多の場合は砂を遠くから運んでまいりますので、造成費が相当かかります。しかし、三河の構想は、海中に四本の突堤を出して、そして自然に砂がここへ集まるよう、そして集まった砂のもとでなぎさができるという、こういう仕組みでございます。四日市も高松海岸に通称「くそ池」とわれわれは呼んでおりますが、そのそばに朝明都市下水路の放流口がございます。そのそばに突堤というほどでもないし、さくというものでもありませんが、ちやちな突堤のようなものがございます。それがあっても自然に非常に広い砂場ができております。浜地ができております。計画的に五十メートルか、あるいは百メートルぐらいの突堤をつくってやれば、朝明川の砂が自然にここへ集まってきれいな砂浜ができるだろうと思っております。管理組合の計画の中に示されていることでございますから、いまから始めても遅くないと思っております。

以上三点につきまして、三輪副管初めそれぞれの方々からご答弁をいただきましたと思いますが、時間がありましたら、さらに具体的な問題を提案しながらお尋ねをいたしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまご質問のございました遠洋漁業基地の問題、それから高松海岸の問題につきまして助役として、あるいは管理組合の副管理者としての立場でご答弁申し上げたいと思っておりますが、特にこの富田一色地

先の遠洋漁業基地の現状等、あるいはまたその経過等ご質問の中にございましたが、そういうものを踏まえまして、この遠洋漁業基地が、ご承知のように二百海里問題等々いろいろな問題から非常にその利用が激減しているのは事実でございます。これをいま見直す時期に来ておるのも事実でございます。こういうふうなところから、また今後の四日市港の個性の伸展にどのようにこれを活用していくかというふうなことも含めまして検討を加えておるのでございますが、現在遠洋漁業基地の活用問題につきましては、県の水産振興審議会の方へ諮問をいたしております。今年度内に今後の方針について答申が出てくる予定になっておるのでございます。ご承知のように、港湾につきましては漁港区、あるいは商港区、あるいは工業港区、あるいは特殊物資を扱う港区等々と、用途によって用途指定がなされておりまして、ちょうどいまご質問の大遠冷蔵の前から漁舎、それから鈴木造船、この付近までは漁港区としての指定がなされておるのでございます。したがって、現時点におきましては漁港区としての活用を図ることになっておるのでございますが、現実には遠洋漁業の現状からその活用が思わしくいっていないというのも実態でございます。したがって、私といたしましてはこの漁港区をやはり商港区としての用途の変更をすべきではないかというふうを考えております。商港区ということとは、やはり貨物船も入りますが、ここへ漁船を入れることもできるわけでございます。そうなりますと、この前の議会でロマンというふうなことでご質問がございましたが、水深がマイナス七・五メートル、ちょうどあの遠洋漁業基地の南の大遠冷蔵の前はございまして、五千トン級の船が三バースもとれるわけでございます。それからさらに、漁舎のある南側には千トンクラスの船が一バースと、こういうふうな四バースがとれるわけでございます。こういうふうに変更することによって、先ほど申し上げましたように、漁船の接岸も可能であり、さらにまた貨物船の接岸も可能であり、さらに、名四沿いでもございますので、やはり四日市港というもの非常に活況を呈しているようにも見受けられ、この前のロマンのときに申し上げましたようないろいろな、五千トンクラスの船でございましたら外航船も相当ございますので、船が入ってくるというふうには私は考えております。

このことは、いま現在港の主力が霞の方へ来ておるわけでございます。そういう中でこの富洲原の、富田一色の地先の現在の地区が非常に活況を呈して行くようにしなければならぬではないかというふうな考え方を持っておるのでございます。せっかくの海岸を造成していまのような形になったのでございますから、やはりこれは地元の人たちのためにも、住民の方々のためにもこれが十二分に活用できる考え方というのが根底にはなければならぬと思ひますし、私自身も管理組合におきましてそのようなことについて今後とも一層努力をしてまいりたいと思ひ次第でございます。

それから、もう一点の遠洋漁業基地の中でいまの魚市場はこのままでいいかどうかというご質問でございますが、これにつきましては五十四年の四月に富洲原の漁業協同組合及び富一魚商業組合から施設の利用についてのご要望がございまして、ご指摘のようなふうには、いま現在漁獲物の共同販売所として使用をしておっていただくのでございます。北勢公設市場等々の問題がございしますが、この辺のことにつきましては産業部長の方から詳細にご答弁をさせていただきますが、港の方といたしましても、やはりこれは四日市市の立場でいまご指摘のような零細な漁業者、さらにこれは旧来漁村から発展してきておる富田、富洲原でございます。そういう点もあわせ考えながら、この施設が十二分に活用できるように考えてまいらなければならないと思っております。

それから、最後のご質問の中にございました高松海岸の件でございますが、これはご指摘のように、今度の新十年計画の中に、将来計画の中に入れておるわけでございます。ただこれが、場所をご承知のように川越町の地先でもございますし、従来の計画ではここへ朝明埠頭を建設して、四日市港をさらに北の方へ延ばしていこうという計画でございましたのを今回の計画の中で、ご指摘のような方向づけをしたわけでございます。ただ、これにつきましては、現在の五十六年から六十年までの五カ年の計画には残念ながら入っていないのでございまして、これに入れることは総事業費等々からいたしましても無理があるのではないかと思ひます。なぜならば、この総事業費が大体十六億五

千万程度、現在の算定でそのようになっております。またさらに、この事業にかかりますにつきましては、ご承知と思ひますが、富洲原漁協の方でノリの漁業権の短期免許が与えられておるのも実情でございます。したがって、私もといたしましては六十一年以降の新しい計画の中へできる限りこれを入れるように努力をしていかなければならぬと思ひますし、また、いまご指摘のように四日市市内で従来ありました海岸というものは、あるいは白砂青松というものがだんだんとなくなつて、もう現在ではその面影がまずないというのが実態でもございます。霞ヶ浦しかりでございますし、富田浜しかり、あるいは天ヶ須賀の海水浴場しかり、あるいはまた南の方へ参りまして大井の川下流から磯津の海岸の方までもうほとんどございませぬ。残っておるのは、ここと吉崎の海岸だけでございしますが、吉崎海岸には新しい埋め立ての造成計画等もなされておりますので、今回の新しい将来計画の中で計画を一部変更をさせていただきますまして、本年の三月港灣審議会でご承認をいただきました。これにいまご指摘の通称くそ池と云っておりますので、そう言わせていただきますが、この前からかぎの手に朝明川の河口付近まで、護岸といいますが、これをつくりましてそこへ人工海岸をつくり緑地をつくと、こういう計画でございます。計画が計画倒れにならないように私といたしましても管理組合の方と十分話をしながら、これについての実現が一日も早くできるように持つていくように努力をしてみたいと思ひますし、また、そういうことによってあの付近は非常にアサリ等のよくとれるところでもございますので、楽しんで遊べるような海岸づくりというものは、港としてもやはり親しまれる港づくりの中では当然考えていかなければならぬと思ひます。ただ、川越町地内ということでもございしますので、その辺は十分管理組合の方で川越町当局とも話し合いをしながら、実現に向かって努力をしてまいりたいと思ひます。

以上で私からのご答弁を終わらさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君）　ご答弁申し上げます。

ご質問のございました旧市営魚市場の漁舎の利用の問題と、当然それに関連いたしました現在行われております北勢公設市場から仲卸を通じての分荷業務につきまして、ご答弁申し上げます。

ご承知のように旧市営魚市場の漁舎につきましては、北勢公設市場が開設をいたしまして市営魚市場が廃止されました昭和五十四年の四月に富洲原漁業協同組合及び富一魚商組合の皆さんから施設の利用についての要望がございました。漁舎の面積は千八百八十八平米でございますが、そのうちの百九十八平米を水産サイドの、漁業組合サイドの漁獲物の共同販売所として、さらに四百五十平米につきましては水産物の分配所、北勢公設市場から仲卸を通じてつないでまいります、いわゆる分配所として行政財産の使用許可をやりまして現在に至っておるわけでございます。北勢公設市場の分荷業務につきましては、北勢公設市場の開設に際しまして、いろんな事情で、先ほどご指摘もございましたが、直接市場へ参加できない方々にどう対応するかということで、当時富一魚商組合さんとの話し合いをずいぶんやったわけでございます。先ほどもご指摘ございましたが、いろんな検討をいたしました結果、現在行われておりますのを最善の方策ということで、北勢富一魚商組合の組合員でもございますし、北勢公設市場の買い出し人でもございます方々に対して、北勢公設市場の仲卸を通じて分荷業務をやるということでスタートをいたしましたわけでございます。当初場内の水産仲卸協同組合をまず持ちまして、富田地区出身の仲卸業者二社が当たっていたわけでございますが、その後漸次利用者の減少が出てまいりました。これは地元にも問屋さんがございますし、その供給する物品の買い方といえますが、供給の仕方もございますけれども、値段の問題あるいは時間の問題等がございます。漸次扱いが減ってまいりました。発足当時は二社でございましたのを、現在は仲卸一社で、これも地元の方とご相談の上でございますけれども、現在一社で仲卸が供給をしておると、こういう状況でございます。当時いろんな方法を

を考えましたわけでございますけれども、先ほど若干ご指摘ございました、車を仕立てて一緒に市場に買いに来ていただく方法とか、あるいは代表買いをやられるとか、あるいは予約制を持つとか、そういったことを種々検討をしたわけでございますけれども、やはり主として行商をやられる方が多くあるわけでございますが、販売先あるいは時間の関係、なかなか統一したことができないというようなことがございまして、先ほどのようなやり方になっておるわけでございます。当然今後も、北勢公設市場の業務の一環ではございますけれども、私どもも十分この点につきましては、これからもやはり永続していくためにどういった方法が一番いいのかということをお北勢公設市場ともども一緒に皆さん方と検討をしていかなきゃならぬというふうに考えておりますし、これは一方的にこちらの事情で中止するということは絶対いたしませんし、当時市場との一応のいろんな運営についての協定もしてございます。そういう関係もございまして北勢公設市場の業務の一環ではあると同時に、産業行政の一環でもございます。そういったことで対処してまいりたいと思っております。

それから、この建物でございすけれども、これは先ほど言いましたように建物は市のものでございすし、土地は四日市港管理組合から無償で市が借りておるわけでございます。先ほどの水揚げ、あるいは分荷小売につきましては若干の経費、たとえば電気代であるとか、あるいは水道代でありますとか、こういったものの基本料は市でずっと持っておりますし、現在でも予算化をいたしております。それから若干の修繕費、それからあとの基本料金以外のものにつきましては仲卸が負担すると、こういう当時の協定になっております。そういうことで私どもとしまして、今後の考え方としましてはやはり漁舎は利用していく必要があるのではないかとこのように考えておりますので、今後とも関係の方々によく相談をして、先ほどのご指摘にありました心配のないようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君）　建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君）　ご質問の富田一色地内の海岸でございますが、同海岸は国道二十三号線の富洲原橋から米洗川河口までの区間でございまして、富田、富田浜海岸と言われておるものでございまして、現在県が管理しておるものでございます。この海岸は昭和三十四年の伊勢湾台風によりまして被災したわけでございますが、昭和三十八年に伊勢湾高潮対策事業と名四国道との合併事業によりまして完成したものでございます。完成いたしました護岸はTPプラス五・五メートルでございましたが、その後の地盤沈下によりまして現在はTPプラス四・〇メートルぐらいとなっております。そういうことからいたしまして約一・五メートル程度、当時と比べると沈下しておることになるわけでございます。ところで、地盤沈下の全体的な現況でございますが、東海三県が行っております地盤沈下の調査の結果をみますと、ちょうどこの調査が始まったのが三十六年からでございますので、昭和三十六年から昭和五十二年までの十六年間に遠洋漁業基地周辺では一・二七メートル沈下したことになります。

なお、五十三年の地下水くみ上げ規制によりまして、以降はほとんどプラスマイナスゼロで沈下はほぼ止まっている現況でございます。ところで、この護岸の前面でございますけれども、建設当時に比べますと、再度の埋め立てによりまして幅員百二十メートル程度の陸地ができており、またこれがご承知の富双及び浜園地区となっておりますわけでございます。また、管理組合によりましてその後港内の工業区域といたしまして百三十二万平米の造成もされておまして、海岸先の強化という点では相当プラスとなっておりますわけでございます。これらによりまして、台風時にはかなりの消波の役割を果たしていると思われれます。

なお、伊勢湾台風時の最高潮位でございますが、TPプラス三・二九メートルで、現在の高さと比べますと余裕高は約七センチ程度あるということになるわけでございます。しかし、諸種の状況等を勘案いたしますと、なおかさ上げが必要ではないかと思われれますので、市といたしましては県当局に対しまして実情を説明申し上げ現地調査をいたします。また、管理組合によりましてその後港内の工業区域といたしまして百三十二万平米の造成もされておまして、海岸先の強化という点では相当プラスとなっておりますわけでございます。これらによりまして、台風時にはかなりの消波の役割を果たしていると思われれます。

なお、地区懇談会におきまして要望を五十三年度にいただいておりますが、その後の状況説明に配慮が欠けておりましたことを深くおわび申し上げます。

以上でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（青山峯男君）　伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　ご答弁ありがとうございます。しかし、わずかの時間で答弁の内容を判断していくと非常にむずかしいので、はっきりしたことは私も申し上げられないかも知れませんが、まず第一番に、三輪副管の説明の中に、いまの遠洋漁業基地を商港区として考えていくという言葉がございましたが、私は商港区として考えない立場で物を言っておるわけなんです。この辺で三輪副管の考え方と私の考え方が違う点がはっきりいたしております。私は先ほど申しましたように、ロマンを求めてという言葉を出しておるのは、やはりここをもっと違った形で開発という言葉を使えないけれども、そういった立場で考えていきたいということを思っているわけなんです。たとえばこの地域を、この前田中議員がおっしゃったように水族館のある展望台をつくれと、こういうような言葉も出ておりますし、あるいはまた堀議員が海釣り公園ということをとたびたびここで発言いたしております。そういったことを踏まえながら私は、踏まえながらということよりそれを頭に描きながらこの問題を提示しておるわけでございまして、現在

のままの形で商港区として考えていくとかは夢にも思っておりませんし、同時に、お尋ねいたしたいのは、商港区として決めた場合に一体外国の大きな船が着いて富洲原地域の人たちにどんな利益があるかと、どんな利益をもたらすかと、私は港という立場ではよくわからぬこともないと思えますけれども、しかし、富洲原という地域があつたために、先ほど触れましたように魚が入ってこない、たくさん加工をやってもらった業者もだめになったと、「富洲原は死んでしまった」と、こういう言葉を使っております。死んだ富洲原をどうしてよみがえらせるかということをおっしゃるわけなので、船が着いて富洲原がどうなるのかと、どんな潤いが来るのかと、それも考えないで港だけでの問題で考えるべきではないと思うんです。この辺が三輪副管と私の考えの違うところでございますが、その点は十分考えていただきたいと思えますし、また、時間がございませぬので、もう早回しにしまいたしますが、先ほどの高潮の問題で名四の防潮堤が一・五メートル低下しておるといふことでございまして、それに対しまして県との話し合いを進めながらかさ上げの問題について検討をしていきたいとおっしゃられますので、そう言っておる間にまた大きな台風が来て富田一色が海の中に巻き込まれることがあったときに大変でございますので、この問題は早急に進めていただきたいと思えますし、なおまた産業部長が申しました言葉もわからぬではございませぬけれども、やはり政治というのはそういった零細のものを、そういった日の当たらないものを、そういったものに対する配慮が非常に大事でございますので、若い部長でございまして、今後そういった目で行政をながめ、政治をながめて、そして四日市のためにやっていただかないというところ、四日市の行政もだんだん沈滞してまいりますので、若い部長はもっと積極的に物を考え判断しながら、やはり四日市市民のために働いていただくというお考えを持っていただきたいと思いますので、いまの零細業者につきましても、バスでも出したらどうかかなじゃなくて、バスを出すような方法を考え、そしてそれを上司に伺って進めていくだけの積極性が欲しいと思うんでございます。

後で市長からのお言葉もございまして、私はもうこれで終わります。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 鈴木造船から北へ向かいました天ヶ須賀の埋立地区全体を私は総合的に考えてみる必要があるというふうに思っております。この管理組合の方では漁港区を商港区に変更したいという案があるようでございますけれども、やはりあの地域は漁業者と魚商と、さらに将来の加工業者の地元の業界の方々を含めた水産関連の埋め立て、天ヶ須賀の地区がございまして、これらを一体的に考えて、地域の方々にも十分よかつたなと思われるような最終案を立案をすべきであるというふうに思っております。その点につきましては内部的に一度私の方で議論をいたしまして、また議会の皆さん方のご意見をちょうだいをいたしたいと、なお、高松海岸については、四日市港の港域の中に残された唯一のなぎさでございますから、このレジャーといいますが、海岸というものをぜひ残しまして、楽しい土地にすべきであるということについてはもう意見の一致を見ておるわけでございまして、この点につきましては予算の配分の関係あるいは港湾計画の関係上、次の五カ年計画の中でというふうに言われております。私はできるだけ早い機会にこの計画をまとめて皆さん方にご理解をいただくような措置を講じていくべきであるというふうに考えておるわけでございます。

漁舎の使用ということは一体的に考えるという中で、現状のままで果たしていいのかどうかということについては若干疑問を持っておりますので、今後関係者の方々とも十分意見調整をさせていただいた上で、全体の計画の中に漁業者はどうするか、あるいは魚商の方にはどうなつてもらうかというような立案をまとめてみたいというふうに思っておりますので、ご理解とご支援を賜りたいというふうに思う次第でございます。

なお、防潮の問題につきましては、すでに県の方が五十八年度には対応策を講ずるということになっておりますので、県を督促いたしました一日も早くご安心をいただけるような措置を講じてまいりたい、かように考えておる次第

でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

午前十一時八分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず最初に、北部地区の治排水工事についてであります。この問題については過去何回となく、私だけではなく関係議員の方々より質問なり、あるいは要望が出されていることはご承知のとおりでございます。昨年の九月議会でも私は同じような質問をいたしまして、早期解決の要望を申し上げております。したがいまして、昨年九月議会の理事者のご答弁を踏まえお尋ねをいたしますし、さらにまた関係地区の排水受け入れ先である新富洲原合同ポンプ場、これは四日市港管理組合で施行をしておる工事でも、ご承知のごとくポンプ能力が現在毎秒二十五立米を毎秒四十八立米にアップをいたしまして、五十九年度には完成をして内陸部の排水処理には十分対応できることをことしの七月の管理組合の定例議会で管理者は言明をいたしておりますことをあわせてご理解を賜っておきます。

では、第一点目の第一期事業認可区域の二号幹線及び四号幹線についてであります。昨年の九月の答弁では、「二号幹線については国鉄の横断あるいは国道一号線の横断、ここが一番ネック個所であるので、現在調査、設計を進めておりますので、このネック個所の解消を何とか来年度から詰めたい」とありますが、その前後の排水路につ

いては明確な答弁はありません。なるほど今年度ネック個所の国鉄及び国道一号線の横断工事に取りかかるやに聞いておりますが、その点の詳細な説明とネック個所前後の排水路工事の見通しについてご説明をお願いいたします。

あわせて、四号幹線の見通しについて、昨年の答弁より満一カ年を経過しておりますので、いまいし具体的にご説明を願います。

次に、第二点目の工事が完了をいたしております一号幹線と三号幹線への上流部からの接続についてであります。現在受け入れ先の市のポンプ場の能力も従来に比ばまして相当改良もされておりますし、また、さきに申しましたように合同ポンプ場の設備も逐次完了しつつありますので、上流部の排水接続を始めてもよいように思われますが、この点の見通しについてご説明を願いたいと思います。

次に、第三点目の第二期事業認可を受ける区域の対応についてであります。昨年の九月議会の答弁で、昭和六十年から発足をする第六次下水道整備五カ年計画の中で対応していきたいと申しておられますけれども、そこでひとつ親切に今度は教えていただきたいのでございますけれども、長年常時浸水のため困っている住民の不安を解消するための工事の認可を受けるのに一体どのような手順が必要なのでしょう。もっと具体的に申し上げますならば、市から県へとか、あるいは県から国へというような手順なのか、あるいは市から直接国の方へ行くのか、あるいはまたその他の手順があるのか、ひとつお教えを願いたいと思います。

あわせて、その手順のうち市としてはどこまで手順を進めているのか、そしてどこがネックでとまっているのか、ひとつ説明を願いたいと思います。

最後に、第四点目の幹線工事完了までの関係地区の排水対策についてでありますけれども、昨年の九月議会の答弁内容で、幹線工事が進むといたしますならば今後九年間ぐらいの年月が必要でございます。恐らく理事者席にお座りの市長を初めだれ一人としてその席にお見えにならないのではないかと、私は思います。それまで、先ほども申し

上げましたように、降雨時常に水の心配のもとに生活をいたしておりますところの富田、富洲原地区の西の方及び大矢知地区の東部の排水対策をどのように考えておみえになりますか、財政難とか、あるいは行政改革によるゼロシーリングとか、あるいはマイナスシーリングとかの弁明では済まされない深刻な状態ではなからうかと私は思います。昨年の九月議会で下水道部長は、都市下水路の関係で三幸糸工場内に入っている水路についてもあの水路は毎回地区要望会の調査の中でもご指摘があるわけでございますが、工場内の土地利用計画ということも現在あるように伺っておりますので、当面といたしましては維持管理面、すなわちしゅんせつ等十分行いまして対応してまいりたいと考えておりますと、おっしゃって見えます。工場内の土地利用計画とは、仮称あさけリージョンプラザ建設候補地のことであり、この計画は少なくともことしに入ってから解消していることは十分ご承知のことです。

また、しゅんせつを行いますと言ってみえるが、昨年九月以降現在までいつ実施をされましたか、また三幸糸会社の社長なり会社幹部の方に排水路改修について話し合いをされたことがございますか、もし話し合いをされたとするならば、その点のご説明をお願い申し上げます。

次に、二つ目の市民にやりっ放しと思われるような行政は改めよについてであります。この表題決定について私自身非常に気の弱い節がこれあり、若干ちゅうちょをいたしましたのでございますけれども、回りくどい表現を使って奥歯に物のはさまるようなことは、かえって誤解を招くおそれもございますので、端的に表現をいたしましてすっきりさせるべきであると考え、質問表題といたしました次第でございます。

さて、多様化したします住民要求の処理については大変ご苦勞願っている次第であり、特に昨今の財政難を中心とした諸情勢のきわめて厳しい情勢下では特にむずかしく、そのお骨折れもひとしお大変なことは十分承知をいたしております。物事を決定いたしましたして、関係住民を説得し協力を得たといはしても、さきに申し上げた諸事情その他によって工事の変更なり、あるいは実施期日、または実施期間の変更を余儀なくされる懸案も相当数あると思います。

なお、このままでは余りにも抽象的でございますので、私の居住をする地区の例を二点取り上げ、具体的に申し上げます。

かかる場合、きめ細かな住民との対応こそ唯一の行政信頼を得る道ではないかと私は考えます。しかるに、業務多忙とか、あるいは他機関との連絡がついていないとかというような弁明のもとに逃げの行政を行っているの、せつかくのご苦勞も水泡に帰し、逆に市は何をやっているのかと、調子のよいときはおれたちを呼び出し、調子が悪くなるとはっぴらかしというような行政批難を受ける問題が大なり小なり数多くあるものと思います。この点市長を初め理事者の強い反省を求めるとともに、市長の今後の行政指導上のお考えをお聞きいたします。

その一点は、北部清掃工場への北部からの進入道路についてであります。この道路新設は清掃工場建設当時からの要望事項であり、ようやく昭和五十五年に国の補助事業として決定をされまして、同年最初の調査費もついたのであります。これにより土木課は五十五年の末に道路新設にかかわりのある地主全員に説明会を持ち、地主の協力を得たのでございます。そして、五十六年度の当初に地主立ち会いのもとに仮測量をし、仮ぐいを打ったのでございます。ここまではまことに手順もよく手際もよかったですのでありますが、その後がいかげせん。その後墓地公園の問題が持ち上がり、あるいは同公園の進入道路建設に伴い富田山城線との交差を立体交差から平面交差への変更のための道路公社との折衝とか、あるいは国からの補助金の減少等の理由と思えますけれども、全く地主の皆さんへは何の音さたもないのでございます。したがって、最近では地主の皆さんからは、道路問題はどうかっているのか、あるいは山に入った場合、仮ぐいが邪魔になって危ないかというような声が出始めております。

それからいま一点は、北部埋立処分場に関連することでありますけれども、北部埋立処分場の閉鎖はご承知のように五十四年の八月であり、その後は南部埋立処分場を使用しております。この問題は、この切りかえ時のずれによりまして暫定的に埋立用地を北部埋立処分場の南側の隣接地に求めたのであります。そのときの地主との約束では、埋

立終了後は耕地整理をして返却するとなっております。当然五十五年度中に耕地整理をして返却すべきものをそのまま放置しておいたので、五十六年度中ごろと記憶をいたしておりますけれども、耕地整理にも相当の市費がかかるので、この際市の方で土地を購入してもらいたいとの申し出が地主側よりありまして、環境部長もその要望にこたえるべく前向きな姿勢を示しておりますし、また、ことしの三月に市長が垂坂町にお見えになったときに、非公式ではございますけれども、地主代表より強い要請を受けておられます。財政的な問題と、どのような公共施設を今後この場につくるのかという計画が当面の問題点とは思いますが、その後何の対応も地主の皆さんにされず放置の状態でございます。苦しいときの神頼みとか、あるいはど元過ぎれば熱さを忘れるとのことわざがぴったりと当てはまる現状ではなからうかと思えます。

以上の二点、例として申し上げました。したがって、二点とも工事の遅延の経過とか、あるいは今後の進捗状態に対する答弁は、今回は受けようとは思っておりません。恐らくこの事例により好転すると考えますので、その状況を当分拝見させていただき、その必要性があれば次の機会に質問をさせていただきたいと思っております。くどいようですが、大きい項目の二つ目は市長のご所見だけで結構でございます。

以上で私の一回目の質問といたします。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 北部地区の治排水工事のその後についてお答えさせていただきます。

まず第一点、第一期事業認可区域の二号幹線及び四号幹線の見通しについてということでございます。二号幹線につきましてはすでに国鉄、建設省等との協議も終わりました、今年近く発注したいということで計画いたしております。若干一部民家の移転という問題もございますが、基本的にはご了解いただいております、いまその補償費

の問題で詰めをやっておる段階でございます。

また一方、工事に入りますと、日通とか製粉会社とか、いろんな車の迂回等の問題もございまして、この点につきましても各社お願いしましてご協力をいただけるようになっております。したがって、本年度まず立て坑二カ所の着手をし、五十八、五十九ぐらいまでそのネック箇所、国鉄横断、国道横断、これを完了したいと考えております。その後は下流に向かって改修を進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、四号幹線の見通しでございますが、これにつきましては建設省の第六次下水道整備計画という中で六十年から始まるわけなのですが、その中で対応してまいりたいと、このように考えております。

次が、二点目の工事完了の一号幹線と三号幹線への上流部排水の接続についてでございますが、これにつきましては、まず一号幹線につきましてはすでに下流部におきまして三カ所ほど取り込んでおりますが、本年度四日市高校前の豊栄川、これの取り込みを行いたいということで、現在地元の関係者の方と協議を進めておりまして年明け早々ぐらいにはかかりたいと、こういうことで進めておるものでございます。

次に、三号幹線につきましては、これは既設の水路を改良してまいりましたので、既設の部分に接合しておるわけでございますが、まだ具体的にどこでどう取り込むかというところまではまいっております。

それから、三点目の第二期事業認可を受ける区域の対応についてということでございますが、まずこの手続はどうかというご質問であったかと存じますが、これは基本計画の作成を市でまず行うわけでございますが、これについてはすでに終わっております。続きまして、都市計画決定が必要でございます。これもすでに終わっております。そこで、最後の関所でございます事業認可の問題でございますが、これは下水道法による事業認可ということで県を通じて国へ上げるものでございます。それで、あと都市計画事業の認可と、こういう手続があるわけでございます。そういう中で現在、五十五年橋本議員のご質問、あるいは五十六年古市議員のご質問の中にもあったわけでござい

して、県とたびたび折衝をいたしております。県としては上位計画の流域下水道の事業認可区域に合わすべきだと、大体事業認可したところ八〇％ぐらいは工事が終わらなきゃ無理だと、こういうことでございます。しかし、それはまだまだ年月がかかりますし、浸水対策のためにも急がなければなりませんので、現在は面的でなしに上流へ向かって線で何とか事業認可を得られないかということで折衝しております。県に現地も調査していただきまして、いまのところその線で事業認可を受けるべく今後本省に話を上げていこうというところまでいっております。ただ、タミングといたしまして合同ポンプ場あるいは富洲原運河内の第一号幹線の工事、これらのめどをしっかりつかんだ上で持ち込もうじやないかと、こととしては、まだ持ち上げるのは少し時期が早いんじゃないかと、こういうことでございます。

また一方、先般名古屋市におきまして下水道協会の中支部の各支部長の懇談会がありまして、ちょうどその場に建設省の公共下水道課長もご出席いただいております。私の方も要望してまいったわけなんです。要は汚水汚水ということで雨水がどうもいじめられるような傾向にあると、それでは困るんで、まず浸水対策やらなきゃ汚水も入れぬと、だから四日市の特異な地形ということもお考えいただいてひとつ雨水の先行をお願いしたいと、新瀨の方も同じような意見が出ておりました。強く要望してまいったところでございます。

それから、四番目の幹線工事完了までの関係地区の排水対策についてでございますが、これにつきましてはネットワーク等から整備を進めまして下流との整合をやはり図りながら進めなきゃならないと思っております。

それから、ご指摘の三幸糸との話し合いの問題でございますが、これはまだ事務的な段階でございますが、一応改修についてのご協力をお願いしたいと、それからもう一点、あの水路が会社の所有地になっております。そういうことを今後事務的に解決していこうということで、まだ第一歩踏み込んだというところでございます。

それから、しゅんせつの問題ですが、近く発注すべく現在準備を進めております。非常に排水対策は急を要する問

題でございますので、今後とも一層努力をいたしたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二点についてお答えをいたします。

大変厳しいご指摘を賜ったわけでございますが、行政の進め方といえますか、進みぐあいというものが、一つの事業を計画してから完成まで、特に公共事業についてはかなりな時間がかかっておるといことは事実でございます。その間の地域の皆さん方との連絡を密にしていくことは必要なことでございます。いやしくも逃げの行政であると、あるいはやりっ放しの行政であるというふうに思われるような姿勢では、今日きわめて厳しい財政環境にありますだけに、私は最も避けなければならぬことであろうかというふうに思いますので、今後そういった面については職員の諸君を督促いたしまして、いやしくもそういうような感じを持たれることのないように努めてまいりたいというふうに思っております次第でございます。

そこで、具体的な問題として垂坂平津線の道路整備の問題についてご指摘がございました。これは調査費が本年度用地の購入ということになっておるわけでございますが、金額的には千五百万円という予算でございます。全体の総額でいきますと六億を超えるという大きな事業でございますので、やはり国の認める事業ということで、こちらがどんどんどんどん勝手に先に行っていくというわけにはまいらないという点があることをご承知おきいただきまして、なお国、県に対しまして早期に事業を進めてもらうよう強く要望をいたしてまいりたいと、かように思っておりますのでございます。

第二点の、南部埋立処分場開設までの借地したところでございますが、これは実は本年度に圃場整備をするということで当時のお約束はなっておったようでございますが、私が、もう圃場整備というよりもむしろ用地を市で購入し

てほしいというお話を承りましたのは、たしかこの二月の元三大師のお祭りのときだったというふうに記憶をいたしておりますが、当時私がお答えを申し上げましたことは、かなりの金額を要する事業でございます。億単位の金額を要する用地費でございますから、まず事業計画のないものを市が使うというわけにはまいりませんから、事業計画について十分検討をした上でということをお願いしたことを記憶をいたしておるのでございます。ところで、事業計画については事務当局の方に調整するよう指示してありますが、まだ計画がまとまってきていないということは事実でございます。

そこで、実は五十八年度は新しく策定を予定いたしております基本計画の初年度に当たるわけでございます。本来ならば五十八年度はいまの基本計画の最終年度でございますが、それを今度は五十八年度を初年度とした次の五カ年計画で取り扱おうといたしておるわけでございますから、仮にこれをやるとすれば、当然に五十八年度の計画の中に入ってくるものというふうに思っておるところでございます。

なお、五十八年度以降の新しい計画を取りまとめるに当たりましてはこの地域の方々のご意見ということも必要でございますので、十月には地主さんとの間で事務当局が一応お話し合いをさしていただく予定であるという報告を受けておりますので、その席でまたいろいろとご議論をいただきたいというふうに思うところでございます。

そこで、先ほど財政計画と施設計画というふうにおっしゃられたと思うんですが、私はまず施設計画が先に来なければいけないと、その後で財政的にこれがどういう年度に取り扱うことができるのかということを明確にしていくべきであるというふうに考えておるところでございます。

以上、私なりの考え方を申し上げた次第でございますので、ご理解とご協力を賜りたいことをお願いを申し上げます。して答弁とさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 二点目の市長のお考えについてはよくわかりましたし、その点で十月に地元の地主さんとお話し合いをするということでございますので、そのお話し合いを十分前向きにひとつ期待をいたしましてぜひお願いをしたいということ、これは例を二点申し上げたんであって、先ほどの伊藤議員の中にもやりっ放しというようなことが若干あったと思います。したがって、特にそういうやりっ放しとか、そういうような行政のないことをもう一遍くどいようですが、要望いたしまして、今後ないようにはお願いいたします。

それから、一点目の下水道部長の答弁では、昨年の九月の答弁と何にも変わってないと私は思います。したがって、四点とも下水道部は全然去年の九月から今年一カ年間で、この北部の排水工事については仕事をしてないというふうに理解をしてもよろしゅうございますか、それが第一点、それだけ聞いて、また後三回目やります。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） お答えします。

非常に厳しいご指摘をいただいたわけでございますが、決して放置しておるというわけではございません。現実には二号幹線にしましても近く着工するという予定で動いておりますし、それからまた、何にしましても一番根本になります合同ポンプ場、それから富洲原の運河内の幹線工事、これに最大の力を入れてやっておるところでございます。本年度合同ポンプ場につきましては、管理組合の方は非常に多くの予算も獲得していただいております。今後は、私も建設省に対しまして追加割り当てをくれということも現在も運動しておる最中でございますし、今後とも十分排水対策には力を尽くしたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（青山峯男君） 古市元一君。

○古市元一君 十分対処したいということは昨年の九月もおっしゃって見えますし、それじゃ具体的にもう一度お尋ねしますが、二号幹線なるほど国道あるいは関西線の横断のネック個所については、昨年の答弁どおり、私も質問の中でそのとおりでございますとっております。ところが、真ん中の排水だけよくしてその下と上をほったらかしにしておいたら、特にその下はもったもんじゃなと思う、したがって、その下はやりたいと思えますと言っておりますけれども、いつごろやるんだと、それからその上はいつごろやるんだというような計画をもう少しはっきりとさせてもらいたいと思う。

それから、これは一番最後の問題と関連するけれども、第二次の認可を受けるには第一次の八割程度の工事が進んでないと、これはテクニクの問題としてやりにくいとおっしゃって見えるけれども、その第一次を全然進めるような気が現在ないように私は思う。それとも一号は終わった、三号は終わった、二号がいま部長の話で真ん中をやって下流部をやると、仮に今年度なら今年度にこれが終わるとするならば、都市下水がありますので、五つの幹線のうち四つ完了しなけりゃ八割にはならないのかどうかということ、八割になればこれは事業認可として持ち上げていくとおっしゃって見えるんだが、もうぼつぼつと持ち上げてもいい時期じゃなかるうかと、それから合同ポンプ場の工事の進捗について云々おっしゃったけれども、これも冒頭、私は七月の港の議会で管理者から、間違いない五十九年度には完了しますという言葉をいただいておりますし、さらに内陸部の治排水については事業認可について、管理者であり三重県知事である田川さん、あなたは市の要請に対して協力をしていくれますかという質問も加えてしておるわけなんです。やりましようと思は言っております。ところが、市の方からまだ持ち上げていないというようなことでは、これはもう話にならないと思う。したがって、時期のテクニクなんか考えてもらわぬでもいいから、とにかく早急に県を通じて国へ事業認可を上げるとするならば、その持ち出しをしてもらえませんか。

そして、どこがネックということなら、そのネックにあなたの方がようせなきや、私自身私の手段でもってそのネック解消にも乗り出します。そういうことを考えておりますので、これはもう早急にひとつやってみようということ、それからもう一つは、終わっておるところの一号幹線、三号幹線への接続ですが、これは運河どおりを三つの市のポンプ場のポンプ能力の改良もなされておるんでしょう。そのためにいま部長がおっしゃったように、一号幹線の方は四日市高校の北のところ今年度接続をしますという答弁をいただきましたわね。そういうことならば三号の方も、伊藤議員見えて申しわけないんですけども、松原の方だって、あの幹線をつくってもらっても、あの幹線へ横の枝管をつないでやらぬと、せっかくの幹線が生きないわけなんです。そういうことは松原なり、あるいは富田の西の方を排水をよくしてもらうということは、とりもなおさず大矢知の方の排水を流しておくのに非常に便利になるということなんです。したがって、下の方からやらなければ上の方の排水はよくなりませんよ。したがって、ぜひこういう面に力を入れ、ひとつやってみようということ、それから下水道部長、三幸毛糸のあの用地の中の排水路というもの、なるほど三幸毛糸が用水路もろともあれを買ってしまった、売った地区の問題、あるいは市の問題かしれませんが、ここには問題はあるかと思うけれども、しかし、生活用水として昔から流れておる川を、買ってしまっただけのものだから、市の方で、あるいは県の方で排水工事をやりに来て、おれは知らぬぞというようなことは、これは世の中としては通らない問題なんです。この問題は、三幸毛糸の中に、いわゆる十志とか、あるいは西富田、蒔田あたりの水は全部あそこへ流れておるわけなんです。そこをよくしてもらわぬことには、いかに上の方で補足的な工事をやっても抜本的な解決にならないと、したがって、この工場の中の排水路の改修をやってくれということ、こちらに座っておられる水道局の奥村次長が部長の時分からもうやかましく言って、「はいわかりました。会社の上部とよく話をします」と言っておるんだけれども、全然話をなされてない。ただ私の質問が出るというので、やったんかどうか知りませんが、十日前に三幸毛糸の工場の中へ行って見えます。これは部長は行ってないん

だけれども、課長補佐が行っておるようなふう聞いております。それでは全然これはあなた方の誠意というものが無いというふうには、私たちは考えざるを得ないわけなんです。それと三幸毛糸の中の問題だけじゃない、それ以外にその幹線が完成するまでに下之宮とか、あるいは西富田、蒔田あたりの細かい排水路等についてもどういうふうに対応していくんだというような具体的な説明は全然ございませんので、もう一度そういう具体的な問題を踏まえたご答弁をお願いします。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） お答えいたします。

二号幹線につきましては、まず先ほどご説明させていただきましたとおり、ネック箇所、国鉄、国道一号線の横断部分、これを行うことによりまして、現在国鉄の下あるいは国道の下でかなり断面的にしぼられておりますので、これをまず解消すると、しかし、それにしても一応下流は受けられるというような状況でございます。したがって、本格的な下流の改修はこの横断部分が終わった後、引き続き進めてまいりたいと、このように考えております。

それから次に、事業認可の問題でございますが、私先ほどお答えさせていただきました中で、認可区域内おむね八〇〇事業完了というのが一つのためになっておると申しましたが、これは雨水だけでございませぬ。汚水も含めての問題でございます。したがって、それではとうていこの治水、排水浸水対策に間に合わないということで、現在は面的な事業認可でなしに幹線を線的に事業認可をしてほしいと、こういう要望を出しまして、県もその線で今後国へお願いに行こうと、こういうことでございます。

ただ、先ほど申しましたとおり、まず根本の合同ポンプ場、あるいはこれに接続する雨水一号幹線、これの早期完了を図らなければなりませんので、それらとにらみ合わせながら国にお願いに行こうと、こういうところまでまいっております。

それから、三幸毛糸の問題でございますが、確かにこれは会社の用地になっておりまして、前々から排水施設として重要なものでございますし、その辺で基本的に改修については、会社側もご協力いただけるということでございますので、今後具体的に話し合いを進めてまいりたいと思っております。

それから、この幹線への取り込みでございますが、これもできるところからということを進めてまいりたいと思っております。

それから、大矢知地区の排水対策ですが、これにつきましては毎年度初めに地区の要望会ということで現地も見せていただいておりますが、非常にたくさんの方々の要望がございまして、その中から逐次重要なところから手がけていきたいということではなかなか一挙にというわけにはまいりませんので、逐次整備を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと思っております。以上です。

○議長（青山峯男君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 何遍やってもこの席では解決するような問題でもないと申し上げますので、今後また地区の方々と一緒にいろいろとお邪魔をいたしまして、できるだけ早期に解決するようひとつお願いに上がりますので、よろしくお願ひします。

なお、もし建設委員会の方で質問内容に対する関連的なことがございましたら、よろしくその常任委員会でお取り計らいをお願いいたします。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 通告に従って質問をいたしますが、今回はラストバッターということでございますので、頭の中の整理もついでおりませんが、できる限り重複を避けて簡略に質問をさせていただきますと思います。したがって、答弁についてもひとつ簡略に要点をまとめてご答弁いただきますように、冒頭お願いを申し上げておきたいと思っております。

第一点目は、行革に伴う問題点についてでございますが、特に福祉問題の中の老人医療について、お伺いをいたします。

今回の行革は住民、自治体の期待を裏切り、臨調の第三部会の報告を踏襲したにすぎず、われわれ地方自治体、住民の期待する地方分権や地方自治の自由強化は全く無視される結果となっております。現在、各省庁の中央集権的縦割り行政と行財政を通じての過剰な国の自治体への関与は、自治体の創意工夫と自主性、自立性の芽を摘み取り、国や都道府県への依存心がさらに高まっていくならば、自給体が自主性、自立性を失い、私も市民の自主、自立の精神も育たなくなってくるのではないのでしょうかと、こういったことで私も心配をいたしておるところでございます。

そこで、市民にご所見をお伺いしたいと思います。

全国市長会あるいは都市政策研究特別委員会等々、こういった機関で地方自治体の問題については研究がされておると思いますが、本市の加藤市長が特に強調されておる点があればお伺いをいたしたい。また、そういった点にということがなければ、今日の行革について市長のご意見を、できる範囲で結構でございます、お聞かせをいたしたい。

なぜ私がこんな質問をいたすかと申しますと、市長は本市の顔でもあります。市民から選ばれた都市経営の最高責任者でありますから、都市経営はもちろん市長一人で行えるものではありませんが、市民、議会その他執行機関、職員等関係者がそれぞれの役割を分担して有機的に活動することによって円滑に行われるものであります。しかしながら、都市経営の生死は市長の力量、リーダーシップの発揮いかんで大きく左右されるものであると私たち市民は考えているところでございます。その市長の姿勢で住民もまた地方自治の自覚を高めていく、こういった働きが強く出からでございます。

そこで、本題の問題についてでございますけれども、一、二歳児、身障者医療等は、過日の質問の中で出ておりましたので省略をいたしまして、老人医療でございますけれども、提案以来一年三カ月目にして、過日の八月十日の衆議院本会議で成立し、来年二月施行でありますけれども、十年前の四十八年に、国民の強い要望で福祉元年の目玉として実現した七十歳以上の老人医療原則無料が、早くも国民の意思を無視し、通過をしたわけでございます。苦難な社会を働き抜き、また生き抜いてまいった、そうしてようやく第一線から退き、老後を健康で安心して暮らしたい、長生きしてよかったと言える毎日になりたいということで老人が願っているこの問題に対し、八月には先ほど申し上げましたように、本会議で成立をした。そこで最後の望みとして三重県と四日市市が独自で実施している六十八歳の無料化制度は、今後ともぜひ存続をさせていただきたいと強く要望をし、今議会に三泗地区高退協からも制度の存続を請願しているところであります。この老人の唯一の願いを市長はどう受けとめているか、ご所見をお伺いいたします。またそれに伴って、健康増進、健康診査、訪問看護、リハビリテーションなど総合的な制度の充実についても、どの

ような計画を持たれておられるのか、本市の第二次五カ年計画の明るい福祉都市四日市にふさわしいお考えをお聞かせ願いたい。もう一点は、現在検討中の第三次五カ年計画の福祉政策について、これについては、国の福祉後退に合わせ、市の福祉政策も変わるのではないかとということで心配をいたしております。これらについても後退のないようにやっていただきたいということと、こういった考え方について、この際お伺いをいたしたいと思っております。

次に、老人医療に関連して、最近よく住民の方から相談を受ける問題で、特養老人ホームについてであります。実は、津市では施設が充実しているのか、私の同僚議員はいろいろとこういった点について各市の状況を話し合う中で、そんな点について困っていないということでありますが、四日市の実情は、過日の配付されました市政概要の中でも明確になっております。その中で、ちょっと老人ホームの状況を申し上げますと、養護老人ホーム、これが定員百二十人に対し現員が百十三名ということで、これについては少々余裕があるように思いますが、特に小山田特養老人ホームにつきましては、五十五年度が定員百四十、現員が百四十ということです。五十六年も同じく百四十の現員が百四十ということで、これも毎年いっばいでなかなか入りたいた方が入れない、困っておる、こういった状況でございます。また、第二小山田特養老人ホームにつきましても、五十六年四月から開いておるわけでございますけれども、五十六年度、定員が五十人のところ現員が四十九名。また、小山田の軽費老人ホームについても、定員五十名の現員が四十七名ということでございます。こういった状況から見ても、先ほど申し上げました私どもに対する、市民から大変困っておるということで相談を受けるということが現実にはあらわれて出てくるということではなからうかと思っております。こういった施設の充実の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

また、過日築港病院の問題で、実はここに九月十一日付の中部ジャーナル、この中で「四日市築港病院が倒産、累積赤字五億円、来月から民間に委託」と記載をされております。すでに執行部の方もご存じのとおりと思っております。その中で「この築港病院は、四日市港の港湾労働者の福祉対策として三十六年間の歴史を持ち、その病院の経営が苦しくなると民間病院に経営を十月一日から全面委託」と、「川村病院への経営委託を決めた」とこういったことでございます。

過日もNHKテレビでこの川村病院が経営をいたしております老人ホームが報道をされておりました。実はああいった施設は日本で初めてだそうです。内容を考えて実は初めてできた報道はされておりました。そこで、これはここで申し上げて大変失礼かと思っておりますけれども、ぼけ老人、二度童子の人達の療養、あるいはめんどうを見ていただいております施設だそうなんです。そこで、高齢化社会に向かう折から、この日本には、何度もぼけ老人ということで失礼でございますけれども、推定五十万人、二十名に一人のこういった老人が見えるそうです。したがって、当市もこういった全国同様の状況と同じことであらわれてくるのではないかと思います。したがって、この川村病院については、あのテレビで見た限り献身的に老人のために尽くしていただいているようにございます。そこで、先ほど築港病院の川村病院への経営の委託、この問題ございましたが、これについても、実は今日築港病院の方で大変お年寄りが多く入院をされておる。そうしてお年寄りでございますからだんだん体力的にも弱くなって、そうして付き添い看護が必要になってくるということから、何とか特養老人ホーム、あるいはそういったところに入りたいたという声がたくさん私のもとにも相談に参っております。この際、市として川村病院の方と話し合いながらこの築港病院を老人ホーム的な施設に拡充するよう話し合ったことがあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。また、私ども個人的に考えましても、そういったところで老人の医療の問題、福祉の問題をやっていただきたいと思いますので要望をしておきたいと思っております。

次に、文化財保存と自然保護であります。一昨日の坂口議員の質問に関連して、私は地元議員として要点のみ簡略に、お伺いとあわせてご要望も兼ねて申し上げます。

まずその一点として、基本計画の「文化を創造する都市四日市、自然と調和する都市四日市」この観点で、本市の

唯一の観光地、宮妻峽とその周辺をどう管理し、発展させていくか、その基本姿勢と方針について、市長のご所見をお伺いしたいと思えます。

その二点目に、私は地元の一市民として、茶の木原が今日まで発見されて以来、心ある方々のご協力で管理をしてきたところでございます。が、今回の問題については遺憾なことではありますが、事は事として、茶の木原の保護とその周辺の自然保護を第一に考えていただきたい。そうしてこの改修工事促進を何とか早急にやっていただきたい。こういったことで、この件について、教育委員会にお伺いをいたします。

その第三点目は、今後このような事態の防止のために、教育委員会の管理、あるいは指導の強化について、お伺いをいたしたい。

また、市有林の管理についても、直接管理に携わる方、関心を持つ市民の方が安心して、張り合いを持って市有林育成に努力でき得るように、管理強化等の考えを、管財の担当でございませぬ総務部にお伺いをいたします。

次に、文化財に関連して、本市にはまだまだ文化財として、またそれに類する遺跡が調査すればあるんじゃないか、こういうふうにも私も考えるところでございます。

私の地元でも城の山城跡、水沢城跡等多くあるように予想をいたします。教育委員会にはある程度の資料があるわけです。ここに四日市市史として出ております城の山城山林ということで、時代は正安、城主坂田信濃守重次、そうして、永祿年間に信長軍のため焼かれ、滅ぶ云々ということが出ておりますし、また、水沢城についても簡単に二行ほどで終わっておるわけです。私は過日、中学校の子供のグループと一緒になって自由研究の中で調べさせていただいたわけでございますけれども、まだまだこれでは不十分だと言うしかございません。そこで、この貴重な遺跡がいつ開発、あるいはいろんな方面で壊されるかわからぬという不安もあり、教育委員会としてどう計画を立てて調査をもっと具体的にやっという考えがあるのかどうか、これについてお伺いをしたい。そうしてこういった計画

がないということであれば、文化会館が建設され、建物としてはりっぱに建設をされましたけれども、こういった面についての文化も真剣に取り組んでやっていただきたい。こういったことで要望をいたすところでございます。

私の第一回目の質問は、これで終わらせていただきます。冒頭申し上げましたように、重複をいたしておりますので、簡単にご答弁をいただきますようお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第一点でございますが、行政改革に関する臨調の提言をどういうふうにして市長として受けとめておるのかという基本的な考え方のご質問がございました。私は、臨調の答申、そして第三部会の報告等を読みました限りにおいてでございますけれども、行政改革というものが徹底的な行政の簡素化、合理化、あるいは総合性、弾力性、あるいは多様性といったようなものを考えた場合に、現状のままでもいいかどうかということについては大きな疑問があるというところでございまして、全体の流れとして行政改革はやらなければならないというふうに思っておりますのでございます。

そこで、臨調の答申、あるいは部会での報告等を詳細調べたわけでございますが、基本的な流れというのは、そういうことで必ずしも反対ばかりしておっていいかどうかということには疑問がありますので、やはり地方自治体として言うべきは言わなければならない。何を言うかということについて、全国市長会で取りまとめをいたしましたのでございます。

この間におきます市長会あるいはその他特に四日市の市長としていろいろと国なり、臨調答申に向けての意見というものは開陳してきたわけでございますが、総合的に全国市長会で取りまとめをしておりますのは、地方分権の必要

性という前提に立って、地方自治をいかにして確立するか。この地方自治を確立するという中で、重点は何とい

っても財源の国、県、市町村におきます適正な再配分ということが一つ、それから、国の権限の地方への委譲というこの二つが重点があるかというふうに思っておるわけでございます。第三点は、住民の利便性を確保しなければいけない。これは、行政を施行する側としては、住民の利便性を増進していくというところに力点が置かれなければならない。第四点が、行政の簡素、効率化を図っていかなければならないということでございまして、特にこの項におきまして問題となりますのは、中央集権と地方公共団体に対しまする国の過度の関与ということでござい

ます。これは、補助金の交付手続その他等がありまして、私は、今日の段階では地方自治というものが仮に税財源が三割であるにいたしましても、補助金等のあり方についてもう一遍国の方で洗い直して考えるべきではなからうかと。これは手続上の問題もありますが、もう一つ、補助金が地方自治の決断というものを鈍らせるチェック機能を果たしておるというような点については、私どもの大いに不満とするところでございます。その次が第五点目ですが、行政の、先ほどこちよと触れたんですが、総合性といえますことは、行政需要が非常に多様化してきておる、それを総合調整する機能というものをもっと市町村にゆだねるべきである。それから、そうすることによって多様性に十分対応できるんじゃないかと。地域の実情に見合った行政というものを行えるのではなからうかと。その次は弾力性ということでございます。非常に弾力的な対応ということをもっと市町村という自治体でできるようにしなければいけない。最後に、受益と負担の明確化ということを市長会では言っておるわけでございます。

これらの六点の中で、私があらゆる機会に言っていましたことは、二つ主張点があったわけでございます。この点は、私は今日でもまだ引き下がってないつもりですが、それは一つは、国、県、市の行政分担、行政機能の分担のあり方ということをもっと明確化しなければいけない。もう今日では、たとえば地方へすっかり任してもいいような行政事務が必ずしも任されていない。たとえば都市計画の面、あるいは農業関係の面等々でずいぶんたくさんあるわけでございますし、大変重要な、住民の皆さん方にとってはもっと身近に自分たちの問題を解決してほしいという願いがあるわけでございますので、そういった面におきましては、私は、機関委任事務であるとかいうようなことも、あるいは補助金の整理統合、メニュー化をしなきゃならぬということもありますが、私は、まず機能の分担のあり方ということが非常に中央集権的になり過ぎておるということでございます。

第二点は、税財源の確保、市長会では再配分ということをやったっておるわけでございますが、税財源の確保ということについてあらゆる機会を通じて私は中央に訴えてきたところでございますし、今後もこの面については強く訴えていきたいと、大変むずかしい問題ですが、重油関税の地方への還元ということが言われてから久しいわけですが、依然としてこれは認められないというような問題。それから同時に、超過負担の解消ということがあるわけでございます。こういったような点については、税財源の配分のやり方について大変疑問を持っておるところでございまして、やはり何といたっても機能分担だけが先行しても、これを遂行していく上においては裏づけとなる財源の再配分がなければいけないと、かように考えておりますので、そういった面について、従来も努力をしてきたところでござい

ますが、今後も格段の努力をする必要があるかというふうに思っておるところでございまして、皆さん方のご理解とご協力をぜひお願いを申し上げたいと思っております。

なお、臨調では地方自治というものについて、ある程度分権の必要性ということをおっしゃることは評価できるわけでございますけれども、地方自治の主権者はあくまでも市民であるということについての理念づけが、若干私は不足をいたしておるよう考えておるわけでございます。この点については各方面で言われておりますので、私は、三月の答申にはある程度盛り入れてくることだろうというふうに期待をいたしておるところでござい

ます。なお、ご指摘のありましたように、リーダーシップということは確かにそうでございますが、大変微力でございます

すので、責任の重大さだけをひしひしと感じておりまして、今後微力ながらも、市民の皆さん方の信託を得ておるわけですから、特段の努力をいたしたいと、かように考えておりまして、私の決意だけを申し上げまして、行革の臨調答申に対する非常に大きっぱな、時間がございませんので、私が気がついておる点だけを申し上げたところでございます。

それから、老人医療の無料化の問題でございますが、保健法が成立をいたしましたして、老人医療にどう対応をいたすかということでございますが、まず、六十八歳、六十九歳の現行の制度、これは国の制度とは違うわけでございませぬけれども、保健法が成立をいたしましたして、これが引き続き実施ができるように、県の方とも十分打ち合わせをして、廃止になるということがないように努めてまいりたいと考えておるところでございます。なおその場合に、七十歳以上の方々と六十八歳、六十九歳の方々の医療費の無料化についてのいろいろな条件の違いがございますので、条件の整合性は図っていく必要があるかというふうに考えておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

それから、保健制度全体について指摘が老人保健法でされておるわけでございますが、保健事業を進めていく上におきまして、私どもは、これがやっぱり地域社会づくりの一つの大きな活動の項目であろうというふうに考えておるまして、市民センターを中心いたしました保健事業の拡充というものを今後図ってまいりたいと思っております。健康手帳の交付でありますとかいうことは、これは全市的にやらなきゃいかぬことなんです。健康教育あるいは相談、健診といったような、あるいは機能訓練、訪問指導、こういったような問題点については、できるだけ市民センターを中心にして進めることができなかつたというふうに考えておるところでございます。ただ、厚生省の方でいろいろ実施基準についての検討がなされておりました。十月時分にはその結果が出てくるというふうに聞いておりますので、それらの状況を見た上で判断をしてみたいと、かように考えておる次第でございます。

それから、次の基本五カ年計画に関連してのご質問であつたかと思つておりますが、国の行財政改革に伴いまして、福祉の問題が後退をしておるのではなからうかと、市の方もそれと軌を一にするんじゃないかというふうなお話でございましたが、国がやめたサービス全部を市が引き受けると、国のしわ寄せを全部地方自治体が今日の状態で引き受けるといふことには、私は無理があるかというふうに思っております。国のしわ寄せが全部地方自治体に寄せられるということについては、私は反対でございます。ただ、市といたしましては、今日の状況をよく見まして、この臨調に対します市長会の提言の中でもはっきり明確にしておるところでございますが、ただ、国、県、市の役割分担ということだけでなしに、その間には国民、市民の自己責任の確立と、創意工夫による活力ある社会づくりということが言われておりました。そういったような面も配慮をしなければならぬかというふうに考えておるところでございますけれども、これは、なお今後具体的になってまいりました段階において検討を進め、市としては市の独自のあり方を考えていきたいと、かように思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それから、老人ホームの件でお話ございました。まことに私も、最近特に敬老の日を中心にして老人問題が多く話題になっておることは当然でございます。高齢化社会、特に世界一というふうな高齢化社会を日本の国が迎えるということになれば、老人の問題はただ単に老人の問題というだけでなくて、私は、やはり国民全体の大きな課題であろうかというふうに思っております。いま特養ホームに限定して考えた場合、第二特養を青山里会の方で、五十八年度、申請を国の方にされるといふふうにお聞きをいたしておりますし、さらに三重福祉会の方では、一般特養を五十九年度開所という予定で準備を進められておるところでございますので、六十五歳以上人口の一・〇％は特養ホームへの収容を要するんじゃないかという形で今後努力をしなければならぬかというふうに思っております。幸いにしまして、いま申しましたような民間施設の増床、あるいは建設計画もありますので、これらの増床、建設計画への助成ということで対処をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

います。

それから、築港病院の倒産と言われておるんですが、これは財団法人ですから倒産ということはあり得ないわけでございます。経営が非常にむずかしくなったということだというふうに理解をいたしております。

市としては、築港病院の増床に対しまして、あるいは設備の近代化に対しまして二百萬円の助成をかってやっております。県が三百萬円の助成をやっておると。これは港湾労働者福利厚生協会が経営をして、財団法人福利厚生協会が経営をしておるわけでございますので、市が直接これに介入をするというわけにはまいらないかと思いますが、そういうような助成をやっております関係上、今後、病院の福利厚生協会の方ともよく連絡をとりまして、できるだけ市民の需要にこたえるような病院になってもらうよう指導をしまいたい、かように考えておるところでございます。

以上、私からご答弁申し上げ、第二点、第三点については、それぞれ担当部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 観光につきまして、ご答弁申し上げます。ご指摘のように、鈴鹿国定公園内には自然景観の豊かな宮妻峡があるわけでございますし、隣接の湯の山温泉などともに登山あるいはキャンプを中心として広く親しまれてきておるわけでございます。市全体から申しますれば、やはり市民が自然の中に気楽に、家族そろって余暇を、あるいは健康づくりをするという場として、まず、市の西部には非常に緑の深い自然に囲まれましたスポーツランドがあるわけでございます。さらに、北部には伊坂、山村ダム、また、南部には丘陵公園がございます。今後、鈴鹿国定公園を中心としまして、特に宮妻峡周辺を自然と調和させた市民の健全なレクリエーションの場とするために、総合計画の中でも対処していきたいというふうに考えておるわけでございます。

実は、昭和五十五年度に、県が広域観光総合推進モデル事業を手がけておりまして、その中に鈴鹿国定公園、その周辺地域をモデルにしました鈴鹿地域観光レクリエーション振興計画、こういったものを策定いたしておるわけでございます。当然われわれもその一部に参画をいたしました。いろいろな意見を申し入れてきておるところでございますが、その中に二つ大きな考え方がございまして、一つは大規模観光の拠点となるもの、それから二番目には中規模的な観光の拠点となるもの、そういった二つございすけれども、中規模的な観光につきましては、四日市のスポーツランドの整備計画が具体的にはございます。現在、雇用促進事業団で勤労者の野外、趣味活動施設ということで近く着工がなされるわけでございますけれども、特にご指摘の南西部につきましては、周辺の農業振興と一緒に、まだ固まっておりますけれども、たとえばフラワーパーク、こういったものの構想もあるわけでございます。農業と観光とのいわゆる調和、それに関連した施設、そういったものも、一応現在検討中でございます。したがって、第三次の市の総合基本計画におきましては、その中でこういった内容についてさらに計画を進めていくというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） ご質問の文化財保護と自然保護についてのうちの三点ほどについて、ご答弁をさせていただきます。

まず、茶の木原の保護とその周辺の保護工事についてということでございます。このことにつきましては、一昨日もご答弁を申し上げたわけでございますが、現在市の文化財調査委員会の方に現地を踏査していただきまして、検討をお願いいたしております。近くご意見等が得られる見込みでございますので、このご意見をもとにいたしまして、関係方面と十分に調整、協議を図りまして、周辺の自然環境との調和を最重点に考えながら最も適切な方法で措置を

いたしてまいりたいと、かよう考えております。

それから、文化財の管理、指導等の強化についてということですが、このことにつきましては、従来から文化財関係の法令等に基づきまして、それぞれ対処をいたしております。それ以外に本市におきましては、開発指導要綱によります事前協議であるとか、あるいは文化財パトロール調査員による調査であるとかといったような施策を講じてきておるわけでございます。また、史跡や天然記念物などにつきましては、できるだけその公有化を図る方向で進めてまいっております。しかし、今回の事件などを十分反省をいたしました。今後さらに市の機構はもとより、所有者、管理者に対しましては、管理、保全のあり方につきまして一層の理解を深めていただくように指導をいたしますとともに、また、パトロール制度につきましても充実を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、遺跡の分布調査について、城の山城、水沢城などを例に挙げてご質問がございました。現在の市内の文化財等につきましては、登録されておりますものは、昭和四十六年までに県におきまして調査をいたしましたものに、その後随時市において追加登録を行ったものでございまして、全市のものを網羅したものではありません。したがって、この保護、保存をより拡充するためには、市といたしましても早急に分布実態調査を行いたいと考えておりました。現在、国、県に対して調査事業の実施につきまして、補助事業としての採択要請をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 市有林の管理体制の強化につきまして、お答え申し上げます。

今回の件に関しまして、市有林を管理、監督する主管部長として、まことに申しわけなく、おわび申し上げます。市有林の管理につきましては、昭和五十五年度に第三次森林専用計画を立てまして、森林の伐採、植林、保育等を行っておりますが、これが管理体制につきましては、市有林巡視員を地元の方に委嘱しまして、毎月二ないし三回、市有林内の巡視を行い、その結果につきまして連絡を取り合っており、補助員等の協力を得まして行っております。今後、より一層主管課との連絡を密にしまして、主管課である管財課の方もできるだけ多く現地へ出向き、また、市有林管理会にもいろいろご相談申し上げます。適正な管理ができるよう努力いたしてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 どうもご答弁ありがとうございました。

時間がございませんので、簡単にご要望を申し上げて終わりたいと思います。何度も簡略にご答弁いただきましたということでございますが、結局教科書によって授業を受けておるようにならなかつたので、時間がございません。

一点目の臨調に対する市長の姿勢でご答弁いただいたわけでございますけれども、いろいろと市長も市長会等々ががんばっておるということでございますし、いつ出てくるのかなと思つたら、私が一番言いたい主権、これは市民であるということでございます。したがって、市民のために、今後がんばって、一つ一つこういった福祉の拡充について努力をいただきますように、お願いを申し上げておきたいと思つています。

それから、老人医療の問題でございますけれども、廃止にならぬように努力をするということでございます。しかし国との関係がございまして、七十歳以上云々ということですが、実は、本日の議会の中でもロマンの問題が出ておりましたが、私の提案としてご検討いただきたいということで申し上げますが、私は、老人医療のロマンと

いうことで、七十歳以上が今後法律変更で変わるということでございますけれども、六十八歳、六十九歳の二年間、現状のままで何とか置いていただきたい。と申し上げますのは、実は、長い人生の間にこの医療費が全然かからぬと、こういったときも一度ぐらいいはあってもいいんじゃないかと。と申し上げますのは、長く生きられて、そうしてまたこの七十歳以後がんばって生き抜かれる老人の皆さんが、この二年間の間で体調を整えられて、また張り合いよくがんばっていただくと、こういう観点からもひとつ私はある程度いいんじゃないかという考え方でございます。ひとつご検討をいただきたい。

それから、保健婦の問題についても、市長から、市民センターで保健事業の拡充ということでございますが、この保健婦さんを、ひとつセンターに配置をしていただいてはどうかということでも要望を申し上げておきたいと思っております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 あんまり関連やりたくなかったんですけども、先ほどのやりとりを聞いておると、ちょっとやっぱり言わなきゃならぬかなという気になって、五分の時間ですから簡単にやっておきますけれども、まず、先ほど森君の問題の前にですね、答弁を聞いておって実にけしからぬと思うんです。これは、ぼくは、市長はやっぱり各部長を再教育していただきたい。再教育というよりも、教育してないんじゃないかと思う。そのことを一つ申し上げておきたい。これは、中身については検討していただければいいんで、私が一々これはどうだとかあれはどうだとか、こう言う必要はないと思います。

それから、今度は森議員の質問の内容ですけれども、市長は「国の福祉後退のしわ寄せを受けないようにがんばる」と、これは当然のことです。ただ心配することはですね、それにつけ込むつもりはないと思うんですが、あれだけの心配をしておられるんですから、つけ込むことはなかるうけれども、結果的にはそういうことになって、市の福祉後退になるおそれも多分にありますから、われわれももちろん真剣にこれから考えるし、かなり覚悟を決めてやっていただかなきゃならぬと思いますので、覚悟をしておいていただきたい。

それからもう一つ、文化の問題について、これは文化だけじゃなしに、スポーツとかいろんな問題、いままでもずいぶん質問もありましたけれども、質疑を聞いておって気になることは、いまの民主主義のやり方というのが、特に市民の間にもあると思うんですが、すべて行政に依頼をする、非常に依頼心の強い形で出ているということです。少なくともですね、特に文化の問題なんかは、行政はもちろん行政のやる分野、当然あるわけですが、同時に市民全体が文化の高揚に努めると。このことは、市長が文化会館の落成式のときに、そういうことを言われましたから、私は大丈夫だとは思ってすけれども、いまの質疑を聞いておっても、どうも何かそういう、行政がやらなきゃならないんだというふうな、非常に視野の狭くなるような話が出ておるように思うんです。だから、ボランティアという言葉があるんですから、これは福祉だけがボランティアじゃないんですよ。特に文化の場合には、市民みずからが創造性を発揮してそれを広げていくと、行政はあくまでその支えである。こういうふうなことで今後の取り組みについても、十分担当者は腹に据えて、これ下手するんですね、とにかく市民の方へ押しつけるということになりますから、それは困るけれども、その点を十分わきまえて、余裕を持って物事を見て、将来を考えていただきたい。これだけ申し上げておきます。答弁は要りません。

○議長（青山峯男君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第九十九号ないし議案第一一四号

○議長（青山峯男君） 日程第二、議案第九十九号昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第百十四号工事請負契約の締結についての十六件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 数点にわたってお尋ねをしたいと思います。

まず第一点が、議案第九十九号昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてでございます。この決算の中でベッドの利用率が、五十五年度は八五・六％、そして五十六年度が八七・一％と一・五％上がっている、こういう報告がなされているわけでございますが、過去私どももいろいろ患者の皆さん方から、市民の皆さん方からお聞きすると、なかなかベッドがあかなくて入院できないんだと、こういったこともお聞きしているわけでございます。そういった点で、このベッドの利用率、すでに開設後四年余りたつわけでございます。そういった点で、ベッドの有効な適正配分を行う、このことによってできるだけ利用率を上げて、市民の方に即必要ならば入っていたく、こういう体制がどうであったのか。そういう点をお尋ねをしたいと思います。それとあわせまして、差額ベッ

ドの収益が、五十六年度決算で七百四十万当たり減少しておるわけでございますが、この百三ある病床の利用状況、有効利用について、お尋ねをしたいと思います。

また、薬価の改定、技術料の改定、こういったものが行われてまいりましたが、この影響について、お尋ねをしたいと思います。

それから、こういった病院を経営する上で利用者の便を図ると、そういった点は非常に大事でございます。そういう点で、バスが市立病院へ回るといふ回数も今回の中でふえてきたわけでございますが、たとえば桜とか生桑、そういった地域から病院へ参る場合には、大通りの方でおろされる。こういった点で非常に、病気の方、お年寄り、病気になって大変な方が、もっと病院の中へ入れていただけないだろうか、こういう声も聞かれるわけでございます。そういう点利用客の便を図るといふ点でどういふ努力がなされてきたのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

第二点目が、議案第百号の昭和五十六年度四日市市水道事業決算認定でございます。

過去、私どもいつも問題にしておりましたが、県水の受水費が今年度も当初の財政計画や、また当初予算と比較いたしましたけれども、大変な努力によって減額をされているわけでございますが、それでもなお支出額の中の一七％までも占める、こういった状況でございます。全体の配水量そのものがそんなにふえていないにもかかわらず、県水の受水費が昨年と比較いたしましたしても二〇％以上もふえている。こういった点でこの県水の受水費について、もっと強い態度で県に臨めなかつたのであろうかと、こういう点をお尋ねしたいと思います。

第三点目に、議案百二号の五十七年度四日市市一般会計補正予算の第一号でございますが、款八の土木費の中で、住宅費住宅建設費、この中で当初は二階建て十戸という予算が計上されてあったわけでございますが、今回の補正予算を見ますと、二階建てが八戸、そして平家が六戸というふうに変えられているわけでございます。これは、日永に同和住宅を三カ年で三十戸建てる。こういった中で来年度分の先取り、こういうのが行われているわけでございます。

が、この二階建て十戸がなぜ八戸に減ってきたのか。こういった計画変更について何か特別の理由があったのかどうか、その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（青山峯男君） 病院事務局長。

〔病院事務局長（田中利夫君）登壇〕

○病院事務局長（田中利夫君） 病院に關しまして四点ほどございましたので、お答えいたします。

まず最初に、ベッドの利用率でございますが、病室の配分につきましては、新築移転時に各診療科の状況、見通し等を立てまして、各階の配分が確保されましたのですが、本年度泌尿器科の医師の常勤化等もありまして、病床の配分につきましては、許可病床の範囲内で調整しておりますが、病床の増加については、許可の關係もございましてできませんが、現況からは、物理的にも困難な状況でございます。現状の中で調整いたしましたして、効率的な利用のできるよう努めたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

次に、室料差額でございますが、ご指摘のように百三ベッドでございます。従来とは変わらず高い需要がなされておりますが、昭和五十六年度の室料差額が予算額より減少しておりますのは、昨年六月の診療報酬の改定に關連しまして、重症者の使用について指定病床制度ができました。本院の場合も百三ベッドのうち二十四の個室の病床についてこの指定を受けたのでございますが、この指定床に使用した場合、一日二千円の診療報酬加算の対象となっておりません。だから個人の負担はなくなりました。したがって、この二十四床に係る室料差額については収入がなくなり、この分が診療収入にふり変わっているものでございます。このため、当初予算に対しまして約七百四十万円の室料差額の収入の減少となっております。

次に、薬価の改定でございますが、昭和五十六の六月の当院医業収益を改定前、改正後の保険点数で試算しましたところ、伸び率は、入院収益で一〇三・一三％、外来収益で九五・一〇％、全体では一〇〇・〇二％と横ばいの状態

でございます。当院の収益には何ら寄与をしていないのが実情でございます。この原因は、八・一％の医療費値上げと同時に、薬価基準が一八・六％引き下げが実施されました、これが医業収益に大きな影響を及ぼしたと考えております。ちなみに、全国の病院の状況でございますが、五十六年度決算が約三分の二が赤字団体となっております。

次に、バス路線の件でございますが、新築移転開業以来、三重交通のバスで病院内の乗り入れを行っておりますが、従来の路線は、羽津山発近鉄四日市駅経由のものが一時間に二本の割りで行われておりましたが、九月一日からこれに加えまして、笹川ゴルフ場前から近鉄四日市駅経由のものを一時間二本の割合で運行をしていただくことになりました。現在一時間に四本の乗り入れがされておりますが、来院される方々にはより一層活用していただけるよう、なお関係方面と協議を重ねてまいりたいと存じますので、よろしく願ひいたします。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 水道次長。

〔水道次長（奥村仁人君）登壇〕

○水道次長（奥村仁人君） 議案第百号に対します五十六年度県水の受水量、受水費の關係でございます。

予算決算対比でまいりまして、水量の場合八十七万六千トンの減と相なっております。予算の場合、三千六百八十万円の節減を図っております次第でございます。これは、過去毎年のように北勢八市町村でつくっております受水部会の県への報告水量よりは大きくダウンした水量でございます。これにつきまして、私ども再三県の企業庁の方へ参りまして、この間の事情などよく説明をいたしまして、ご了解を求めよう努力を現在続けているところでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 天白町の市営住宅の戸数変更でございますけれども、当初は二階建て十戸ということ

あったわけですが、今回補正で総数十四戸にさしていただきました。中身の変更をさしていただいたわけですが、平家につきましては、その後の地元との話し合いの中で、そこに老人者向けを取り入れるようなことで一部内容を変更させていただいたわけでございます。

それから、補助の関係につきましては、追加が行われたということと、敷地の購入が確定したということでございます。よろしく願います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百号に関連いたしまして、五十六年度の水道の大口使用者の中からの問題点についてお尋ねをしたいと思っております。

大口使用者一覧表を見てまいりますと、三十位に阿瀬知ポンプ場、使用水量が五十六年度一年間四万五千四百四十四トン、水道料金で六百二十八万二千五百二十円となっております。三十二位で市立笹川中学校、使用水量が三万七千六百八十トンで、料金が五百八十八万六千円となっております。いろいろポンプ場もほかにもございますし、中学校、小学校もございます。特にこの阿瀬知ポンプ場、市立笹川中学が突出してこういう大口使用者の中にどうして出てきているんだろうかと、こういう点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 阿瀬知ポンプ場の水道使用量について、お答えいたします。

あの阿瀬知ポンプ場は相当古い施設でございますが、その中に汚水の中継用ポンプがございます。この型式が古いんですが、その中で冷却水の循環利用ということがやられていないわけなんです。最近の新しいポンプは全部そう

いう設備になっているんですが、そういうことから何とか改良をということで検討もいたしました。無理である、こういう結論が出ておるわけでございます。この稼働はほとんど二十四時間運転ということで、非常に多くの水量を水道を使っておるといふような現状でございます。

○議長（青山峯男君） 教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） 市立笹川中学校の水道料金が非常に多いんじゃないかというご質問でございますが、ちょっと私いま手元にその資料を持ち合わせておりません。後ほどよく調査をしてみたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 阿瀬知ポンプ場につきましては、汚水の中継ポンプの冷却用の水、上水使用だということでございませぬけれども、いまのご答弁じゃちょっと納得できません。

いろいろ改良を検討はしてみたけどむつかしいとおっしゃるんですけれども、年間これで、五十六年度でまだ少ない方なんだそうございます。年間七百万も八百万もですね、水道の使用料だけで使っていくということについて、しかも機械が古いということならば、抜本的に一遍検討してみる必要があるんじゃないかと。これほど行政経費の削減等々が言われながら、こういうことがまかり通っているのは理解できない。なるほど水道事業からすればたくさん水を買ってもらわなければぬということでございます。しょうけれども、問題点としてはやっぱりあると思うんですね。

〔私語する者あり〕

○小井道夫君 水道決算でございますので、ひとつ……。

この点です、一遍もう少し具体的な資料も出していただきたいと思うんですね。どの程度古いポンプで、検討されたものなのか。たとえば、私、かつて水道事業決算の段階でこの場で申し上げたことがございます。ある民間企業が、市の料金体系の改定とかかわったかどうかわかりませんが、節水ということで、上水をいままで使ってきたのを地下水くみ上げの方に切りかえて、そして市の水道局の水道料を軽減したと。年間、あの当方で六百数十万ぐらいであったと思うんです。企業におきましてはそういう努力もされているわけですね。地下水くみ上げというのは、私には時代に逆行することで問題があると思うんですけれども、下水のこの問題で、この機械の冷却用という、こういう点は一遍本当に検討できないのかどうか、もう少しお答えをいただきたいと思えます。

それから、笹川中学校の問題ですけれども……。

〔私語る者あり〕

○小井道夫君 どうしてですか。決算の認定が議案にかかるとるんですよ。余分なことは言わないでくださいよ。議案の審議を尽くすというのは議員の当然の務めでしょうが。

笹川中学校の問題でございますけれども、ちょっと驚きなんです、いまの次長のお答えは。今度の決算認定に当たって、各当局にそういう資料は渡らないんですか。ちょっといま手元に資料がないとおっしゃるんですが、ちょっと理解できませんね。

〔私語る者あり〕

○小井道夫君 いや、みんな資料あるですよ。みんな配られています、議員は全部。それで理事者は、理事者の一員として議員説明席に出られるのに手元に資料がないからとおっしゃるんで、ちょっと私腑に落ちないんですけれども、その辺どうなんですか。ちょっと相談でもして、一遍見ただでお返事をいただきたい。ちょっと私このままでは下げませんので、議長の方で善処を願いたいと思います。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十九分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時五十二分再開

教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） どうも大変失礼をいたしました。

笹川中学校につきましては、あそこの施設が、その中でも便所がガッター式といまして、最近建設しておるのは若干違った方式でございます。使用水量がほかの各校に比べましてかなり多いわけでございますが、この原因につきましては、漏水その他についても十分調査をいたしておりますが、主としてこの便所の方式によるのではなからうかというふうに考えておるところでございます。教育委員会の方では、計画的にこういう施設の改善を進めておるところでございます。なお、現場に対しましては、このガッターのバルブの調整なども含めまして、節減に努めるように指示をいたしております。五十六年度と五十七年度、比較をいたしました場合に、八月までで約三〇％ほど本年は減ってまいっております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） お答えいたします。

ただいまお答えさせていただきましたとおり、改良ということでは困難であるということでございます。そうなる

買いかえと、こういう問題になるわけですが、これは相当経費が必要でございますし、国庫補助対象にはならないようなこともございますが、今後、ポンプ、それも全体的に、具体的な点検等もやりまして、前向きな検討をいたしたいと思います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 どうもありがとうございます。

阿瀬知ポンプ場の件につきましては、ご答弁のとおり善処をお願いしたいと思います。

それから、笹川中学校の場合ですが、一つは、そういうガッター式とかいうトイレの方式に問題があるとすれば、その点善処していただきたいと思えます。改善していただきたいと思えますが、一つはこの原因がわからないということでございます。何とも申しようもございませんが、漏水等いろいろな事故によるという場合なんかですと問題だと思っております。学校側でチェックの体制が十分でないということだと問題があると思っております。ある小学校の場合、汚水の処理に当たりますして、モーターが故障してまして、悪水がどんだん生で流れておったと。たまたま月一遍の点検業者が、点検日に当たっておって点検に行ったときに初めて発見したというようなケースを、実際に当面しておるわけでございます。関係当局にその点を指摘したこともございますが、概してそうした学校等にある集中浄化槽の管理、あるいはまたこうした水道の管理、そうした面での学校側の体制上に問題がありはしないか。この辺のチェックも含めて、今後善処をしていただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表（一）のとおりであります。

日程第三 議案第一一五号工事請負契約の締結について、及び
日程第四 議案第一一六号工事請負契約の締結について

○議長（青山峯男君） 日程第三、議案第百十五号工事請負契約の締結について、及び日程第四、議案第百十六号工事請負契約の締結についての二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百十五号及び第百十六号は、いずれも工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、堀木橋橋梁整備工事につきましては、金額二億三千七百万円をもって朝日土木株式会社と、北部清掃工場電気集塵機増設工事につきましては、金額七千八百四十五万円をもって株式会社タクマ名古屋支店とそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。
本件を総務委員会に付託いたします。

○議長（青山峯男君） 次に、今定例会において受理しました請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（青山峯男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月二十四日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十九分散会

昭和五十七年九月二十四日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十七年九月二十四日(金) 午後二時開議

- 第一 議案第九号ないし議案第一一六号……………委員長報告、採決
- 第二 議案第一一七号 固定資産評価員の選任について……………採決
- 第三 委員会報告第九号 請願の審査結果について……………採決
- 第四 委員会報告第一〇号 陳情の審査結果について……………採決

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

二、日程追加 緊急質問

○出席議員(四十一名)

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大 | 大 | 小 | 伊 | 伊 | 小 | 青 |
| 谷 | 島 | 川 | 藤 | 藤 | 井 | 山 |
| 喜 | 武 | 四 | 雅 | 信 | 道 | 峯 |
| 正 | 雄 | 郎 | 敏 | 一 | 夫 | 男 |

○欠席議員(二名)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平 | 宇 | 渡 | 山 | 山 | 山 | 山 | 山 | 森 | 森 | 水 | 松 | 前 | 堀 | 堀 | 古 | 橋 |
| 治 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野 | 田 | 辺 | 本 | 中 | 路 | 口 | 口 | | | 野 | 島 | 川 | 内 | | 市 | 本 |
| 行 | 良 | 一 | 忠 | 信 | | | | 安 | 真 | 幹 | 良 | 辰 | 弘 | 新 | 元 | 増 |
| | | | | | | | | | 寿 | | | | 兵 | | | |
| 信 | 市 | 彦 | 勝 | 一 | 剛 | 生 | 孝 | 吉 | 朗 | 郎 | 一 | 男 | 士 | 衛 | 一 | 藏 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 野 | 生 | 永 | 中 | 谷 | 田 | 高 | 高 | 佐 | 坂 | 後 | 後 | 小 | 粉 | 訓 | 喜 | 川 | 川 | 金 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 多 | | |
| 呂 | 川 | 田 | 村 | 口 | 中 | 木 | 井 | 野 | 口 | 藤 | 藤 | 林 | 川 | 霸 | 野 | 村 | 口 | 森 |
| 平 | 平 | 正 | 信 | | 基 | | 三 | 光 | 正 | 長 | 寛 | 博 | | 也 | | 幸 | 洋 | |
| 和 | 藏 | 已 | 夫 | 保 | 介 | 勲 | 夫 | 信 | 次 | 六 | 次 | 次 | 茂 | 男 | 等 | 善 | 二 | 正 |

○出席議事説明者

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|--------|------|-------|-----|----|-------|---------|----|
| 市長 | 助役 | 収入役 | 市長公室長 | 総務部長 | 財政部長 | 市民部長 | 福祉部長 | 福産部長 | 産業部長 | 環境部長 | 都市計画部長 | 建設部長 | 下水道部長 | 消防長 | 次長 | 病院事務長 | 水道事業管理者 | 次長 |
| 加藤 | 坂倉 | 平井 | 片岡 | 藪田 | 阿南 | 毛利 | 岩山 | 官田 | 樋口 | 内田 | 奥山 | 石井 | 渡辺 | 河村 | 田中 | 田利 | 村山 | 奥村 |
| 寛 | 哲 | 清 | 一 | 輝 | 道 | 義 | 利 | 照 | 忠 | 武 | 三 | 靖 | 昭 | 利 | 仁 | 了 | 人 | |
| 嗣 | 男 | 三 | 裕 | 彦 | 男 | 弘 | 雄 | 一 | 泰 | 助 | 夫 | 三 | 郎 | 夫 | 了 | 人 | | |

教育委員長
服部 昌 弘
伊藤 長 爾

代表監査委員
吉田 耕 吉

○出席事務局職員

事務局 長 川合 一郎
議事課 長 板崎 大之丞
議事係 長 山口 克彦
主事 長 鈴木 晴美
主事 長 鈴木 隆

午後二時一分開議

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしく願いたします。なお、三輪助役は公務出張のため欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 議案第九九号ないし議案百一六号

○議長（青山峯男君） 日程第一、議案第九十九号昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第一百六号工事請負契約の締結についての十八件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いいたします。

田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第二百二号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、不況が深刻化する現下の経済情勢にかんがみ、とりわけ財政運営が懸念されることから、収収など財源確保の状況を含め、今年度における見通しについてただしたのであります。理事者からは、市税は当初予算額に比し四億五千万円程度増収は見込めるが、すでに今回の補正において二億円を計上しており、また、特別交付税の交付についても見通しは厳しく、今後予想される支出分を考えると、大変厳しい財政運営とならざるを得ない。このため、従来行ってきた繰越金の財政調整基金への積み立てを見送るとともに、遊休地などの財産の処分や入札差金の確保などきめ細かい財政運営を行い、この事態を乗り切っていきたいとの表明がなされ、当委員会としても、厳しさを増す本市の財政の現状を踏まえ、理事者に対しさらに一段の努力を行うよう強く要望いたしました。次に、歳出についてであります。

第二款総務費は、交通安全対策事業費及び集会所建設費補助金の追加補正であり、第四款衛生費は、休日、夜間などに於ける急病の場合、市民に診療機関を適切に案内できる救急医療情報システムに関する経費であり、第九款消防費は、過般の住宅火災での民間協力者に対する公務災害補償費の追加が主なるものであり、第十一款第三項その他公共用施設災害復旧費は、南部埋立処分場施設の災害復旧費であり、いずれも別段異議はありませんでした。

第十四款諸支出金は、旧市立病院跡地の売却代金による現市立病院の土地開発公社からの用地取得費の補正計上であり、別段異議はなかったのであります。土地開発公社から未取得の用地は、財政上当分の間借借せざるを得ないとの説明については、高い金利負担となることから、早急に対処するよう指摘がありました。

なお、本予算に関連する議案第一百十号土地の処分について、及び議案第一百十一号土地の取得については、別段異議はありませんでした。

第二条債務負担行為の補正、第三条地方債の補正については、別段異議はありませんでした。

議案第二百五号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正については、恩給法等の一部改正に準じ扶助料等を引き上げるものであり、議案第百八号四日市市応急診療所条例の一部改正については、振替休日にも診療を行おうとするものであり、議案第百十二号町及び字の区域の変更については、小生町地内での住宅団地の造成に伴い町及び字の区域を変更しようとするもので、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第百十三号工事請負契約の締結についてないし議案第百十六号工事請負契約の締結についての四議案についてであります。今回の入札については、一部委員からその経過を常識的に見た場合、談合の有無が危惧されるとの意見が出され、当委員会としても、特に、担当助役の出席を求め、市発注工事などの入札制度についてさらに論議を重ねたのであります。理事者からは、六月定例会における委員会での指摘の後、入札回数制限、関係業者に対する談合防止についての申し入れなど、市としてできる限りの対応を行っており、また、入札に談合は行われていないとの確信のもとに議会に提案をしているものであり、談合の事実について確証があれば、入札の取り消しや指名停止など

厳しく業者に処分を行うとともに、今後とも疑惑を持たれることのないよう努力したいとの説明がなされ、本議案については、これを了としたのでありますが、この際、当委員会としては、公共工事などの契約に当たって厳正な運営がなされるよう、国・県の動向にかかわらず市の主体的な取り組みにより、入札制度の見直し、再検討をすべきことを、強く強く要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これらもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（青山峯男君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第二百号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分である歳出第三款民生費については、今回の補正は、身体障害者療護施設エビノ苑の増築分と小山田デイ・サービスセンターの施設建設費に対する補助金であり、その補助基準について質疑がありましたほか別段異議はありませんでした。

議案第六十号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部改正については、去る八月に改正されました法律及び政令に基づいて、同条例の題名改正と、自然災害により、精神または身体に重度の障害を受けた住民の救済の一助とするための災害障害見舞金制度を同条例に創設しようとするものであり、また、議案第七十号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い低所得者世帯の保険料の軽減を図ろうとするものでありまして、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これらもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（青山峯男君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

後藤寛次君。

〔産業公営企業委員長（後藤寛次君）登壇〕

○産業公営企業委員長（後藤寛次君） ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係各議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十九号昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

五十六年度の当事業決算におきましては、総収益六十一億一千九百八十七万五千三百二十三円に対し、総費用は六十億七千五百七十四万二千九百七十六円で差し引き四千四百十三万二千三百四十七円の純利益を生じたのであります。利益を生じた原因として理事者から、昨年六月に医療報酬の改正と同時に薬価基準の大幅な引き下げが実施されたことにより、医業収益面への寄与がほとんど見られなかったものの、当院利用者、とりわけ外来患者数の増加が収益に貢献したとの説明がありました。当委員会においては、患者の信頼度の高まりによる利用者の伸びにも限度があること、及び診療報酬改正による経営的效果も期待できない状況の中にあつて、エネルギー関係費、企業債の償還等今後も厳しい経営環境が続くものと予想されることから、ベッドの効率的運用並びに検査業務の外部委託等多角的な面から経営合理化に取り組むよう要望いたしました。市民からの信頼に応え、地域の中核医療機関としての責務を遂行していく上で、医療従事者の資質向上に一層意を用いるよう要望いたしましたほか、患者数が増加したため、一途をたどっていることから、それに応えるために、一層の施設、設備の拡充、院内における盗難予防対策の充実、

及び未収金の回収、整理に努めるよう意見がありました。

以上の経過により、当委員会は、本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第百号昭和五十六年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

五十六年度当事業決算におきましては、総収益三十四億九千六百七十六万九百一円に対し、総費用三十四億七千四百三十三万五千五百十六円で差し引き二千二百六十二万五千三百八十五円の純利益を生じたのであります。理事者からは、年間配水量の伸び悩み、大口需要者の節水による需要低下から、給水収益が当初の見込み額を大幅に下回っており、北勢水道用水の受水量の抑制、及び老朽管対策工事の起債事業への振り替えなど収入の落ち込みに対応を図ってきたとの説明がありました。当委員会は、一応これを了とするものの、景気の低迷が続く中で、水需要量の伸び悩み傾向が定着し、依然厳しい経営環境が予想されることから、水需要の開拓に努めるとともに、施設の効率的運用の徹底等経営の合理化に今後一層の企業努力を要望いたしました。なお、今後想定される水道料金改正の問題については、将来の水需要の把握に十分留意するとともに、他都市における料金体系に関して調査、研究を尽くすよう強く指摘いたしました。

また、笹川中学校の使用料に関連して漏水防止対策の一環として、検針時の需要者に対する連絡体制の徹底に意を用いるよう指摘いたしましたほか、未給水世帯における給水工事費の負担について見直しを求める意見がありました。以上の経過により、当委員会は本件を認定すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第百一号昭和五十六年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

五十六年度の当事業決算におきましては、共済事業総収益二億二千三十一万二千八百九十六円に対し、共済事業総費用は一億八千四十二万二千四十九円で、差し引き三千九百八十九万八千四百四十七円の純利益となったのであります。これについて理事者から、当事業の中心である農作物共済では、二年続きの冷夏とイネミズウムシ等の被害も本市

においては比較的軽微であったものの、家畜共済で事故頭数が例年より多発したとの説明がありました。

当委員会においては、特に家畜共済で積立金による補てんにもかかわらず欠損金を生じており、次回の共済掛金率の見直し時期までの期間にさらに欠損の累積が懸念されることから、今後指定獣医等関係団体との連携をより強化するとともに、家畜の検査を中心とする損害防止事業の推進を図るよう強く指摘いたしましたほか、共済金の申請交付時の審査について、より厳正を期するよう意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会は、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第百二号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費につきましては、市単土地改良工事請負費における揚水機工に関連して、耕地への水の利便性向上を図る上で、今後揚水機設置の需要が高まることが予測されることから、新設後の修繕及び更新時の地元負担の軽減措置等その対応について、理事者の考えをただしたのであります。

理事者からは、修繕費への助成は、なお検討を要するも、更新については助成措置を考慮していききたいとの説明があり、これを了としたのであります。

また、農用地の線引きの見直しに際しては、地元農家への縦覧等意思疎通に留意するよう要望いたしましたほか、米の生産調整に伴う農家への減反割り当てに対する指導について意見がありました。

次に、歳出第七款商工費につきましては、商業振興事業費における諏訪栄町商店街の二発展会への補助金に関連していろいろ論議が交わされたのであります。この中で、かねてより指摘しております同商店街での商品の市道への陳列の自粛等について、これから年末にかけてさらに道路の混雑が予想されることから、商店に対する理事者の指導を要望いたしました。

なお、歳出第十一款農林水産施設災害復旧費については、本年七月、八月の豪雨及び台風十号による災害の復旧を図るもので、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました当議案につきましては、原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告いたします。

○議長（青山峯男君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

小井道夫君。

〔建設委員長（小井道夫君）登壇〕

○建設委員長（小井道夫君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第二百号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費のうち道路橋梁費につきましては、今回計上の道路改良工事のうち一部路線において整備の必要性、緊急性、及び他路線との整備状況の整合性について疑義が出され、担当助役の出席を求めその考えをただしたのであります。担当助役からは、道路整備については、かねてから努力を続けているが、長期的な観点から道路網の整備を図る必要がある、今回の路線もその一環として整備するものであるとの説明がなされたのであります。当委員会としましては、本市の交通事情、道路混雑状況等を踏まえ、今後においては道路整備の緊急性、必要性を十分検討の上、効果的な道路行政を積極的に行うよう要望いたしました。

都市計画費につきましては、「潤いのある町づくり」のために必要不可欠なものである公園の整備につきまして、特に、公園の維持管理面で十分でない実態があることを指摘し、予算の増額を図り、地域の住民の協力を得ながら、効率的な管理運営を行うとともに、公共施設の緑化についても格段の努力を払うよう強く要望いたしました。

住宅費につきましては、市営住宅に対して、入居はもとより環境改善を含めた質的充実の要望が根強く、また、福祉施策との整合性が求められる中で、この際、審議会等の機関を設け、総合的な住宅行政の確立を図りたいとの意見があり、当委員会といたしましては、住宅の建設及び管理のあり方について、時代のニーズに即応した抜本的な見直しを行うよう指摘いたしました。

歳出第十一款災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第三百号昭和五十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）、議案第四百号昭和五十七年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）、及び議案第九号市道路線の認定についての三議案につきましては、別段異議はありませんでした。

なお、最後に、市民の生命と財産を守る治水、排水対策について、当委員会はその対策に万全を期すため、予算的措置を十分に行い、遅れている市街化調整区域内についても早急に効果的な対策を講ずるよう指摘したのであります。以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告いたします。

○議長（青山峯男君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第九十九号昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、議案第百号昭和五十六年度四日市市水道事業決算認定について、及び議案第百一号昭和五十六年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての三件について、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、病院事業及び水道事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し剰余金処分を原案のとおり可決すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 異議なしと認めます。よって、本件は病院事業及び水道事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し剰余金処分を原案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り十五議案について、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第一一七号 固定資産評価員の選任について

○議長（青山峯男君） 日程第二、議案第百十七号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百十七号は、地方税法第四百四条の規定に基づき本市の固定資産評価員を収入役に兼務させようとするものであります。

なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 人事問題ではありませんが、あえて異議を唱えたいと思うわけでございます。

固定資産税制度ができましたから今日まで三十年余、地方税法上は固定資産評価員の設置が定められておりますけれども、四日市の場合は、それがずっと設置されないでまいりました。たまたまことしの固定資産の評価替えに伴いまして、団地の宅地評価が際立って高いと、こういうことでの市民の方からの訴え等がございまして、異議申請まで行ったわけでございますけれども、その過程で私もたまたま関与させていただく機会がありました。その際に、固定資産評価員の設置という問題の必要性を痛感したわけでございます。今回、この評価員を設置されることにつきましてとはとるものでございますけれども、税法の趣旨にもありますように、評価に関する知識及び経験を有する者を設置して固定資産評価の適正を期すと、こういう趣旨から見ました場合に、今回の収入役をこれに充てるというご提案につきましては、理解をしがたいわけでございます。一体、市長がこれまで兼ねてみえました評価員、今度これを収入役に兼ねさせられるということにおきましてどれほどの違いがあるのか、どれほどの意義があるのか、この点で

いに疑問を持つわけでございます。市長も大変ご多忙であろうと思いますが、収入役も大変ご多忙であると、決して閉職ではないと理解をいたしておるわけでございますが、この点どうしても納得できない。特に、四日市市におきましては、固定資産評価上の問題点はいろいろあるわけでございます。先ほどもちょっと触れました五十七年度の固定資産評価替えに伴いまして、一つは五月の臨時会におきましても指摘いたしました。いまも指摘いたしました。住宅地の固定資産評価が非常に高くなっている。果たしてこれが妥当なのかどうかという点につきまして、市民はその点の比較検討をして是非を決する手段を何も持たない。徹底的な秘密主義でやられている。また、私どもは、たとえば五十五年の三月議会におきましても臨海工業地帯の工場用地の評価について問題があるということ、かねて指摘しながら、なおかつ具体的に、千葉でも検討を始めた。堺やそのほかの幾つかのところでも、もうすでに具体化しつつある水際路線補正という問題なんか取り入れたらどうか、こういう問題も提起いたしました。川口議員が、やはり水際くない、ちゃんと評価しているという通り一遍の答えだけでした。去る六月議会でしたか、川口議員が、やはり水際税的な発想で提起されました。これについても、検討するとおっしゃっただけでございます。すでに幾つかのところは実施しているわけでございます。こうしたことがなぜ真摯に受けとめられないのか。当時の財政部長が、臨海工業地帯の工場地は適正に評価していると言われましても、一般市民はもとより私も市会議員の場合でも、それが果たして本当に適正なのかどうかということは、なかなかつかめないわけです。何の資料も具体的に示されません。そういう中で、本当に学識経験を持ちすぐれた識見も持たれる専門的な固定資産評価員を設置されるということ、私どもはきわめて大切だと思うわけでございます。それゆえにこそ、制度上も、早くからこうしたものを設けていると思うのでございます。こういう見地から見まして、私の疑問にどうお答えいただくのか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

固定資産評価員というのは、法律によりますと、市町村長の指示を受けて固定資産税を適正に評価し、かつ市町村長の行う価格の決定を補助するために設置をすると、こういうことになっておるわけでございまして、ただ、この法律の第四項に、市町村長に行わせることができる、と書いてありまして、四日市市では、この第四項の条項をそのまま適用して今日まで至っておる。しかし、やはりきちっと市町村長がすべての仕事を処理するということも、なかなか現実問題として非常にむずかしい。ところで、固定資産の評価ということでございますから、やはり専門的な知識経験というものが必要になってくるわけでございます。そういった意味合いにおきまして、部外の方にお願いをするのがいいのか、部内の人によってもらうのがいいのかというように、慎重に検討をさせていただきました。その検討の結果、収入役が一番こういった問題について非常に経験も豊富だし、知識も過去の経歴からして十分持っておる。また、市の財政にもきわめて精通をしておるということからお願いをいたしましたのでございまして、部外の方々に果たしてこれだけの知識がある方が得られるかどうかということ、十分私どもも考えたわけでございますが、ただいま申しましたような理由から、収入役が最も適当である、かように判断をしておる。申し上げておる次第でございます。どうぞこの点ご理解をいただきましてご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、ここに提案されている方が、決して知識、経験を持ってみえるということ、他の方と遜色があるとかという意味では申し上げておるわけでございませぬ。りっぱな方だと評価をしているものでございます。しかし、先ほども申し上げましたように、市長も大変ご多忙であった。同時に、収入役も大変ご多忙である。決して閉職

ではないと思うだけに、そしてまた、いまも調べてみましたが、五十七年度九月補正後でも固定資産税総額は九十四億八千五百万円、大変な税金を市民から徴収する。そのもとになる評価の適正を期するという上で、市民がなかなかそれが適正かどうか判断しがたい。本当に公正で専門的な知識を駆使して、それに専念できるそういう方を切望しているという見地からしますと問題があるということを申し上げるわけでございます。これ以上お伺いしても、市長としてのお考えも、余りさきのお答えの域を出ないと思います。私もといたしましては、この提案は、せっかくでございますけれども賛同がたいと、こういう立場を表明して終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青山峯男君） 起立多数であります。よって、本件はこれに同意することに決しました。

○議長（青山峯男君） この際報告いたします。

閉会中の継続審査となっております請願第十四号郵便貯金問題については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

日程第三 委員会報告第九号 請願の審査結果について、ないし

日程第四 委員会報告第一〇号 陳情の審査結果について

○議長（青山峯男君） 日程第三、委員会報告第九号請願の審査結果について、及び日程第四号、委員会報告第十号

陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

本件は、各常任委員会における請願、陳情の審査結果の報告であります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 総務委員長にお尋ねいたします。

三月議会より継続になっておりました陳情第一号市民ホール存続についてでございます。六月議会での継続のときのお答えでは、一応九月をめどとして、市議会側、商店街、理事者、そして商工会議所関係の方に入っていたいてプロジェクトを組んで結論を出していくという方向でお答えをいただいたわけでございますが、この審査経過の中でこの点がどのように審査されました。また、閉鎖をされて二カ月余りなるわけでございますが、この審査の中で、市民ホール閉鎖後の地元商店街への影響、こういったものがどのように論議をされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） 佐野光信議員の質問にお答えいたします。

総務委員会といたしまして、理事者の方からその後の状況、地元の話し合いについてたどりましたところ、関係の商店街からの陳情であり、新たに自治会としていろいろな形から出ており、それから商工会議所からも意見が出ており、まだ結論が出ていないというお話でございましたので、当委員会としては、再度時期の延長してまでも、はっきりと三者が納得いき、理事者の方でも納得いってそうして結論が出た上でやろうということで、引き続き継続審査といたしました。以上です。

○議長（青山峯男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 　　いまだ結論が出ていないということでございますが、市民生活を守る、こういった立場から、ぜひとも議会の自主性を発揮されることを望みまして、私どもはこの陳情第一号につきましては採択することを望み、継続に反対するものでございます。

○議長（青山峯男君） 　　他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

　　これより本件を採決いたします。

　　本件は、各委員会からの報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青山峯男君） 　　起立多数であります。よって、本件は各委員会からの報告のとおり決しました。

○議長（青山峯男君） 　　この際、緊急質問の通告がありますので、暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時十七分再開

○議長（青山峯男君） 　　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（青山峯男君） 　　おはかりいたします。

　　人事院勧告の凍結に関する件について、前川辰男君から緊急質問の通告があります。

前川辰男君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 　　ご異議なしと認めます。よって前川辰男君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことに決しました。

日程追加 緊急質問

○議長（青山峯男君） 　　前川辰男君の発言を許します。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 　　九月の定例議会も終わろうとするに当たりまして、大変皆さん方お疲れのところ、私のために時間を割いていただきまして、お礼を申し上げます。

　　先ほど議長から出されました表題のごとく、全く私どもが予期しておらなかった緊急性が発生しましたので、ここでやむを得ず市長に対する質問をするわけでございます。

　　去る九月の二十日、公務員関係関係会議ですが、ここにおきまして、人事院勧告を一時凍結すると、こういう発表がなされたことにつきましては、だれしも承知のとおりでございます。なるほど昭和四十八年のオイルショック以来、引き続き世界の経済情勢というのは低迷の一途をたどり、わが国も決してその例外ではないわけです。そのために、昨今の新聞報道等によりますという、第二臨調を中心とした勧告が出され、行政改革というものが一つの大きな問題となってきたわけですから、なるほど考えてみますという、この現在の経済情勢並びに社会体制というものは、非常にいままでかつてない、歴史にないような急速な発展を遂げてまいりました。こういう形の状況がどれだけ

続くかということは、冷静に考えてみればわかることです。別の言い方をすれば、膨張し過ぎた風船が収縮すると、こういうことではなからうかと思うのです。どこでそれをとめるかと。日本人というのは非常に言葉の扱い方というのが上手で、たとえば、昭和二十年八月の十五日に、私たちは戦争に負けたわけです。ところが、これを敗戦と言わずに終戦という。それからさらに最近問題になっております中国侵略に対する日本軍の取った歴史的な事実が、進出という形に書きかえられて、世界のひんしゅくを買っておると。これは中国や韓国が文句を言っているだけの問題じゃないと思うのです。私たちは本当に考えなきゃならぬ。そういう事態におきまして、この経済問題についてもやはり低成長とか、ゼロシーリングとか体裁のいい名前で、事態の現実を回避するような言葉が次々に出てまいりまして、われわれがともすると非常に高度経済成長というぬるま湯の中で座っていた気分を、なかなか引き締められまいりまして、けです。そういう状態の中で行政改革が打ち出されてきたと。この中には、すべて反対をする理由というのは少ないと思うのです。なるほどやらなきゃならないことはたくさんあると思います。ところが、今度その二十日の閣議決定というのは一体何であるかと。この中における一つの方法であろうと思うのです。が、しかし、この方法というのは、果たしてそれじゃ適切なものであるかと申しますというと、私は三つの点を挙げて、これは残念ながら否定せざるを得ないと、こういうふうに思います。

まず、第一点は、人事院勧告というものがなぜあるかという根本的な問題です。これは、憲法にももちろん抵触してくると思います。世界の情勢から見ても、先進諸国の中で公務員にスト権が与えられないというのは、これは日本以外にないと思います。その代償というとおかしいけれども、基本的な権利をどう認めるかと、救うかということ、救済策として公務員に人事院勧告、それから公共企業体には仲裁裁定、こういう形でできておるわけです。したがって、ILOでも日本のこのようなあり方について一応認めておると。最後のとりでと言いますか、そういう権利です。その権利を無法にもはく奪してしまうと、こういうことが第一点。

第二点としては、いろいろな大きな課題を抱えて公務員給与を凍結することによって、果たして財政再建ができるかと。このことは新聞論評でも触れ、たくさん出しておりますが、基本的な解決策というものを何一つ出さずに、せつ的な現象的な公務員給与、つまり、一番政府として取り上げやすい、赤子の手をねじりやすい問題だけを取り上げておるのではないかと。ほかの方策は何ら出されておらなくて、どうして公務員給与だけをこういふことをするかと。これは解せないということは、新聞もはっきり書いております。

第三点としましては、これがもし実施されるならば、どういう波及効果があるかということ、言わずと知れたことです。まず、民間企業に対して非常に協力をする、民間労働者が締めつけられる、これは福祉の切り捨てと同じように政府が行政改革の中で示してくる問題というのは、弱者を切り捨てるといふそれ以外にないわけで、その一端だと思えます。そうすると、今度は賃金は上がらない。民間の方も抑えられる、そういう条件づくりをするわけですね。そうすると、今度は消費経済というものはだんだんと低下していくと、一体このことは政府はどう責任持とうというのですか。私どもは、そういう点について、どうしてもここで一つこのことを皆さんにわかっていただくと同時に、当面しておる市長に対して、いま言った情勢の中で四日市はどうするのかと。私がここで申し上げるまでもなく地方自治体というのは、地方自治法にも明記されておるように、その地域社会が日本国憲法のもとで自主的に運営をしていくというのが、地方自治体であるわけです。決して政府の出先機関ではありません。こんなことは、私が申し上げるまでもなく市長が一番よく知っているはずで、政府の方は、地方公務員にもこの波及効果をねらったような発言を堂々としておりますが、もしそのことがそのとおりであるとすれば、もはや地方自治法というのは存在しないと同じことになるのではないかと、こういうふうに考えます。市長は、少なくとも政府の優等生になって、そして黒字団体であるということの誇りよりも、市民から愛される市民からの優等生になるべきだと思えます。そこで、四日市市の職員の賃金の問題でございますけれども、何か問題がややこしくなってくると、そういうところにしわ寄せす

るという習性が、過去にもあるようですが、賃金が高いとか安いとかいう批判をする問題よりも、少なくとも市長は、いまの賃金を払って市民のために、市の職員がよりよく仕事をするように認めてはまずです。そのために支払っている賃金であるはずで、ですから、高い安いということよりも、高けりゃ高いで結構、高いだけの仕事を市民のためにするように責任持つべきではないかと、指導すべきではないかと、こういうふうに考えるわけです。そういうふうな点につきまして、先ほどの総務委員長報告にもありましたように、総務委員会におきましても、今後の財政問題についていろいろと検討を加えた結果、市においてもベースアップ分の予定も三億五千万程度あると、こういうことも考えなきゃならぬという言葉も取っております。そこで、私は、市長はもちろんこの問題については、いままでやるつもりでおったと思うのですが、一つだけ聞いておきたいのは、政府なりからそういうことが示されてきたときに、よほど腹をくくってもらわないことには、結局そんなところで、角をためて牛を殺す。つまり、賃金を払わない。そうすると、労働者の中に不平不満がたまってくる。仮にもそのことが仕事に影響し、市民に迷惑をかけるような形になった場合には、そのことの方が結果は恐ろしいのではないかと、こう思います。したがって、いまの話でもうおわかりだと思いますが、一言だけで結構ですから、四日市は四日市としての努力を、市民のための努力をするという答えをいただきたいと思うわけでございます。以上です。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

大変次元の高いご議論をいただいたわけでございますが、政府はきょう閣議決定をしたようでございます。私は、今回の措置は非常に大きな問題提起であったというふうに受けとめておりますが、大きな問題提起であるだけに慎重に対処をしなければならぬというふうに思っております。確かに自治体ということですから、他の団体から自治体

内部の問題についていろいろと影響力を及ぼされることもあるかとも思いますが、最終的には、自治体の長である私が、自主的判断をせざるを得ないと、かように考えておるわけでございますが、いろんな面を考慮いたしまして、賃金の社会性ということも十分配慮をして最終的に判断をしまいたい。今後の経緯を、いまま少し見守っていきたい、かように思っております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 大体予定しておりました答えが出たような気がするのですけれども、やはりこの問題に限らず、たとえば工事請負契約に対する入札制度の問題にしてもそうですが、やはり国の意向、あるいは県の考え、どうもこれに少しとらわれ過ぎているのではなからうかという点を憂慮するわけです。それは、私も決して無視をしろということを書いておりません。当然日本国の中の四日市ですから、日本国の方針、その中でやるべき自治体の任務と、こういうものについて述べているわけですから、いまこれ以上市長の答えを引き出そうとは思いませんが、ひとつ大いに勇断を持って、これからこそ本音で勝負をしなければならぬ時代ではなからうかと思っております。その点を市長に期待をいたしましたので、これで私の見解と要求は終わります。

○議長（青山峯男君） これをもって、前川辰男君の緊急質問を終了いたします。

○議長（青山峯男君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、昭和五十七年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

午後三時三十三分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

青山峯男

四日市市議会副議長

小林博次

署名議員

訓覇也男

署名議員

渡辺一彦

昭和五十七年九月定例会会期日程

九月

九日(木) 午前十時開会 議案上程……説明

十日(金)

十一日(土) 休会

十二日(日)

十三日(月) 午前十時開議 一般質問

十四日(火) 午前十時開議 一般質問

十五日(水) 休会

十六日(木) 午前十時開議 一般質問

議案質疑：委員会付託

追加議案上程：説明：質疑：委員会付託

十七日(金)

十八日(土) 休会

十九日(日)

二十日(月) 各常任委員会

二十一日(火) 産業公営企業委員会

二十二日(水) 休会

二十三日(木) 休会

九月二十四日(金)

午後二時開議

委員長報告：質疑、討論、採決

追加議案上程：説明：質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十七年九月二日)

◎九月定例市議会について

- 一、会期日程 別紙のとおり

二、発言通告等の期限

- (一) 一般質問 九月 九日(木) 午後二時まで
- (二) 請願・陳情 九月 十三日(月) 午後四時まで
- (三) 討論・その他 九月二十二日(水) 正午まで

三、発言順序

- (一) 一般質問 ① 民政クラブ ② 自由クラブ ③ 日本共産党 ④ 公明党
- ⑤ 無所属クラブ ⑥ 市民クラブ ⑦ 清風会 ⑧ 社会クラブ

四、発言時間

- (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まず)
- (二) 関連質問 五分以内(答弁含まず)
- (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

第1日(9月13日)

一般質問通告一覧表

| 発言順序 | 要旨 | 氏名 | ページ |
|------|--|----------------|-----|
| 1 | 一、市財政の展望について 二、平山物産問題と新化製工場の建設について 三、道路整備の促進について 四、地域防災、特に水防に関して 一、四日市市文化会館に関連して 二、四日市市の住み良さと魅力について 三、財政の見通し 四、公共工事の取組みについて | 民政クラブ 伊藤 雅敏 | 30 |
| 2 | 一、地場産業(萬古業界)の発展策について 二、空き缶対策について 三、山手中学校の屋内運動場の早期建設について | 自由クラブ 堀内 弘士 | 59 |
| 3 | 一、水道行政について 二、商業振興について | 自由クラブ 後藤 長六 | 69 |
| 4 | 一、防災について 二、三重用水について 三、スポーツ広場について | 自由クラブ 堀 新兵衛 | 81 |

| | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------|--|---|---------------------------------------|
| 9 | 8 | 7 | 6 | |
| <p>一、入札について</p> <p>二、水沢茶の木原について</p> | <p>一、市内における災害問題について</p> | <p>一、水問題について</p> <p>二、スポーツ施設整備について</p> <p>三、中電の火力発電所新增設計画に関して</p> <p>四、国道一号線海蔵橋以北の交通渋滞対策について</p> <p>五、若干の地域地区の問題について</p> | <p>一、臨調路線への対応について(老人保健法成立に関連する問題も含む)</p> <p>二、公災害対策について(生川倉庫爆発事故、パイプライン油漏れ事故を教訓として抜本的公災害対策を確立し安全な四日市にすること)</p> <p>三、教科書問題について</p> | <p>四、新魚滓処理場について</p> <p>五、排水問題について</p> |
| <p>無所属クラブ 坂口正次</p> | <p>公明党 大島武雄</p> | <p>日本共産党 小井道夫</p> | <p>日本共産党 佐野光信</p> | |
| 151 | 141 | 122 | 98 | |

| | | | | |
|---|---|--|--|---|
| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 |
| <p>4. 幹線工事完了までの関係地区の排水対策について</p> <p>3. 第二期事業認可を受ける区域の対応について</p> <p>2. 工事完了の二号幹線と三号幹線への上流部排水の接続について</p> <p>1. 第一期事業認可区域の二号幹線及び四号幹線の見通しについて</p> | <p>一、北部地区の治排水工事のその後について</p> <p>二、市営野球場の整備</p> | <p>一、遠洋漁業基地はよみがえるか</p> <p>二、米飯給食について</p> <p>三、三重用水について</p> | <p>一、文化会館開館とうるおいのある街づくり</p> <p>二、近鉄四日市駅前について</p> <p>三、倉庫の行政責任体制について</p> <p>四、街路樹対策について</p> | <p>一、LNGに対する対策について</p> <p>二、選挙の公営化について</p> <p>一、情報公開制度について</p> <p>二、農業政策について問う</p> <p>特に本市農業の方向づけについて</p> |
| <p>社会クラブ 古市元一</p> | <p>清風会 伊藤信一</p> | <p>清風会 高木勲</p> | <p>市民クラブ 永田正巳</p> | <p>無所属クラブ 平野行信</p> |
| 212 | 198 | 174 | 163 | 158 |

| | | | |
|----|--|----------------|-----|
| 15 | 二、市民にやりっ放しと思われるような行政を改めよ。(例二点) 一、行革に伴う問題点 特に福祉問題 二、文化財保存と自然保護について | 社会クラブ 森 真寿朗 | 226 |
|----|--|----------------|-----|

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会

議案第一〇二号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第一款第三項 その他公共施設公用施設災害復旧費

第一四項第一項 普通財産取得費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一〇五号

議案第一〇八号

四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について
 四日市市応急診療所条例の一部改正について

- 議案第一一〇号
- 議案第一一一号
- 議案第一一二号
- 議案第一一三号
- 議案第一一四号

土地の処分について
 土地の取得について
 町及び字の区域の変更について
 工事請負契約の締結について
 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一〇二号

昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
 第一条 歳出第三款 民生費

議案第一〇六号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正について
 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第一〇七号

○産業公営企業委員会

議案第九九号

昭和五十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第一〇〇号

昭和五十六年度四日市市水道事業決算認定について

議案第一〇一号

昭和五十六年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第一〇二号

昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第二項 農林水産施設災害復旧費

○建設委員会

議案第一〇二号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第八款 土木費

第一款第一項 土木施設災害復旧費

議案第一〇三号 昭和五十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇四号 昭和五十七年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇九号 市道路線の認定について

付託議案一覧表 (二)

○総務委員会

議案第一一五号 工事請負契約の締結について

議案第一一六号 工事請負契約の締結について

委員会報告第九号

請願の審査結果について

| 番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所・氏名 | 紹介議員 | 付託委員会 | 審査結果 |
|----|-----------|-----------------------|--|------|-------|------|
| 13 | 57. 9. 13 | 水沢地区の公共施設汚水処理の集中化について | 四日市市水沢町四七一―二 水沢地区連合自治会長 伊藤重吉 ほか六名 | 森真寿朗 | 総務 | 採択 |

| 番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所・氏名 | 紹介議員 | 付託委員会 | 審査結果 |
|----|-----------|----------------|--|---|-------|------|
| 14 | 57. 9. 13 | 老人医療無料制度存続について | 四日市市昌栄町二一一〇 三泗地区高齢者退職者 協議会 会長 並木亀萬太 | 高井三夫 森安吉 田基介 平野信 小野道夫 水野幹郎 粉川真寿朗 森川茂 | 教育民生 | 採択 |

(前会から継続のもの)

| 番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所・氏名 | 紹介議員 | 付託委員会 | 審査結果 |
|----|-----------|------------|--|---|-------|--------|
| 14 | 56. 9. 12 | 郵便貯金問題について | 四日市市沖の島町三一六 社団法人四日市銀行協会 会長 小林淳二 ほか一九名 | 高木勲 森安吉 堀新兵衛 平野信 山口行孝 山中忠一 | 総務 | (取り下げ) |

陳情の審査結果について

| 番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情者の住所・氏名 | 付託委員会 | 審査結果 |
|----|-----------|-------------------------|--|--------|------|
| 7 | 57. 9. 13 | 八郷中央幼稚園の二年保育について | 四日市市山村町五一八 八郷地区連合自治会長 水谷 善郎 ほか三、三三五名 | 教育民生 | 採 択 |
| 6 | 57. 9. 9 | 朝鮮の自主的平和統一について | 四日市市阿倉川町八一三〇 在日本朝鮮人総連合会三重県四日市支部 委員長 金 成達 | 総 務 | 継続審査 |
| 5 | 57. 9. 9 | 輸出陶磁器意匠登録手数料への補助金交付について | 四日市市京町二一三 四日市陶磁器工業組合 理事長 古田 三郎 | 産業公営企業 | 採 択 |

(前会から継続のもの)

| 番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情者の住所・氏名 | 付託委員会 | 審査結果 |
|----|-------|----|-----------|-------|------|
|----|-------|----|-----------|-------|------|

| | | | | | |
|----|------------|-------------------|--|------|------|
| 1 | 57. 3. 9 | 市民ホール存続について | 四日市市諏訪町八一一二 諏訪新道発展会 会長 山本 旭 ほか 四四〇名 | 総 務 | 継続審査 |
| 33 | 56. 12. 10 | 私立幼稚園教育振興について | 四日市市下の宮町三三五 四日市私立幼稚園協会展長 佐藤 隆 ほか 一名 | 教育民生 | 採 択 |
| 2 | 56. 3. 5 | 四日市工業高等学校跡地利用について | 四日市市諏訪栄町二一六 諏訪栄町連合自治会 代表 大久保 憲一 ほか 二九五名 | 建 設 | 継続審査 |